

平成 29 年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 3 3
3. 委員長報告等	P 3 4 ~ P 2 0 8
4. 所管事務調査報告書	P 2 0 9 ~ P 2 5 6
5. 行政視察報告書	P 2 5 7 ~ P 2 9 8
6. 議会報告会の概要	P 2 9 9 ~ P 3 2 2
7. 4 常任委員会報告会において出された意見	P 3 2 3 ~ P 3 2 6

1. 委員会の構成

委員長 荒木美幸

副委員長 藤田真信

委員 小川政人

荻須智之

加藤清助

加納康樹

豊田政典

樋口博己

三平一良

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

平成 29 年 5 月 16 日(火)
市議会第 2 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について (案)

① 6 月 2 日 (金) 午後

② 5 月 31 日 (水) 午後

4. 行政視察について (案)

① 7 月 24 日 (月) ～ 7 月 26 日 (水)

② 7 月 26 日 (水) ～ 7 月 28 日 (金)

教育民生常任委員会事項書

平成29年6月14日（水）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成 29 年 6 月 19 日(月)

第2委員会室

○**教育委員会**

(教育民生常任委員会)

1. 請願第 2 号 小・中学校の学校規模等の早急な課題解決を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第 2 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

…補正予算書 P16~

第 3 項 中学校費

…補正予算書 P16~

(教育民生常任委員会協議会)

3. 笹川東小学校及び笹川西小学校の統合方針について

○**こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

4. 議案第 2 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書 P14~

第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P8, 18

(教育民生常任委員会協議会)

5. 公立幼稚園の適正化について

○**健康福祉部**

(教育民生常任委員会所管事務調査)

6. 平成 28 年度 第 4 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

7. 平成 29 年度 第 1 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

8. 平成 29 年度 第 1 ～ 3 回四日市市民生委員推薦会報告について

○**その他**

9. 6 月定例会議会中の所管事務調査について

10. 6 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：平成 29 年 7 月 4 日（火）午後 6 時 30 分～
会 場：総合会館 7 階第 1 研修室
議 題：教育民生常任委員会の所管事項全般について

11. 8 月定例会議会 議会報告会について
日程案：平成 29 年 10 月 16 日（月）

12. 行政視察について
日 時：平成 29 年 7 月 26 日（水）～7 月 28 日（金）
視察先：岡山県高梁市、山口県下関市、佐賀県多久市

13. 休会中の所管事務調査について

①日程について（案）

- ・平成29年7月24日（月） AM
- ・平成29年7月25日（火） AM or PM

②調査項目について

教育民生常任委員会事項書

平成29年7月25日(火)
第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 四日市市における介護予防の現状と課題について

(その他)

2. 市町村国民健康保険の都道府県広域化について(報告)

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

4. 行政視察について(7月26日～7月28日)

教育民生常任委員会事項書

平成29年9月8日（金）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育
民生分科会／決算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成29年9月12日（火）10:00～

○**教育委員会**

（教育民生常任委員会）

1. 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出について
2. 請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
3. 請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について
4. 請願第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

（決算常任委員会教育民生分科会）

5. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

- | | | |
|-----|-------------|----------------------|
| 第1項 | 教育総務費(関係部分) | …決算書P246～、実績報告書P184～ |
| 第2項 | 小学校費 | …決算書P250～、実績報告書P191～ |
| 第3項 | 中学校費 | …決算書P252～、実績報告書P195～ |
| 第5項 | 社会教育費(関係部分) | …決算書P258～、実績報告書P198～ |
| 第6項 | 保健体育費 | …決算書P262～、実績報告書P207～ |

(予算常任委員会教育民生分科会)

6. 議案第 12 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)
第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書P8, 16

(教育民生常任委員会)

7. 議案第 17 号 工事請負契約の締結について

…議案書P27~

(教育民生常任委員会協議会)

8. 学校運営費の支出状況について

9. 平成 28 年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

10. 久留倍官衙遺跡整備事業について

11. 新テニスコート・新サッカー場の使用料の設定について

12. 県小学校プール事故について (報告)

○健康福祉部

(決算常任委員会教育民生分科会)

13. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費(関係部分) …決算書P180~、実績報告書P76~
- 第2項 児童福祉費(関係部分) …決算書P186~、実績報告書P87~
- 第3項 生活保護費 …決算書P192~、実績報告書P98~
- 第4項 災害救助費 …決算書P192~、実績報告書P100
- 第5項 国民健康保険費 …決算書P194~、実績報告書P100
- 第6項 介護保険費 …決算書P194~、実績報告書P101

第4款 衛生費

- 第1項 保健衛生費(関係部分) …決算書P194~、実績報告書P102~
- 第3項 保健所費(関係部分) …決算書P206~、実績報告書P120~

第10款 教育費

- 第1項 教育総務費(関係部分) …決算書P246~、実績報告書P184~

○国民健康保険特別会計

…決算書P283~、実績報告書P222~

○介護保険特別会計

…決算書P363~、実績報告書P261~

○後期高齢者医療特別会計

…決算書P395~、実績報告書P275~

※①〔歳出第3款民生費、第10款教育費、各特別会計〕の説明及び質疑

《理事者入替》

②〔歳出第4款衛生費〕の説明及び質疑

①②の順に行った後、議案第7号の討論、採決を行います。

(予算常任委員会教育民生分科会)

14. 議案第13号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

…補正予算書P19~

(教育民生常任委員会協議会)

15. 「第7次介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」の策定について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

16. 平成29年度第1回及び第2回四日市市障害者施策推進協議会報告について

17. 平成29年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

18. 平成 29 年度第 4 回及び第 5 回四日市市民生委員推薦会報告について

○**こども未来部**

(決算常任委員会教育民生分科会)

19. 議案第 7 号 平成 28 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書P180~、実績報告書P76~

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書P186~、実績報告書P87~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書P194~、実績報告書P102~

第 3 項 保健所費 (関係部分) …決算書P206~、実績報告書P120~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書P246~、実績報告書P184~

第 4 項 幼稚園費 …決算書P256~、実績報告書P198

第 5 項 社会教育費 (関係部分) …決算書P258~、実績報告書P198~

(予算常任委員会教育民生分科会)

20. 議案第 12 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書P14~

(教育民生常任委員会協議会)

21. 教育・保育に係る利用者負担額の規定の統一について

22. 保育士等 (民間) の処遇改善について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

23. 平成 29 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会報告について

24. 平成 29 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会報告について

○ **そ の 他**

25. 8月定例会議会での所管事務調査について
26. 8月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについて
日時：平成29年10月16日（月）午後6時30分～
場所：日永カヨーショッピングセンター 1階中央広場
テーマ：教育全般について
27. 11月定例会議会議会報告会について
28. 休会中の所管事務調査について
＜日程案＞ ①平成29年10月27日（金）午後
②平成29年10月25日（水）午前 or 午後
③平成29年11月10日（金）午後
④平成29年11月14日（火）午後

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成29年10月5日（木）

○**教育委員会**

1. 議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第6項 保健体育費

…補正予算書P14~

教育民生常任委員会事項書

平成29年10月25日(水)

第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 教職員の負担軽減に向けた取り組みについて

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

3. 次回委員会の日程について(確認)

・平成29年11月10日(金)午後1時30分

教育民生常任委員会事項書

平成29年11月10日(金)

第2委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 障害者(児)福祉について

(その他)

2. 市町村国民健康保険の都道府県広域化について(報告)【健康福祉部】

3. 産業廃棄物処理業務受託業者における作業員の健康被害について(現状報告)

【教育委員会】

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
議案聴取会・教育民生常任委員会協議会事項書

平成 29 年 11 月 27 日(月)

第2委員会室

《議案聴取会》

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …補正予算書 P26~
 - 第 2 項 児童福祉費 …補正予算書 P26~
 - 第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P11,38~

(教育民生常任委員会)

2. 議案第 43 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について …議案書 P11~
3. 議案第 44 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について …議案書 P17~
4. 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事 (建築工事) —
…議案書 P57~
5. 議案第 52 号 工事請負契約の締結について
—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事 (建築機械設備) —
…議案書 P61~
6. 議案第 55 号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について …議案書 P69~

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 2 項 小学校費 …補正予算書 P36~
 - 第 6 項 保健体育費 …補正予算書 P36~
 - 第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P11,38~

(教育民生常任委員会)

8. 議案第 46 号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定について …議案書 P31~
9. 議案第 47 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について …議案書 P33~
10. 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
—中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事—
…議案書 P63~

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …補正予算書 P26~
 - 第 3 項 生活保護費 …補正予算書 P28~
 - 第 6 項 介護保険費 …補正予算書 P28~
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 3 項 保健所費 …補正予算書 P30~
 - 第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P11,38~

12. 議案第 34 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
…補正予算書 P43~

13. 議案第 36 号 平成 29 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書 P55~

《協議会》

○健康福祉部

14. 「第 7 次四日市市介護保険事業計画・第 8 次四日市市高齢者福祉計画」について

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成 29 年 12 月 13 日 (水)

第2委員会室

○**こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分)

…補正予算書 P26~

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書 P26~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 38~

(教育民生常任委員会)

2. 議案第 43 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

…議案書 P11~

3. 議案第 44 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について

…議案書 P17~

4. 議案第 51 号 工事請負契約の締結について

—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事 (建築工事) —

…議案書 P57~

5. 議案第 52 号 工事請負契約の締結について

—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事 (建築機械設備) —

…議案書 P61~

6. 議案第 55 号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について

…議案書 P69~

○**教育委員会**

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

…補正予算書 P36～

第 6 項 保健体育費

…補正予算書 P36～

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 38～

(教育民生常任委員会)

8. 議案第 46 号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定について

…議案書 P31～

9. 議案第 47 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

…議案書 P33～

10. 議案第 53 号 工事請負契約の締結について

—中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事—

…議案書 P63～

○**健康福祉部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分)

…補正予算書 P26～

第 3 項 生活保護費

…補正予算書 P28～

第 6 項 介護保険費

…補正予算書 P28～

第 4 款 衛生費

第 3 項 保健所費

…補正予算書 P30～

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11, 38～

12. 議案第 34 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

…補正予算書 P43～

13. 議案第 36 号 平成 29 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

…補正予算書 P55～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

14. 平成 29 年度 第 3 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

15. 平成 29 年度 第 6 回ないし第 8 回四日市市民生委員推薦会報告について

（教育民生常任委員会協議会）

16. 市町村国民健康保険の都道府県広域化について（報告）

17. 第 2 次四日市市保健医療推進プランの策定について

○**こども未来部**

（教育民生常任委員会協議会）

18. 公立幼稚園利用者負担額の応能負担に伴う就学前教育の環境改善について

19. 公立幼稚園の適正化について

20. 四日市市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

○**教育委員会**

（教育民生常任委員会協議会）

21. 第 76 回国民体育大会（三重とこわか国体）における、デモンストレーションスポーツについて

22. 小中学校普通教室空調設備整備について（報告）

23. 四日市市適応指導教室（ふれあい）の今後の取り組みについて

24. 平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果の分析について

25. 学校プール運営事業について（中間報告）

○**そ の 他**

26. 11 月定例月議会中の所管事務調査について

27. 休会中の所管事務調査について

<日程案>①平成 30 年 1 月 31 日（水）午前 10 時

②平成 30 年 2 月 1 日（木）午前 10 時

28. 市制 120 周年記念議会報告会 シティ・ミーティングについて

日時：平成 30 年 1 月 21 日（日）午後 1 時～午後 4 時

場所：総合会館 8 階

議題：広報広聴委員会から提案のあったテーマから選択

産業生活常任委員会
教育民生常任委員会
連合審査会事項書

平成30年1月31日（水）10：00～

（産業生活常任委員会 教育民生常任委員会 連合審査会）

1. 農福連携の取り組みについて

（教育民生常任委員会）

（その他）

2. 11月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

教育民生常任委員会事項書

平成30年2月22日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成30年2月28日（水）10:00～

○教育委員会

（教育民生常任委員会）

1. 請願第9号 大矢知興譲小学校施設改善基本構想に関し、保護者及び地域住民の意見を反映することを求めることについて

2. 請願第8号 安心・安全で、よりよい中学校給食の実現を求めることについて

（予算常任委員会教育民生分科会）

3. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

〔第21目 体育振興費

…予算書P108～

第22目 体育施設費

…予算書P110～

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

…予算書P220～

第2項 小学校費

…予算書P228～

第3項 中学校費

…予算書P232～

第4項 幼稚園費（関係部分）

…予算書P236～

第5項 社会教育費（関係部分）

…予算書P238～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

4. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

…補正予算書P42～

第2項 小学校費

…補正予算書P42～

第3項 中学校費

…補正予算書P44～

第5項 社会教育費（関係部分）

…補正予算書P46～

第6項 保健体育費

…補正予算書P46～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書P10

5. 議案第 116 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

…補正予算書(2)P20~

(教育民生常任委員会)

6. 議案第 105 号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

…議案書(その2)P209~

○健康福祉部

(教育民生常任委員会)

7. 請願第 7 号 市民の食の安全・安心の確保を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費(関係部分)

…予算書P124~

第 2 項 児童福祉費(関係部分)

…予算書P134~

第 3 項 生活保護費

…予算書P144~

第 4 項 災害救助費(関係部分)

…予算書P146~

第 5 項 国民健康保険費

…予算書P146~

第 6 項 介護保険費

…予算書P148~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費(関係部分)

…予算書P148~

第 3 項 保健所費

…予算書P164~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費(関係部分)

…予算書P220~

第 2 条 債務負担行為(関係部分)

…予算書P15~

9. 議案第 71 号 平成 30 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

…予算書(特別会計)P31~

10. 議案第 76 号 平成 30 年度四日市市介護保険特別会計予算

…予算書(特別会計)P163~

11. 議案第 77 号 平成 30 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
…予算書 (特別会計) P213~

※①〔議案第 69 号 歳出第 3 款民生費・第 10 款教育費、議案第 71、76、77 号各特別会計〕

の説明及び質疑

《理事者入替》

②〔議案第 69 号歳出第 4 款衛生費 第 2 条債務負担行為〕の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第 69、71、76、77 号と順に採決を行います。

12. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 歳出第 3 款 民生費
- 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …補正予算書P28~
- 第 3 項 生活保護費 …補正予算書P30~
- 第 5 項 国民健康保険費 …補正予算書P30~
- 第 4 款 衛生費
- 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …補正予算書P32~
- 第 10 款 教育費
- 第 1 項 教育総務費 (関係部分) …補正予算書P42~
- 第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分) …補正予算書P10
13. 議案第 110 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
…補正予算書P55~
14. 議案第 113 号 平成 29 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
…補正予算書P113~
15. 議案第 116 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 歳出第 3 款 民生費
- 第 5 項 国民健康保険費 …補正予算書(2)P18~
16. 議案第 117 号 平成 30 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
…補正予算書(2)P27~

(教育民生常任委員会)

17. 議案第 87 号 四日市市介護保険条例の一部改正について …議案書P27~

18. 議案第 88 号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について …議案書P31~

19. 議案第 89 号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について …議案書P47~

20. 議案第 90 号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について …議案書P53~

21. 議案第 91 号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正について …議案書P131~

22. 議案第 92 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について …議案書 (その2) P139~

23. 議案第 93 号 四日市市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について …議案書 (その2) P147~

24. 議案第 94 号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について …議案書 (その2) P149~

25. 議案第 107 号 第 7 次四日市市介護保険事業計画・第 8 次四日市市高齢者福祉計画の策定について …議案書 (その2) P223~

26. 議案第 123 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書 (平成30年2月27日上程分) P9~

(教育民生常任委員会協議会)

27. 第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画(案)について

28. 第2次四日市市保健医療推進プラン(案)について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

29. 平成29年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告について

30. 平成29年度第4回四日市市障害者施策推進協議会報告について

31. 平成29年度第9回四日市市民生委員推薦会報告について

○ **こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

32. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算
- 第 1 条 歳入歳出予算
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費(関係部分) …予算書P124~
 - 第 2 項 児童福祉費(関係部分) …予算書P134~
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費(関係部分) …予算書P148~
 - 第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費(関係部分) …予算書P220~
 - 第 4 項 幼稚園費(関係部分) …予算書P236~
 - 第 5 項 社会教育費(関係部分) …予算書P238~
 - 第 2 条 債務負担行為(関係部分) …予算書P15~

33. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書 P28～
 - 第 2 項 児童福祉費 ……補正予算書 P30～
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費（関係部分） ……補正予算書 P32～
 - 第 10 款 教育費
 - 第 4 項 幼稚園費 ……補正予算書 P44～
 - 第 5 項 社会教育費（関係部分） ……補正予算書 P46～
 - 第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） ……補正予算書 P10

（教育民生常任委員会）

34. 議案第 95 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正について ……議案書（その 2）P153～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

35. 平成 29 年度第 2 回四日市市青少年問題協議会報告について

36. 平成 29 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会報告について

（教育民生常任委員会協議会）

○**教育委員会**

37. 四日市市学校規模等適正化計画 平成 29 年度改訂版について

38. 「三重とこわか国体」及び「三重とこわか大会」に向けた準備状況について

39. 四日市市中学校給食基本構想について

40. 学校・学校三師の連携強化に向けた取り組みについて（報告）

41. 四日市市部活動ガイドライン（素案）について

○ **そ の 他**

（教育民生常任委員会所管事務調査）

42. 平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会
並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について

43. 2 月定例会議会での所管事務調査について

（教育民生常任委員会）

44. 2 月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについて
日時：平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 6 時 30 分～
場所：四郷地区市民センター 2 階大会議室
テーマ：教育民生常任委員会の所管事項全般について

45. 閉会中の所管事務調査について

46. 4 常任委員会報告会について

47. 年間白書の作成について

3. 委員長報告等

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成29年6月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)について

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費及び第3項中学校費 ▶

大矢知興譲小学校施設課題対策事業費・朝明中学校施設課題対策事業費について

Q. 今回の事業については、朝明中学校の大規模改修に向けて基本構想を策定するものであるのか。

A. 今回の基本構想は、大規模改修に向けたものではない。校舎と体育館の間の段差解消や昇降口の改築など、大規模改修に併せて行う生徒の安全対策について、基本構想を策定するものである。

Q. 今回の補正予算が認められれば、基本構想策定と並行して地域への説明を行うと読み取れるが、一定の地域の理解のもとに補正予算が上程されるべきではないのか。

A. 両校の保護者にはPTA総会や役員会に出向いて説明を行ったが、大矢知地区住民への説明はできていない状況である。課題の把握と解決の必要性については、これまで地域や保護者とも意見交換してきたところであり、課題解決に向け、どのような方策が考えられるかを地域や保護者に明確な資料で示すために、今回の補正予算を計上している。

Q. 構想の策定を行いながら、地元への説明を行い、理解を得たいということか。

A. 昨年度から大きく方針転換があり、そのことについての説明責任もある中、確たる構想もなく地域と協議することは難しい。構想を明確にして地域と協議するという取り組みが必要であると考えており、方針転換に係る説明責任の重要なプロセスであると捉えている。

Q. 3月に開催された総合教育会議では、朝明中学校の配置については将来における学校配置の課題として学校規模等適正化の検討において引き続き議論する必要があるとまとめるとともに、その移転中止にあたり、大矢知、八郷の両地区の理解が得られるよう保護者や地域関係者との協議が必要であると整理している。現在の教育委員会は、このスタンスを踏襲できているのか。

A. 現実に大矢知地区への説明、協議ができていない状況であり、今後丁寧に進めていくためにも確たる資料を作成して説明に当たりたいというのが教育委員会としての思いである。

(意見) 過去に幾度も方針転換があった中で、不十分な説明や理解のもとに事業が進められれば、将来に禍根が残るのではないか。また、3月に行われた第3回総合教

育会議で朝明中学校区の教育環境課題に対する解決方策の検討まとめが出されたが、昨年度からの大幅な方針転換に対して教育委員からの発言がなかったことにも疑問が残る。

Q. 生徒一人当たりの校舎面積、グラウンド面積を比較した場合、もっとも狭いのは常磐中学校、次いで山手中学校であり、朝明中学校は3番目ということであるが、常磐中学校、山手中学校の教育環境課題の改善は行うのか。

A. 教育環境課題の解決については、平成27年度より学校規模等適正化計画において、学校の規模、配置、施設の側面から検討しており、今後10年間の学級数の推計により恒常的に教室数が不足し、将来にわたってその状態が継続すると見込まれる場合について、校舎改築や長寿命化に向けた大規模改修の時期を考慮し、対応策を検討することとしている。校舎やグラウンドの面積については、学校規模を議論する際の一つの視点ではあるが、それのみを取り上げて改築等の判断は行わない。なお、山手中学校については校舎の老朽化もあり、必要に応じて部分改修を行っており、常磐中学校については学校施設整備計画において、平成32年度に大規模改修に向けた実施設計を予定している。

Q. 総合教育会議は意思決定の場ではなく、教育委員会は首長から独立した機関であるということは地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）改正後も変わっていないと認識している。3月の総合教育会議でのまとめについて、教育委員会会議において異論はなかったのか。

A. 2月の第2回総合教育会議において、市長の考えが述べられ、教育委員会からも朝明中学校の移転建替えに向けた構想の説明を行った。その中で、市長と教育委員会が方向性を共有して進んでいくことが確認され、これに基づき、どのような方向にすべきか教育委員会会議で2回にわたって議論を行い、朝明中学校の配置のあり方については、学校規模等適正化における配置の課題に戻し、重点的に議論するという方向性に至った。

Q. 朝明中学校移転建替基本構想（案）については未完成との説明があったが、どのような位置づけであるのか。

A. 予算に対する説明責任を果たすという意味合いを第一義に、12月に朝明中学校移転建替基本構想（案）を説明したところである。これについては途中段階のものとなっているが、調査の結果については現在も活用しており、今後必要に応じて活用していきたいと考えている。

Q. 両校の施設課題対策事業についてはハード面での方策を調査検討することから保護者・地域へのアンケートは行わないとのことであるが、朝明中学校移転建替の中止という大幅な方針転換については、住民への詳細な情報提供と特に地区の保護者からの意見集約は必要ではないか。また、PTA総会では一般の保護者が発言しにくい雰囲気もあり、これをもって反対意見がないと捉えるのは適当でないと考えます。

A. PTAの総会や役員会については発言しにくい雰囲気があったかもしれない。また、これまでの説明が幾度も方針転換された状況からも、ある程度決定した事項でなければ意見が出しにくいとも考えられる。教育委員会としても保護者の意見は必須である

と考えており、基本構想を策定する中で、保護者がどのような思いであるのか確認していきたい。

Q. 朝明中学校の保護者からは移転建替えに反対という声は聞いていないが、教育委員会はなぜ把握していないのか。移転建替えと大規模改修とでは比較にならず、一度移転建替えという方針が示されながら方針転換となることに保護者が納得するとは考えられない。保護者の意見を今一度確認するためにもアンケートを行うべきではないか。

A. 基本構想により事業の明確なビジョンが見えなければ説明が困難であるため、アンケートの実施については、時間的な猶予が必要と考える。

Q. 朝明中学校の通学路等、危険な箇所への対策に係る予算は計上されていないが、どのように考えているのか。

A. 朝明中学校の通学路の安全対策については以前より多くの指摘があり、状況を注視しながら通学路安全対策事業において随時対応を行っているところである。また通学路自体の検討についても、より安全な通学経路となるよう、今後も引き続き検討していきたい。

(意見) 朝明中学校移転建替基本構想においては、危険箇所を通学しないよう計画していたため、アンケート等意見聴取の機会においては、そのような環境の違いも明確に示してほしい。また、アンケート等による意見集約は、当事者たる朝明中学校区の住民に対して行うべきである。

Q. 大矢知興譲小学校の改築という手法をとる場合、工事中は長期にわたって現状よりもさらに狭い環境となり、子供たちは非常に負担を強いられることになるかと考えるが、これによる不利益額は算定できるのか。

A. 大矢知興譲小学校を現地で建替えする場合、施設の使用が制約されることによる子供たちへの負担については大きな課題であると捉えている。実際に子供たちが、どの程度の期間、どのような状況となるか、制約のある場所についてどのような対応が考えられるのかといった部分は、今後、基本構想の中において明らかにし、子供たちへの負担が極力抑えられるよう検討していきたい。

Q. 基本構想の結果、子供たちへの負担等について課題があるのであれば、現在の方針の見直しは可能であるのか。結果によっては朝明中学校の移転建替えに再転換する可能性もあるのか。

A. 基本構想策定に当たっては、様々な想定のもとに調査を行う予定であり、途中経過については議会にも報告し、地域とも協議を行うこととなる。大矢知興譲小学校は、平成 35 年度に教室数の不足が見込まれており、平成 37 年度には 3 学級分の教室が不足するとの推計が出ているため、この時期までに対応できるよう努めたい。朝明中学校の移転建替えについては市長が中止の方針を示しており、市長と同じ方向性で取り組んでいくことを総合教育会議において確認しているため、移転建替えへの再転換は考えていない。

Q. 市長の方針で施策を転換するのではなく、教育委員会として信念を持ってほしい。下水道の工事等の事業を行うに当たっては、議案の上程前に関係地域に対して説明を行っているかと考えるが、本件について地域への説明がないことについて、市長の交替

により方針が変わったのか。

- A. P T A総会や役員会において方向性の説明は行ったが、地域への説明については、時期と場所がまだ決まっていない状況である。
- Q. 幾度も方針転換がなされている中で、地域の了解のないまま再度調査費をつけても、これまでと同じ結果となるのではないかと危惧する。両校それぞれの施設課題解決に向けた調査を行うことについて、まず地域の理解を得てから進めるべきであると考え。両事業については、市長の公約でもあるため、市長自らが関係地域に入り、公約を実現するために努力することが必要ではないか。
- A. 大矢知地区にはこれまでも説明会について打診をしてきたところである。方針の説明責任については強く感じているところであり、これからも地区に対して懸命に働きかけをしていきたい。
- (意見) 朝明中学校の配置については、将来を見据えて再度議論していく必要があるとのことであり、総合的に考えれば、現時点での朝明中学校の移転建替えが望ましいと考えるが、八郷地区から朝明中学校移転反対の声が上がっていることや、八郷・大矢知両地区に配慮するのであれば、再度中学校の分離新設を検討すべきではないかと考える。この上で9年制の小中一貫教育を行えば、大矢知地区の教育環境課題解決につながるのではないかと考える。また、大矢知興譲小学校と朝明中学校の課題を別に捉える現状の方針では、小学校は改築するが中学校は改修を行うにとどまることとなり、一方に有利となる手法と感ぜられるため、適当でないと考え。
- Q. 大矢知興譲小学校の施設課題対策について、現時点で基本構想策定を行わなければ、平成35年度に間に合わないのか。
- A. スケジュールについては改築の手法を前提として示しており、できる限り現状校舎での生活を維持しながら改築を進めたいと考えている。この中で、体育館やプールの新設・解体といった工事が連続し、平成35年度に間に合わせるには非常にタイトなスケジュールとなる。また、基本計画、基本・実施設計の間においても地域に丁寧な説明を行う必要がある。
- Q. 大矢知興譲小学校の施設課題対策については喫緊に行わなければならないものと理解するが、朝明中学校については、校舎と体育館の間の段差や昇降口に課題があることはすでに明らかであるほか、全体のスケジュールも大矢知興譲小学校より余裕がある。なぜ現段階で調査を行わなければならないのか。
- A. 朝明中学校の基本構想については、大規模改修に係るものではなく、生徒の安全対策や駐車場・駐輪場等の工事に係るものである。平成30年度に実施する朝明中学校の大規模改修の基本・実施設計について、安全対策等との重複を避けるために、できるだけ早い時期に基本構想を立てようとするものである。
- Q. 朝明中学校の基本・実施設計時期については、大矢知興譲小学校よりも3カ月ほど遅い時期を見込んでいるが、この3カ月の間に何を行うのか。
- A. 基本構想が完成した段階において、どのような課題をどのように解消することを考えているのか、地元への説明を行う予定である。基本・実施設計時期を平成30年度当

- 初からとしたのは、当初より予定されていた大規模改修に係る基本・実施設計とリンクさせるためである。
- Q. 大矢知興譲小学校施設課題対策事業費と朝明中学校施設課題対策事業費は、同時並行で事業を行うため、セットの予算と捉えてよいか。
- A. 両事業については、共通して10月末をめどに作業を進め、11月の議員説明会を経た上で、基本計画、基本設計・実施設計について推進計画に位置付けるというスケジュールとしたい。
- Q. 保護者への説明について、具体的にどのように行ったのか確認したい。
- A. 大矢知興譲小学校、朝明中学校及び八郷小学校のPTA役員会において4月に説明を行った上、さらに要望があった大矢知興譲小学校、朝明中学校についてはPTA総会においても説明を行った。総会においては、朝明中学校移転建替の概要、移転を中止し小・中の施設課題を分離して解決を図る考え方の流れを説明したところであるが、その場での質疑はなかった。
- Q. 予算を伴う事業について、事前に地域にどれほどの内容が説明できるのかは悩ましいが、地域に対して事前に丁寧に説明を行い、意見を聞くべきとの考え方は理解できる。市長が先頭に立って地域への説明を行うことを教育委員会としても求めていくべきであると考えているがどうか。
- A. 市長は方針転換について、大矢知地区の住民に自ら説明したいという気持ちは強く持っており、そのような機会が確保できるよう実際に努力もしている。いただいた意見を市長にも伝え、教育委員会と市長が一緒になって地域への説明に努めたい。
- Q. 8年間で大矢知地区の教育環境課題解決手法については二転三転している状況であるが、教育委員会として、子供たちに対する思いは以前と変わっていないのか確認したい。
- A. 大矢知地区の教育環境課題についてはいまだ変わっていない状況であるため、何とか早く改善したいという思いが非常に強い。平成28年度推計においては、大矢知興譲小学校の児童数の見込みが、前年度に比して大きく伸びていることから、喫緊の課題となっていると捉えており、今、この状況を正確に分析した上で、どのような方策で対応できるのかという基本構想を策定し、何とか子供たちの教育環境改善につなげたいとの思いである。
- Q. これまでの説明資料においても、すでに大矢知興譲小学校、朝明中学校の施設課題対策の具体的な手法が示されているところであるが、現在教育委員会が想定している基本構想とはどのようなものなのか。
- A. 校舎の正確な配置を検討するための敷地測量や、日照や安全面、建築基準といった法的制約を検証し、増築を行う場合と改築を行う場合のそれぞれについて、費用対効果も含めて検討結果を示していきたいと考える。
- Q. 通常の改築に向けた設計であれば、営繕工務課で行っていると考えているが、これも含めて基本構想を策定するのか。
- A. 現段階では、教育総務課と教育施設課が共同して行う事業である。
- Q. 教育委員会制度について、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民

の意向の反映という三つの意義が挙げられているが、本市では、これらが担保されているとは感じられない。教育委員会で朝明中学校の移転建替えという方針を決め、進行中であつたところ、方針を 180 度転換する市長の所信表明が出され、結果として同じ方向性で歩を進めることとなった。予算編成権は市長にあるが、教育行政についての重要事項の基本方針決定は教育委員会の権限であり、市長がこの権限を侵すべきではなく、今回提案された方向性で進むことについて、現段階で拙速に判断すべきではないと考える。

- A. 議会で認められていない内容について、地域への説明を行うことはできないと考えており、このスタンスは以前から変わっていない。当補正予算が認められれば地域にも説明を行い、意見を聞きながら基本構想を策定し、完成した際には再度地域へ詳細な説明を行い、了解を得たいと考えている。また、教育財産の取得や予算の執行については首長の権限であり、分離新設や移転建替えは教育財産の取得を伴うことから、首長が決めた方針の中で、どのような具体的方策をとるのか決めることが教育委員会の役割であると理解している。
- Q. 新たな教育財産の取得については首長の権限であると考えているが、大矢知興譲小学校や朝明中学校の改修等については現に設置されている教育施設の管理・運営に当たり、教育委員会の権限の範疇ではないのか。
- A. 教育財産の取得等については首長の権限であるが、予算は教育委員会の意見を聞いた上で執行することとなっており、今回の方針転換については、市長より、朝明中学校移転建替えのための予算について、中止するという考え方を提案いただいたと受け止めている。地教行法改正により、首長の主宰する総合教育会議が制度化され、より迅速に教育上の課題について市長と教育委員会で協議・調整ができるようになった。両者がそれぞれの考えを尊重するという仕組みとなっており、行政としての意思統一がスムーズとなったと認識している。
- Q. 朝明中学校移転建替え方針については、前市長との合意が尊重されず、方針転換されているのではないのか。
- A. 協議内容の尊重義務がどの範囲まで及ぶかは現段階で示されていないが、首長により新しい方針が示されたことにより、これまでの協議自体が不成立となるという解釈もできると考える。
- Q. 平成 28 年度推計において、大矢知興譲小学校の児童数の見込みが大きく伸びているということだが、大矢知地区では市街化区域の農地の埋め立てが進んでおり、人口が増加すると一昨年に指摘した。教育委員会のこれまでの児童数推計の推移と現地の生の情報とには乖離があつたと考える。
- A. 平成 26 年度から教育環境課題調査検討事業の中で、宅地開発の状況を加味しながらより精密な推計を行ってきた経緯がある。しかし、推計上の数値の求め方による理由から、人口増加のタイミングと推計の数値への反映にタイムラグが生じる場合がある。
- Q. 議員説明会資料では、改築検討案として 5 階建ての校舎が例としてあげられている。校舎の高層化については 40 年ほど前から議論されていることであるが、高層化により単にクラス数を充足させればよいと考えているのか。校庭の南側へ校舎を建てる案と

- なっていることから、日陰で体育の授業を受けることにならないのか。
- A. 今回、北側に配置する場所がないため、南側に5階建ての校舎を配置する例を示したが、日照環境が悪くなるのではないかとということをもっとも懸念している。例えば屋内運動場を立体的にすることにより、屋上にグラウンドを確保できないかなど十分検討が必要であると考えている。しかしながら、校舎の建て替えの場合、北側から南側へ移すという例は現実的にはある。
- Q. 地域の同意が必要条件であるならば、大矢知地区は小中学校それぞれで課題解決を図ることには反対であり、事業は進まない。その場合どうなるのか。
- A. 基本構想の進め方に対する意見聴取や基本構想策定後の説明について、何としても協議の場を持っていただけるようにしたいと考えている。
- (意見) 住民感情としては、中学校が建つということでクリーンセンターの用地確保等に協力もしてきたが、約束が完全に反故になった。地区住民としては受け入れがたく、地元が同意することは非常に困難である。
- (意見) 教育委員会は、子どもたちの幸せを最大限考えているとのことだが、市長が替わると考えが変わるのであれば、教育行政に対して大きな不信を招くことになる。地域の理解を得るために、地域住民と協議することで解決の糸口が見える可能性もあると考える。地域の合意は重要なことであり、今回の調査について、考えが二転三転しないように地域に慎重に説明し了解を得た上で議会に示すべきである。
- Q. 当補正予算は基本構想策定に向けたものであり、可決により方針が決定されるものではないと理解してよいか。
- A. 事業案の詳細説明に向けて基本構想を策定したいとするものであり、あくまで検証のための予算である。
- Q. クリーンセンター新設と大矢知地区の学校施設整備問題との関連性について、教育委員会はどのように考えているか。
- A. あくまで大矢知地区の教育環境の改善に向けた課題として整理している。
- Q. 朝明中学校移転建替に係る経費と、現在の場所に存置する場合の次期改築までの施設の維持経費との比較について示すことはできるか。
- A. 現段階で将来的な施設の維持経費まで算定することは困難である。
- Q. 大矢知地区の教育環境課題について、他地区と比べた場合の優先度を確認したい。
- A. 10年後の児童生徒数推計によれば、児童1人当たりの校舎及び運動場面積について、大矢知興譲小学校がもっとも小さくなり、普通教室数の不足も発生する。大矢知地区の中学生が地区外4中学校へ分散して通っていることについては大矢知地区特有の事情であると認識しており、遠距離自転車通学の負担もかかっているところである。諸課題について明確に優先順位を付けたわけではないが、こうした課題を総合的に勘案し、解決の必要があると判断してこれまでの取り組みを進めてきたところである。
- Q. 当補正予算で提案された方向性で事業が進められた場合、解決できる大矢知地区の教育課題は何か。
- A. 朝明中学校の生徒の安全面での施設課題、及び児童数の増加に伴う大矢知興譲小学校の施設課題が解決することになる。

- (討論) 教育行政について政治的中立を守るために教育委員会が存在しているにもかかわらず、その方針の中止を市長が公約に掲げ、地域間の争いを増大させたと考える。市長が、教育委員会の中立性を守らず提案された政策であるため、当補正予算に反対する。
- (討論) 両校区の教育環境課題を解決する手法が二転三転しており、住民への説明が十分でない中で拙速に事を進めれば、今後の議論に禍根を残すこととなると考えることから、当補正予算に反対する。
- (討論) 予算を投じて移転建替えと言う方針を説明してきたにもかかわらず、施設課題対策事業という新たな手法が提案されており、その予算を提案するに当たっては、住民への丁寧な説明を行った上で、確実性を持って進める必要があると考えることから、当補正予算に反対する。
- (討論) 朝明中学校の移転建替えであればより早く大矢知地区の教育環境課題の解決が進むと考えることから、当補正予算に反対する。
- (討論) 大矢知地区の教育環境課題解決に向けては8年にわたって議論がなされており、大矢知興譲小学校の環境は非常に厳しい状況にあると強く感じる。早期に環境改善に向けた手を打つべきであり、予算を認め、具体的な検討を進めることが必要であると考えことから、当補正予算に賛成する。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

民間児童福祉施設運営費について

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条債務負担行為の補正（関係部分）

児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業費について

- Q. 隣接する民間医療機関が5月に開院しているが、協定に基づき利用実績や運営状況の報告を受けているのか。
- A. 市からは小児リハビリ及びショートステイを依頼し、実際に現地も確認したところであるが、開院後間もない状況であり、申し込みは一部に限られていると聞いている。
- (意見) 県地区社会福祉事業用地への民間医療機関の誘致についてはあけぼの学園移転整備と一体として行われたものであるため、当該医療機関と協定を結ぶのみでなく、利用促進に向けた関係保護者等への周知を行うべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費 第2項小学校費及び第3項中学校費については賛成少数により、修正すべきものとして全体審査に送ることとし、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました議案はありませんでしたが、所管事務調査については、平成28年度第4回四日市市社会福祉協議会理事会、平成29年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会、平成29年度第1回ないし第3回四日市市民生委員推薦会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年6月定例会月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第2号 小・中学校の学校規模等の早急な課題解決を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出があり、これを受け、当委員会では、6月14日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

審査に当たっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

本市では、戦災復興に際して臨海部で石油化学コンビナートが展開されたという歴史的経緯があるが、その後ドーナツ化現象が発生し、橋北地区をはじめとした中心部の人口が減少している。この状況において、橋北地区、塩浜地区においては小学校の統合があったものの、現橋北小学校、塩浜小学校ともにいまだ小規模校から脱出できない状況である。また、納屋小学校と中部東小学校が統合した中央小学校も適正基準を下回る状況となっており、戦災復興のまちづくりにおいて、行政が市中心部の空洞化対策に知恵がなかったために、中心部で豊かな生活を送ることが困難となっているように感じる。

子供は宝であり、これからの社会を支える力となるが、現在の社会秩序・情勢の中では、子供を産み育てられる環境が

整っていない。小規模校対策については、中山間地域や過疎地ばかりでなく、市中心部にも目を向けなければ、地域崩壊につながる。

10年先にも同様の状況が続いているのではないかと危惧することから、小・中学校の学校規模等の課題への対応についてはもう少し力を入れ、教育委員会に任せるのみでなく、まちづくりも含めた全庁的な取り組みにより早急に解決してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨では教育委員会の体制は無責任との記述があるが、学校規模の課題に対する教育委員会の体制が弱いということかとの質疑があり、請願者からは、教育行政は教育委員会の所管であるが、教育委員会のみでは対応できない課題があり、これを解決するために全庁的な取り組みが必要であるという趣旨であるとの説明がありました。

これに対して委員からは、学校配置や通学路といった課題は、教育委員会の所管する権限の範疇であると考えため、まずは教育委員会の中で方針や考え方を整理すべきであると考えとの意見がありました。

また、委員からは、橋北中学校は10年後には生徒数が70人ほどとなる推計も出ているが、隣接する学校区からの生徒の一部編入等、学校区の見直しにより、現状の橋北中学校を維持したいという思いがあるのかとの質疑があり、請願者からは、大規模校のある地区と隣接している地区もあるが、それぞれの地域の思いもあり、子供の健全育成を中心とした改革がおろそかになっていると感じる。また、中山間地域だけ

でなく、市中心部で発生する学校の小規模化の問題を真剣に考えるべきである。現に、橋北中学校は編成可能な中体連に出場できる単独チームがきわめて少ない状況であり、どのように適正規模を確保するのか心配しているとの説明がありました。

また、他の委員からは、学校規模等適正化については毎年のように当委員会でも議論になるが、教育委員会は、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを緩和する対策を行っているとの説明している。請願趣旨からは、教育委員会の策について効果がないように読み取れるが、地域ではどのように捉えられているのかとの質疑があり、請願者からは、教育委員会の施策は現実には解決策になっていないのではないかと感じている。家庭や個人の事情により毎年他校へ入学する児童が10人ほどおり、現状では、平成37年度には推計の示すとおり、生徒数が70人以下となるのは確実と考えているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、橋北中学校の適正化に向けた対応策について、行政区を超えた広域的な視点からの適正化についての検討が挙げられているが、これまでに行政区を超えて学校区を変更した事例はあるのかとの質疑があり、理事者からは、過去に西陵中学校及び中央小学校で例があるが、近年では、地区を超えて協議を行った例はないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを緩和する方策について、1年間でどのような取り組みが行われているのかとの質疑があり、理事者からは、

一昨年に国立教育政策研究所の総括研究官による橋北中学校の視察があり、教科担任制は実施できているが、子供たちの社会性構築等、将来を見据えた教育については課題があるとの指摘を受け、小学校・中学校の連携強化による子供たちの能力の伸長に取り組んでいる。また、中学校については、生徒個人に目を行き届かせやすいという小規模校の特徴を活かした教育について、学校及び教育委員会で検討を行っている。さらに、子供たちの将来を見据えた教育として、学校運営に地域も参画し、音楽会や防災訓練等の活動を通して地区全体で子供を教育する取り組みも行っている。平成 29 年度においては、地域と教育委員会、周辺校の関係者も入った会議体を立ち上げ、橋北中学校の将来的な学校規模等適正化に向けた方向性について議論していきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、橋北中学校における学校規模等の適正化の課題については、統廃合を考えているのか、それとも学校区の変更も含めた様々な方向性から議論していくのかとの質疑があり、理事者からは、当課題については、子供たちの将来に向けた全市的な課題と捉えて議論すべきである。統廃合や学校区の変更といった手法については、それぞれの方策についてひとつひとつ検証し、何が効果的であるのか共通の認識を持つことが重要であり、新しい会議体において地道な議論を積み重ねていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、平成 28 年度に開催された学校規模等適正化検討会議においては、行政区と学校区の関係について、市域全体をブロック化して検討するという手法も示されて

いたが、その方向性は決定しているのかとの質疑があり、理事者からは、市域のブロック化については各小中学校の歴史的経緯・地理的特性等から教育委員会のみでは議論が難しく、まずは地域と協議する場を設ける必要がある。学校規模等適正化検討会議に連合自治会代表に参加してもらうことも考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、スクールバスを用いた通学路対策など、学校規模等適正化に向けた具体的な課題解決手法は考えていないのかとの質疑があり、理事者からは、子供たちの健康面を考えれば、徒歩通学が基本であると考えている。ただし、将来的に、通学距離が国の基準を上回る学校区が常態化する場合は、子供たちの安全及び通学時間の短縮に向けて、スクールバス導入の検討も必要であると考えたとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、当請願趣旨について、教育委員会の考える方向性とずれはないものの、これを採択することにより、学校規模等適正化に向けた対策がより加速化し、議会における議論も説得力を増すと考えるため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告(平成29年8月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第7号

平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【教育委員会・経過】

≪ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ≫

教育委員会費について

Q. 報酬について、予算現額の4分の1が不用額となっているが、この理由は何か。

A. 当報酬は教育委員の報酬である。有事の際に緊急に会議を行う場合もあるため、そのための予備として予算を計上しており、平成28年度においてはそのような支出がなかったものである。また、任意参加の研修会において、参加していない委員の報酬額が不用額となることにもよる。定例会や協議会について、教育委員の欠席はない。

教育環境課題解決方策策定事業について

Q. 当事業の目的は、朝明中学校移転建替えに向けた基本構想を策定することであったと考えるが、予算額と決算額の差額の理由を確認したい。

A. 基本構想の策定については中断となったため、印刷費としての21万6千円が残額となっており、その他については契約差金等によるものとなっている。なお、当事業費については、一部を附帯決議への対応のために予算執行をしているほか、学校規模等適正化事業費に30万円程度を流用している。

Q. 附帯決議への対応に係る予算執行の内容を確認したい。

A. 平成28年度において、全市的な学校規模等適正化に取り組む観点から、学校規模等適正化検討会議を開催しており、一部は、当会議における委員の報償費、学識経験者の旅費である。また、小規模校対策として、モデル事業を実施しており、これに係る費用を支出している。

Q. 基本構想の策定には至らなかったものの、検討資料やデータ・検証結果については今後有効に活用するとのことだが、現市長の方針に反映できる中身もあると理解してよいか。

A. 大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題については解決する必要があるということは、以前より共通の認識である。手法の変更はあるものの、解決すべき課題の分析については同様に活用できる資料であると考えます。

Q. 行政の方針が首長の考え方によって変化することは理解する。しかし、議会が認めた予算の目的を首長の交替のみで当然のように変更できるものではないと考える。行

政、議会ともに、当事業が当初議会に説明された目的には至らなかったという事実をしっかりと認識すべきである。

A. 当事業は、大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題の解決に向け、朝明中学校の移転建替えの基本構想を策定する目的において予算を認められたものである。当初の目的を完全に達することはできなかったが、すでに総合教育会議を経て大矢知地区の教育環境課題解決に向けた次のステップに進んでおり、基本構想策定に向けて調査した内容については、今後の検討においても参考にすべきものと考えている。

(意見) 基本構想策定に向けては、教育委員会も非常に労力を要した作業であったと推察するが、市長が主催する総合教育会議の数回の議論により方針を転換されたことで、教育委員会の主体性が失われないか危惧している。市長と教育委員会のバランス面で、総合教育会議のあり方については懸念があり、今後も注視していきたい。

Q. 基本構想の策定段階において、生徒・保護者や地区の意見を聴取することは想定していたのか。朝明中学校は、移転の中止により、グラウンド等の実質的な機能強化が不可能となると考えるが、このことを生徒・保護者がどう思っているかは検証すべきと考える。

A. 基本構想の策定においては、年度当初に朝明中学校を訪問し、PTA総会で当時の方針を説明した。また、近隣の小中学校や幼稚園、保育園へも説明に出向き、八郷地区、大矢知地区双方の住民意見も聞いたところである。その後、数回PTAの会議にも出向き、意見交換を行ったところであるが、完成した基本構想案の地区・保護者への説明については、市の方針転換の可能性があることから行っていない。現在検討を行っている大矢知興譲小学校及び朝明中学校の施設課題対策については、その案が固まり次第、保護者や地域にも示し、意見交換を行う予定である。

(意見) PTAの役員会や総会では意見が出しにくい雰囲気もあることから、新市長の方針の中でも、アンケート等の文書を用いて保護者や生徒の意見をくみ上げる必要があると考える。

Q. 平成28年度予算の中では、大矢知地区、八郷地区に対してアンケートを実施する予定はあったのか。

A. アンケートによる意見聴取は実施予定ではなかった。

(意見) 平成28年度にはアンケートで丁寧に住民の意見を聞くことができなかったということを踏まえ、今後の対応をお願いしたい。

学校プール運営委託費について

Q. 当委託費の内容を確認したい。

A. 主に夏休みの学校プール開放におけるPTAへの委託費である。また、その他については、救命講習の会場費、日赤の資格を有するボランティア等に対する報償費等である。

学校英語教育充実事業費について

Q. 当事業の内容を確認したい。

A. 当事業について、平成 28 年度は小学校英語の教科化に向けて笹川西小学校及び笹川東小学校に専科による指導ができるよう、非常勤講師の賃金を計上し、執行している。

Q. 小学校英語の教科化に向けた取り組みについて、平成 28 年度はどのような取り組みを行ってきたのか。

A. 平成 28 年度は総合教育会議等の場において、平成 29 年度からどのような形で英語教育を充実させるか議論を行った。これを反映させたものが平成 29 年度を初年度とする第 3 次推進計画となっている。ここでは新学習指導要領の開始時期となる平成 32 年度までに中学校の英語指導員を 5 名ほど増やすこととしており、大規模校においては 1 校につき 1 名の英語指導員が常駐している状況を作りたいと考える。小学校については、専科教員を中心としたチーム・ティーチングでの授業が行えるよう、専科教員を段階的に増やしていくこととしている。

生徒指導・教育相談事業費について

Q. スクールソーシャルワーカーについて、平成 28 年度は小中学校に 210 時間派遣しているということだが、家庭への派遣が頻繁にあると感じている。現行の体制で充足していたのか。

A. スクールソーシャルワーカーは学校でアセスメントを行い、ケース検討会議においてどのような支援に繋げるか検討を行うことが基本である。また、学校から連絡を取りにくい家庭については、家庭訪問を行うことで次の支援に繋げている。平成 28 年度には当初 200 時間分の予算を要求したが、不足が生じたため、平成 29 年度は 300 時間分で予算化しており、有効に活用したいと考えている。

(意見) 学校で直接対応しにくいケースについては、家庭自体に課題を抱えていることが多く、数回の派遣で解決はしないと考える。平成 29 年度については予算も増額しているということであるが、今後、さらなる拡充は必要であると考えており、平成 30 年度に向けてしっかり検証してほしい。

Q. スクールカウンセラーへの相談内容について、発達に係る問題が 4 割程度を占めているが、ここからどのように次の支援に繋げているのか。

A. 発達の問題に関しては、他人と関係性をうまく作れない児童も多くおり、このことについて教職員や保護者からの相談をスクールカウンセラーが受けている。その相談内容を受け、必要なソーシャルスキルトレーニングの実施や児童の特性に応じた合理的配慮の検討を行うことが多い。また、必要に応じ、教育支援課等に繋げることもあ
るほか、医療関係機関に繋がるケースもある。

四日市版コミュニティスクール推進事業費について

Q. 平成 28 年度までに、四日市版コミュニティスクールの指定校は 27 校となっているが、国にも同様の支援メニューがあると聞いている。今後は、国の施策に基づくコミュニティスクールを推進するのか、従来通り独自の取り組みを進めるのか。

A. 国の施策に基づくコミュニティスクールについては学校運営協議会が教職員の任用について意見具申ができることとされていたが、地域とも協議を行い、そこまでの権限は必要ないと判断したため、これまでは四日市版にこだわって推進してきた。平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教職員の任用について意見具申できる事項は教育委員会規則に定めることとされたため、今後は国の施策とどのように整合を図るのか検討していきたいと考えている。なお、国の支援メニューについては、その多くが立ち上げ支援であり、すでに27校が指定されている本市においては活用しにくいと、独自に進めていきたいと考える。

(意見) 早い時期から四日市版としてこだわりを持って進めてきた施策であることから、今後は、他の自治体や国の施策の方向性等も勘案しながら、見直すべき点があれば見直し、確実に取り組みを進めてほしい。

特別支援教育支援員費について

Q. 特別支援教育支援員については、通常の学級に在籍しているものの、生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習等の支援を行う者であるが、平成28年度実績の22人については、何人の児童に対してどれほど配置するのか。

A. 特別支援教育介助員については、児童の要介助度に合わせて配置しているのに対し、特別支援教育支援員については、最初から配置するのではなく、学校からの要請に応じて配置しており、現状は、ほとんどのケースで児童1人に対し1人の配置となっている。配置に当たっては、教育支援課及び学校教育課の担当者が実際に児童の様子を見て、必要性について検討している。

Q. 通常学級であるため、将来的にも公的な支援を受けにくい児童が対象であると理解する。平成28年度の22人という数字について、感覚的には不足ではないかとの思いもあるが、早期に手厚い支援を行うことで今後の成長にも影響があると考え。

A. 校内で対応できる部分については、通常学級の中に支援員を配置して対応しており、必要であれば外部機関の支援を受けることも行っている。児童の社会的な自立に向け、ある程度支援員でカバーできる部分と、学校としてもさらに必要な支援を行わなければならない部分があるため、十分配慮しながら対応している。

就学支援委員会委員報酬について

Q. 当委員報酬の内容について確認したい。

A. 就学支援委員会は、就学前児童の就学認定の判定を行う会議であり、年間5回開催している。その委員のうち、学識経験者と医師への報酬である。

学校における総コストについて

Q. 監査委員からは、経営の視点をもって、一般経費に加え、職員の人件費、建物・設備の減価償却費なども含めた学校運営における総コストを試算して把握すること指摘されているが、これに対してどのように対応するのか。

A. 学校職員の人件費については、市費、県費が混在している状況で、どの部分が把握

すべきコストか、まず教育委員会内で整理する必要がある。いつまでに考え方を示せるかは定かではないが、総コストが見える形にする必要があるとの認識で現在取り組んでいるところである。

(意見) 建物や設備の減価償却等がまず取り組める部分であると考えため、財政経営部とも協議して、コストを試算できるようにしてほしい。また、学校職員の人件費についてもどこまで人件費と捉えるかは難しい部分もあるが、少しずつ準備をしながら総コストの把握に努めてほしい。

教職員の勤務時間について

Q. 小中学校の教職員の時間外勤務について、前年度と比較してどのような状況であるのか。

A. 教職員の多忙化が叫ばれている現状で、時間外勤務の調査結果について実態とすぐわかない部分が見受けられたため、本年は新しい手法で調査を行った。平成 29 年度は、教頭については小学校で 12 時間 36 分、中学校で 12 時間 32 分であった。一般教諭について、平成 28 年度は小学校で 10 時間 48 分、中学校で 11 時間 39 分であったところが、平成 29 年度は小学校で 11 時間 7 分、中学校で 11 時間 25 分となった。それぞれの時間が学習指導にかかわるものか、生徒指導にかかわるものか、または直接子供たちにかかわらない部分であるのかといった内容について精査し、今後どのように改善に結び付けるか議論を行っているところである。

Q. 時間外勤務の縮減に向け、今後の考え方はあるのか。

A. 本年、新しい手法の調査により、実質的な勤務時間について徹底的に洗い出し、勤務縮減のために今何ができるのか再考している。時間外勤務縮減のための業務アシスタントの配置、クラブ活動における外部指導員の活用、個人の働き方の見直しという概ね三本柱での取り組みを考えており、各学校ではそれぞれの目標値も設定している。本年の調査をスタートラインとして、いかに時間外勤務を削減できるかが課題であると考えている。

(意見) 今後は、学校における人件費のコストをより数値化して取り組みを進める必要があると考える。学校運営における総コストの把握と合わせて推進してほしい。

ICTを活用した授業の充実について

Q. 各学校における電子黒板の利用率は把握しているか。

A. 電子黒板のみでの統計はとっていない。平成 28 年度においては、ICTを活用している教職員の割合が 97%となっている。また、ICTの活用時間については月当たり平均 147 時間となっており、これは近年横ばいの状況である。

Q. 英語科と数学科の新しいデジタル教科書を導入したとのことだが、どのような使用方法か。

A. 数学であれば教科書で描かれている図形が順を追って完成する、英語では音声が出るなど、生徒の所有する教科書の内容について、電子黒板を介することにより視覚的、聴覚的に勉強することができるものである。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 ▶

学校用地の賃借について

Q. 四郷小学校については長期にわたって敷地面積全体の 8 割近くを占める土地を借用し、すでに購入価格相当額以上の賃借料を支払っており、早急に、購入に向けた戦略的な取り組みを進めることとの指摘が監査委員よりなされているが、具体的にはいつから土地を借用しているのか。また、どれほどの賃借料を支払っているのか。

A. 四郷小学校の敷地のうち、市有地は 3955 ㎡、民有地は 13443 ㎡となっており、賃借料は平成 28 年度で 832 万 5177 円となっている。明治 35 年の校舎建設において、敷地は全て民有地となっており、大正 6 年や昭和 4 年にも敷地の拡張に伴い借地を増やしている。しかし、いつから賃借料を支払っているかは不明である。当面は従来通り賃借を継続したいと考えているが、この状況を解消するため、平成 29 年度より土地所有者への意向調査を進めており、調査の中で売却してもよいとの意思を示された場合、財政経営部とも協議の上、買い取り可能な部分については順次買い取りを進めたいと考える。

Q. 購入に向けて具体的に動き出しており、一度に購入することは困難であるものの、一筆ごとに交渉しながら課題解消に努めるという理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 橋北小学校についても、現在 11 名より土地を借りており、平成 28 年度で賃借料 376 万 995 円を支払っているとのことだが、こちらも購入に向けた取り組みを行うのか。

A. 市内の他の学校施設においても借地はあるため、全市的な視点で財政経営部とも協議し、解決していく必要があると考えている。

学校体育館火災損害賠償金未収金について

Q. 監査委員からは、平成 16 年に発生した下野小学校の体育館火災の損害賠償金未収金について、いたずらに納付交渉を継続するのではなく、法的措置をとるなど早急に解決に向けた対応を行うこととの指摘があるが、これまでの経過を確認したい。

A. 本件については下野小学校体育館の耐震補強工事に際して火災が発生したものであり、平成 18 年に市より事業者に対して訴訟を提起したが、孫請け業者（以下、相手方）が 250 万円を市に支払うという内容で和解した。160 万円までの納付はあったものの、相手方は、自らに過失がないという思いから納付が滞っていた状況であった。また、納付が困難な事情もあるとのことであったが、先般、少額の納付があった。現段階では、少しずつでも徴収を進めていきたいと考えている。

Q. 事案発生からかなりの期間が経過している中、いつまでこの問題が続くのか。今後の見通しとして、法的措置はとらないのか。

A. 顧問弁護士に相談したところ、和解金の強制徴収については非常に困難であるとの回答を得た。

（意見）市税であれば、支払い能力がなければ不納欠損処理を行うと考える。市税とは性質が異なるが、あまりに長期間解決できない状況は適当でないと考えてため、

監査委員の指摘も踏まえて迅速に対応すべきである。

《 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 》

中学校部活動における外部指導員について

Q. 中学校部活動における外部指導員の報償費について、国費、県費、市費の 3 種類あるが、その内容・金額を確認したい。

A. 国費は年間 45 回の範囲で、1 回あたり 2500 円の報償費となっている。県費は年間 25 回の範囲で、1 回あたり 4500 円である。市費については、外部指導員の報償費について予算計上していないため、各学校の学校づくりビジョン推進事業費を活用して報償費を支弁している。

Q. 外部指導員に係る保険加入について、国費事業、県費事業、市費事業でその仕様に差があるのか。

A. 国県については、同様の保険となっている。市については国県の保険とは異なり、市教育委員会で一括団体加入している保険となっている。

Q. 市費事業について、保険料はどの予算から支出されているのか。

A. 学校づくりビジョン推進事業費を用い、外部指導員を活用する全ての学校を対象としている。

Q. 保険料の額を確認したい。

A. 市内全小中学校の学校ボランティアにかかる保険であり、年間延べ 12000 人の想定のもと、保険料は 19 万 2110 円となっている。学校が個別で加入しているものではない。

Q. 本市としては、中学校部活動の外部指導員をどのように位置づけていく方針であるのか。

A. 部活動の外部指導員の活用方法については、教職員の負担軽減の観点から総合教育会議においても現在議論を行っており、どのように方向づけるかは、次回の会議で方針を打ち出すことになると考える。教育委員会としては、外部指導員制度を導入する方向で臨みたいと考えているところであり、子供の安全確保や技術指導での活用により、効果的に教師の負担軽減につながるよう、要綱を整備して取り組みたい。

Q. 外部指導員制度導入に向けては、外部指導員の認定制度や、校長・教育委員会がクラブ指導をチェックする仕組み等も含めてガイドラインを作成するのか。

A. 指摘の部分も含めた取扱要綱について、現在整備を進めているところである。

Q. 外部指導員について、学校現場のニーズは把握しているか。

A. 学校個別のニーズについては把握していない。部活動検討委員会において、子供から目を離さないよう、安全確保に向けて外部指導員を活用してもよいのではないかとの意見は、学校現場より出されている。

(意見) 総合教育会議の議論においては、現場のニーズも把握しながらガイドラインの作成に取り組んでほしい。

(意見) 日本体育協会による公認スポーツ指導者制度は、以前は文部科学省が所掌する制度であり、近年中学校の外部指導員育成に適用できるのではないかとの議論も

出ていることから、本市の外部指導員制度導入に係るガイドライン作成においても参考となると考える。

Q. 市として、外部指導員の報酬について予算措置をしていないが、制度設計までの間の外部指導員の活用に係る報酬についてはどのように考えているのか。原則無報酬となるのであれば、早急に制度設計すべきである。

A. 制度設計は早期に行い、平成30年度予算に結び付けていくことを想定している。ただし、現在ボランティアとして来てもらっている外部指導員について、全員が同条件の報酬となるかについては、検討すべき点が多いと考える。

(意見) 外部指導員の任用の方法や報酬の支給の有無については、学校によってまちまちであると考え、現状を早急に整理し、精査した基準について平成30年度の予算審査で示すべきである。

Q. 外部指導員の報償費について、国費、県費での支出が限られているのは予算の枠組みの関係であるのか。

A. 国費事業については三重県内で応募のあった32名全て採択となったが、平成29年度からは実施されていない。県費事業についても同様に84名全て採択となったが、本年度は予算が削減され、1市町につき1名までという採択状況となっている。

Q. 県費の活用は、平成28年度は西陵中学校、楠中学校での実施となっているが、平成29年度はどちらが採択されているのか。

A. 楠中学校について採択されている。

Q. 国費がなくなり、県費も減額されている状況において、外部指導員の報償費を市で予算措置することについて、必要に迫られた状況なのか。

A. 多くの方に無償ボランティアとして参加してもらっているが、現状は大会前のサポートや、土日の指導が多い。制度設計においては、教職員の負担軽減を主眼に、平日の活用も視野に入れた仕組みづくりに努めたいと考えている。

中学校給食事業費について

Q. 中学校給食事業費の増減については、喫食率と連動しているのか。

A. そのとおりである。

Q. 例年の予算積算時において、喫食率はどの程度を見込んでいるか。

A. 20%から24%である。

Q. 昨年度に、中学校給食検討会の答申を受けて、市長が食缶給食・全員給食の方針を打ち出したところであるが、今後のスケジュールからは実現までにはまだ5年ほどかかると推察する。その間、デリバリー給食については続けることになると考えるが、毎年配送業務委託料として1億6千万円程度を要する中で喫食率は20%前後で推移しており、当事業の成果について一度検証すべきである。また、食缶給食・全員給食に向けたスケジュールの見通し、及びこれに係る想定の実業費について確認したい。

A. 中学校給食基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げたところであり、具体的にどの時期に開始できるかは定かではない。また、現時点では調理方式が定まっていないため、事業費についても具体的な額を導くことができていない。

(意見) 自治体によっても調理方式については、センター方式と自校調理方式を併用しているところもあるなど、様々である。本市と完全に一致しなくとも、基本構想・基本計画策定の議論においては、他の自治体の費用がどの程度であるか参考に確認しておくべきである。

中学校施設のトイレ洋式化について

Q. 中学校武道場のトイレの洋式化については、今後どのような見通しを持っているか。

A. 現在、体育館のトイレの洋式化を順次進めているところである。学校施設については、学校開放での使用に加え、避難所としての使用もあるため、トイレの洋式化の順については、防災を所管する危機管理監も含め、全市的に対応を協議していきたいと考えている。

(意見) プールについてもトイレの洋式化の順は後になると感じている。危機管理監とも協議し、計画的に推進してほしい。

中学校の生徒指導について

Q. 中学校において、生徒の靴と腕時計について統一された指針はあるのか。

A. 学校の校則によるため、市として統一した指針はない。

Q. ある学校において、生徒がローファーを履いてはいけないと言われたケースがあるとのことだが、これも学校任せなのか。

A. 校則に基づくため、ある程度学校に任せているが、中学校の場合は体育の授業で使用できるものという条件で靴の指定をしていると考えている。

Q. 体育の授業がない日でもそのような指導をしているのか。

A. 学校における保護者負担軽減の観点からも、運動できる靴ということを中心に指導している。

Q. 基本的には学校に任せ、教育委員会としての指針を今後設ける予定はないのか。

A. 運動ができる靴を指定するという点については共通認識であると考えため、教育委員会として方針を示すことは現段階で考えていない。

(意見) 高校に行けば生徒は普通にローファーを履いており、さらに金銭面でも運動靴の方が高いケースもあることから、負担軽減という理由であれば疑問が残る。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費・第 3 項中学校費 ▶

笹川中学校改築事業費・海蔵小学校改築整備事業費について

Q. 笹川中学校校舎改築に際し、近隣に適度な代替運動施設があることで、体育授業やクラブ活動については支障がないとのことだが、仮校舎の建築着工時期が平成 30 年 4 月以降に予定されている海蔵小学校については、運動施設についてどのような対応を行うのか現時点で方針はないのか。

A. 海蔵小学校については、グラウンドの南半分が運動場スペースとして確保できる。周辺では、海蔵川河川敷の芝生広場の借用を考えており、三重県四日市建設事務所とも協議を行いたい。また、学校東側にある自治会管理の万古広場についても活用を考

えており、今後、学校側とも詳細を詰める必要がある。なお、運動会は四日市ドームでの実施を考えている。

非常勤職員報酬について

Q. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬額の算出については地方交付税制度解説を参考に決定しているとのことだが、額は固定されているのか。

A. 現在の報酬は、平成 18 年度の地方交付税制度解説をもとに算出しており、それ以来額は固定されている。

Q. 学校医、学校歯科医に比べて学校薬剤師の報酬額が低い理由はあるのか。

A. 学校医、学校歯科医については健康診断、疾病の予防措置等で、個々の生徒の健康状態について判断を下す必要があるのに対し、学校薬剤師についてはそのような業務がないため、報酬額に差がある。

空調設備整備事業について

Q. 平成 28 年度の普通教室への空調設備の整備における事業手法等の調査検討の内容について確認したい。また、P F I 方式での整備方針は決定したのか。

A. 平成 28 年度の調査においては、早期に空調設備の整備を終えること、整備の順について学校間の平等性に配慮すること、整備費用負担の平準化に努めること、効果的な維持管理を図ることといった観点から、直接施行方式、リース方式、P F I 方式の比較を行い、そのうち P F I 方式がもっとも有利という結論に至った。平成 29 年度においては P F I の導入可能性調査として、熱源の状況や室外機の配置、敷地状況等について各学校の現地調査を行い、実際に P F I 方式が望ましいのか確認をしている状況である。最終的な調査結果については、11 月定例月議会で説明したいと考えている。

Q. 平成 30 年度に予定されている海蔵小学校の改築整備については、空調の設置予定も反映した形での整備となるのか。

A. 小中学校の普通教室の空調については、平成 31 年度に整備を行い、平成 32 年度から使用を開始する予定である。海蔵小学校については新校舎完成後に空調機を設置することとなるため、空調機を設置する前提での設計を行っている。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

久留倍官衙遺跡整備事業費について

Q. 当事業の進捗状況について、当初の計画よりも遅れているとのことだが、当初どれほどの年数での整備を考えていたのか。また、総事業費見込みに対して、現在の進捗率はどの程度であるのか。

A. 当初の計画では平成 28 年度の整備完了、平成 29 年度のオープンを予定していたが、現時点では平成 31 年度の整備完了、平成 32 年度のオープンを目指している。また、当初は総事業費の見込みは 5 億 9 千万円ほどであったが、工事費の高騰や整備が遅れたことによる人件費の増等により、現在の見込みは 7 億 7300 万円ほどとなっており、そのうち平成 23 年度から平成 27 年度にかけて 4 億 2 千万円ほど、平成 28 年度におい

て 6400 万円の事業費の執行となっている。

Q. 市債も含めた市の持ち出しについてはどの程度の想定となるのか。

A. 4 億 450 万円程度である。

Q. 当事業が当初の計画よりも遅れている原因は何か。

A. 文化庁の補助金にシーリングがかかっているため、工事費の確保ができないこと、平成 27 年度の正殿立体表示（以下、正殿）の整備が入札不調により 1 年遅れたこと、復元検討委員会の指摘により、造成工事が想定よりも増えたことが主な理由である。

Q. 監査委員からは、久留倍官衙遺跡保存整備に当たって、原課契約で発注している工事が見受けられた。遺跡保存整備の全体設計の中で、将来の使い勝手も想定して必要な工事内容も詰めて本体工事に含めて発注することとし、原課契約工事での発注を抑えることとの指摘があるが、この内容を確認したい。

A. 文化庁補助金のシーリングがあるため、工事の順番を入れ替え、可能な工事を前倒しで行うなどの対応を行っており、その部分について、補助金の範囲で年度途中に原課発注しているものもある。

Q. 監査委員の指摘に対してはどのような見解か。

A. 毎年度補助金のシーリングがかかっている状況ではあるが、可能な限り本体工事の中で整備を進めるように努めている。

Q. 可能な部分から整備を進めることにより、公園の中で完成した施設はあるものの、そこまで行くことができず利用もできないといった不揃いな工事進捗となっていると推察するが、全体が完成するまでに部分的に市民が利用するといったことは想定していないのか。

A. 公園については史跡地地区とエントランス地区に分かれている。主に建物については、分割して施行するというわけにはいかず、一定の工事費が確保できなければ工事にかかれない部分がある。また、工事ヤードの関係によりその建物が完成しなければ工事できない部分もあり、調整しながら整備を進めているものの、さらに整備が進まなければ市民の利用は危険である。エントランス地区については、ガイダンス施設が完成し、現在駐車場の整備を進めているところである。これが完成した際には、エントランス地区のみ先行してオープンしたいと考えている。

Q. ガイダンス施設についてはすでに 2 年前に完成しており、次に正殿の整備にかかっている。いずれも両端の施設でその間については完成しておらず、駐車場が未整備であることからガイダンス施設も現段階では利用できない状況である。工事の順番に齟齬があったのではないか。

A. 平成 27 年度に予定していた正殿の整備工事において入札不調が起きたため、平成 28 年度に八脚門と併せての発注を試みたが、文化庁補助金のシーリングにより結局正殿単独の整備となった。八脚門については平成 29 年度に整備を試みたが、再度補助金のシーリングにより必要金額が確保できず、先送りとなったところである。周囲の可能な土木工事については先行して進めているが、エントランスから正殿までのアプローチについては八脚門整備の際の工事ヤードの関係で入ることのできない状況である。現在は、工事の順番を組み替え、可能な部分から整備を行っているところであり、今

後も補助金について国に要望を行いながら、何とか数年内に整備を完了したい。

- Q. 決算常任委員会資料には、ガイダンス施設について、施設や展示に関するおおよその整備が完了し、平成 29 年度内のオープンに向けて着実に進んだとの記載があるが、これは確かか。
- A. ガイダンス施設は、今年度末に先行してオープンする予定である。

四日市まちじゅうこども図書館事業費について

- Q. 図書が相当いたんできているということも聞くが、新規図書の購入だけでなく、購入済み図書の更新にも使われる予算と考えてよいか。
- A. 当事業については平成 28 年 3 月に開始された事業であり、それほど年数が経過しているわけではないが、図書は消耗品であるため、更新もしていきたいと考える。

図書館費について

- Q. 平成 26 年度決算の基準財政需要額における図書館費の割合（以下、財政需要比）は、津市が 112.7%であるのに対し、本市は 61.9%であるという調査結果がある。この比率に自治体ごとの図書館に対する予算の使い方が表れているのではないか。
- A. 同調査のデータは、市町村ごとの図書館全てを足すことになっている。津市については中央館のほかに市町村合併により地域館 8 館が含まれている。本市には、地域館として楠交流会館図書室、あさけプラザ図書館があるが、楠交流会館図書室は、日本図書館協会に加盟していないことから同調査のデータに含まれていない。中央館のみで財政需要比を平成 27 年度決算で計算したところ、津市では 82%であり、本市は 54%であった。また、この割合については、維持管理費も含まれており、本市においても平成 25 年度は 70%であるなど、修繕等の状況により年度ごとに推移するものである。したがって、図書館に対する自治体の姿勢について、この調査データが絶対的な指標となるかというのは難しい。

市史資料庫の活用について

- Q. 日永の市史資料庫について平成 28 年度中に何らかの活用をしたのか。
- A. 市史資料庫は普段無人となっているが、資料閲覧に出向くことはある。また、周辺の草刈り等の管理は行っている。
- Q. 市史を編纂した際の地域資料が多く保管されているとのことだが、他の場所で保管してもよいのではないかと考える。今後も継続的に使用していく意向であるのか。
- A. 今後も継続的に使用していく予定である。
- Q. 現在地を市史資料庫として使う必要があるのか。国体に向けて中央緑地の改修が進む中、教育委員会として、一体的に活用するという考え方はないのか。
- A. 当施設は中央緑地の駐車場の南側に位置しており、中央緑地と一体となった活用法について、今後、教育委員会だけでなく、全庁的に検討すべき課題であると認識している。一方、現在保存されている資料をどこへ移転・保管するのかといった課題もあり、それも併せて考えていかなければならない。

博物館の貸館について

Q. 博物館の貸館を利用しており、以前よりその場で募金を実施していた団体から、貸館担当の交替に伴い、急に募金に否定的な対応をとられるようになったと聞いているが、事実か。

A. その件については聞いている。平成 27 年に博物館がリニューアルし、これまで貸館対象となっていたスペースの減少等の事情もあり、誰もが気持ちよく利用できるように努めているところであるが、貸館利用団体とのコミュニケーションが不足していたとの反省もある。貸館の際には、ルールに基づき断るべきものは断る必要があるが、その際は理由を述べて納得いただくなど、コミュニケーションに留意していきたい。

《 歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費 》

学校施設の貸出について

Q. 昼間の学校施設の貸出しについて、体育館は 500 円である一方、運動場は無料である。昼間に運動場を使用すれば、グラウンド整備での散水やトイレの使用等もあり光熱水費は発生すると考えるが、体育館と料金に差を設けている理由は何か。

A. 指摘のように運動場使用の際に、トイレ等で水の使用があることは承知しているところであるが、合計しても 100 円に満たないような金額となると考えられることから無料の扱いとしている。

中央緑地運動施設整備事業について

Q. 中央緑地運動施設の整備に伴い、トリムコースの一部が使えない状況となっている。市民からは何とかフルコースの使用ができないかという声も聞いているが、完成までは工夫しても使用困難であるのか。

A. 施設の整備において、使用可能な部分については最大限使用できるよう努めるとともに、使用が制限される場合においては事前に適切に市民への周知に努めることとしている。現在、中央緑地については平成 30 年 8 月開催のインターハイに間に合わせるため急ピッチで工事を進めているため、トリムコースの全面使用については難しい。しかし、事業者との調整により、インターハイ開催時の使用制限は当初よりも少なくなる見込みであり、今後も、安全性が担保できる部分については、極力開放できるよう十分努力したい。

四日市ドーム一般経費について

Q. 四日市ドームの指定管理において、年度当初の実施計画では収支差はゼロとなっているが、結果として、1242 万 9460 円の利益となっている。例えば利益が 5 千万円となるなど、当初計画との差が大きくなることについての制限はないのか。

A. 大幅な利益については、平成 28 年度内に自主事業で行った有名アーティストのコンサートの影響が大きいと聞いている。実施計画で収支差ゼロであるところ、5 千万円ほどの利益が出ることは考えにくいですが、協定の中では、利益が出れば指定管理者の収

益となるとの取り決めになっている。

Q. 収益を上げることが悪いことではないが、実施計画時点で収支差ゼロであったところ、短期間で1000万円以上の収益の出る計画が立てられたのか疑問が残る。事業収支のモニタリング手法について、実施計画と収支報告の突合のみを行っているのか、それとも領収書等と収支報告書の突合まで行っているのか。また、モニタリングは誰が行っているのか。

A. 毎月、指定管理者より、協定に基づき管理業務及び経理の実施状況を点検し、その結果を正確に反映した業務報告書が提出される。運営に係る報告としては利用状況、自主事業の開催状況、収支状況、業務日報等が、その他設備についての点検報告、修繕の計画、清掃日報等が記載されている。また、月1回指定管理者との調整会議を行っており、担当者が現地に出向き、報告において前年又は前月と大きく差がある事項について、直接聞き取りや要因分析を行っている。今後については、収支について、より詳細に確認できる体制を整えていきたい。

Q. 毎月の報告と、実際の領収書等は突合しているのか。

A. 中央緑地に事務所のある四日市市運動施設については、以前に監査委員より日常収支決算について、定期的な収支経理簿と証拠書類の抜き取り検査等を行い、指定管理者へのけん制、指導監督を行うこととの指摘もあり、平成28年度より証拠書類、通帳、請求書、領収書等について毎月全件チェックを行っている。ただし、四日市ドームについてはまだ行っていないため、平成29年度に指定管理者と対応について協議し、同様の対応を行いたいと考える。

(意見) 税金を投入している以上、指定管理者の事業収支についても、予算がどのような目的で使われたのかを正確に把握し、議会に報告する責任があると考え。また、四日市ドーム敷地内の芝生の一部が枯れている状態が続いているとの指摘もあったと記憶しているが、施設の維持管理については指定管理者に任せきりにするのではなく、設置者である市が責任をもって対応すべき問題と考えるため、対応改善を要望する。

(意見) 指定管理者と協定を結ぶ際、指定管理料の積算は担当部局が行っているはずである。このため、指定管理者としては協定通り施設の運営、維持管理を行っているのであれば、利益があったとしてもそれは企業努力の結果であると考え。指定管理の更新の際には指定管理料の見直しも行われるため、担当部局として、より正確な指定管理料の積算を行うことが重要であると考え。

(意見) 指定管理料の積算時点での精査も重要であるが、収支報告の精査も重要である。指定管理の結果として、市として経費の削減に繋がっているとしても、利益の多寡にかかわらず、指定管理者がどのような活動をしているのか、正しい収支報告がなされているかということを確認しておくべきである。

(意見) 公営スポーツ施設は、赤字経営であるほど市民に利益還元ができている面もあると考えている。真に市民に必要なサービスが行き届いているかを確認するためにも、最低限、正確に収支報告の確認を行う必要があると考え。

(意見) 指定管理については、経費が削減できればよいというものではない。事業に精

通した事業者が指定管理を受けたことによって、以前よりも利用しやすくなったという例も聞いたことがあるので、各種スポーツ団体等、利用者の意見も聞きながら取り組みを進めてほしい。

Q. 平成 28 年度については、大規模コンサートの影響で収支が大幅に伸びたとのことだが、近年の収支の状況について確認したい。

A. 平成 24 年度には 280 万円余、25 年度には 660 万円余、26 年度には 730 万円余の赤字であったが、平成 27 年度に 480 万円余の黒字となった。

Q. 平成 27 年度から指定管理者が変更となっており、指定管理料も上がっているが、その変遷を確認したい。

A. 平成 19 年度より指定管理に移行し、当初の指定管理料が 6240 万円余であった。その後、5766 万円、5587 万円、5678 万円と変遷し、平成 25 年度より 5989 万円、平成 27 年度からは 6594 万円となり増加傾向にある。

(意見) 指定管理料が高くなる傾向にあり、今後も指定管理者に管理を任せる方針であると考えますが、四日市ドームの指定管理を開始してから約 10 年が経過し、市職員からは徐々に当施設の運営ノウハウは失われていると考える。有事の際に部分業務委託や直営に切り替えることとなった場合、安定・継続的な運営ができなくなるのではないかと危惧する。

Q. 平成 28 年度のコンサートについては、指定管理者の発案によるものということであるが、体育協会側にはインセンティブはあったのか。

A. 指定管理者の中には体育協会のほか、旅行会社も入っているため、宿泊の手配等でメリットはあったと考える。また、そのことにより、体育協会側にも施設の改善・利用促進に向けた何らかのメリットは出ているのではないかと推察する。

Q. 同コンサートは、大型連休中の開催であったため、一般市民の利用はできなかったと考えるが、苦情等はないか。

A. 苦情は聞いていない。

Q. 平成 27 年度では、平成 26 年度比で人件費が大幅に減、対して管理費が大幅に増となっているが、この理由は何か。

A. 平成 27 年度については一時的に職員が欠員となっていた時期があると聞いている。また、平成 27 年度に指定管理者が交替し、従来まで人件費として計上されていた項目の一部が、委託料に計上されたものであり、内容は大きく変わっていない。

Q. 指定管理料の変遷について、平成 26 年度までは赤字が続いていたことから、平成 27 年度の指定管理者の交替に合わせて指定管理料の金額を増やしたと理解してよいか。

A. 様々な理由があるが、消費税増税についても大きな要因である。

Q. 平成 28 年度において、自主事業により大きく収益を伸ばしたということであれば、今後の指定管理料の算定においてはこうした興行収入についても見込むべきではないか。

A. 大きなイベントを当初から指定管理料に見込んだ場合、実際に誘致できなかった場合に収支が赤字となる。事業者からの提案の際に、市としての考え方も示しながら、事業者側の意向も踏まえて適正な範囲で算定したいと考える。

(意見) 指定管理期間全体で見て収支の均衡を図ることができればよいと考えている。
仕様書の中で興業についても謳うことで手を挙げる事業者も現れると考えるため、
今後、検討してほしい。

Q. 以前の指定管理者に比べて事業費の支出が少ないと感じるが、サービスが低下しているわけではないのか。

A. 事業費の内容については、スポーツ教室や文化教室等の開催であるが、指定管理者側で講師等に係る費用の節約などを行った結果である。特に事業の質を落としたわけではなく、また、参加人数についても例年並み又は増となっているため、指定管理者の努力の結果と考えている。

(意見) 指定管理については様々な課題があるが、現在の指定管理期間における成果、課題についてしっかり検証し、可能であれば次期の指定管理更新においては興業できる事業者が参画できるよう取り組んでほしい。このことが、ひいては指定管理料の縮減にもつながると考える。

(意見) 市の指定管理全体について、指定管理期間の5年経過後に有能な人材が退職するというケースも聞いている。指定管理者側の人材育成ができるような環境を整備することによって、収益が黒字となり、指定管理料の縮減につながる場合もあると考えるため、検討をお願いしたい。

四日市ドーム整備事業費について・スポーツ施設の修繕について

Q. 四日市ドームの音響設備の更新については行っているのか。

A. 平成28年度における整備事業は、高圧機器の更新や真空遮断器の整備等、電気設備の更新である。音響については、先般、効果的に周波を拾うよう、スピーカーの位置をメーカーも交えて調整を行ったところであり、平成28年度決算には含まれていない。

Q. 今後、国体の開催に向けて音響設備を更新する考えはあるのか。

A. 先般の調整によりいったん改善されていると理解しているため、現段階で更新の考えはない。

Q. 音響設備自体の更新時期はまだ先であるということか。

A. 四日市ドームについて、様々な設備が老朽化している状況において、音響設備を優先的に更新するという考え方はないということである。

Q. スポーツ施設の修繕や更新においては、専門知識が必要であり、これまでより技師の配置が必要であるとの指摘もあったところであるが、教育委員会全体としても人事当局に対して配置を要望していくべきではないか。

A. 現在は、国体施設の整備に力を入れているところであるが、既存施設の老朽化対応等、施設の維持管理は重要であると考えている。しかし、全庁的な技師不足もあり、現在も営繕工務課や河川排水課に工事等を依頼している状況である。技師を確保できることがもっともよいが、既存施設の修繕についても教育委員会が一丸となって取り組みを進めていきたい。

《 歳出第 10 款教育費 全般について 》

Q. 教育委員会所管の教育費各項で計上されている報酬の内容について確認したい。

A. 四日市市いじめ問題対策調査委員会委員、英語指導員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、四日市市就学支援委員会委員、四日市市文化財保護審議会委員、社会教育委員、四日市市立図書館協議会委員、四日市市立博物館協議会委員、四日市市スポーツ推進審議会委員の報酬である。

(意見) 各報酬の内訳について決算書の備考欄に記載があると分かりやすい。

四日市市奨学会奨学金について

Q. 監査委員より指摘事項のある四日市市奨学会奨学金とはどのようなものか。

A. 市制 60 周年記念事業としての育英制度の実施について中学校校長会より陳情があり、それに基づき昭和 33 年より実施されている奨学金制度である。貸与の仕組みについては、民間篤志家、法人による寄付があり、これに加えて前年度返還金と前年度預金利子を原資として、任意団体である四日市市奨学会から奨学生へ貸付けを行うものであり、貸与金が不足した場合は市から補助金が交付されるものである。事務については教育総務課で行っているが、市の決算の対象となるものではない。なお、四日市市奨学会の役員については、教育長、副教育長、教育監をはじめ、理事に総務部長、財政経営部長、北勢地区高等学校校長会代表、中学校校長会代表、監事に財政経営課長、会計管理室長が就任し、運営している。

Q. 監査委員からは、2000 万円以上の金額が滞納になっており、返済者との不公平が生じないように法的手段も視野に入れて厳正に対応することとの指摘がある。また、奨学資金用として多額の預金を保有しているとのことだが、公金以外の預金を保有しているということか。

A. 公金ではなく、奨学会の資金を保有している。近年生活困窮を理由とする滞納や、高校や大学を中退した人が滞納するといった例が見られ、2000 万円以上という数字になっている。回収した金銭が次の世代への原資となることから、返済を求めていく必要はあるものの、有志による奨学会として成立したという経緯もあり、これまで法的措置を行わなかったというところである。滞納への対応としては、担当者からの架電、納付交渉により連絡が途絶えないよう努めており、こまめに催告等を行っている。法的措置の実施については訴訟費用の問題もあるが、現在事務局で検討しているところである。

Q. 貸与総額、滞納額はどれほどか。

A. 平成 29 年 9 月 12 日現在で、貸与総額は 415 名に対して 2 億 304 万 9800 円であり、滞納額は 84 名について 2288 万 400 円である。

Q. 制度を否定するものではないが、任意団体の資金を市が保管し、その事務を市職員が行うことについて、法的に問題はないのか。資金の盗難や紛失が発生した際に、その責任の所在が不明確ということにもなりかねないのではないか。

A. 四日市市教育委員会事務局処務規則において、四日市市奨学会に関することは教育総務課の事務として規定されている。全国的に、奨学資金制度の事務を自治体で取り

扱っている事例は多くないが、市の事務として行うことは認められるものと考えている。過去の経緯からも、今後も教育総務課において事務を担当していく必要があると考えており、毎年理事会・監事によるチェックや定期監査もあることから、適正な事務が十分担保できるよう努力したい。当制度が本市の学生の学びの助けとなり、よりよい制度となるよう取り組む意向であり、安定的な事務運営に心がけたいと考えている。

Q. 今後、当制度の事務を教育総務課が所管し続けることで、何らかのトラブルが発生しないとは言い切れない。社会福祉協議会でも類似の制度があることから統合するという手法もあるのではないかと考える。教育総務課としては、奨学金制度の案内や、奨学金の対象者の選考事務も行っているのか。

A. 制度の案内や受付、収納等については教育総務課が行っている。選考については、該当時期に教職員も入った選考審査会を設置し、行っている。

Q. 貸与金が不足した場合、市から補助金を受けられることとなっているが、実績はあるのか。

A. 近年は貸付けが減っており、平成 23 年度を最後に実績はない。

Q. 奨学会という性質からは、滞納をそのまま放置しておいてもよいものではないと考える。平成 29 年度奨学生からは滞納した場合の個人情報の照会等に同意を書面で得てから貸与するようにしたとのことであるが、どのようなことか。

A. 滞納が発生した場合、銀行等に預貯金照会を行う場合があることについて、事前に了承を得ておくという趣旨である。

Q. 制度自体は、本市の学生のために役立つものであると考える。しかし、奨学会の役員構成は市職員がほとんどであり、教育総務課が行う事務について監査委員の指摘も受けているという状況においては、任意団体としての位置付けに無理があるのではないか。もう少し明確な仕組みとすべきである。

A. 奨学会の仕組みや業務のあり方について、もう少し安定的な運営方法を検討すべきとの指摘と受け止める。事務局としても検討し、奨学会理事会においても議論していきたいと考える。

(意見) 民間の育英会等については、資金額の多くを運営経費が占め、貸与可能額が少なくなるとの話も聞いているが、現在の四日市市奨学会の仕組みについては、団体の資金から市職員に対して事務取扱手数料等は出ていないため、安定性の観点からは有効な制度ではないか。

Q. 資金の管理については、現在どのように行っているか。

A. 鍵のかかる場所に通帳と印鑑を別々に保管し、それぞれの鍵の保管も 2 人の職員が別々に管理している状況である。

Q. 会計監査についてはどのように行っているか。

A. 理事会において、前年度の会計状況について、通帳との照合も含め、2 人の監事に検査をお願いしている。

Q. 資金管理について、基金を創設して管理する方がリスクが少ないのではないか。

A. 基金の創設となれば、奨学金の貸付けについて、奨学会の業務ではなく市の業務と

して位置付ける必要があり、条例も必要となる。安定的な制度の運用に係る意見と受け止め、今後の資金管理に係る方策について検討し、理事会にも諮りながら進めていきたい。

【健康福祉部・経過】

≪ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ≫

遺族対策費補助金について

- Q. 遺族会の会員数が平成 27 年度から 28 年度にかけて、1550 人から 1242 人に減少しているのに対し、当補助金の決算額は 156 万 1000 円であり、平成 27 年度決算額と同額である。これは補助金の性格によるものか。
- A. 当補助金については、全国戦没者追悼式、三重県遺族会のスポーツ大会、四日市市戦没者合同追悼式への参加に係る費用の助成である。遺族会の会員については年々減少しているが、若い世代による新遺族の会が結成されており、合計会員の数についてはそれほど大幅な減少はない。
- Q. 参加に応じた助成であれば、平成 27 年度と同様の決算額にはならないのではないかと。156 万 1000 円という金額は固定で支給されているのか。
- A. 当補助金は、式典や大会参加に対して固定額を補助するものであり、予算上限額が 156 万 1000 円となっている。毎年参加人数が同じであるため、前年度と同様上限額いっぱい補助額での決算となっている。

はり・きゅう・マッサージ給付事業費について

- Q. 当事業について、前年度比でかなり利用が減っているが、どのような理由か。
- A. 当事業は、70 歳以上又は身体障害者手帳 1 級を所持している方に、はり・きゅう・マッサージの利用券を年間 10 枚交付している。利用券は、視覚障害者が営む事業所でのみ利用可能となっているが、事業者の高齢化に伴い、事業所の数が減っていることから利用についても年々減少傾向にあるものと理解している。

タクシー料金助成事業扶助費について

- Q. 当事業について、タクシー利用券の平成 28 年度の利用枚数は 4 万 5369 枚とのことであるが、交付枚数はどれほどか。
- A. 交付枚数は 14 万 1408 枚であり、利用率は 32.1%となっている。
- Q. 1 人あたり年間 72 枚交付することだが、利用の傾向はどのようなものか。
- A. タクシー利用券の利用方法については、1 回の乗車につき 1 枚であり、初乗り分の運賃を助成するものである。事業立ち上げ時の目的が、障害者の社会参加の促進であり、1 回でも多く外へ出てもらうためにそのような運用となったものである。時代の変化とともに、使い勝手の悪さや複数枚利用の希望について意見が出される一方、なお社会参加の促進を重視する声もあり、障害者団体の意見を聴き、どのように見直しを図るか検討しているところである。利用傾向については、例えば人工透析患者等、

72枚全て使い切る方もいるが、多くの枚数が未使用となる方がいるのも事実である。

Q. 平成27年度と比べても利用が減少しているが、その理由は何か。近距離の利用について、タクシー事業者が乗車拒否をする例もあったと聞いているが、そのようなことも影響しているのか。

A. タクシーの乗車拒否については、そのような話しも聞き及んでいる。このため、年度末から年度当初において、事業に協力をしていただいているタクシー事業者に、乗車拒否をすることのないようお願いしている状況である。

自動車燃料費用助成事業扶助費について

Q. 当事業について、自動車燃料費はどのような基準で支給されているのか。

A. 当事業は、重度障害があり、自分で自動車を運転する方にその燃料費を助成するものである。ガソリンを利用する場合は、1リットル当たり54円を、月48リットルを限度に助成している。また、ディーゼル車で軽油を利用する場合は、1リットル当たり24円を、月108リットルを限度に助成している。

Q. 当事業の助成を受けている場合、タクシー料金助成事業は利用できるのか。

A. どちらかの制度を選択してもらうことになる。

短期入所事業について

Q. 当事業について、利用率が平成26年度に45.73%、27年度に45.34%、28年度に47.08%と、徐々に上がっているが、よく利用されているという理解でよいか。

A. 短期入所については、定期的なサービス利用に加え、万が一に備え、まずは施設に慣れるという目的からサービス受給者証を発行しているケースがある。利用率については現状が妥当と感じており、施設の稼働率についても概ね4割から6割程度であった。しかし、土日祝日や夏休み、ゴールデンウィーク等の長期休暇の際は利用予約が重なり、やや不足している面があることも否めないという認識である。

相談支援事業費について

Q. 当事業の内容について確認したい。

A. 市から委託を受けた相談支援事業所の相談員が、在宅で生活している障害者本人やその家族から日々の様々な困りごとについて相談を受ける事業である。具体的には、各種障害福祉サービスを受給したいとの相談があった場合は、サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業者に繋ぐ、就業相談があれば、ハローワークに同行するといった支援を行っている。

Q. どのような団体に委託しているのか。

A. 市内5カ所の法人に委託しており、精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員等の資格所有者に相談に従事してもらっている。

Q. 現状、5カ所の法人の対応は適切であり、相談漏れもないという認識でよいか。

A. 各事業所からは、全ての人に十分には対応しきれていない、人手が不足しているといった声もある。一つの相談に対して長時間対応することもあり、職員の負担も大き

いと聞き及んでいる。

(意見) 障害者の社会参加に繋がる重要な事業であると考えため、市としても受託事業所の状況を逐一確認し、個人に応じた支援計画が作成できるよう取り組みを進めてほしい。

介護職員の確保について

Q. 2025年に向かって介護職員の不足が叫ばれているが、市としてどれほど不足すると考えているか。

A. 現在、市内では、常勤換算で2800名ほどの介護職員が働いていると考えるが、今後、現在と同様のサービスが継続された場合、国の統計や本市の要介護認定者の見込みを考慮すると、あと600名から700名ほどの人数が必要となると考える。

Q. 今後、介護職員の養成について市としても推進していく必要があると考える。現在、介護職員を確保するために取り組んでいることはあるか。

A. 市独自の取り組みはない。国の施策として、介護職を目指す学生に授業料等を貸し付け、在職5年で返還を免除するといった事業等も行われているため、順次紹介はしているところである。介護職員の職場定着に向けた研修については市でも行っているが、職員の養成という入り口についてはまだ弱いと考えている。

Q. 平成28年度、29年度において、介護職員を目指して専門学校に入学する生徒はそれほど多くない。また、そのうち、国の貸付制度を利用している人数も少ない状況と聞いている。広報が足りないのではないかとの声もあるが、どのような認識か。

A. 一般的なPR以外の取り組みについてはできていない状況である。

(意見) 貸付制度があれば学生が集まるというわけではなく、職場を魅力的に感じられるか等様々な要素はあると考えるが、市としても、今後の介護職員の不足に備え、さらに努力してほしい。

在宅介護支援センター事業費について

Q. 各在宅介護支援センターへの看護師等の専門職の配置を推進しているが、実態として機能しているのか。

A. 看護師については、まだ地域での活動に慣れていない者もいる状況である。今後、福祉職と連携した地域での活動が進めば、スキルも向上すると考えるが、現在においては地区によってバラつきがあることは事実である。

(意見) 平成30年度には、在宅介護支援センターへの専門職の配置が完了する予定である。今後は、地域での経験を積んでスキルを上げるなど、質の向上に努める時期となると考える。非常に効果的なシステムであると考えため、よく状況を観察し、様々な相談に対して的確な対応が可能となるよう努めてほしい。

老人福祉センター費について

Q. 中央老人福祉センター及び西老人福祉センターの今後のあり方について、現状においてどのような方向性を考えているか。

- A. 介護保険制度の改正により、地域住民主体による介護予防の取り組みを重視する流れがあることを踏まえてあり方を検討したいと考えている。現在の利用者の分析を行い、介護予防の制度の中でどのような活用方法があるのか検証していきたい。
- Q. 平成 31 年度を目途に方向性をまとめるとのことだが、そこまで時間がかかる理由は何か。
- A. 介護予防・日常生活支援総合事業について、本市では平成 29 年度より開始したばかりであり、地域での受け皿づくりや制度の定着がどのように進むのか、すぐには見えない部分もあるため、時間をいただきたいということである。
- (意見) 現在の利用者にとっては必要な施設であるが、全市的な視点で見た場合、様々な課題はあると考えるため、早期に考え方をまとめてほしい。また、方向性が出た後も、具体的な動き出しが遅くならないよう努めてほしい。
- Q. 両老人福祉センターの現在の役割について確認したい。
- A. 西老人福祉センターについては入浴施設の利用が主である。中央老人福祉センターは入浴施設のほか、カラオケや囲碁・将棋等の娯楽スペースや健康器具があり、そちらの利用も多い状況である。
- Q. 市北部は、あさけプラザが同様の役割を果たしているのか。
- A. あさけプラザは老人福祉センターとしての指定は受けていないが、入浴施設や休憩スペースがあるため、一部に老人福祉センターと同様の機能もある。
- Q. あさけプラザは市民文化部所管であり、予算の費目も異なっているが、同様の機能を備えているのか。
- A. 老人福祉センターについては、あくまで高齢者の福祉の増進を目的に、高齢者の娯楽機能や入浴施設を設けてきたものである。これに対し、あさけプラザについては、田園都市中核施設整備事業を活用し、社会福祉や教育など、様々な機能を整備する中で、高齢者向けの入浴施設も設けたものであると認識している。老人福祉センターの機能については、身近に高齢者が集える場が重要であると考えており、施策の流れとしては地域での介護予防が中心となっている中で、今後見直しを図る必要があり、現在直営に戻して、平成 31 年度を目途にその役割について議論、整理したいと考えている。
- Q. 近年の情勢を踏まえ、民間のスーパー銭湯やフィットネスクラブと提携することで、利用状況も変わると考えるが、どのように考えるか。
- A. 老人福祉センターが整備された当初とは異なり、民間のスーパー銭湯等が増えているという社会的背景の変化は認識している。このような中で、老人福祉センターをどのように活用するのか市としても整理できていないため、今後協議していきたいと考える。
- (意見) 施設が古くなっているのであれば、社会的背景も踏まえ、代替措置としてこれまで老人福祉センターが果たしてきた機能を民間に任せていくことも必要ではないかと考えるため、検討してほしい。
- Q. 両老人福祉センターの平成 28 年度までの指定管理の状況について、その収支状況はどのようにモニタリングしているのか。

A. 両老人福祉センターについて、毎月収支状況の報告はもらっているところであるが、確認のため、総勘定元帳と照合して数字のチェックを行っている。また、翌年度において、事業者の事務所に出向き、関係書類等の確認を行っている。

職員の時間外勤務について

(意見) 社会福祉法において生活保護ケースワーカー一人当たりの標準世帯数は 80 世帯である中、本市では以前 100 世帯を超えていた担当世帯数を、職員体制の整備により 90 世帯まで減らしてきたが、保護課職員の時間外勤務はそれほど多くないとのことである。一方、同じ健康福祉部内の介護・高齢福祉課には年間時間外勤務が 1000 時間を超える職員が見受けられるといった実態がある。職員同士の連携で解決しにくい部分があるのであれば、職員を増やして対応すべきである。

Q. 監査委員からは、介護・高齢福祉課において時間外勤務が年間 1000 時間を超える職員が見受けられ、業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われていないため、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善することの指摘がある。年間 1000 時間を超える時間外勤務があるのは事実か。

A. 事実であり、人数は 1 名である。

Q. 改善はされているのか。

A. 平成 27 年度から 28 年度にかけての時間外勤務の推移については、健康福祉部内の 8 所属のうち、増えているのが 3 所属、変動なしが 1 所属、減少しているのが 4 所属であり、部全体では微減であると考えている。介護・高齢福祉課も含めて時間外勤務の多い所属については増員をしている。また、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況については意識をしており、年度当初においても、1 人にできるだけ集中しないよう、業務の補完・分散をするよう各所属長に指示し、努力しているところであるが、分散できていない業務もあるのが現状である。

Q. 時間外勤務が年間 1000 時間を超えている職員の業務は、どのような内容か。

A. 介護予防・日常生活支援総合事業の全体的な制度の組み立てを担当する者であり、当事業について実際に地区に出向き、地域ケア会議等の場で地域住民とも意見交換を行うといった業務を行っている。

Q. 当該業務を担当しているのは一人の職員なのか。

A. 総合事業のプランニングについては、一人の職員が中心に行っている。当事業について、地域の代表者と課題について意見交換を行い、制度の考え方を説明することになるため、誰でもできる仕事ではないというのが現実である。

(意見) 一人の職員に負担がかかるのであれば、同じ業務を担当できる職員を増やすべきである。

◀ 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

扶助費について

Q. 平成 28 年度は生活に問題を抱える市民から 1248 件の相談を受け、418 世帯の生活保護を開始したとのことであるが、残りの 830 件についてはどのように捉えればよいか。

A. 1248 件の相談については、延べ件数であるため、1 世帯が複数相談に来ている場合もある。残りの世帯については、あくまで相談時点で収入等の状況が基準に該当せず、生活保護に至らなかったものであると考える。

Q. 就労支援について、過去 5 年の実績を確認したい。また、就労支援員は充足しているか。

A. 平成 24 年度については支援者数 140 人のうち就職者数 53 人、25 年度は支援者数 140 人のうち就職者数 71 人、26 年度は支援者数 184 人のうち就職者数 104 人、27 年度は支援者数 216 人のうち、97 人、28 年度は支援者数 252 人のうち就職者数 144 人である。平成 26 年度より保護課内にハローワークの相談コーナーを設置しており、その支援者数は 205 人、就職者数は 125 人であった。就労支援員については、現在、65 歳未満で特に就労阻害要因のない人には原則として就労支援員を付けることを徹底しているが、不足しているという声は聞いていないため、現段階では現状の 2 名で充足していると考えている。

Q. 貧困の連鎖を断ち切るため、学校等と連携を密にとりながら、教育に何らかの問題を抱える児童・生徒に対する状況改善に努めたとのことだが、具体的にどのような対応をしているのか。

A. 年間 1 度も登校しない被保護世帯の児童もいるため、当該児童に対するケース検討会議に保護課職員も出席し、情報共有を行っている。また、被保護世帯の児童が理由なく欠席したとき、学校側から情報を求められるケースや、給食費の滞納について、保護課からの指導を求められるケース等がある。

Q. 給食費の滞納がある場合、保護費から支払うことはできないのか。

A. 可能であり、実施しているケースもある。

Q. 被保護世帯で給食費を滞納しているケースはどれほどか、確認しているか。

A. 確認していないが、学校からの情報に基づき、給食費の支払について指導するようケースワーカーには指示している。

Q. 保護費を給食費へ充当しているケースは全体のどの程度か。

A. 率までは把握していない。

(意見) 給食費が支払えないことで不登校になってしまう児童もいると考えるが、貧困家庭の児童にとって給食は栄養状態を満たすための重要な役割を持っている。保護費には、子供の食事にかかる費用も算定されているのであるから、保護費の給食費への充当については学校と連携しながらさらに進めるべきである。

Q. 相談件数、生活保護開始世帯についても前年度と比較して減少しているところであるが、この要因はどのように分析しているか。

A. 平成 29 年 7 月現在で有効求人倍率が 1.61 になるなど、景気が回復していることが

大きな要因であると考えている。

Q. 市の取り組みが効果を上げたということではないのか。

A. 相談を受け、基準に該当している世帯であれば必ず生活保護を開始するため、市の取り組みによる成果ではないと考える。

Q. 財産として持ち家を所有しているが、収入がなくなった場合、生活保護を受給することはできるのか。

A. 固定資産評価額が一定額未満であれば、生活保護を受けることができる。資産価値の高い家については、生活保護を受けるためには売却の必要があるが、売却までの期間においては現金を支給し、売却が完了した時点で支給相当額を返済させるという仕組みをとっている。

◀ 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

検診事業費について

Q. 子宮頸がん検診の受診率が、平成27年度比で2%減少しているが、これはHPV検査が導入されたことによるのか。

A. HPV検査については、平成28年度に導入されたばかりであり、受診者は1464名となっている。受診率に直接影響したとは考えていないが、受診率が下がっているという事実については重く受け止めている。受診率については20歳から69歳までの世代について算出しているところであるが、それ以外の70歳以上について、受診者数は前年度比で増加していることから、働く世代の受診状況が影響しているのではないかと考えている。働く世代の半数程度は就労先で検診を受けているというデータもあるため、事業者を通じて、就労先での受診について働きかけていく必要がある。また、女性の受診機会が男性より少ない状況でもあるため、平成28年度から啓発を強化したところであるが、このような取り組みを根気よく続け、受診率の向上に努めたい。

Q. HPV検査の対象者数は何人か。

A. 20426名である。まだ受診者は少ない状況にあり、現在も年代別に分けてチラシを作成するなど周知の強化に努めており、今後も引き続き努力していきたい。

高齢者インフルエンザ予防接種について

Q. 高齢者のインフルエンザ予防については特に重要と考えている。当予防接種について、平成28年度における接種率が60歳以上64歳以下で56.5%、65歳以上で51.0%となっているが、どのような認識か。

A. 接種率を高くすることが目標であるが、全国的には本市の接種率は決して低いものではない。60歳以上64歳以下については65歳以上よりも高い接種率となっているが、

これは身体障害者手帳1級に準じた方を対象にしており、母数が少ないことによる。支援の必要な方については早めに接種を受けていただくよう案内しているところである。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

- Q. 定期接種の接種者数が平成27年度比で増加している。定期接種の回数は各人生涯1回であるとのことだが、今後減少傾向に転じるのか。
- A. 当予防接種については平成26年10月に定期接種化されたものであり、現段階で生涯1回となっている。定期接種化から5年経過しておらず、国においても、成果・効果を収集していると聞いているため、市としても国の動向を注視し、方針が変わる場合は、早期に対応できるよう努めたい。
- Q. 2回目以降の接種についても定期接種化される可能性があるということか。
- A. 初回の接種から5年以内に2回目の接種を行った場合、副反応の危険性があるという報告もあり、間隔については、国において現在、症例を集めて検証を行っているため、情報収集に努めている。

健康増進センター費について

- Q. 三重北勢健康増進センターの設置目的は何か。
- A. 健康づくり教室やトレーニングジム、プールといった機能を用い、運動機能や食生活の改善を図ることによって、健康増進や介護予防に取り組むための施設として運営しているところである。
- Q. 平成28年度の決算においては、支出済み額が1億6325万円余となっているところであるが、平成27年度から4000万円ほど増えている。この理由は何か。
- A. 台風等の影響により雨漏りがひどくなったため、施設東側の1階部分について、平成28年度に防水対策工事を行っており、その部分で2800万円ほどの増となっている。また、トレーニング機器や開館当時より使用している券売機の更新を行ったことにより支出が増えているものである。
- Q. 虚弱高齢者や障害者などを対象とした健康づくり教室を開催しているとのことだが、この内容も含めた施設の利用状況について確認したい。
- A. 以前議会においても健康増進センターのあり方について議論いただき、特に課題となっていたトレーニングジムについては、利用方法を改めたことで、高齢者や障害者等の利用が増加傾向にあり、平成26年度で16700名余であったところが、28年度は31260名となった。健康づくり教室については、平成27年度からは身体障害者向けの教室、視覚障害者・聴覚障害者向けの教室等を実施していたところであるが、平成28年度については、参加者の状況に合わせて人数をしばるなど、教室の内容を見直し、より丁寧に取り組んでいる。結果として、前年度比で利用者は減っているが、今後も引き続き開催していきたい。
- Q. 施設管理について、監査委員からは、特に設備運転管理業務委託について1者単独随意契約の有効性を検証し、その適否についても再度検討し直すことと指摘されてい

るが、1者単独随契にする理由は何か。今後検討し直していくのか。

A. 監査委員からの指摘以前からも、常に委託のあり方等については検討しているところである。設備運転管理業務委託については、空調等の管理についての委託であり、機器に要する部品の関係で、他社が落札した場合、故障発生の際に復旧までに非常に時間がかかることから、単独随契としているところである。また、委託料の妥当性について、国土交通省の建築保全業務積算要領に基づき財政経営部とともに精査し、適正な価格設定であることを確認している。

Q. 健康増進センターについては開館から間もなく20年が経過するところであるが、将来的に当施設をどのように方向づけていくのか考えはあるか。

A. 多額の運営経費がかかる施設であることは事実である。平成26年度の教育民生常任委員会における議論も踏まえ、健康の維持・増進を望む虚弱高齢者や障害者を対象に、平成27年度から新しい取り組みを始めたところであり28年度で2年目となる。施設の老朽化により経費が増加する中、より効果的・効率的な運営となるよう、技術専門職の力も借りながら検討していきたいと考えている。

Q. 健康増進センターの熱源はコンビナートから供給されているのか。

A. 熱源については蒸気を基本に、コンビナート内企業から供給を受けている。

Q. 重油と比較して経費はどうか。

A. 重油については開館当時にも検討したが、非常に安い単価で提供いただけることや環境面への配慮から蒸気により運営している。しかし、他の市の施設では異なる形での運営もあり、常に他の部局の状況も注視しながら、今後については庁内でアセットマネジメントの観点からも検討していく。

≪ 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 ≫

医療法等施行事務費について

Q. 当事業の指標については医療施設に対する定期立入検査の年間実施件数となっている。医療法上、立入検査については「できる」規定となっているが、病院や診療所の理解のもとで検査を行っているということか。

A. そのとおりである。

Q. 事業の実施状況は例年通りであるのか。

A. 病院は1年に1度、診療所は5年に1度の立入検査となっており、実施状況に年度による大きな変動はない。

Q. 平成28年度については病院の薬剤師不足が1件発覚し、改善確認済みということであるが、例年と比べてどのような状況か。

A. 平成27年度においては2病院において薬剤師の不足があった。近年薬剤師の確保が難しい状況があると認識している。

Q. 薬剤師が不足することにより、何らかの法に抵触することになるのか。

A. 病院規模、入院患者数、調剤数等に応じて算出される医師、看護師、薬剤師等の数が、医療法において規定されている。

Q. 検査において、何らかの不備が発見された場合、医師会や薬剤師会等に対して情報

の提供は行うのか。

A. 病院や診療所の立ち入り検査を行うことは事前に医師会に周知している。結果については、不備の改善が見られない場合、医師会等に相談する場合もあると考えるが、平成 28 年度においては速やかに改善されているため、情報提供は行っていない。

Q. 本市が保健所政令市になってから、以前と比べて検査数に変化はあったのか。

A. 三重県においても、病院については 1 年に 1 度、診療所については 5 年に 1 度の頻度で行うこととなっているため、大きな変動はない。

感染症対策事業費について

Q. 感染症予防研修・健康教育参加者数について、平成 27 年度比でかなり減少しており、開催回数も減っている理由は何か。

A. 平成 28 年度については、参加者数の目標を 1650 人としたところであるが、わずかに届かないという結果になった。例年、同程度の目標を設定しているが、平成 27 年度については当初に予定していなかった高校での研修会を実施したことから、人数が増えたところである。平成 26 年度についても同様の状況であった。

Q. エイズ対策について、通常検査に加えて夜間検査を実施したとのことであるが、昨年度から実施したのか、このことにより検査件数は増えているのか。

A. 夜間検査については、本市が保健所政令市となった年から継続して、毎月第 4 水曜日及び、世界エイズデー等のイベントに合わせて実施しているものである。特に、昨年度において検査件数が大きく増えたとは捉えていない。

Q. 感染症対策事業費は、保健予防課に加えて、食品衛生検査所分でも計上されているが、事業の実施内容は異なるのか。

A. 保健予防課分の予算については、主に感染症予防に向けた啓発を行うためのものであり、食品衛生検査所分の予算については、感染症予防に向けた検査を行うためのものである。

Q. 保健予防課分の感染症対策事業費について、財源の一部が国庫支出金となっているが、啓発についても国庫補助があるのか。

A. 防疫対策の啓発物品等の助成である。

Q. 災害時の避難所生活が長期間続いた場合、感染症が蔓延するという例も聞いているが、このような視点も感染症予防研修会等で取り上げているのか。

A. 熊本地震の際も避難所において感染症で体調を崩す例が多くあったと聞いている。このような状況において、災害時に保健師が各避難所を巡回し、避難者の健康相談等を実施できないか検討を始めたところである。大変重要であると考えており、しっかり取り組みたい。

(意見) 感染症予防研修会等においても避難所における感染症予防の観点を取り入れながら、啓発に努めてほしい。

結核対策事業費について

Q. 結核登録者数は平成 27 年度から 28 年度にかけて減少している一方、新規登録者数

は微増となっている。全体としては、おさまりつつあるという認識であるか。

A. 全国的に結核患者は減少傾向にあり、本市も同様の状況である。しかし、都市部に多い傾向があり、結核患者が発生した場合は、速やかに適切な治療に繋げ、感染の拡大防止に努めている。

Q. 結核患者に対する保健師による指導・相談は平成 27 年度比で増加しているが、どのように分析しているか。

A. 患者支援については、治療完了をめざして直接服薬確認療法（DOTS）を行っている。これは、医師から処方された薬を適切に服用しているかを訪問や電話等で確認するものであり、患者にも、体調が悪くなった際等何かあればすぐに連絡するよう伝えている。このような取り組みの成果として指導・相談件数が増えていると考えている。

（意見）がんが最大の死亡原因である中、結核についてもなお存在するため、感染予防に向けた研修・啓発について積極的に取り組んでほしい。

食の安全安心対策事業費について

Q. 食品衛生監視指導事業費及び食品検査事業費の財源が、全てその他特財になっているが、国県の財源で賄われているのか。

A. 飲食店等の営業に係る許可手数料収入を財源として充当している。

Q. 当事業について、食品検査における適合率が指標であり、目標 100%であるところ、実績についても前年度に引き続き 100%となっている。しかし、収去検査数 309 検体のうち、表示違反 2 検体、四日市市食品の衛生管理指標不適合が 9 検体ということであり、100%適合していないのではないか。

A. 食品検査において不適合があった場合は、その改善の確認までを行うため、実績として適合率 100%としている。飲食店等の衛生の向上を目的に活動しているため、不適合の場合もどれだけ改善できたかを活動の指標にしているものである。

Q. 目的については理解するが、検査をして不適合があれば適合率は 100%ではないのであるから、適合率を指標とすることには違和感がある。

A. 指標の分かりやすさについては必要であると考え。指標に適合率を置いた根拠について再度確認し、一度整理したい。

Q. 四日市食品衛生協会は、食の安全の向上と市民の健康被害を未然に防止するため、自主的に巡回指導などを実施し、市はこれに対して補助金を交付している。しかし、協会の会員数が減少傾向にあることから、市としても会員増加に繋がるよう積極的に加入促進を働き掛けることとの監査委員からの指摘がある。この自主的な巡回指導とはどのようなものか確認したい。

A. 保健所としては飲食店等の衛生状況について、定期的に監視指導を行っているところであるが、店舗件数が多いため、毎年全件を巡回することができない。一方、四日市食品衛生協会に加入している団体については、会員同士で自主的に衛生状況の確認をしている。これは、市の事業の補完的な意味合いもあることから補助金を交付しているところである。なお、当協会の会員ではない飲食店等については、市からの監視

のみとなる。

Q. 協会加入団体については、市からの監視指導は行っていないのか。

A. 保健所の事業と協会の事業については別のものであり、自主的な衛生状況の確認があることで、市からの監視指導を行わないわけではない。

Q. 巡回指導の基準は、協会と市では同レベルのものなのか。

A. 同レベルであるか否かは把握していないが、保健所職員が講師を務める養成講座を経た指導員が巡回指導を行っているため、保健所の監視指導に近い内容で確認が行われているものと考えている。

Q. 補助金を交付しているのであれば、自主的な巡回指導の結果は市として把握しているのか。

A. 巡回指導の実績については報告を受けているところである。

Q. 保健所の監視指導において、改善すべき事項については口頭で指導をしているとのことであるが、具体的な不備については何件であるのか。また、食品衛生協会による自主的な巡回指導の結果についても確認したい。

A. 保健所の監視指導における指摘事項については、手洗い場等施設に係る指摘が 118 件、責任者に係る事項、検便の実施等食品取扱者に係る指摘が 30 件、食品保管の状況等に係る指摘が 79 件、消毒・清掃等に係る指摘が 58 件である。協会による自主的な巡回指導については、1549 件の報告をもらっているが、その内容については集計していない。

Q. 自主的な巡回指導の結果をもらっているにもかかわらず、何もしていないのか。

A. 結果の報告について、集計を取ったり、今後の改善につなげていくということに活用できていないのが現状である。

Q. 巡回することが目的ではなく、その結果どう改善するかが重要である。補助金を支出しているのであるから、適正な事務に努めるべきである。

A. 保健所の監視指導の結果や協会の自主的な巡回指導の結果について、どのような形で食品衛生に生かすことができるか、検討して改善に努めたい。

Q. 市として、食品衛生協会への加入をどの程度促進したいと考えているのか。

A. 食品衛生協会に限らず、任意の同業者組合については近年加入率が低下している状況である。監査委員からの指摘もあり、平成 28 年度より衛生指導課と食品衛生協会役員とで加入促進に向けた協議を行っているが、現状、打開策は見つかっていない。任意団体であるため、加入の強制はできないが、保健所としては、営業許可申請等の際に、協会加入のメリット等について案内を行っているところである。今後も協会とは定期的に議論を行っていきたいと考えている。

(意見) 保健所で全て監視指導ができればよいが、そのような体制をとることは難しいため、自主的に巡回指導を行う食品衛生協会とは、今後も連携・協力しながら食の安心・安全に向け取り組んでほしい。

Q. 保健所による指導・検査の回数が、本市が保健所政令市となってから少なくなったとの声を聞いているが、事実か。

A. 以前は、職員不足もあり実績の少ない時期もあったが、現状は、三重県が保健所を

所管していた時代と大きな変動はないと考えている。

Q. 監視指導を受ける側で、保健所が県の所管であった時期と比較して頻度が少ないとの実感がある中、変化はないと言い切れるのか。

A. 実績はそれほど変わっていないと考える。ただし、食品衛生協会の自主衛生管理について、保健所職員がたびたび同行することがあったが、近年では同行する機会が減少していることが、監視指導が少ないとの感覚の一因となっているのではないかと考える。

Q. 本市が保健所政令市となる時点において、身近に保健所ができることで市民サービスが向上するとPRしていたと記憶しているが、食品衛生協会の自主的な巡回指導の結果を集計していない、また、自主的な巡回指導に同行していないなど、市民サービスが悪くなっている印象がある。人員不足であれば、適切な業務が遂行できるよう、職員の確保に努めるべきである。

A. 体制の整備を含め、食品衛生管理について、一定のレベルを保てるよう取り組みを進めていきたいと考える。

獣医師の確保について

Q. 食品衛生検査所において、獣医師は現状で充足しているか。

A. 獣医師の配置について、国から示された基準はない。しかし、現在扱っている家畜の頭数等からすれば若干獣医師が不足しているとの認識があり、総務部に対して、平成30年度1名程度の採用を要望しているところである。

Q. 獣医師の勤続年数が短いとの話も聞くが、どの程度であるのか。

A. 平均すると五、六年程度であり、長くても10年程度となっている。

Q. 動物の殺処分を嫌がる獣医師もいることから、下関市の動物愛護管理センターでは獣医師の確保が難しい状況であるとの話を聞いた。そのような理由から、公務員ではなく、民間事業者を選択する獣医師もいるのか。

A. 動物愛護については、基本的には殺処分をゼロにすることを理念とした業務であるため、そのようなマイナスイメージが強いという認識はない。近年は、民間のペットショップも増えており、様々な選択肢が増えている中で獣医師の育成が少ないという背景があり、個人の適正と希望の結果、現状の獣医師数となっていると考える。獣医師のモチベーションの向上やスキルアップを図るため、食品衛生検査所から2名の獣医師を衛生指導課に異動させる等の取り組みも行っている。

動物愛護啓発活動について

Q. 動物愛護啓発活動の参加者数が平成27年度比で減少しているが理由はあるか。

A. 参加者数については、犬の接し方教室の参加者数で算定している。幼稚園、保育園、小学校等からの要請に基づき実施しているものであり、平成28年度については開催回数、人数ともに目標に達しなかったものである。年度当初には各施設に対して事業の周知・広報を行っているが、結果として前年度比で参加者の減少となったため、どのようにアプローチするか検討する必要がある。

Q. 犬猫避妊等手術費助成補助金について、平成 27 年度と比較して飼い主のいない猫に対する避妊手術の割合は増加したか。

A. 飼い主のいない猫に対する避妊手術への補助は平成 28 年度からの実施であり、200 頭を視野に予算計上したところ、実績として 132 頭という結果となった。平成 28 年 4 月からの開始であり、もっとも需要の多い年度当初において周知が行き届いていなかったためと考えている。平成 29 年度当初については、28 年度当初以上に交付があるため、効果的に浸透していると考ええる。

(意見) 猫の殺処分数の減少が前年度比で大きく減少しており、努力は感じるところである。しかし、犬の処分数は減少してきているものの、猫の譲渡はなお難しく、地域のボランティアに頼る部分も大きい事業であると考えられるため、さらに動物愛護の啓発や、補助金の周知に積極的に取り組んでほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

基金積立金・保険料について

Q. 基金積立金の残高は平成 28 年度末でどの程度か。

A. 34 億円を超えている状況である。

Q. 残高が過去最高になっていないか。

A. 平成 26 年度に保険料の改定をしたことで残高は一度落ちたものの、近年は増えている状況である。ただし、過去には 40 億円を超えた時期もあったため、過去最高ではない。

Q. 国民健康保険特別会計について黒字の状況であるが、34 億円ある基金積立金についてはどのように使用するのか。

A. 平成 30 年度より国民健康保険の都道府県広域化が予定されており、市としては三重県に対して事業費納付金を支払う必要がある。先行きの見えない部分もあるが、今後も現在の保険料率を引き続き維持していくという考え方を持っているため、必要であれば基金を取り崩すことで保険料率の維持を図り、安定的な運営に努めたいと考えている。

Q. 本市の被保険者の半分ほどは所得が 100 万円以下であると考えますが、そのような低所得者の保険料が協会けんぽよりも倍以上に高額となっており、全被保険者世帯の 25%ほどが現年度分の保険料を滞納している状況において、これまで積み立ててきた基金をもう少し有効に活用できないのか。また、三重県の来年度の国民健康保険の保険料の確定試算がまだ被保険者や議会にも示されていないが、どのような状況であるのか。

A. 詳細な保険料率等については、まだ国からも方向性が示されておらず、実際に固まるのは 1 月頃であると聞いている。都道府県広域化に伴い、各市町村の保険料を統一する県もあるが、三重県としては、一応 6 年間をかけて保険料を統一したいとの意向

があり、まずこの3年間は、料率に掛ける係数を統一し、3年経過後に係数を見直したいという考え方を持っている。現段階では平成30年度の保険料がどのようになるのか不明であり、大幅に上がることとなれば、基金を活用して現在の保険料を維持したいとの考えを市としては持っている。また、6年後に向けての保険料の県下統一の動きにおいても、同様に現状の保険料を値上げせず維持していくために基金を活用したいという思いである。

ジェネリック医薬品差額通知について

- Q. ジェネリック医薬品差額通知の決算額が、平成26年度から27年度にかけて増え、28年度で再度減っているが、ジェネリック医薬品の普及と相関関係にあるのか。
- A. 当通知の発送事業については、競争入札により実施していることから平成28年度においては決算額が減少しているものである。また、平成26年度は年間1回、2500名への通知としていたが、平成27年度からは通知の回数を2回、5000名としたことにより決算額が増加している。このことにより、当初50%程度であったジェネリック医薬品の普及率が現在は65%から70%程度まで伸びており、医療費の適正化に繋がっていると考えている。

◀ 介護保険特別会計 ▶

介護認定調査について

- Q. 介護認定に要する期間について、他市町に比べて長いのではないかとの声も聞いているが、平成28年度でどの程度の期間がかかっているのか。
- A. 新規申請の場合の平均では、30数日である。
- Q. 期間の短縮に向けてどのような点を改善していくのか。
- A. 認定調査に要する日数の短縮、主治医意見書到達までの日数の短縮という二面で、規定内の期間で認定ができるよう努力している。介護保険認定調査員については、増員に努めているものの、応募が少なく調査期間が長くなっているという現状もあるが、新規の認定についてはある程度正常化している。主治医意見書については、規模の大きな病院では、各医師に、多忙な中で負担をかけることとはなるが、病院を通じて可能な限り早く送付いただくようお願いしている状況である。
- Q. 介護認定調査期間については、基準があるのか。
- A. 介護保険法上は、原則として申請のあった日から30日以内に認定を行わなければならないが、やむを得ない事情がある場合は、その旨通知をすれば期間を延長することができることとされている。30日以内に認定を行うことは一定規模の都市では非常に難しい状況であり、全国平均でも30日を超えている状況ではあるが、本市としては今後も30日以内に認定できるよう努力していく。
- Q. 主治医の見込みをもとに、介護サービスを先行して受けたところ、実際の要介護度は見込みよりも低かったという事例はあるのか。
- A. 見込みと調査結果に多少のずれが生じることはあると考えている。
(意見) 差し迫って介護が必要であり、認定に先行してサービスを受けるケースも多い

と聞いている。認定調査に携わる職員の数が必要なポイントとなると考えるため、期間短縮につながるよう今後の対応をお願いしたい。

Q. 平成 29 年度は、認定調査にどの程度の期間を要しているのか。

A. 介護保険認定調査員に加えて、介護・高齢福祉課職員による調査も行い、認定調査に要する期間の短縮を図ってきたが、人手不足は否めないため、今後も認定調査員の増員に努めたい。平成 29 年度においても職員による調査を行っているが、40 日程度の期間を要することとなっているため、今後も努力していく。

Q. 介護認定審査会の構成員の職種を確認したい。

A. 構成員は 100 名であり、約 40 名は医師、その他は歯科医師、薬剤師、保健師、福祉職等である。

認知症総合支援事業について

Q. 認知症初期集中支援チームの対応状況について、現状どのようになっているか。

A. 認知症初期集中支援チームは、平成 28 年度に北及び南地域包括支援センターに配置し、平成 29 年度には中地域包括支援センターに配置したことで全市をカバーできる体制が整ったところである。北及び中地域については先行して活動を開始しているため、合同での会議を開催するなど、ノウハウや課題点の情報共有を行う中で、地域の方々への効果的なアプローチの手法について模索しているところである。

(意見) 認知症サポーターが具体的な活動に取り組めるよう支援するため、今後もフォローアップ講座を実施するとのことであり、このような取り組みを進めて地域での支え合いの芽を育て、早期発見・早期対応に繋がるような制度の構築に努めてほしい。

Q. 認知症による行方不明者は年間どれほどいるか。また、どのように対応しているか。

A. 市に連絡があったのは平成 28 年度で 30 人から 40 人程度と記憶している。連絡があった場合は、徘徊高齢者等 SOS メールを配信し、メール登録者に検索をお願いするという取り組みを行っている。

Q. 全員見つかっているのか。

A. SOSメールの配信依頼は平成 28 年度に 35 件あり、市とメール登録者で検索を行ったところ、33 件については無事発見されたが、2 件については亡くなった状態で発見された。

Q. 亡くなった方は、死後何日ほど経過して発見されたのか。また、市内であったのか。

A. 市内で発見されたと把握している。また、1 件については死後 3 日目ほどで発見されており、もう 1 件についてはさらに日にちが経っていた。通常は死後二、三日程度で発見されている。

Q. 徘徊高齢者が死亡に至るケースを防ぐ対策はないのか。費用をかければできるのか。

A. GPS 付きの機器等を着用させることによる対策は可能であるが、本人が外してしまう場合もある。また、単身世帯もあるなど、様々な状況があり、完全に把握することは難しいと考える。

Q. 何らかの対策をとる意思はあるのか。

A. 近隣の方に捜索に協力してもらい、情報収集に努めることがもっとも効果的と考えるため、徘徊高齢者SOSメールの配信も含め、捜索への協力について事業者と協定を締結する、啓発を行う等、様々な角度から対策を推進していきたい。

ふれあいいきいきサロン推進事業費について

Q. 当事業について、平成 28 年度は介護保険特別会計にも予算 1160 万円が計上されているが、この経緯を確認したい。

A. 当事業は、平成 27 年度までは市の単独事業であったが、平成 29 年度に総合事業が開始されるのに伴い、積極的な取り組みを行うサロンに家賃等の補助を行い、総合事業におけるサービスの受け皿へ移行してもらうことを狙って、一部介護保険特別会計に予算を計上した。また、当事業は市社会福祉協議会への委託事業として行っており、市社会福祉協議会への職員配置に係る予算も含まれる。平成 28 年度についてはあくまで準備期間であり、平成 29 年度は総合事業が開始されたことから、全て介護保険特別会計に予算を計上している。

Q. 介護保険特別会計におけるサロンへの補助は、1 団体あたりどれほどの金額か。また、市内にはどれほどのサロンがあるのか。

A. 当事業の中では、1 団体につき約 30 万円を 8 カ所程度のサロンに対して補助しており、これに加えて、市単独事業で補助を行っているサロンが 120 カ所程度ある。また、市内全体では 400 近くのサロンがある。

《後期高齢者医療特別会計》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

サンシ前火災跡地の開発について

Q. 諏訪栄地区のサンシ前火災跡地の開発が当初より遅れているが、事業者としては、事業構想にある商業、福祉の総合施設としての機能は維持し、現在設置している相談窓口の運営などを通じて得られた情報も参考にしながら事業計画の見直しを行っているところであり、早期の着工を目指しているとのことである。このことについて、健康福祉部からも事業者を確認しているのか。

A. 事業者には直接確認している。

Q. 着工時期について、事業者側で考えは持っているのか。

A. 補助金の関係から、平成 30 年度の着工となる場合、本年度秋頃に事業計画をまとめる必要があり、事業者からは、それを目指して努力していると聞いている。

【こども未来部・経過】

≪ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ≫

不妊治療費助成事業について

- Q. 当事業について、受給者数及び事業費が前年度比で大きく下回っているが、この理由をどのように分析しているか。
- A. 当事業については、市単のもの、県費の対象となる特定不妊治療費助成事業の2種類が含まれる。県費の特定不妊治療費助成事業による助成上限額は15万円であるが、平成28年1月20日以降に治療が終了したものについては、初回助成に限り上限額が30万円に引き上げられたところである。助成の仕組みについて、まず県費による助成を優先し、残額が出た場合は上限10万円の範囲で市費による助成を行うこととなる。県費による助成上限額が高くなった結果、市費による助成額が少なくなり、実績が減少しているのではないかと考えている。
- (意見) 状況は理解するが、現在の社会情勢で不妊治療のニーズが減少するとは考えにくいため、助成の実績が下がった原因についてさらに調査し、当事業が有効に活用できるよう努めてほしい。

≪ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ≫

保育士の時間外勤務について

- Q. 平成28年度の保育園における月当たりの平均時間外勤務及び平均有給休暇取得日数を確認したい。
- A. 月当たりの平均時間外勤務については11時間、平均有給休暇取得日数については7.9日である。なお、平成27年度については平均時間外勤務が9時間、平均有給休暇取得日数が6.8日という状況であった。
- Q. 出先機関は、本庁と比べて時間外勤務時間が少ない傾向にあると感じる。平成28年8月定例会議の決算常任委員会全体会において、時間外勤務の適正化について議論したが、それ以降も時間外勤務の申請がしづらい雰囲気があるとの声を現場からは聞いている。平均時間外勤務11時間は正確な数字か。
- A. 時間外勤務の申請については、各保育園に適正に申請するよう園長会を通じて指示しており、適正であると考えている。
- Q. 現場の実態とかけ離れてはいないか。
- A. 各園において、事前申請を徹底し、職員がどのような業務内容で時間外勤務を行うのか適切な把握に努めている。時間外勤務の適正化に向けて、園内ではできる限り時間内で業務を収められるようさまざまな工夫を行っているところであるが、会議等や突発的な保護者対応等については、どうしても時間外勤務が発生するものである。こうした中で、園長会だけでなく、主任会や様々な研修会等の機会を通して、職員には時間外勤務の適正な申請について周知を図っている。
- Q. 周知徹底した結果、平均時間外勤務が2時間増え、より現場の実態に近づいたと考えるが、保育士は昼休憩を1時間確保することはできているのか。

A. 昼休憩の時間については、園児の昼寝の時間に合わせており、その間は休憩パート職員を配置することとしている。園児の起床や病気に対して、休憩途中に対応せざるを得ない場合もあるが、基本的には1時間の休憩時間を確保している。

Q. 現在の保育現場は臨時職員が多くなっており、休暇の取得については臨時職員が優先されると考えるが、正規職員について休暇をとりにくいといったことはないか。

A. 正規職員についてはクラスの主任を務めることから、臨時職員の方が休暇を取得しやすいという傾向はある。しかし、正規職員について休暇を取りやすくするための工夫が必要であり、平成29年度より各ブロックにフリーの正規職員の保育士を配置した。ブロックフリーの保育士配置は、もともと保育士の研修の充実に向けたものであったが、これにより少しでも正規職員が休暇を取得しやすい環境につながるものと考ええる。また、保育園は土曜日にも保育を行っていることから、土曜日に出勤した正規職員の週休を優先してとるようにしている。

Q. 先般実施された、職員アンケートにおいて、保育士から時間外勤務の申請しづらさについての記述がある可能性もあるが、平成28年度の平均時間外勤務11時間が正確であると言い切れるか。

A. 保育士の時間外勤務について、会議の終了後に職員が帰りにくい雰囲気があるという指摘を一般質問においても受け、会議について開始の時間と終了の時間を決め、その時間の範囲で終了するという習慣付けをするように指示を園長会においても行っているところである。時間外勤務の適正化に向けてはこども未来部としても努力しているところであるが、職員アンケートでそのような声があった場合は、これまでも増して対策を強めていく必要があると考える。

(意見) 平成27年度に比べて多少の数字の改善があったことは評価するものの、複数の保育士から時間外勤務の申請や有給休暇の取得で困っているとの声が寄せられている。保育園に限らず、出先機関については本庁よりも時間外勤務が申請しづらい風潮が今なおあると感じるため、園長会等だけでなく、保育士全員に対して指導を徹底すべきである。

Q. 保育園における会議については、どれほどの頻度で行っているのか。

A. 主に午後4時以降の長時間保育の時間帯に園内の会議を行っており、その際の保育は長時間パート職員を任用している。会議は、全体打合せ、園内研修が月1回、3歳未満児の打合わせ、3歳以上児の打合わせが月1回ずつあり、午後4時頃から行っている。その他、各クラスの保育士は複数体制となっていることから、クラスごとの打合せを午後4時から5時15分までの間で行っている状況である。

Q. 園内会議が保育士の時間外勤務につながっているのか、その実態を確認したい。

A. 会議の時間帯については、概ね2時間を基本として行っており、それ以上に長くなるときは次回の会議に回す場合もある。具体的に、午後4時15分から6時15分までの会議であれば通常勤務の保育士は1時間の時間外勤務、早朝勤務のある保育士については、本来午後4時15分までの勤務であるため、2時間の時間外勤務ということになる。

(意見) 時間外勤務の実態をできる限り正確に把握することは重要である。あいまいな

把握のままでは、現場の労働環境の改善はいつになっても実現せず、このことにより児童へ影響がでるのはもちろん、保育士の離職に繋がっていくことにもなりかねない。保育を巡っては待機児童の問題が大きく取り上げられているところであるが、保育する側の環境が変わらなければ児童の環境も変わらない。待機児童の問題と保育士の待遇改善については、セットで取り組むべき課題であると考え

保育士の処遇について

- Q. 保育士については、事務職と比べて昇格のペースが遅いと感じるがどうか。
- A. 人事のことであり、総務部の所管であるが、園長の中には副参事を兼務している者もあり、それほど差はないと考えている。
- Q. 保育士の方が昇格が遅く、それが給与の差に繋がっているとの声も聞いており、時間外勤務の申請しづらさも相まって若い保育士が退職することもあると考える。正規の保育士について、近年の退職の傾向はどのようなものか。
- A. ゼロではないが、少数の状況である。
- Q. 毎年多くの正規の保育士を採用しているものの、その不足が生じているために臨時職員で補っているという印象があるが、正規職員が増えない理由はあるのか。
- A. 近年、主に0歳から2歳児までの保育需要が増えているという背景がある。この状況も勘案し、本市においても正規の保育士の採用を徐々に増やしており、平成30年度に向けては25名の採用を予定している。
- Q. 保育士や幼稚園教諭の退職について、その実態を確認したい。また、若い保育士に長く働いてもらうため、どのような配慮が必要と考えているか。
- A. 若い保育士については、結婚により県外転出するといった理由で退職する人がいる。また、家族の介護の必要から、ベテラン保育士が退職するケースもある。平成29年度よりブロックフリーの保育士を配置しており、若い保育士が、仕事に誇りを持ち、魅力を感じて働き続けてもらうための対策の一助となっている。このことにより職員が体調を崩して急に休みとなった場合の対応がしやすくなったほか、職員の研修機会の充実、有給休暇取得の促進につながっているものと考え。正規の保育士の採用を増やしたことで叶ったものであるため、今後も引き続き採用に努め、様々な対策が行えるようにしていきたい。
- Q. 国においても民間保育所職員の処遇改善に向けた動きがある中、本市単独では、民間保育所の保育士に対してどのような処遇改善を行っているのか。
- A. 市単では、平成4年度より民間保育所運営費補助金において、園職員の平均勤続年数に応じた処遇改善加算を行っている。具体的には、平均勤続年数10年以上の園では職員1人当たり月7400円を、7年以上10年未満の園では月6300円を、4年以上7年未満の園では月5200円を、4年未満は月4000円を補助している。

学童保育事業費について

- Q. 本市では、学童保育について民設民営の方針をとっているが、空き教室等がないた

めに1カ所に非常に多くの人数が集中している小学校区も見受けられる。新たな学童保育所の設立について、差し迫った需要のある小学校区に対して積極的な支援は行っているのか。

A. 民設民営のメリットとしては、建設費が公設の場合よりも安く済むこと、建設に係る期間を短くでき、地域住民が自由なレイアウトで整備できるということが挙げられる。しかし、特に大規模校を抱える小学校区については、学童保育所の需要は高まる一方、小学校には利用可能な空き教室がないという現象が発生している。このため、本市では平成29年度よりこども未来部、教育委員会、学校等で構成される調整会議を立ち上げ、学校施設の利用の可否について協議を行っている。

(意見) 需要がある小学校区については決まって空き教室がなく、何とか解決できるよう早期の対応を要望する。

Q. 本市における平成29年度の学童保育の待機児童数は13人と示されているが、その学童保育所別の内訳を確認したい。

A. ときわ第1学童保育所、ときわ第2学童保育所、羽津学童保育所、富洲原学童保育所で合計13名である。

Q. 常磐小学校区については、夏休み前にかかなりの待機があったと考えるが、実態を把握しているのか。

A. 13名という数字については、三重県からの調査時点である5月1日現在の数字である。指摘のとおり、夏休み前に入所できないがどうしたらよいかという相談を受けたことはあり、別の学童保育所の紹介により対応している。

Q. 大規模校を抱える小学校区について、学童保育所の不足は切実な問題である。民設民営であるため、地域の努力によるところは大きいと考えるが、市としてどのような対応を行っていくのか。

A. 各学童保育所に対する支援の充実という形で対応していきたいと考えている。現に、大規模校を抱える小学校区については学童保育所の数も複数となっている状況であるが、運営委員会にとってより運営しやすい制度となるよう、取り組みを前進させたい。
(意見) 子供を預けられないことにより、保護者と運営委員会の間で雰囲気が悪くなる例も見受けられるため、可能な限りの支援をお願いしたい。

Q. 民設の場合、保育料については学童保育所によって差があるかと考えるが、どれほどの幅があるのか。

A. 月当たり5000円程度から12000円程度までの幅である。

Q. 学童保育所利用支援補助について、918万1000円の決算が上がっているが、平成28年度学童保育所利用児童数1785名のうち、どの程度の児童が補助を受けているのか。

A. 利用支援補助については、就学援助費の交付対象者、一人親家庭等医療費受給資格証を所持する者を対象に、5000円を上限として、一般利用者の保育料の2分の1を支給している。平成28年度の対象人数は、263名である。

Q. 学童保育所の保育料については、非常に安価な自治体もあるが、国において保護者負担額の基準等はあるのか。

A. 特に基準はない。各学童保育所の予算の中で検討し、決定しているものとする。

Q. 保護者の負担については、保育料以外にもあるのか。

A. 入所の際の金額徴収や、管理費の徴収、また、おやつ代として月 500 円程度の徴収を行っている学童も多くある。

(意見)「子育てするなら四日市」を掲げるのであれば、利用者負担の軽減についても一度検討すべきと考える。また、大規模校の場合、小学校高学年については最初から入所を断られるケースもあると聞いている。一度、小学校の保護者にアンケートをとり、潜在的待機児童の実態についても調査すべきである。

Q. 学童保育所指導員へはどのような支援を行っているのか。

A. 指導員に対しては、日常的な児童への具体的な指導方法等について、研修会を開催している。また、経営に関する知識のない人がほとんどであるため、社会保険労務士を派遣し、雇用や労働に関する法的な相談に応じており、その費用を市が負担している。また、運営費補助として、国県支出金より常勤指導員の配置に係る補助があり、その他、障害児の入所があった場合は、加算を行っている。

Q. 常勤指導員の配置に係る補助の実績を確認したい。

A. 平成 28 年度については、22 カ所の学童保育所で計 1452 万円の補助を行っている。

Q. 学童保育についてはニーズが近年高まっており、複数の学童保育所の開設を余儀なくされた地域もある。このような状況において、本市は民設民営という方針を堅持するのか。他市の状況も踏まえて確認したい。

A. 鈴鹿市については、民設民営と公設民営の混在型となっているところであるが、公設民営部分については、廃園となった公立幼稚園の建物を学童保育所とし、民間により運営しているものであると聞き及んでいる。本市においては、現状民設民営という状態を維持しているものの、各学童保育所の運営も厳しくなっていることから、現状の制度について再検討していきたいと考えている。

(意見) 市長は、「子育てするなら四日市」を優先課題に掲げているところであるが、学童保育事業の決算額については、その半分程度が国県の支出金となっている。公設公営や公設民営の方針をとる他市町から見れば、本市の学童保育事業に対する投資は軽いと見ざるを得ない。

Q. 学童保育所については、各地域で状況も異なる。補助については一律とするのではなく、大規模校の場合や過疎地の場合で区別して対応するなど、きめ細かい制度とすることができないのか。

A. 例えば市中心部では借地料も高いといった声を聞いている。借地料についても上限を決めて補助を行っているが、地域によっても差があるため、学童保育所への補助のあり方については、全体的に検討が必要であると考えている。指摘のとおり、実情に合ったきめ細かい支援ができるよう努力していきたい。

Q. 学童保育事業の今後の方針として、学童保育ニーズに対する受入体制の確保及び保育の質の向上を図るため、引き続き補助金による支援を行い、また、各学童保育所が「四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に則って運営されるよう、必要に応じて支援を行うとのことだが、本市としては民設民営の方針を変えることはないを読み取れる。財政的な理由により、現状の方針は持続していくのか。

A. 本市としては、学童保育所を当初より民設民営で行ってきたという歴史的経緯がある。しかし、社会情勢の変化は非常に早く、子供を育てながら長時間労働を行わなければならないという状況も出てきている。学童保育所の運営については、事務を担当する保護者が毎年変わり、保護者にとっても負担になると感じることから、学童保育所に応じた金銭面でのきめ細かい支援に加え、運営方法について何らかの支援ができないか考えているところである。ただし、民設民営と公設の混在型については、他市の状況を見ても効率的な運用ができていない面もあるため、様々な自治体の状況を見て、今後の運営方針を検討したいと考える。抜本的な改革は難しいが、現状がベストではなく、改善の余地はあると考えている。

(意見) 今後の学童保育事業については、若い世代から、さすが四日市と思われるような施策も必要であると考えている。社会情勢や財政状況も勘案し、より現状が改善されるよう努めてほしい。

第2子以降子育てレスパイトケア事業費について

Q. 当事業について、どのように総括しているか。

A. 予算要求の時点では、多くの方に利用してもらえることを想定していたところであるが、当事業を活用して利用した一時保育について、一部の保育園に集中していたという結果となった。今後、使い勝手も含めて当事業の今後のあり方について検討していきたい。

Q. 郊外部に居住する人も使いやすくするための手法は、具体的に検討しているのか。

A. 当事業は、第2子以降の児童の出産後6カ月以内に限り利用することができるが、事業開始当初の平成28年4月に生まれた児童の1歳6カ月健診が秋に行われるため、その際に保護者に対して、アンケートを行うことを考えている。

Q. 決算常任委員会資料によれば平成28年度の決算額は98万円余となっているが、主要施策実績報告書では42万円余となっている。この整合性をどのように理解すればよいか。

A. 当事業に伴う私立保育園一時保育利用料への補てん額56万円余については、私立保育園への補助金として計上しており、第3目民間児童福祉施設運営費の中の一時保育事業費補助金に含まれている。

児童虐待防止対策事業費について

Q. 市内で、平成29年8月末に車内から児童の遺体が発見される事件があったが、当該児童は他市の学校に通っていたことから本市として状況の把握ができなかったという話を聞いた。この事件を受け、改善を考えている事項はあるか。

A. このような痛ましい事件については二度と起こしてはならない。行政内の部局を跨いだ情報共有については積極的に取り組むべきと考えており、家庭児童相談室と教育委員会等関係機関が密に連携を取り合う必要がある。現在は、庁内会議等において情報交換を行っているところであるが、より情報共有を進められるよう今後も検討していきたい。

(意見) 個人情報であり取扱いが難しい面もあると考えるが、転入児童の情報について、転入前に居住していた自治体と共有をするなどの連携にも取り組んでほしい。

放課後等デイサービス事業（障害児通所事業費）について

- Q. 当事業について、事業所職員の資質向上に向けた取り組みはどのような状況か。また、有資格者はどれほどいるのか。
- A. 各事業所については、児童の支援計画を作成する必要があることから、県指定の研修を受講した児童発達管理責任者という職員が必ず配置されている。また、加えて平成 29 年度から、児童福祉法の改正により、職員の半数以上を保育士又は児童指導員としなければならないとなり、現段階で配置のできていない事業所は確認していない。

保育所の入所状況について

- Q. 公立保育園については市全体の入所率が 89.46%であるのに対し、私立保育園については全体でも 100%を超えている状況である。この数値はどのように算定しているのか。
- A. 公立保育園の定員については、子ども・子育て支援新制度が開始された平成 27 年度に変更し、各保育室の受け入れ可能人数を合計したものとなっているため、余裕のある数値となっている。特に 3 歳以上児は、まだ受け入れに余裕のある園もあることから、入所率についても全体で 90%未満となっているものである。私立保育園については定員が運営費の単価の基準となるため、まず単価が低くならないよう、ほぼ確実に入所する人数を定員として設定し、保育士の配置基準や保育室の面積基準を順守した上であれば、その 1.2 倍まで児童を受け入れることができることとしている。
- Q. 公立保育園について、3 歳未満児の入所率はどのような状況か。
- A. どの保育室を使用するかにより変動する。現実的には、保育士の配置等の状況により、今以上に受け入れることができないという園が多い状況であり、余裕があるということではない。
- Q. 私立については定員に対する入所率が 100%を超えていることから、待機児童が課題となっていることが分かるが、公立についても 3 歳未満児、3 歳以上児に分けて入所率を出すなど、もう少し実態の分かる指標を示すべきである。
- A. 入所状況の実態の示し方について、今後検討していく。

特別保育事業について

- Q. 休日保育について、平成 27 年度比で利用者数が増えている状況であるが、拡充する予定はあるのか。
- A. 平成 29 年 7 月より東日野町のこっこ保育園で新たに休日保育を開始しており、市内で 3 園の実施となったところである。
- Q. 平成 29 年 7 月以降の休日保育の利用はどのような状況か。
- A. 北部の日の本保育園、中部の西浦保育園、南部のこっこ保育園という形となり、全体的な地域バランスがとれたと考えており、保育ニーズに対応している状況である。

(意見) 現状の利用状況を見れば、休日保育のニーズも高いと考えるため、随時拡充をお願いしたい。

橋北交流会館整備事業費について

Q. こども子育て交流プラザについては、民間への業務委託を行い、平成 29 年度に開館したところである。当初は民間へ委託することの是非について議会でも議論のあったところであるが、現時点での総括はあるか。

A. 当施設について、平成 29 年 8 月末現在での地区別の来館状況については、橋北地区が 32%、常磐地区が 10%、羽津地区が 9%、共同・同和・中央・港・浜田の 5 地区が 9%、海蔵地区が 8%、その他市内各地区といった状況であり、かなり広いエリアから来館があることから、全市的な施設になりつつあると感じている。また、土日も開館しており、来館も土日中心に増えている状況であり、非常に好評をいただいているところである。8 月には来館者 2 万人を達成し、想像以上の盛況であると考えている。

(意見) よりよい施設となるよう、こども未来部としても、受託事業者に対して、適切なフォローをお願いしたい。

Q. こども子育て交流プラザについて、想像以上の盛況であるとのことだが、2 年間の委託料が決まっている中、事業費に不足が出た場合、何らかの対応は可能なのか。

A. 想定よりもハイペースでの来館がある状況を踏まえ、事業者側とも協議し、よりよい運営の手法について検討していきたい。

Q. 橋北交流会館の体育館やグラウンドの横に自販機を設置してほしいとの声を聞いているが、設置は可能であるのか。

A. 設置について特段の規制はないと考える。こども未来部としては、特に希望は聞いていないが、そのような声があるのであれば検討したい。

児童館について

Q. 北部児童館については児童からも非常に人気があり、リニューアルした際には、市内 4 館のみの児童館について全市的に拡充すべきと意見したことがあるが、そのような意向はないのか。「子育てするなら四日市」を掲げる市長が就任したタイミングで、児童館の拡充も検討すべきではないか。

A. 現在は、移動児童館を重視し、平成 29 年度より専任職員を 2 名配置して各学童保育所や地区市民センターへ出向いている。本市の子育て支援施策としては、産業都市四日市市として子供を預けて働き続けられる環境づくりが急務と考えており、まずは保育所待機児童の解消、学童保育事業の充実が優先課題であると考えている。児童館についても、子供たちの遊び場として効果的に機能している状況进行评估しているからこそ、土日にも利用できる全市的な施設としてこども子育て交流プラザを開館した。今後の児童館の拡充については、需要や求められる政策課題の状況等を勘案の上、進めたいと考える。

(意見) 小学校に通う児童にとって、学童保育以外で安心して遅くまで過ごせる場所は

児童館である。富洲原地域については児童館があることで学童保育の利用者が例年少なく済んでいるといった面もあると考えるため、児童館の拡充についても積極的に進めるべきである。

(意見) こども子育て交流プラザが、土日開館により盛況であることから、土日の子供の遊び場については需要があるとする。児童館についても現在休館日となっている日曜日の開館について、検討してほしい。

5 歳児健診について

Q. 平成 28 年度に行った 5 歳児保護者アンケートの結果について、相談の中で、助言・指導を行い、保護者の不安を軽減することができた。また、必要な支援に繋げることができたとのことであるが、この詳細を確認したい。

A. アンケートへの回答のあった 1787 名の中には、すでに様々な機関に専門的な相談を行っている保護者もいる一方、おむつが取れない等の一般的な子育てに関する不安を抱えている保護者もおり、保育士や、状況に応じて臨床心理士や言語聴覚士が聞き取りを行い、子供との接し方に関する助言を行ったところである。その後、改めて相談に訪れ、ことばの教室や必要な訓練に繋がった児童もいる。保育園や幼稚園に通いながらも、その不安をどのように伝えればよいか悩んでいた保護者に対し、相談する機会を提供することができたと感じている。

Q. 今後も、児童の発達を確認するために、当アンケートを活用していくという方向性でよいか。

A. 平成 29 年度について、アンケートの送付をしたところである。前年度よりも保護者に意識を持ってもらうため、今回は、郵送ではなく、保育園、幼稚園を通じて保護者への配付を行っている。

Q. 平成 28 年度のアンケートの回収率についてはどのように判断しているか。

A. 平成 28 年度の回収率は 65% であり、決して高い状況ではないと感じている。保護者自身が子供の成長について振り返る機会ととらえてもらい、不安があるのであれば必要な支援につなげていくという形をとればよいと考える。より回収率を挙げることで保護者の意識向上につなげたい。

(意見) 平成 29 年度の手法で回収率の向上につながったか否かは、今後、報告してほしい。また、発達チェックの漏れにより将来苦しむ児童を出さないためにも当アンケートを有効に活用することを強く要望する。

あけぼの学園の障害児相談支援事業について

Q. 当事業について、関係省令違反があるのではないかと指摘が一般質問であったが、改めて内容を確認したい。

A. 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントについては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならないと「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(以下、省令)に定められているが、あけぼの学園においては居宅訪問を完全には実施していない状況である。本市で

は、あけぼの学園にて児童・保護者と面談を行い、心身の状況の把握、児童が置かれている環境の把握、日常生活全般の状況の把握、保護者の意向・希望の把握を行っており、学園での面談において、居宅訪問を行う必要があると思われる場合は改めて居宅訪問を行うこととしている。居宅訪問の必要性は感じているものの、限られた体制の中で1件でも多くの利用計画を作成したいとの思いでこのような措置をとってきたところである。また、平成28年度においては国から障害児相談支援費1208万5280円を受給しているところであるが、「障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及び家族への面談等」については、障害児相談支援費の算定基準に含まれているところである。対象児童の課題や保護者の意向等が的確に調査できていれば、居宅訪問でなくともアセスメントが実施できているとの判断から請求を行ってきたが、今後、国県等に確認を行っていきたいと考えている。

Q. 最終的に厚生労働省の判断を仰ぐこととなると考えるが、一般質問終了後、まだ問合せを行っていないのか。

A. 厚生労働省へは、三重県を通して確認するという形になる。こども発達支援課を通して三重県に問い合わせたところ、障害児相談支援について基準を順守してほしいとの回答があったのみで、金額の返還の必要性については回答のない状況である。

Q. 平成28年度の利用計画数は250人分であるとのことだが、利用計画作成に係るアセスメントについて、居宅訪問した割合はどの程度であるか。

A. 利用計画の作成書類に面接場所についての記載がないため、正確な数字は分からないが、感覚的には1割程度であると考えている。主にアセスメントは一般的には学園内で完了しており、課題のあるケースについては居宅訪問を行っている状況である。

Q. 他の事業所においても同様の状況であるのか調査を行っているのか。

A. 本件を受けて改めて照会を行っていないが、日本知的障害者福祉協会の調査によれば、平成26年度での居宅訪問実施状況は18.5%程度となっている。

Q. 障害児相談支援費の算定に係る基準は、国の制度創設当初から変わっていないのか。新たに事業を開始するに当たって経過措置のようなものはないのか。

A. 当該基準については、平成24年3月30日付で発せられたものであり、以降変わっていないと考える。

Q. 障害児相談支援費の算定方法について確認したい。

A. 障害児支援利用計画の作成について、1件作成当たり1611単位、利用計画に基づくモニタリングについて1件当たり1310単位と、単位数が決まっている。また、これに加えて地域補正による加算もある。

Q. 1611単位の算定に当たっては、居宅訪問によるアセスメントも基準とされているのであるから、居宅訪問が1割程度であったのであれば、不適切な請求であったと捉えられても仕方がないということか。

A. 市としては、適切な利用計画を作成したら単位を取得できると判断していたところである。

(意見) 省令の基準からは、居宅訪問を行わずとも適切な利用計画が策定できれば単位

を算定するとは読み取れない。家計の状況や日常生活全般の状況など、居宅訪問をして初めて分かる項目もあると考える。結果としては期待に応えていたとしても手続上の瑕疵により何らかのペナルティーを科される可能性もあると考えられることから早急に関係機関に問い合わせるべきである。

Q. 障害児相談支援費の請求支払の流れについて確認したい。

A. あげぼの学園や他の事業所で行った障害児相談支援や放課後等デイサービス等の実績をまとめて三重県国民健康保険連合会（国保連合会）が審査し、その結果による請求情報に基づき市から国保連合会へ支払いを行う。その後、各事業者へ事業費が振り分けられるという形となっている。負担割合は、国が2分の1、県市が4分の1ずつとなっている。

Q. 平成29年度も同様の体制で業務を行っていると考えますが、本件の発覚を受けて対応を変えることができるのか。

A. 指摘を受けて、対応を変える方向で進めている。

（意見）居宅訪問ができていなかったのは現状の体制によるものであるが、容易に体制を強化することは困難であり、少なくとも平成29年度中は全戸居宅訪問のできない状況が続くと考える。このことは、平成29年度決算認定にも関わることであるため、平成28年度決算認定に向け、本件が適切な対応であったのか否か、早急に行政としての判断を示すべきであると考えます。

（意見）指摘を受けて対応を変更することについては、あくまで業務量の増に対して職員配置等でどのように対応するかという問題である。しかし、障害児相談支援費の返還の要否について、これまでの対応が省令違反であったのかどうかは市及び議会だけでは判断できない問題であるため、調査の上、決算認定の判断を下す前に答えを示すべきである。

Q. 平成28年度利用計画数、モニタリング件数ともに前年度比で増となっている状況であるが、平成28年度は人員体制を拡充したのか。

A. 毎年度職員を相談支援員養成に向けた研修に派遣しており、兼務ではあるが、当事業に携われる職員数を増員しているところである。

Q. 職員一人当たりに係る業務量が増えると考えますが、兼務については解消する方向で取り組むのではなかったのか。

A. 平成28年度は兼務の職員を増やして当事業に対応してきたという状況であった。しかし、平成29年度については再任用職員1名、臨時職員1名を増員しており、平成28年度途中で採用した臨時職員1名も併せて当事業に当たっているところである。

Q. 現在の体制で、平成29年度はどの程度居宅訪問を増やせると考えているのか。

A. 全戸訪問したいと考えている。しかし、職員1名あたりの対応の限界もあるため、利用計画作成が滞る面はあると考える。

Q. 相談支援専門員は、現在何名いるのか。

A. 専任1名、兼務11名という状況であり、専任1名は正職員である。トータルで専任換算は2.9名である。

（意見）全戸訪問が望ましいが、兼務の影響による過度な時間外勤務はあってはならぬ

いと考える。全戸訪問の実施に向けて確固たる体制となるよう取り組むべきである。

Q. 省令第15条第2項第6号には、相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならないとの規定がある。この規定をどう捉えるか。また、罰則規定等はあるのか。

A. 当規定については、障害児相談支援費の算定基準の根拠となっているものであるため、居宅訪問は必要なものであると考えているが、罰則規定はないと認識している。

Q. 算定基準には「障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及び家族への面談等」と記載されているため、居宅訪問の可否については解釈の余地があると考えるが、省令第15条第2項第6号の規定でははっきり「しなければならない」と記載されている。金額の返還の可否とは別に、法令順守ができていなかったということになるのではないか。

A. 居宅訪問が完全には実施できていないことについては深く責任を感じており、現場の体制に不足があることも事実である。様々なサービスが増加する中で、障害児支援利用計画を必要とする方がどんどん増えており、どのようにすれば当事者自らが作成するセルフプランを減らすことができるか考えた結果、このような対応となっている。以前は電話での確認のみで支援の判断を行うという例が全国的に見られたことから、居宅訪問によるアセスメントが重視されるに至っていると理解しているが、あけぼの学園については、相談支援事業所であるとともに、サービスを提供する事業所でもあることから、臨床心理士、作業療法士、理学療法士といった専門職もいる中で、児童の日常生活の状況等について居宅訪問と同様の確認ができ、さらに遊具等を活用してより詳細に子供の動きを観察することができるといった面もあると考える。しかし、法令を素直に読めば、やはり居宅訪問は必要であるという解釈になると考えるため、庁内で検討会議を設け、今後の体制のあり方も含め、関係部局とともに協議を行い、本件に対する市の方針を固めていきたいと考える。

Q. 現状の兼務職員について、相談支援の専任とすることはできないのか。

A. 兼務職員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を持っており、それぞれが個別訓練等担当の業務を持っている状況である。その中で相談支援専門員の研修を受け、空き時間を活用して障害児支援利用計画の作成に携わっている状況であるため、相談支援の専任とすることにより、他の事業が利用者の需要に対応できなくなるのが現状である。

Q. 人員が不足しているという実情において、相談支援員の増員等、具体的にどのような体制を考えていくのか。

A. あけぼの学園の体制強化については、全庁的に議論すべき課題と考えている。こども未来部としても、議会における指摘を重く受け止め、1名の専任の相談支援専門員が、現在の専任換算である2.9名に必ず到達できるよう、人員体制の確保を図ってきたいと考える。

Q. 本件については、総務部や財政経営部にもかかわるものであるため、一度全体会で議論すべきと考えているが、決算認定の結論を出すまでに厚生労働省に問合せをし、

障害児相談支援費の返還の要否について答えが出るよう努力すべきである。

- A. 他の事業所にも影響することであるため、三重県を通じて、適切に回答をいただきたいと考えている。

あけぼの学園通園バスの事故について

Q. 平成 28 年に発生した本件事故について、市の過失割合が 10 割で損害賠償を支払われているところであるが、その後の改善策について確認したい。

- A. 本件事故は、健康増進センターからあけぼの学園までの帰路において、非常に道路幅の狭い箇所を通園バスが信号待ち車両に接触したものである。道幅の狭さについては運転手も当然把握しているものであるため、進行できるか否かは確実に判断するよう厳重注意したところである。現在、バス運転手として、消防職員OBの嘱託職員、臨時職員、代替として臨時職員 2 名を登録している状況であるが、バスの運転に不慣れな部分も見受けられるため、今後は安全な運行に向けて、運転専門職への委託を検討したいと考えている。

Q. 委託は平成 29 年度を目途に考えているのか。

- A. まずは、金銭的な課題、安全面の課題を比較して検討していきたいと考えている。

Q. バスについて、園外活動でも活用しているのか。また、運転手を務める嘱託職員は他に業務を行っているのか。

- A. 発達に課題のある園児が、将来的な公共交通機関の利用に向け、バスに慣れてもらうことを目的に、バスを活用した園外活動も行っている状況である。また、運転手については、バスに乗らない時間は草刈り等、園内の環境整備や軽微な施設修繕等を行っている。

(意見) 健康増進センターからの帰路であれば、園児もバスに乗っていた状況であったと考える。安全確保に向けて、運転手の外部委託も含め、積極的に取り組んでほしい。

≪ 歳出第 3 款民生費 第 3 項児童福祉費・第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 ≫

保育園・幼稚園施設整備事業について

Q. 日常の軽微な修繕については、どのように予算付けしているのか。

- A. 各幼稚園、保育園に対して園執行分の予算を配分し対応している。また、整備費用が 10 万円を超える場合は、保育幼稚園課予算により工事執行している。

Q. 日常の軽微な修繕に係る予算額の推移はどのようなものか。

- A. 各園の日常の軽微な修繕に係る予算のうち、10 万円を超える修繕に係る保育幼稚園課執行の予算については、各園施設の老朽化の状況等を勘案して予算編成するため、年度ごとに増減がある。

Q. 日常の軽微な修繕についても、大きく捉えれば施設長寿命化の一環であると考えて。各園配分の予算について、さらに充実させながら、施設整備全体では費用を抑制するという考え方も必要と考えるがどうか。

- A. 幼稚園、保育園の現場の感覚によると、施設整備の緊急度が高い案件もあると考え

られ、現場の声を十分に聞きながら今後の予算に反映させていきたいと考える。

園での集金について

Q. 監査委員より、集金について、指定日に現金を受け取り、即日金融機関へ入金し、現金を保有しない取扱いをしているが、指定日に納付されなかった場合は、その都度入金に行く必要が生じるため、より効率的な集金システムとなるよう見直すこととの指摘があるが、この集金は保育料のことか。

A. 幼稚園の保育料についても、平成 29 年度より口座振替による納付又は振込みとなったところである。ただし、各園において、今も行事費、材料費、及び給食費を集金している。平成 30 年度に向けて、給食費以外の集金方法については検討を行っているところである。

Q. 給食費を残す意味は何か。保育料と同時に口座振替等で集金することはできないのか。

A. 保育園については、給食の提供が義務付けられていることから、主食代を除く給食費については保育料の中に含めている。他方、幼稚園については、給食を提供する義務はないため、給食費及び給食費の副食代相当を含めずに保育料を算定しており、保育料と給食費は別建てとなっている。現在、給食費を幼稚園で代行徴収の上、給食事業者に支払っている状況であるが、今後、対応について考えていきたい。

Q. 園での集金について、現場としてはどのように感じているか。

A. 幼稚園で保育料の直接徴収を行っていた頃は、手持ち金額が大きく、金融機関に入金するまで不安な状況であった。現在も金融機関への入金には月数回行く必要があるが、取り扱う金額が少なくなり、負担は減っていると感じている。

Q. 給食費及びそれ以外の雑費について、幼稚園でなるべく現金を扱わないような措置について検討してほしい。

A. もともと出先機関においての現金の取扱いは最小限とするよう取り組んでいるところである。現在残っている給食費等の扱いについても、どのように整理できるか、財政経営部をはじめ、関係部局と協議していきたい。なるべく現場の負担を減らす方向で検討したいと考えている。

Q. 中学校給食については、幼稚園と同様にデリバリー給食であるが、給食費は保護者から直接事業者へ納付している。幼稚園においても同様の扱いができるのではないか。

A. 中学校のデリバリー給食については希望者のみの対応である一方、幼稚園については基本全員給食であり、一部除去食で対応している園児もいるという違いがある。このことも踏まえて、集金の手法について一度検討したい。

(意見) 除去食の対応はあるものの、給食費の集金方法の変更はぜひ進めるべきである。

＜ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ＞

こんにちは赤ちゃん訪問事業について

Q. 当事業における訪問率は平成 28 年度で 97%ということであるが、保健師、助産師、看護師のほか、誰が訪問しているのか。

- A. 自治体によって状況が異なっており、本市の場合、一定の研修を経たNPO法人の
こんにちは赤ちゃん訪問員に訪問してもらっている。
- Q. 決算額 910 万 6504 円については、主に何に使われているのか。
- A. ほとんどがこんにちは赤ちゃん訪問員への委託料であり、その他消耗品費等である。
- Q. 委託料については、訪問 1 件当たりの単価をもとに積算しているのか。
- A. 年度当初に年間の訪問件数の見込みに基づき、訪問 1 件当たりの単価を設定し、そ
の金額でNPO法人と随意契約を行っている。見込みとあまりに差異が大きい場合は、
契約単価についても見直しを行うこととなるが、平成 26 年度から 28 年度にかけては
訪問件数に大きな差がないため、契約の変更は行っていない。
- Q. こんにちは赤ちゃん訪問員の訪問実績を確認したい。
- A. 平成 28 年度では、訪問件数 2613 件のうち、1921 件がこんにちは赤ちゃん訪問員に
よる訪問であり、率にして 73.5%である。残りについては保健師、助産師等の専門職
が訪問している。
- Q. 本市の人口 10 万人当たりの保健師数は 12 名であり、他の保健所設置市と比較して
も人数が少ない状況である。当事業も含め、保健師の担当する事業は多くある中で、
体制が手薄になっているのではないか。
- A. 保健師の数について、現状で充足されているとは考えていない。ただし、業務の効
率性の観点からは、当然専門職で担当すべきものか、そうでないのかについてすみ分
けを行う必要がある。当事業については、専門職である保健師や助産師による訪問が
ベストであると考えてはいるものの、ハイリスクの場合に絞って専門職による訪問と
することで、少人数でも効率的に業務を回すことができるため、当面はこの形で対応
したい。ただし、現実的に専門職が必要となるケースは増えており、充実した保健事
業を展開するためにも、今後も保健師等専門職の増員が望ましいと考える。
- Q. 津市の保健師数は本市よりも多いと記憶しているが、確認しているか。
- A. 平成 27 年度実績で、こんにちは赤ちゃん訪問事業に携わる保健師の数は 49 名であ
ると確認している。津市の場合、広域的な市町村合併があり、広範囲を訪問するた
めに多くの人数が必要となっていると考えている。
- (意見) 津市の保健師は全員が市職員とは限らないが、本市より人数が多いのは明らか
である。保健師は、子供の元気な成長や保護者への育児指導に欠かせない存在だ
と考えており、その増員を図ることは本市の未来への投資であると考えている。他の
自治体に比べて本市の人口当たりの保健師数が少ないという現状を受け止め、相
対的に増員を図っていくべきである。
- Q. 平成 29 年度は、こども保健福祉課の保健師が 2 名増員されているとのことだが、当
初から 2 名を要求していたのか。
- A. 事業を行う上で、3 名の増員を希望していたが、結果として 2 名となったところ
である。
- Q. 当初、当事業について、保健師 13 名で臨む計画であったと理解するが、平成 30 年
度も保健師の配置について要望は行っていくのか。
- A. 年々、保健師の対応が必要なリスクの高いケースも増えているため、定期的に人材

の確保は必要であると考えている。

Q. 当事業に携わる助産師は1名であるが、これで充足しているのか。

A. 充足しているか否かの判断は難しい。平成29年度より新たに訪問型産後ケアを開始し、三重県助産師会と協定を締結して事業を進めていくところであるが、同様に、市で人材確保が困難な場合は、外部へ委託し、必要人数を確保していきたい。

Q. 保健師や助産師を募集した際、応募はどれほどあるのか。

A. 人事であるため総務部の所管であるが、助産師は、募集人数分の応募はあった状況である。保健師についてもほぼ希望人数分の応募はあると聞いている。

Q. 他の自治体においても、今後保健師等の需要が増加し、競争が生じる可能性もあることから、募集に対してどれほどの応募が見込めるか等、正確な実態を把握しておくべきと考える。平成29年度当初予定の保健師数13名は、抑え気味との印象もあるが、どう考えているか。

A. 総務部の所管であり、こども未来部独自で判断することは難しいが、児童虐待やネグレクト等、支援を必要とする家庭が増えていることは事実である。このようなケースの初期対応については、保健師の役割が非常に重要となるため、実態を総務部に正確に伝え、必要な人材が確保できるように努力していきたい。

Q. 当事業について、本市の場合形式だけの訪問になっていないのかという意見もあるが、平成28年度において改善はあったのか。また、専門職による訪問と、こんにちは赤ちゃん訪問員による訪問について、レベルは揃っているのか。

A. いきなりの訪問により相手方に気まずい思いをさせたり、訪問員に対してはつきりともものが言えないといった意見もあり、それも踏まえ、訪問員について十分に研修を重ね、スキルアップを図っているところである。また、保健師等の訪問が必要なハイリスクとそうでないケースの見極めについて、その精査を強化してきたところである。

Q. 川越町の赤ちゃん訪問はより丁寧であるとの意見も聞くが、その訪問状況を実際に視察するという機会はあるのか。

A. 実際に視察する機会はないが、近隣自治体であるため、お互いに情報交換をしながらよりよい母子保健事業となるよう取り組んでいる。丁寧さの尺度については計りきれない部分もあるが、今後も情報交換を密に行いながら事業内容の向上に努めたい。

Q. 本市の訪問率は97%と川越町よりも高い状況であるが、その質についてはどのように捉えているのか。虐待等の有無のみを観察するような訪問員はいないか。

A. 当事業については市民からも意見をもらうことはあるが、特にその対応についての苦情は確認していない。仮にそのようなケースがあった場合は、今以上に事業の課題について精査し、よりよい事業に反映していきたいと考えている。

新生児聴覚スクリーニング検査助成事業費について

Q. 当事業は平成28年度より開始されたものであるが、交付申請11件に対し実績が2件と少なくなっている。この理由は何か。

A. 申請したものの、乳児が低体重等で入院したような場合、聴覚スクリーニング検査を保険診療で実施することとなるため、結果として助成対象にならなかったという例

がある。また、交付対象外の市民税課税世帯からの申請も1件あったところであり、制度の周知徹底が不足していたと考えている。結果としては2件の実績であるが、効果はあったと考えるため、制度の周知に努め、事業を継続していきたい。

Q. 申請者は、何らかの形で聴覚スクリーニング検査を実施し、早期発見に繋がっていると理解してよいか。

A. そのように理解している。

Q. 平成29年度の実施状況を確認したい。

A. 交付申請が6件あり、交付済みが2件である。3件については、低所得を理由に申請されたものの、市民税課税世帯であったことから交付に至らなかったものである。

Q. 聴覚スクリーニング検査については、乳児全員が受けているのか。

A. 当検査は、乳児が生まれた病院で出生後2日目ほどの時点で、病院の勧めで受診するものである。県内のほとんどの医療機関で検査が行われているが、里帰り出産で県外の医療機関を使った際に、その医療機関が検査を行っておらず、受診していないという例もある。先般アンケート調査を行ったところ、9割程度が受診しているとの結果であった。

Q. 当検査を受診していない約1割の乳児について、どのように対応しているのか。

A. 4カ月健診、10カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診において問診を行っており、3歳児健診においては実際に聴覚自己検査を行ってもらっている。その時点で異常が発覚した場合は、必要な医療機関に繋げている。

定期予防接種について

Q. 子宮頸がん予防ワクチンに関しては、副反応のリスクがあることから積極的勧奨を控えているところである。平成28年度についても1名の接種があるが、事前の説明は行っているのか。

A. 平成28年度接種者1名については外国人である。海外では当ワクチンは一般的なものであるため、家族からの希望で接種を行ったものである。医療機関としては副反応が確認されていることから接種には慎重になっており、接種前には医師よりリスクについて説明しているものと考えている。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

臨時職員賃金について

Q. こども未来部所管部分の幼稚園費について、臨時職員賃金が増加しているが、この理由は何か。

A. 臨時職員賃金については、従来教育委員会の所管であったが、平成 28 年度よりこども未来部の所管となったためである。

園管理運営費について

Q. 監査委員からは、各幼稚園に配備されているパソコンの台数が少なく、業務の効率が悪くなっているため、業務量に応じたパソコンの配置となるよう検討することとの指摘があるが、各園 1 台の配備であるのか。

A. 園長用のパソコン 1 台プラスアルファという現状である。

(意見) 幼稚園職員の人数はそれほど多くないと考えるものの、小中学校や保育園においてもパソコンを使用する業務が増えている状況も勘案し、適切に幼稚園の業務量を把握の上、必要な台数が配備できるようにすべきである。

Q. 監査結果報告書によれば、近隣住民から子供の甲高い声が騒々しいという苦情を受け、対応している幼稚園があるとのことであるが、これは特定の園に係るものであるのか。

A. 特定の園についての苦情であり、住宅に囲まれている園である。

施設整備事業費について

Q. 施設整備事業についても、臨時職員賃金と同様、教育委員会からの所管が移ったために、こども未来部所管の費目が増えているのか。

A. 施設整備については、こども未来部創設当時より保育幼稚園課が所管しており、アセットマネジメントによる施設整備の関係で、工事費が加算されているものである。

Q. 平成 25 年度に策定したアセットマネジメント基本方針及びアセットマネジメント実行計画に基づき施設の長寿命化を進めているとのことであるが、幼保一体化の流れがある中、この計画について変更していくという考え方であるのか。

A. 幼稚園の規模適正化については、公立幼稚園の適正化計画（素案）に基づき、4 地区で計画しているが、今後も地域や保護者との協議を行う必要があるため、現段階でアセットマネジメントの計画には位置付けていない。

Q. 空調について、幼稚園の保育室には設置されていない。小中学校や保育園においては、空調設置の検討段階で温度測定を行っていたところであるが、幼稚園においても行っているのか。

A. 各幼稚園において、午後 1 時の時点の室温を計測しており、平成 29 年度においても 30 度を超えている状況もあったとの報告を受けている。現在、幼稚園の空調については保健室を兼ねた職員室のみとなっているところであるが、幼稚園においては水遊びもあるなど、園活動は保育室に限らないことも考慮し、現在エアコンも含めた幼稚園の環境整備について検討を行っている段階である。

Q. 私立幼稚園の保育室については、空調設置は進んでいるのか。

A. 調査はしていないが、ほぼ全園で完備されているものと理解している。

(意見) 就学前の教育方針や内容については、公立、私立で違いがあってもよいと考えますが、環境面では公立幼稚園が立ち遅れているという感覚は否めない。

Q. 児童の体調面を考えれば、小中学校よりも先に幼稚園の空調が設置されるべきではないのかと考えるが、保育室全てに整備する方向で考えていくのか。また、どのようなスケジュールを想定しているのか確認したい。

A. これまで、幼稚園については保育時間が短いこと、遊びを通しての保育であり、常に保育室にいるわけではないことから、保育室や遊戯室への空調設置を行わなかった経緯がある。しかし、高温の日が続く状況において体調を崩す児童の報告も受けているところであり、現在、そのような状況も踏まえてできる限り早期に整備できるよう、手法について検討を行っているところである。平成 29 年度中には、教育民生常任委員会に、設置場所・手法や設置時期、事業スケジュール等について案を示し、協議いただきたいと考えている。

Q. 平成 28 年度の教育民生常任委員会において、幼稚園保育料が平成 30 年度より応能負担となることに伴い、幼稚園の空調設置についても検討すべきとの意見が出ているところであるが、それを受けて現在の検討に至っているのか。

A. 幼稚園保育料を応能負担とするのであれば、当然教育環境の改善についても併せて考えるべきとの議会からの指摘を受け、協議を進めているところである。

(意見) 幼稚園への空調設置の検討については議会における議論からスタートしたのであるから、さらに積極的に推進してほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

少年自然の家費について

Q. 現在の指定管理者の小学館集英社プロダクションが、次回の指定管理の更新においては応募しないと聞いているが、理由は何か。

A. 小学館集英社プロダクションが、会社の方針として、今後社会教育施設から撤退するという方針を持っていることによる。少年自然の家に問題があり、特別に指定管理を辞退するというものではない。

(意見) 社会教育施設については、指定管理になじまない施設であるという見解もある中で、本市は少年自然の家を指定管理により運営してきたところである。過去には指定管理を一度取り消した経緯もあり、事業内容についてはこれまでも検証されてきたところであるが、指定管理者モニタリングレポートによれば、人件費の額について、実施計画と実際の執行額について差額がゼロである。予定額に対してわずかな差も出ない決算は通常ないと考えており、指定管理者の事業収支の実態について正確に確認・把握をしているのか疑問が残る。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきまして、一般会計 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 第2項児童福祉費 第4款衛生費 第1項保健衛生費 第3項保健所費 第10款教育費 第1項教育総務費 第4項幼稚園費 第5項社会教育費（いずれもこども未来部所管部分）については賛成多数により、その他の部分については別段異議なく認定すべきものと決した次第であります。

なお、教育委員会所管の一般会計の審査において、指定管理者のモニタリングについては、その収支状況の確認方法が統一されていない状況があり、これは複数の分科会に係る事項でもあることから、全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、別段異議なく、全体会に送ることと決しました。

また、こども未来部所管の一般会計の審査において、あけぼの学園の障害児相談支援事業について、職員体制も一因となり、省令に定められた障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及び家族への面談等が完全には実施できていない状況であり、総務部、財政経営部も交えて議論すべきであると考えことから、複数の分科会に係る事項として、全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成29年8月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

学童保育事業費について

Q. 大矢知地区については3カ所目の学童の新設となるが、現在の大矢知興譲小学校区の学童保育の実態について確認したい。

A. 三重県の調査に基づけば、大矢知興譲小学校区の待機児童はゼロである。しかし、大矢知興譲小学校は大規模校であり、学童保育についても満員であるとの思いから申込みを行わない潜在的待機児童もいると思われる。3カ所目については、60名規模となる予定であり、これまで潜在化していた申込みが増えると考ええる。

Q. 大矢知興譲小学校区では、平成29年度当初、申込み自体を断られた児童が30名ほどいると聞いている。実質的に待機児童であると考えますが、このことは把握しているか。

A. 三重県の調査では、申請した結果入所できなかった児童の人数がカウントされているため、申込書を出さなければ待機児童の扱いとはなっていない。平成28年度より3カ所目の新設について運営委員会から打診があったため、実態については把握しており、支援を行ってきたところである。

(意見) 学童保育所の新規開設について補助金の申請があった場合、実態を精査し、必要性を確認した上で支出を決定していると考ええるが、補正予算の審査においては、三重県の調査結果だけでなく、実態についても的確に説明すべきである。

(意見) 家族の就労状況等により申請に至らないケースは多くあると考ええる。大矢知興譲小学校区ではまだ多くの潜在需要があると考ええるが、全校生徒の保護者に対してアンケートを行う等、積極的な実態調査をすべきである。

【教育委員会・経過】

第2条債務負担行為の補正（関係部分）

海蔵小学校施設整備費について

- Q. 海蔵小学校施設整備期間中の運動施設の利用についてはどのように考えているのか。
- A. 海蔵小学校の改築に際しては、運動場の利用可能面積が通常の半分程度となる。授業1コマにつき2学級が運動場を利用することもあるが、このような使用が不可能となるため、1学級が一定規模の体育の授業ができるような手当を行う必要がある。海蔵小学校については、近くに他の学校の運動場等がないため、現在は、いずれも徒歩5分程度の位置にある海蔵川河川敷及び校舎東側の万古広場の使用を検討している。使用に当たり、海蔵川河川敷は三重県四日市建設事務所、万古広場は地元自治会の許可を得る必要がある。なお、運動会については四日市ドームでの開催を予定している。
- Q. 管理者に対してこれから打診していく状況で、間に合うのか。
- A. 海蔵川河川敷については、例年、小学校のマラソン大会で借りているところであるが、今回は長期の使用となるため、どのような形で借りることができるのか、河川排水課とともに三重県と協議していくことになる。万古広場については、地元自治会長の内諾は得ており、申請をすれば借りることはできると考えている。
- Q. 小学校区のスポーツ少年団も学校の運動場を使用しており、何らかの配慮をすべきと考えるが、どうか。
- A. 団体の意向については把握していないが、学校側が相談に応じていくことになると思う。
- Q. 平成31年12月に完了予定の新校舎建築工事の後、普通教室空調整備事業が予定されているが、別工事とすることで費用が高くなるのではないかと。新校舎建築と同時にを行い、供用開始とともに空調の使用を開始してはどうか。
- A. 普通教室空調整備事業については、新校舎建築途中の平成31年度中に市内全小中学校で一斉に行う予定であり、各学校の状況に応じた仕様で発注していくこととなる。仕様において、海蔵小学校は建築工事の工程に合わせた整備を明記するため、工事の手戻りや費用が割高になることはないと考えている。空調の使用開始については、平成32年度より全小中学校一斉に行うことを考えている。
- Q. なぜ新校舎建築工事の中で空調整備を行わないのか。
- A. PFI方式による実施とした場合、全小中学校の空調整備事業は工事だけでなく、その後13年間にわたり空調の一元管理をも委託することができるためである。この場合でも、PFI事業者には、あらかじめ新校舎建築の工程や空調設置の可能時期等を明示し、本体工事に合わせてスムーズに整備が進むよう努めていく。
- Q. 校舎建築時に合わせて空調の取付けを行う場合と、後から別途行う場合では作業工程にも違いが出ると考えるが、どのように行うのか。
- A. 既存校舎への整備の場合、設置に向けた穴あけ等の工事を行う必要があるが、海蔵小学校新校舎については、建築工事において、空調設置に配慮した形での設計を行うこととなる。建築工事完了後に、手戻り工事が発生しないよう配慮していく。

Q. 今回は、仮設校舎の設計、建設等に係る債務負担行為の補正であり、仮設校舎は鉄骨造3階建てとなる予定であるが、空調についてはレンタルを予定しているのか。

A. そのとおりである。

Q. 補正予算額の中で、仮設校舎の空調にかかわる経費はどの程度見込まれているのか。

A. 直接工事費について1100万円を見込んでおり、経費を加えれば約1400万円ほどであると考えている。

議案第13号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、議案第17号 工事請負契約の締結につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件については、平成33年の三重とこわか国体に向け、中央緑地に新体育館の整備を行うため、建設工事の請負契約を締結しようとするものであり、委員からは、今回の中央緑地新体育館の建設工事においては、600台分の駐車場の整備が含まれているが、この台数で充足しているのかとの質疑があり、理事者からは、新正駅や日永駅から徒歩圏内であるといった状況等を総合的に勘案し、現状では合計850台程度が適正であると考えており、残り250台程度については国体開催までには整備できるように取り組みを進めているところであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、特に国体の開催時は、近鉄や四日市あすなろう鉄道をはじめとした公共交通機関の利用促進について、より積極的に呼びかけることで、交通上の問題が発生しないよう努めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、今後整備する駐車場は、大型観光バスも対象に含まれるのかとの質疑があり、理事者からは、これから整備を進める600台分の駐車場内に縦列駐車をすることにより、10台程度の観光バスの駐車は可能である。また、新体育館北側のスペースにも10台程度の駐車が可能であり、

合計20台程度の駐車ができるよう整備を進めているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、観光バス駐車場所については20台では不足していると感じるが、他にバスの待機場所として考えている箇所はないのかとの質疑があり、理事者からは、インターハイのサッカーの試合等、複数チームの来場が想定される場合は、現段階では日永浄化センターの駐車場をバスの待機場所として確保することを考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、以前、四日市南警察署の手前から立体交差で中央緑地へ乗り入れる都市計画があったが、国体開催を前にして廃止となった。中央緑地・国道1号間の出入りの際の渋滞緩和に資するものと考えていたが、都市整備部とは事前に協議していたのかとの質疑があり、理事者からは、これまでも国道1号とのアクセスに際しての渋滞の問題や、駐車場の問題については都市整備部とも協議してきた。その中で、当都市計画の廃止についても情報を得ていたが、当計画区域には私有地が含まれ、これを制限することによるデメリットが大きいとも聞き及んでいたところであり、また、立体交差することによる国体時の国道1号の渋滞緩和への影響は直接的にはないと考えていたところである。中央緑地は公共交通機関が近いことから、公園内への車の乗り入れを進めるよりも、公共交通機関の利用促進に努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当契約の中で、地域経済の活性化

に係る事項は謳われているのかとの質疑があり、理事者からは、優先交渉権者選定プロポーザルにおいて、市内での建設資材の購入等、地域への経済波及効果についても評価対象としているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、財源として三重県から広域的拠点スポーツ施設整備費補助金1億円、国から社会資本整備総合交付金25億円を予定しているとのことだが、これらは確実に交付されるのかとの質疑があり、理事者からは、広域的拠点スポーツ施設整備費補助金については施設完成後に三重県に請求し、確実に交付されるものと考えている。社会資本整備総合交付金については、先催県の事例から1国体当たり50億円が交付されており、それを三重県と折半することで市としては25億円の確保を予定しているところであるが、交付が確定しているものではない。今後も、施設整備の進捗状況に合わせて国に交付の要望を行っていくこととなるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、社会資本整備総合交付金の予定額50億円について、県内では他の自治体に交付されるということはないかとの質疑があり、理事者からは、三重とこわか国体で当交付金の対象となるのは、本市の新スポーツ施設及び伊勢市の三重県営総合競技場のみであるため、県内の他の自治体に交付される可能性はないとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、都市防災機能を備えた施設として整備に当たって国から補助金を交付されているスポーツ施設もあると記憶しているが、本市においてはどうかと

の質疑があり、理事者からは、平成28年度交付された社会資本整備総合交付金5000万円のうち、1000万円は防災安全に係る分である。国からの指導により、危機管理機能に係る補助についても、社会資本整備総合交付金の中でまとめて請求することとなっているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第17号につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成29年度第1回及び第2回四日市市障害者施策推進協議会について、平成29年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会について、平成29年度第4回及び第5回四日市市民生委員推薦会について、平成29年度第1回四日市市青少年問題協議会について、平成29年度第1回エスペランス四日市運営協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出について、ないし請願第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についての4件の請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、同一の請願者からの請願であり、請願者から請願趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、9月8日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、各都道府県が負担する教職員給与等の3分の1を国が負担するものである。国の負担率は以前2分の1であったが、平成18年に現行の3分の1に引き下げられている。当制度については、昭和25年に一度廃止されたものの、地方格差の拡大や教育条件の低下を招いたことから3年後には復活しており、また、平成16年の「三位一体改革」の際には、一度廃止も検討されたが、地方の反対等もあり、負担率を引き下げて存続したという経緯もある。現状、当制度の存廃について議論があるわけではないと考えるが、厳しい財政状況の中でも、全国の子供たちの教育の機

会均等や、教育施策の安定・継続性の観点からは、当制度を存続し、充実させていくべきであると考えている。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨には、義務教育費国庫負担制度に係る制度改正により、総額裁量制が導入され、少人数学級の実施に必要な人員確保のため、講師が増加し、学校運営にかかわる校務を担当する正規の職員が減少したことで、現在の教職員の多忙化の一因にもなっているとの記述があるが、本市独自に実施している小中学校1年生の30人以下学級も講師を要することから、正規職員の多忙化につながっているという意味かとの質疑があり、請願者からは、総額裁量制の導入により、以前は正規職員の定数が決まっていたところ、各都道府県の裁量で、同じ財源の範囲内で非正規職員の配置で賄うことができることとなり、正規職員で対応していた部分を非正規職員で賄うことにより、教職員の人数は増えるものの、正規職員でなければ担えない業務もあるため、結果として正規職員の負担が増える要因となっているという傾向を示したもので、市町独自の取り組みに対して非正規職員を配置することはありがたいと感じているとの説明がありました。

また、他の委員からは、義務教育費国庫負担制度に係るこれまでの制度改正により、本市の教育現場でどのような課題が発生しているのかとの質疑があり、請願者からは、地方の厳しい財政状況からも、予算の多くが人件費に配分され、教員旅費や教材費等に十分な予算が行き届いていないという

実感があるとの説明がありました。

また、他の委員からは、義務教育費国庫負担金の国の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、どのような影響があったのかとの質疑があり、請願者からは、公的なものではないが、義務教育費国庫負担金の国庫負担率を3分の1とした場合の所得譲与税による配分見込み額は、負担率2分の1の際と比較して、三重県では若干の減となるとの平成18年度当時の資料もあるとの説明がありました。

これに対して委員からは、教育に多くの予算を割ける自治体ほど質のよい教育を提供でき、結果としてよい成績に結び付いていると感じているが、三重県全体で見た場合には依然として課題があるため、この状況は改善すべきと考える。また、中学校については非正規職員が正規職員と同等の業務を行っている実情もあると感じており、正規職員を充てていくべきではないかとの思いであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、当請願の趣旨については、現状の義務教育費国庫負担制度の維持に加えて、可能であれば国庫負担率を以前の2分の1に戻してほしいという意図であるのかとの質疑があり、請願者からは、義務教育費国庫負担制度は教育制度の根幹をなすものであり、まずは当制度の堅持が重要であると考えているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、従来の正規職員の枠をどの程度非正規職員で賄うこととなっているのかとの質疑があり、理事者からは、国から示された教職員定数を県がどの程度非正規職員に割り当てているのかは、本市としては把握していないとの答弁がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等にかかわる課題が複雑化・多様化しており、学校をめぐる状況は以前と比べて大きく変化しており、課題も大きくなっている。こうした状況において、中央教育審議会は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」の中で、「教職員の指導体制の充実」、「教員以外の専門スタッフの参画」、「地域との連携体制の整備」が重要であると述べている。

本市では、市独自の常勤講師の配置により、小中学校1年生における30人以下学級を実施しているほか、業務アシスタントや部活動の外部指導員の活用の検討を始めているなど、本市の施策を国が後追いしている形となっているが、本来であれば、国が前に出て進めるべき施策と考えている。教職員定数改善計画については平成17年度を最終年度とする第7次計画以降策定されておらず、その後も文部科学省内の計画はあるものの、閣議決定にまで至っていない状況であり、このことが自治体間の教育格差につながっているのではないかと危惧している。

以上の理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育

予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、教職員定数改善計画が閣議決定に至らない理由は何かとの質疑があり、請願者からは、財務省の反対があると聞いていることから、教育面の課題と財政面の課題の比較衡量によるものと推測するとの説明がありました。

また、他の委員からは、「チームとしての学校」の体制の整備が提言されているが、学校で全てを担うことには無理があるのではないかと質疑があり、請願者からは、全てを学校で引き受けることは不可能であるため、学校として対応すべき項目とそうでない項目についての棲み分けは必要であるとする。ただし、学校として対応すべき項目についても、教職員というスタッフのみでは不足する面もあるため、その意味でも「チームとしての学校」は必要であると考えているとの説明がありました。

これに対して委員からは、現実には、一人の教職員が様々なことを抱え込んでいるケースはあると考えており、学校で対応すべきこととそうでないことの整理は重要と考える。この中で、「チームとしての学校」というあり方を認めることにより、かえって学校で対応すべき項目が増えるのではないかと危惧するとの意見がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、対応する項目が多いために教頭が夜遅くに帰宅している学校もあると聞いているが、このような状況は、市内の学校では一般的であるのかとの質疑があり、理事者からは、夜遅くという状況が一般的とは言えないが、教員の勤務実態調査によれば、

本市の小学校、中学校ともに、教頭がもっとも在校時間が長いという結果が出ており、本年6月の調査では、小学校については平均12時間36分、中学校については12時間32分であったとの答弁がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第5号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

平成26年の子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく様々な施策の効果により、平成24年に16.3%であった子供の貧困率が、平成27年では13.9%まで改善されている。しかし、子供がいる現役世帯で「大人が一人」の世帯員では、貧困率は50.8%と極めて高い数値となっており、本市においても就学援助を受けた児童生徒数の割合が平成28年で11.31%である等、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、給付型奨学金制度が創設されるなど、国においても対策に動いているところであるが、まだ課題も多く、さらなる取り組みの推進について、市議会からもその後押しをしてほしい。

以上の理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の充実と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣

旨には、給付型奨学金制度について、成績基準が設けられていること等の課題があるとの記述があるが、当制度は創設されたばかりであり、成績基準については課題ではなく、今後、制度の拡充に伴い緩和が期待されるものではないのかとの質疑があり、請願者からは、国としても平成 30 年度に向けて予算規模の拡大を目指しており、指摘のとおり、より拡充する方向で検討されている制度である。創設自体が終着点となるのではなく、より充実させてほしいとの趣旨で記述したとの説明がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第 5 号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第 6 号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

当請願については、東日本大震災発生以降、同一趣旨の請願を継続して提出しているが、国における取り組みの成果もあり、当時よりも学校における防災対策は大きく進んでいるとの実感がある。しかし、平成 28 年の熊本地震に際しては、体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険な状況であった、トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であったとの事例が報告されているなど、まだ様々な課題が残っている。本市においても各学校の整備・修繕は計画的に進んでおり、いずれ当請願趣旨が達成される時代は来ると感じているが、まだ細か

な課題もあり、引き続き学校の防災対策に向けた取り組みは必要であると考えます。

以上の理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、当請願の趣旨については、主にハード整備に向けた対策を国に求めるものであるのかとの質疑があり、請願者からは、まずは、実際に災害が発生した場合のハード整備に向けた対策を求めていく必要がある。ソフト事業についても求めてはいるが、各学校の避難マニュアル等の整備については近年かなり充実してきていると認識しているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、各学校の耐震化等防災対策に係る事業について、国の交付金は事業費全体のどの程度を占めているのかとの質疑があり、理事者からは、国の防災機能強化事業において、事業費の3分の1の補助を受けることができる。ただし、1校当たり400万円以上の整備が対象であり、これに満たない整備については市単で実施しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、学校の防災対策について、市単による整備と、国庫補助を活用した整備の比率は把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、同様の整備事業であっても、学校規模により補助対象となるか否かが変わるものもあるため、全体のどの程度の整備事業が補助対象となっていたかは把握していないとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第6号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成29年8月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第6項保健体育費 ▶

運動施設整備事業費について

Q. 補正予算額の内訳を確認したい。また、足場の設置については当予算に含まれているのか。

A. 主に仮設費用に156万円程度、屋根の部材に425万円程度、施工費に392万円程度、共通費等に175万円程度、消費税に92万円程度を想定している。昇降用の足場の設置については、仮設費用の中に含まれており、第2体育館東側に設置する予定である。

Q. 新体育館整備の際に設置する足場を利用するのではないのか。

A. 新体育館整備に向けては、10月より早い打ち工事を開始する予定であり、第2体育館屋根復旧工事と現場において輻輳する部分があるが、足場については、第2体育館に直接架けるものである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとの意見はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成 29 年 11 月定例月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）について

【こども未来部・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費（関係部分）》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》

幼稚園事務費事業費・保育所事務費事業費について

Q. 新たに創設された技能・経験に応じた保育士等の処遇改善加算について、例えば 1 園に月額 4 万円加算の対象者が複数いる場合でも、全員に 4 万円分の賃金改善を行う必要はなく、どのように配分するかはある程度園の裁量によるとのことである。4 万円の賃金改善を行った場合、社会保険料事業主負担分が増となるが、園側の負担増について手当はされているのか。

A. 当処遇改善加算に係る施設支弁分の公定価格には、社会保険料事業主負担分も含まれている。

Q. 園に支弁された加算分について、どのように配分しているか実態を把握しているのか。

A. 例えば月額 4 万円加算の対象者が複数いる場合、その半数以上は 4 万円の賃金改善を行わなければならないことになっている。このため、加算の申請に当たっては、賃金改善を行う人数及びその役職について申告してもらっており、最終的に、誰にどれだけ配分したのか、給与台帳と照合し、確実に履行されているかを確認することとなる。

Q. 派遣職員について当処遇改善加算を行うこともできるとのことだが、どのような状況か。

A. 派遣職員を処遇改善加算の対象として申告している園もある。結果的にどのように給与に反映するのか現状では把握していないが、今後確認する予定である。

(意見) 派遣職員への処遇改善を行う場合、その加算分は派遣会社から支払うことになるが、派遣会社としては制度が理解しづらいとの声も聞いている。実態を把握し、適切に保育士等の処遇改善につながるよう、派遣会社への助言等何らかの対応をお願いしたい。

Q. 当処遇改善加算については、研修の受講も要件とされているが、研修の開催日数が

限られており、複数職員の参加が難しいという状況がある。実施主体である三重県とも協議の上、市で行う研修等で代替することはできないのか。

A. 三重県子ども・子育て会議の場において、私立幼稚園・保育園関係者より、まとまった日時に職員を研修に派遣することが難しいため、各種協会や各市町で実施する研修会で代替できないかという意見もあり、県からは検討するとの回答があった。現在も検討中であると聞いている。

(意見) 処遇改善の要件となる研修について、県主催以外の研修で対応できないのか、その検討状況を改めて確認するとともに、市からも強く申し入れをしてほしい。

Q. 当処遇改善加算については、学童保育所に対しても適用されるのか。

A. 学童保育所についても処遇改善の対象となるが、現在市内の学童保育所に対象者がいるのか確認できていない。社会保険労務士の派遣時や、1月に実施予定のこども未来課での巡回の際に、丁寧に聞き取りをしながら対応していきたい。

第3条債務負担行為の補正

認定こども園整備事業費について

Q. 平成29年6月に「保々地区認定こども園について考える会」(以下、「考える会」)より要望書を受理しているが、施設・環境整備についての要望は全て対応していくのか。

A. 要望項目について検討の上、対応できる項目については基本設計の中で配慮していく。ただし、要望のうち、保々駐在所の移転及びその土地活用については、対応することは困難であるため、「考える会」に対する具体的な回答はしていない。

Q. 要望項目に係る具体的な回答については、11月の「考える会」と市との協議で示されているのか。

A. 「考える会」からは、一体感を感じられるような施設整備計画を求められており、市からは、認定こども園化に向け、既存の保育園舎と幼稚園舎を活かしながら、一体感を感じられるような施設整備を進めていくこと、また、今後設計を進める中で、具体的な要望項目についてはできる限り配慮していくとの回答を行っている。

Q. 協議において、「考える会」からは新たに意見が出されたのか。

A. 認定こども園への移行に当たっては、保々地区の歴史的経緯にも配慮してほしいとの意見を改めていただいている。ハード面の整備の考え方について、現段階の状況は理解をいただいているところであり、今後の状況については、基本設計、実施設計を進める中で説明する旨を回答している。

Q. 供用開始は早くとも平成32年4月以降であるとのことだが、平成32年4月1日の認定こども園への移行も考えられるのか。

A. そのように考えている。

Q. 要望の内容には、園舎をつなぐだけの施設改修では認められないとあるが、一体感を感じられるような施設改修を行うことで、最短で平成32年4月に認定こども園とすることの合意形成はできているのか。

A. 今回の要望は、認定こども園化に向けたハード面、ソフト面についての要望である

と理解しており、スケジュールについては予定通りに進めていけると考えている。

Q. 施設整備に当たっては、総合計画の方針を基本とし、既存施設を活用しながら、計画定員に基づき、増改築を含めてこども園化の整備を図っていくとのことだが、「考える会」からの要望項目については、概ね実現できると考えているのか。

A. こども園の1号認定（教育標準時間認定）への3歳児保育の導入に係る要望については、平成13年6月定例会において公立幼稚園の3歳児保育試行の継続を求める請願が不採択となっていることから、対応できないと回答している。また、施設整備に関しては、基本的には現状の施設を活用しながら、施設の設置基準や保育の量の拡大等を考慮した必要最小限の増改築を行うことを考えている。例えば、給食について、新たに1号認定の園児に対して提供する必要がある、食数が増えることから基準に基づき必要な部分について増改築することとなる。

（意見）一度請願が不採択となれば、永久的に幼稚園籍の3歳児保育ができないわけではない。認定こども園が増える中、ニーズがあるのであれば柔軟に対応していくべきである。

Q. 現在の保育園・幼稚園を合わせた職員数を基礎とした人的配置を要望されているが、どのように考えているか。

A. 「考える会」に対しては、歳児別の園児数や特別支援を必要とする園児の数によって配置する保育教諭の人数は決まるため、現在の保育園・幼稚園を合わせた職員数を担保することはできないと回答している。ただし、保々幼稚園・保育園については、人権保育を推進してきた経緯があり、人権保育推進担当職員については、現在の人数を維持することとしている。

Q. 保育教諭の人数が歳児別の園児数等によって決まることについて、地域は納得しているのか。

A. 理解していただいていると考えている。

Q. 以前示された公立幼稚園の適正化計画においては、再編後の保々地区の認定こども園について、4歳児、5歳児それぞれ定員予定数が60名となっているが、保々幼稚園については平成26年度より4歳児、5歳児が混合1クラスとなっており、現状と計画に齟齬があるのではないか。

A. 定員予定数については、1号認定に加えて2号認定（保育認定）も合わせた数であり、現段階では、計画通りに整備を進めていく予定である。

Q. 保々幼稚園・保育園の認定こども園化に向けた改築等整備に係る事業費の概算は把握しているのか。

A. 基本設計を行うことにより、全体工事の概算費用を把握していきたいと考える。

Q. 整備に当たって撤去される保育園の遊戯室の代替について、幼稚園の遊戯室で対応できるとのことであるが、法令に定められた面積基準を満たすのか。

A. 認定こども園化に当たり、法令に定められた面積基準や計画に定められた定員予定数を踏まえ、基本設計・実施設計を行う予定である。

Q. 「施設・環境整備」に係る要望項目にもあるが、施設整備に当たり、平成30年度に保育園が小学校を借りることとなった場合、空調設備や園児の体格に合わないトイ

レ・水回り等の対応をどのように考えているか。

- A. アセットマネジメントによる保育園の大規模改修時において、これまでも小学校の教室を借りて保育を継続してきた例があり、特段支障はないため、対応可能と考えている。なお、給食室の改修については時間がかかると確認しているため、技術職とも協議の上、保育の継続に支障のない手法となるよう検討を進めているところである。
(意見) 認定こども園への移行に伴う施設整備は今後さらに増えると考え。地域の完全な納得を得ることは難しい場合もあるが、丁寧な説明と真摯な対応により、少しでも理解いただけるよう努めてほしい。
- Q. 保々地区においては、平成 28 年 10 月に幼保一体化園である塩浜みどり園の見学会を実施しているが、この時点で「考える会」は組織されていたのか。
- A. 当時組織はされていなかったが、保々幼稚園・保育園の保護者を中心に、見学会への参加を促した。

子どもと若者の居場所づくり事業業務委託について

- Q. 当事業について、総合会館での開催は年間 36 日で統一されているのに対し、勤労者・市民交流センター北館での開催は、年間 100 日と記載されているものの、実際に平成 30 年度実施の予定日数は 102 日であるなど、あいまいな提示となっている。これはなぜか。
- A. 予定開催日数が 102 日となっているものの、天候状況（警報等）によっては市との協議により中止としてもよいとしていることから、年間 100 日開催で限度額を積算している。ただし、100 日を超える部分については休業してもよいこととなっている。
- Q. 債務負担行為については限度額が示されており、それに付随する開催日数が 100 日と示されていることになるが、今後の開催予定日数や過去の実績を勘案すれば、実際の開催予定日数で限度額を積算すべきではないのか。単年度の契約であれば、年度ごとに、カレンダーに応じた最大開催日数を提示するという手法もあるのではないか。
- A. 仕様書において、年間開催日数を 100 日と決めるのではなく、年末年始を除く毎週土曜日、日曜日に開催していただくこととし、災害が予測される場合等は臨時休館を許可することとすれば課題の整理はできると考えるため、改善していきたい。
- Q. 債務負担行為はあくまで限度額を決めるものであり、102 日開催の予定を立てながら、天候不順も想定されることから実際には 100 日で積算をするなど、後に不足額が生じる可能性のある債務負担行為は設定すべきでない。当事業は、子供に対するサービス事業である点にも鑑み、不足の生じないように、仕様を見直すべきではないか。
- A. 平成 30 年度の開催予定日数については仕様書との整合を図り、休業とする時期を委託先とも協議の上、利用者に迷惑がかからないよう周知に努めたい。
(意見) 開催予定日数を 2 日減らすことで、子供に対するサービスが減少することになる。市長が「子育てするなら四日市」を方針として掲げていることも勘案の上、検討すべきである。
(討論) 当事業については、開催予定日数を仕様に合わせてだけでなく、市民サービスを優先すべきと考えることから、従来の開催予定日数である 102 日に合わせて

債務負担行為を設定すべきと考えることから、増額修正も視野に入れ、当事業の債務負担行為の補正については反対する。

(討論) 市民サービスの観点からは、従来の開催予定日数である 102 日を基礎に債務負担行為を設定すべきと考えるが、平成 31 年度に向けては、適切に実態に合わせて改善していく旨の答弁がなされていることから、当事業の債務負担行為の補正については賛成する。

【教育委員会・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

小学校屋上防水事業費について

Q. 平成 23 年度より、校舎改築工事、大規模改修工事など、全面的に屋上防水を行う際には断熱工法を採用しているとのことだが、断熱工法によらない以前の工事と比べて、どれほどの効果があるのか。

A. 断熱工法の採用によりどれほどの効果が表れたかは、具体的な数値を持ち合わせていない。

Q. 体育館の屋上防水についてはいつから断熱工法を採用しているのか。

A. 体育館は平成 26 年度から、橋北小学校、小山田小学校、羽津小学校で実施している。(意見) 費用をかけて断熱工法を採用するのであるから、どれほどの効果があるのかは具体的に検証すべきである。

Q. 雨漏りを防止することが困難となった校舎について、大規模改修工事を待たずに防水層の全面改修を行う必要があり、当予算計上に至っているとのことだが、実際に雨漏りはしているのか。

A. 量については様々であるが、雨漏りが発生したという事実をもって、全面改修をする必要があるという判断に至っている。

《歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 3 条債務負担行為の補正 (関係部分)

自然教室バス借上料について

Q. 当債務負担行為の補正において、中学校 1 年生の自然教室を 2 泊 3 日から 1 泊 2 日とすることが示されているが、この変更は、これまでに教育民生常任委員会に示されたことはあるのか。

A. 今回の債務負担行為の補正での説明が初めてである。

Q. 補正予算参考資料には、「中学校 1 年生 (1 泊 2 日)」との記載はあるが、議案聴取会ではその部分には触れることなく説明が行われたのはなぜか。

A. 自然教室の日数については、決定事項とは考えていないため、2 月の当初予算審査

で認められなければ、2泊3日で実施するよう補正予算での対応も考えている。

Q. 自然教室の開催日数については、こども未来部所管の少年自然の家の運営にも影響する。こども未来部によれば、少年自然の家の指定管理者の更新があったにもかかわらず、中学1年生の自然教室を2泊3日から1泊2日に変更する決定がなされたことについて、教育委員会からは聞いていないとのことである。指定管理者の指定について議案が上程されている中、手順に不備はなかったのか。

A. 自然教室運営委員会において、1泊2日へ変更する方向性を確認しているが、当会議には、こども未来課青少年育成室長も出席している。

Q. 自然教室の日数変更について、教育委員には、すでに2回にわたって説明を行い1泊2日とすることについて理解を得ているにもかかわらず、教育民生常任委員会に対しては報告がなかったことに疑問を感じる。今回の教育委員会の手順からは、同様の案件については議会へは事後報告でよいと考えたのか。

A. 校長に対して、法令の範囲内で学校経営の権限を付与しているため、学校行事については校長の裁量で行っているという側面がある。しかし、教育課程等については教育委員会が管理をしていることから、行事についても子供の活動にかかわる重要事項であれば指導を行っており、重要な案件があれば議会での協議をお願いしている。

Q. 宿泊日数の削減について、こども未来部との情報共有体制が不十分ではないのか。

A. 適切に情報共有を行う必要がある。自然教室運営委員会の中でも、中学1年生の宿泊数が減ることについて議題となっていることから、運営委員会の状況を改めて確認したい。

Q. 宿泊数の変更理由を見れば、教職員の負担軽減が主目的であるのか。

A. 自然教室3日目のプログラムは、生徒の健康面に鑑み、現状では室内での活動となっており、校内でもできるものである。この時間を里山保全やウミガメの保護活動といった地域との協働による活動とすることで、より生きた教育活動となるのではないかとの趣旨で中学校校長会より提案があったところである。子供たちが自ら自然や地域住民と触れ合う活動を積極的に行うことにより、自己有用感や自尊感情が高まる効果が期待されることから、現在の自然教室3日目の時間をより豊かなものにしていきたいとの思いから、宿泊数削減の判断に至ったものである。

Q. 中学校進学後の2泊3日のプログラムにストレスを感じる子供もいると考えるが、他の児童生徒と3日間を共にすることによるプラスの影響の方が大きいと感じる。この点についてどのように考えるか。

A. 時間が長ければ効果も高くなるのはもちろんであるが、総合的に判断し、今後は、1泊分で充実した活動を展開できるようにしていきたいと考えている。具体的には、小中連携を進める中で、小学校5年生、6年生での宿泊体験活動の課題を中学校に引き継ぐことで、中学校1年生の宿泊体験の1泊をより充実したものにしていきたいと考えているところである。

Q. 当事者である子供の意見集約がないが、教職員、教育委員会の考えのみで変更を進めていくのか。

A. 自然教室に限れば宿泊数の減とはなるが、自然体験や地域との連携活動を通じて、

より豊かな体験活動を行うことにより、子供たちの健やかな育ちを支援していきたいと考えている。

Q. きっかけは、中学校校長会の要望として、平成30年度より自然教室を1泊2日もしくは2泊3日の選択制に変更したいとの提案があったものであるが、子供たちの意見、感想も踏まえた上で提案されているのか。

A. 直接的に子供たちの意見集約はないが、校長会からは、子供に対する影響等の意見は出されている。3日間を共にすることで、子供同士が、普段はお互いに気づかない良さをより発見することにもつながるが、地域での自然体験や地域との連携による活動も大事にしたいとの意見もあり、総合的な判断のもと、宿泊数削減の方針を固めた。

Q. 自然教室の開催に当たっては、少年自然の家の施設使用料を支払っているが、宿泊数削減により、どれほどの減額になるのか。

A. 宿泊料、暖房費、研修室の使用料等を含めた施設使用料について、131万4千円の減額となると試算している。

Q. 宿泊数削減について、総括的な答弁を求めたい。

A. 自然教室について3日間を子供たちが共に生活することで得られる効果は大きいと考えている。しかし、この10年間で中学生の自然体験活動や地域との連携活動といった体験活動が拡大しており、今以上に増やすことが困難な状況となっている。このような中、自然教室の3日目が、子供たちの健康面への配慮から、室内での活動が主になり、時間も短いという現状があり、この部分に代え、自然体験や地域との連携活動をより充実させることにより、宿泊体験相当の効果が実現できるのではないかと考えた。また、自然教室の事前準備は教職員にとってかなりの労力を要するものであることから、現在の教育課程、自然教室を実施することの利点、現在の教職員の置かれている状況等を総合的に勘案し、子供たちにとってより良いものとするためにはどのようにすればよいかという観点を踏まえて、宿泊数の削減との判断に至った。中学校において、子供たちに宿泊数削減についてのアンケートは行っていないと考えており、教育委員会としてもそのような指示は行っていない。

Q. 宿泊数の削減について教育委員に対しては説明がされているにもかかわらず、教育民生常任委員会に対しては当初予算審査まで説明をする予定がなかったということについてはどのように考えるか。

A. 通常、学校行事について、第一義的には校長に裁量がある。しかし、自然教室事業については議会で予算を認められて行っている事業であることから、その内容を変更することについては、もう少し早期に教育民生常任委員会に協議を申し入れるべきであったと考えている。

(意見) 各定例月議会において、教育民生常任委員会に対して多くの協議会の申し入れがあることから、本件についてその手順を踏んでいないことについては適当でなかったと考える。

Q. 方針の決定等に伴う協議の手順については、通常どのようなものか。

A. 予算や協議会事項について、まず教育委員会会議等で教育委員に対して説明した後、教育民生常任委員会で説明するという手順で行っている。

中央緑地運動施設付帯設備整備事業費について

Q. 当事業については体育館本体の工事ではないと理解するがどうか。

A. そのとおりである。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費（関係部分）》

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第34号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第36号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号） について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正のうち、業務・事務処理委託等に要する経費中、子どもと若者の居場所づくり事業業務委託については賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について、第3条債務負担行為の補正のうち、業務・事務処理委託等に要する経費中、子どもと若者

の居場所づくり事業業務委託について、修正すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成29年11月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第43号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正については、子ども医療費助成について、特に受診機会の多い未就学児を対象に、窓口での支払い負担のない現物給付方式による助成方法としようとするものであり、委員からは、三重県の算定によれば、平成30年4月診療分から未就学児医療費の窓口負担無料化を実施した場合、医療費が最大1.3倍程度増加すると想定されているが、現在、すでに窓口負担無料化を実施している自治体ではどの程度の医療費の伸びとなっているのかとの質疑があり、理事者からは、平成29年度より、0歳から3歳までの範囲で窓口負担無料化を実施している鈴鹿市では、平成28年度比で5.5%ほどの伸びを示している。また、すでに実施している自治体における医療費の伸び率は、10%から30%と様々な状況であり、鈴鹿市よりも対象年齢の広い本市においては、あくまでも県の算定に合わせ、30%の医療費の伸びを見込んで取り組みを進めていくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、医療費の伸びの見込みについては、三重県は給付率の変更に伴い医療費の水準が変化する長瀬効果という理論に基づいて算定しているとのことだが、全国的に子ども医療費の現物給付化が進む中で、実績値に基づく

試算は行っていないのかとの質疑があり、理事者からは、医療費の変動については、インフルエンザ等の感染症の流行など様々な要因から年度ごとにばらつきがあり、実績値に基づき試算することで予算の不足を生じる可能性が高まることから、三重県の示す見込みに基づき試算を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、子ども医療費の現物給付化の目的は保護者の経済的負担の軽減と子育て支援であり、経済的理由からこれまで医療機関にかからなかった児童の受診につながり、重篤化を防止することでかえって医療費増加を抑制する効果もあるのではないかと考える。所得制限の撤廃については今後議論の俎上に上がると考えるが、全体的なバランスを考慮しながら取り組みを進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、長瀬効果についてはあくまで医療費給付を変更した場合の受診件数の変動を示すものであるが、子ども医療費の現物給付化については、実質的な医療費の負担割合は変わらないのであるから、この理論に基づく医療費増の見込みで試算することには無理があるのではないかとの意見がありました。

また、委員からは、現在設けられている所得制限を撤廃して窓口負担無料化を実施した場合、どれほどの経費が必要となるのかとの質疑があり、理事者からは、所得制限による支給停止者は医療費助成対象者全体の約7%であり、この部分について助成を行う場合、約6000万円が必要となると試算

しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、窓口無料化の対象となる未就学児のみを、所得制限の対象から外すことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、当議案については、条例に未就学児を対象として医療費の窓口負担無料とすることを規定するとともに、未就学児が障害者医療費助成又は一人親家庭等医療費助成の受給要件を満たす場合にも、子ども医療費助成が優先されるよう規定の整備を行うものであり、所得制限の変更については含めていないが、技術的には未就学児のみを所得制限の対象から外すよう規定を整備することも可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、所得制限の対象となる未就学児はどれほどであるのかとの質疑があり、理事者からは、現段階で精査はできていないが、助成対象者全体に対する所得制限対象の割合である約7%よりも低い数値となると推測するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、所得制限を残したまま現物給付を実施した場合、同じ未就学児でも現物給付対象者とそれ以外が混在することになり、システム等の運用面でかえって経費がかかることにならないのかとの質疑があり、理事者からは、医療費の現物給付化に際し、医療費の支払い方式を従来の領収証明書方式からレセプト方式に変更する。このことにより、審査支払機関への手数料が発生するものの、各医療機関で作成する領収証明書の作成が不要となることから、2000万円ほどの経費の削減となる。また、市で仮に所得制

限を撤廃したとしても、未就学児の医療費助成は県から2分の1の補助を受けて実施している事業であり、県では依然として所得制限を設けていることから個人の所得の確認は従来通り行う必要があるため、所得制限を行う場合と同様の経費がかかると考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、各医療機関において現物給付の対象者であるか否かをどのように確認するのかとの質疑があり、理事者からは、従来の子ども医療費の受給資格者証1枚で現物給付対象者であるかどうか分かるようにする。医療機関には、窓口で必ず受給資格者証を確認していただくよう説明を行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、医療費の現物給付化に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、平成30年4月1日から未就学児までの医療費の現物給付について廃止とされる理由及び国の考え方を問う質疑があり、理事者からは、子ども医療費の現物給付化を行う都道府県が増加していることが背景にある。本来子ども医療費については福祉医療であるが、少子化が進む中、子ども医療費の約6割を占める未就学児を対象に、子育て施策として、医療費の現物給付化を図るべく平成30年度からの減額措置の廃止に踏み切ったものと推測される。現に、厚生労働省からは、減額措置の廃止により浮いた費用を子育て施策に充てるよう通知が出されているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、これまで子ども医療費の現物給付化を県下一斉に進めるべく協議を進めてきたと考えるが、

現在どのような状況となっているかとの質疑があり、理事者からは、本市が子ども医療費の現物給付化の実施を持ちかけて以降、県内各市町においても機運が高まったことから、三重県においても子供の貧困対策を目的として、子ども医療費の現物給付化に向け検討を進めている。しかし、本市では児童手当を基準とした所得制限を設けているのに対し、三重県では児童扶養手当の額を限度額とした現物給付化を検討しているため、制度的な差異が出ると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現物給付の実施により、医療機関への支払時期はどれほどとなるのかとの質疑があり、理事者からは、保険請求の場合と同様に、受診の約2カ月後の支払いとなるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、医療費の抑制に向けて、かかりつけ医の推進等、どのような方向性で考えているのかとの質疑があり、理事者からは、医療機関の受診の方法について、かかりつけ医をもつことについての周知・啓発を行っており、今後も継続していくとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、子ども医療費の現物給付化を行うに当たっては、所得制限の撤廃も併せて行うべきであると考えるが、今回の条例改正案については所得制限の撤廃は謳われていないことから、当議案には反対するとの意見がありました。

型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定については、幼稚園、保育所等の就学前の教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額の規定について、施設ごとに規定していたものを統一的に規定しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 46 号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定については、国指定史跡である久留倍官衙遺跡を保存・活用することにより、郷土の歴史及び文化に対する理解を深め、もって文化財愛護及び郷土愛の高揚に資するため、久留倍官衙遺跡公園を設置するものであり、委員からは、当条例の施行期日が平成 30 年 3 月 25 日となっており、同日にくるべ古代歴史館について供用開始されると理解するが、この日程を選んだ理由は何かとの質疑があり、理事者からは、当公園の供用開始については想定よりも整備が遅れており、平成 29 年度内に可能な部分については供用を開始したいとの思いがある。しかし、駐車場に未整備部分があることや、機械警備の導入、展示物の搬入に一定の時間を要すること、また、くるべ古代歴史館に配置予定の嘱託職員については、4 月 1 日からの採用となり、それまでの間、社会教育課職員が交替で出向くこととなるが、長期間の職員での対応が困難であることから 3 月 25 日の供用開始としたとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、平成 30 年度からのくるべ古代歴史館への職員配置を問う質疑があり、理事者からは、嘱託職員 1 名の配置に加え、交替勤務の臨時職員 2 名を配置

する予定であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、管理運営についてボランティアに任せる予定はないのかとの質疑があり、理事者からは、ボランティアについては三十数名ほどの応募があり、現在、養成講座を実施している。ボランティアには全般的な業務について支援をお願いすることとなるが、解説業務や施設管理等、個人の希望も聞きながら、交替で、可能な日時に業務に当たっていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、3月25日のくるべ古代歴史館の供用開始に合わせて、案内看板の設置も完了するのかとの質疑があり、理事者からは、公園全体のオープンに合わせて準備する予定であり、現在、基本となる計画を策定しているところである。駐車場については、くるべ古代歴史館と同時に供用開始となるため、駐車場入口への案内看板は3月25日に合わせて設置する予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、供用開始から年度末までのくるべ古代歴史館の施設の維持管理費について、予算はあるのかとの質疑があり、理事者からは、既決予算内で対応しようと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後、未整備の施設等が完了した際に、当条例の見直しを行うことも視野に入れているのか、また、施設の利用に関しての要綱等は作成しているのかとの質疑があり、理事者からは、条例については今後の必要に応じて見直すことも視野に入れているが、極力その必要がないよう、条例案を作成している。また、利用に関しての施行規

則については現在作成中であり、供用開始までに公布することを予定しているとの答弁がありました。

議案第 47 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、霞ヶ浦テニスコート及び中央緑地フットボール場の供用開始に伴い、これらの名称、使用時間及び期間、利用料金等に関する規定を整備しようとするものであり、委員からは、利用料金の設定に当たり、テニスコートを運営する民間事業者との協議は行っているのかとの質疑があり、理事者からは、直接民間事業者との協議は行っていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当スポーツ施設の完成により、民間事業者の経営が圧迫されることなく、より市内のスポーツが発展できるような配慮をお願いしたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、他市では、大会利用による予約が多く、利用したいときに利用できない状況があるとも聞いている。これに対して何らかの配慮はあるのかとの質疑があり、理事者からは、施設の有効活用によるシティ・プロモーションを図る観点も重要であると考えるが、地域住民に使いやすい施設とすることも非常に重要な観点であると考える。当議案が認められれば、1月以降、特別申請による予約のほか、一般的な利用についても3カ月前の予約を受け付ける予定であり、予約の方法については十分に利用の均衡が図れるよう努めていくとの答弁がありました。

これに対して委員からは、料金の面からも利用の均衡を図る必要があると考える。アマチュアスポーツについても入場料金の類を徴する場合の利用料金が設定されているが、具体的にはどのような場合を想定しているのかとの意見及び質疑があり、理事者からは、高校野球については入場料を徴しており、テニスやサッカーについても同様の例が発生する可能性がある。しかし、現段階で、日常的に想定されるものではないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後、消費税率 10%への改定があった際に容易に対応できるよう、ベースとなる金額を設定しておくべきであると考えているがどうかとの質疑があり、理事者からは、規定されている利用料金については税込の金額として試算した結果をもとにしており、これを消費税率で割り戻した金額がベースとなる。消費税改定があった際はこれをもとに積算することとなるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、消費税改定に伴う料金改定に際し、端数処理は教育委員会の判断のみで行うことができるのかとの質疑があり、理事者からは、過去の改正時には端数処理について全庁的に統一した考えのもとで行っていたと記憶しているとの答弁がありました。

議案第 51 号 工事請負契約の締結—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築工事）—については、児童発達支援センターあけぼの学園を市が所有する県地区社会福祉事業用地に移転整備することに伴い、建築工事を実施

するものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 52 号 工事請負契約の締結—児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事(建築機械設備)—については、児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事に伴う建築機械設備工事を実施するものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 53 号 工事請負契約の締結—中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事—については、平成 30 年のインターハイ・平成 33 年の三重とこわか国体に向け、中央緑地サッカー場に付随する照明設備を整備するものであり、委員からは、入札事業者 3 者について、技術評価点の面で大きく差が出ているが、選定された事業者は、技術評価面においてどのような点で優れていたのかとの質疑があり、理事者からは、現在行われているサッカー場の整備工事の終盤で照明設備工事が必要となる。間もなく完成する施設に対する施工上の配慮において、技術提案が非常に優秀であったとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、照明設備工事を先に行うことはできなかつたのかとの質疑があり、理事者からは、雨水配管等について地中への埋設が必要であることから、土木工事を先行する必要があったとの答弁がありました。

議案第 55 号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市

民広場の指定管理者の指定について、委員からは、当指定管理者の指定に係る選定委員会の委員は、指定管理者候補者の関係者でないことは確認できているのかとの質疑があり、理事者からは、確認書の提出により関係者でないことを確認しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の指定管理者である小学館よりも、指定管理料が大きく伸びており、この要因については、少年自然の家利用者の増加による積算人数の増加、正規職員や臨時職員の給与単価の改定、消費税率の引き上げであるとのことであるが、サービスの質の低下はないと考えてよいかとの質疑があり、理事者からは、今回選定された西武造園では、小学館が行っていた事業を継続して、かつ安心・安全に行うためにはどれほどの人工数が必要か試算しており、それに伴い結果として、必要となる人員も増加となっている。また、小学館以上の事業が期待できるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在の指定管理者のもとで雇用されている職員については、継続して雇用されることになるのかとの質疑があり、理事者からは、西武造園から現在勤務している職員に、継続して勤務してもらえるか声をかけている状況であり、指定管理の更新後も極力運営に支障が出ないような状況を作るべく努力していただいているとの答弁がありました。

また、委員からは、西武造園の公共施設管理運営実績については、小学館や次点候補者であるサンアメニティと比較してどうかとの質疑があり、理事者からは、小学館については、

現在野外宿泊施設の管理から撤退を表明している状況であるが、前回指定管理者の選定の際には、宿泊施設の管理実績は現在の候補者よりも多かったと記憶している。また、サンアメニティは宿泊施設の管理は西武造園よりも多いものの、温泉や海洋センター、スポーツ施設等の管理が主であるという状況であったとの答弁がありました。

また、委員からは、指定管理者候補者の選定審査において、事業への具体的な取り組み方——機能性、独創性——という評価項目で点差が開いているが、評価の内容を具体的に確認したいとの質疑があり、理事者からは、選定評価基準に基づき、各候補者がどれだけ安全に配慮した提案ができていくかという面で採点を行った。選定された西武造園からは自然教室、受入事業及び主催事業開催時の安全対策、現在人気を博しているカヤック体験時のマニュアル作成も含めた安全対策について具体的な提案があり、災害時・緊急時や夜間休日対応の体制、感染症・アレルギー対策についても詳細な提案があったことから評価点が高くなっているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、公の施設を指定管理者に委ねるか否かについては、コストの削減、サービスの向上、事業の継続性、公平公正な市民利用の担保といった4点から判断すべきと考えているが、とりわけ社会教育施設については、主に子供たちが利用する施設であることから、安全管理の視点も含めて慎重に検討すべきである。5年ごとの更新により、管理者が流動的となり、また、指定管理を継続することで市と

しても管理運営のノウハウが失われるのではないかと危惧するが、どのように課題を認識しているかとの質疑があり、理事者からは、市としても社会教育施設については、安定・継続的な管理が望ましいと考えている。施設の管理・運営については、月1回以上職員が現地に出向いて確認を行っており、現状の運営は、仕様書に記載の要件を満たしていると認識している。新しい指定管理者候補者の西武造園についても、既存の事業を維持しつつ事業内容をより充実させていくことを計画書から読み取ることができるが、実際の運営開始後についても、設置責任者として、適切な運営が担保されるよう確認していくこととする。社会教育施設を指定管理とすることについては、課題もあることは認識しているが、民間事業者による管理を続けることで蓄積される運営ノウハウもあり、危機管理マニュアルの作成や食堂の改善など実績もあることから、総合的な観点から指定管理者による運営が望ましいと判断しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、指定管理者による運営を続けていく場合、施設の老朽化に係る対策についてはどのように考えるかとの質疑があり、理事者からは、アセットマネジメント計画に基づき、計画的に長寿命化に向けて施設設備の更新を行っているところであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当指定管理者の選定に係る審査講評において、少年自然の家は、小中学校の自然教室の受け入れが主たる業務となると謳われているが、平成30年度より自然教室を2泊3日から1泊2日に変更するという教育委

員会の方針については示されないまま審査が行われたとのことである。指定管理料については現指定管理者である小学館の際よりも大きく伸びているが、この前提条件が崩れるのではないかとの質疑があり、理事者からは、自然教室の日数削減について、審査の際には教育委員会においてまだ決定されておらず、選定委員会において説明を行っていない。しかし、仕様書において自然教室の実施を2泊3日とすることは前提としておらず、宿泊料収入についてはどのように変動するかは定かでない旨説明しているところである。指定管理料については、自然教室以外の宿泊客誘致による収入も加味して算定されたものと理解しており、現に、市民以外の利用が過去10年で大幅に増えており、スポーツ団体等の利用も見られる状況である。自然教室の宿泊数が1日減ることによる収入への影響については、それほど大きいものではないと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、小中学校の自然教室の受け入れを主たる業務と謳いながら、自然教室の日数削減について不明確なまま審査が行われたことには疑問が残るとの意見がありました。

また、他の委員からは、自然教室以外の宿泊利用の誘致について、指定管理者よりどのような提案があったのか審査講評には示されておらず、指定管理料が現指定管理者よりも大きく増えていることについては不透明な部分もあるとの意見がありました。

また、他の委員からは、自然教室については、少年自然の

家にとって主たる業務となるため、大きく制度変更があるのであれば、新たな指定管理者の選定の時点において、事前に指定管理者候補者にその情報が提供できるようにしておくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現指定管理者のもとでも行われているカヤック体験について、安全指導にかかわる有資格者は配置されているのかとの質疑があり、理事者からは、危機管理マニュアルに基づき職員に研修を行い、対応していると指定管理者より聞いているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、研修を行うだけでは実際に事故があった際に救助できるのか心配である。水上安全法救助員等の有資格者が一人は配置できるよう指定管理者に求めるべきであるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 8 議案のうち、議案第 43 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正については、賛成多数により、その他の 7 議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 29 年度第 3 回四日市市障害者施策推進協議会について、平成 29 年度第 6 回ないし第 8 回四日市市民生委員推薦会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成30年2月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算

◀ 歳出第2款総務費 第1項総務管理費 ▶

中央緑地運動施設整備事業費について

- Q. 中央緑地陸上競技場のフィールドについて、J3（日本プロサッカーリーグ3部リーグ）の規格を満たす改修なのか。
- A. 現状のフィールドは105m×68mであるが、J3規格とするのではなく、国体開催に向け、107m×68mへ延伸することを予定している。
- Q. 人工芝と天然芝を組み合わせ、耐久性の高いハイブリッド芝が注目されているが、改修後の陸上競技場では、どのような芝を導入するのか。
- A. 現状と同様の高麗芝を主に考えている。
- Q. ハイブリッド芝の導入の可能性はあるのか。
- A. 芝の仕様については、施設の利用団体等にも意見を聴き、費用面等も踏まえ、総合的に判断していきたい。
- Q. スタンド棟改修工事の中に、陸上競技場へのアプローチ等、外構の整備も含まれるのか。
- A. 含んでいない。
- Q. 外構については整備を行わないのか。
- A. 国体に向けた公園全体の整備の中で計画していく予定である。
- Q. 中央緑地の女子更衣室について、着替えている姿が見られる状態になっているという話を聞いているが、改修は行うのか。
- A. 更衣室については、バリアフリーの観点から、扉等の改修を予定している。また、女子更衣室については、一部壁が天井にまで達していない箇所がある状況であり、現状、中が覗けないよう対応しているが、スタンド棟の改修に当たって、併せて改修を行いたいと考えている。
- Q. 中央緑地のサッカー場について、名称をフットボール場とした理由を確認したい。
- A. フットボール場については三つのフィールドで構成され、サッカー以外にもラグビーやアメリカンフットボール等様々な競技に活用できるため、フットボール場という名称とした。

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費について

Q. 霞ヶ浦第2野球場のスコアボード改修に向けた予算が計上されているが、現在の使用頻度を確認したい。また、グラウンド内にコンクリートの蓋があり危険であると聞いているが、認識しているか。

A. バックスクリーン、スコアボードについては老朽化が激しく危険な状況であるため、利用できない状況であり、このことから、新たなバックスクリーン、電光掲示のスコアボードの設置を行う予定である。コンクリートの蓋については、調査の上、危険なものであれば対策を行いたい。

国体準備に従事する職員について

Q. 多くの職員を国体開催準備業務に充てている中、人材を十分活用しきれていないという意見も聞いているが、どうか。

A. 平成29年度は、国体推進課に、インターハイ、国体の開催に向けて様々な職種が配置されたところであり、職員全員が、ベクトルをインターハイ、国体に向けているところである。スポーツ関係業務については、専門的な内容も多いことから、新しく配属された職員への適切な指導に努めるとともに、先催地視察を行う等、個々の職員の研修体制の充実に努めていきたい。

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

学校プール運営委託費について

Q. 平成30年度の実施可能校は8校であるとのことであり、これまでとは事業が大きく変化することになる。学習指導要領では位置付けのない事業と考えるが、事故があれば学校が対応することになり、事業見直しにより新たに必要となる対応も明確に掲げている。このような状況において、平成30年度以降の当事業の実施手法が、当初の目的に合致するのか。また、このまま縮小や廃止に向かうことも考えられるのか、見解を確認したい。

A. 当事業の目的は、子供の健康増進と自由時間の有意義な活動を図ることであり、加えて学校施設の有効活用、PTA活動の活性化という視点もあると考える。子供たちの命を守る観点に立って、全国的なプール監視仕様と本市の運用を比較し、水泳協会の助言も受けながらPTAと共にどのような改善が必要であるかを検討した結果、子供たちの楽しみを続けてあげたいとの保護者の意向から事業を見直し継続することとなった。監視員の確保の難しさや保護者が水着を着用することへの抵抗感もあり、現状で実施可能との声が上がっているのは8校にとどまっているが、PTAからは、子供たちのためにプール開放を実施したいとの声も他にも上がれば実施できる環境を残してほしいとの意見があり、平成29年度と同様の予算を計上しているものである。

Q. 本事業はPTA活動の一環であるのか。

A. PTAが主体となるが、市からの委託事業である。また、学校教育活動ではないが、学校は施設管理者としての立場での関わりもある。

Q. 今後もPTAへの委託を継続していくのか。

A. 昭和48年からPTAの意向を受けて始めた事業であり、また、市営プールが遠い地

域では継続の意向が強いところもあるため、PTAの自主性を重んじて事業を継続していきたくと考えている。アンケートでは事業継続と中止の両論があるため、今後の事業継続については、実施状況を見ながら、引き続きPTAと協議を重ねていきたい。

Q. 新たに必要な対応について、一回の入水を80人に制限した理由は何か。

A. 水泳協会の助言を受けて2クラス相当の人数までに制限を設けるとともに、全体に目が行き届くよう監視員6名を配置することとした。

Q. 実施可能な8校は、必要な監視員を確保できるとの見方でよいか。

A. 今回の事業見直し案を示した上で、実施可能かを確認している。

Q. 委託費はどのように積算しているのか。

A. 半日を単位として、一回の開催につき1万円を、準備に2万円を計上している。

Q. 昭和30年代には、学校の責任のもと、高校生のアルバイトを監視員として配置していたと記憶しているが、いつの間にかPTAへの委託に切り替わった。本来であれば学校の責任でプール開放を行う必要があると考える。現在では、何日程度プール開放を実施しているのか。

A. 概ね10日で可能な範囲で実施してもらっている。数回の実施にとどまる学校もあれば日一杯実施する学校もある。

Q. 保護者に水着で監視員を務めるよう求めるのは難しいと思われるが、その分、教職員が1名支援に当たれば対応できるのではないか。

A. 教育活動には該当しないため、仮に学校が行うとすれば、泳げない子供を対象とした補習のような形をとることになる。当事業は、自由水泳としてプールを開放する趣旨で実施しており、事故発生時には学校の緊急支援を受けることができるよう校長と十分協議を行うことをPTAに求めている。

Q. 昭和48年以前はそのような方式ではなかった。リスクをPTAに押し付けたのではないか。

A. 今回のPTAとの協議の中でも教職員の人的支援を望む意見があったが、補習のような形よりは自由水泳を継続したいとの希望に配慮し、PTAにおいて監視員の確保を行うことで理解をいただいたところである。

(意見) 今後、普通教室へ空調設備が整備され、夏休みの短縮についても議論の対象となることが予想されるが、学校の責任のもと地域の高校生に監視員を頼むなどの対応も視野に、子供たちが水で遊べる環境づくりに向けて、もう少し学校の関わり方を整理すべきと考える。

学校英語教育充実事業費について

Q. 小学校における英語教育では、小学校と中学校の教員免許を両方持つ教員が指導にあたることであるが、小学校においてはコミュニケーションが重視されるため、地域のネイティブスピーカーのほうがふさわしいとも考えられるがどうか。

A. 新学習指導要領では、小学校3、4年生は聞くこと・話すことを中心にして英語に慣れ親しむこと、5、6年生にはさらに文字の読み書きが加わる中で、次の中学・高校につながる指導を行っていきたい。小学校教員のうち中学校の英語免許を持つ教職

員が中心となることが理想であるが、全ての学校にはいないため、英語教育の推進研修を行い、英語に精通した教員を増やして対応していきたい。

Q. 教員の加配について上限はあるのか。

A. 市単独費による加配について、上限はない。

Q. 自治体の財政力によって、地域間で英語教育に差が生じる可能性があるが、国や県の動きはあるか。

A. 国は、小学校専科指導に必要な教員の充実として1千人の増員を予定している。将来的には音楽のように専科教員による指導が通例となる可能性も考えられる。

Q. 平成30年度から、中学校ではYEFが実質1名増員となるが、小学校では専科教員を何人増やすのか。

A. 小学校では、英語の苦手な教員が英語指導員とのコミュニケーションをとりにくいという課題があることから、まずは英語の専科教員が指導計画を立てて英語授業をリードすることで、教員と児童が楽しく英語を学ぶことができる環境づくりを進めていきたい。現在の体制の中で英語の専科を担える教員を選任していくが、学級担任も同時に担っている場合もあるため、専科教員としての指導を行う際に替わりにその教員が担任する学級の授業に入る非常勤講師を配置する予定である。時間数で人員管理を行っているため、1校当たりの増員が何名となるかは算定しにくい。

Q. 非常勤講師も相当数になると思われるが、4月からの体制を十分組むことができるのか。

A. 必要な人員は揃えていく。

Q. 実際の授業は、英語の教員免許を持つ教員が行うのか、状況を確認したい。

A. 英語の教員免許を持つ教員が専科教員となる場合もあるが、適任者がいない場合は英語に精通する若手の教員等が担当する場合もある。モデル校12校での取り組みからかなり効果があると実感している。

Q. 教員免許は国家資格のため問題ないが、英語に精通している教員による指導については、それでよいのか。どのような基準により判断しているのか。

A. 現在、校長の判断で行っているが、新学習指導要領が適用される平成32年度までには、どの学校でも適切な授業ができるよう指導を進めていきたい。

(意見) 小学校への英語教育の導入にはあまり賛成しておらず、その時間を国語に充てるほうが良いとも考えている。国語の指導にも同様に力を入れてほしい。

Q. 新たに中学校2年生における英検I B Aを実施するとのことであるが、英検の受検では不足するのか。

A. 英検I B Aは、グローバル化に対応できる英語力の測定や学習の成果確認が可能であり、これまで教師の主観によることの多かった学習目標の設定を、客観的なデータに基づいて判断できると考えられることから導入するものである。英検と比べて簡易的な測定が可能であり、かつ、学校の教育課程に応じた受験日を決めることができ、生徒の将来の資格獲得を促すという効果もあると考える。

自然教室事業費について

- Q. 中学校の自然教室を2泊3日から1泊2日に変更しようとする件について、これまで3日目の午前中に創作活動を行う学校が一般的であり、日程を短縮した場合には、別途、自然教室以外の時間に実施できるという説明があったが、3日目に創作活動を行っているのは全22校のうち何校であるのか。また、生徒へのアンケート調査はいつ行ったのか。
- A. 16校が3日目の午前中に創作活動を実施しており、その中にはスキーを行った学校も含まれる。また、アンケートは2月に実施した。
- Q. 他の6校についてはどのような活動を行っているのか。
- A. 野外炊飯が3校、里山保全が1校、レクリエーションが2校である。
- Q. 日程短縮に伴うレクリエーションの削減により事前準備の時間が4時間短縮されるとの効果が示されているが、一方で、生徒が自主的に様々な決め事や活動を行う時間を減らすこととなり、かえって教育効果としてはマイナスと考えられるがどうか。
- A. 自然教室に限ればそのとおりであるが、生徒の自主的な活動や意思決定については他の場面でも行っており、校区内の自然体験活動や地域連携活動などを行う中でも培っていききたい。
- Q. アンケートでは大多数の生徒が自然教室に好意的な意見を寄せているにもかかわらず、少数の否定的な意見を大きく資料で取り上げている。資料の作り方に不誠実さを感じるが、日程の短縮は大人の都合であるということか。
- A. 資料の作り方については、全ての意見を掲載できないことによる。1泊2日に変更した後も、生徒から好評価を得られるよう充実した活動としていきたい。
- Q. 2泊3日で実施する自治体が県内・東海地方で少ないことは承知しており、教育現場にとっても負担となっていることは理解するが、生徒の立場で考えれば2泊3日での実施が望ましいのは明白ではないか。「教育するなら四日市」を謳う中、このタイミングで変更する必要があるのか。
- A. 新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域との連携及び協働による教育活動を一層推進する必要があるとの方向性が示されている。この10年間で、地域との協働による事業が増え、地域貢献の中で自尊感情を育む機会を設けていることから、こうした取り組みと自然教室を限られた時間の中で両立させていきたいとの思いである。
- Q. 社会活動が増加することは良いことだが、そのことを理由に自然教室の日程を短縮する必要があるのか、論理的に関係性を説明してほしい。
- A. 自然教室の3日目は、体力面で生徒に無理をさせられないとの理由から創作活動を行う学校が多いことを踏まえると、生徒が元気なときに、別の活動で教育的意義を見出していくことも重要と考えている。
- Q. 生徒が楽しみにしている本市の素晴らしい取り組みを、大人の都合で短縮することを認めるべきではないか。
- A. 近年、教職員の負担が過重になってきており、自然教室を2泊3日で実施することについても大きな負担であるものの、教職員の使命感により支えてきた側面がある。教職員の負担軽減に向けて、文部科学省では学校が行うべき業務とそうでない業務と

の整理を進めていることから、自然教室の日程を短縮することとしたが、生徒には地域との連携活動など新しい活動を充実させていくことについて説明していきたい。(意見) せっかくの特色ある取り組みを手放すことは、取り返しのつかない決断であり、大変遺憾である。

Q. 日程短縮について、生徒・保護者・教員の負担を軽減することが基本的な考えの一つとして示されているが、生徒にとって負担であったのか。

A. 多くの意見は好評価であったが、少数意見の中に負担を感じるとの意見があった。

Q. 生徒の立場で考えるのであれば、少年自然の家の委託料を増額してスタッフで対応できる体制を整え、教職員の負担を軽減するといった方策も考えられる。部活動協力員等の配置を実施しようとする中、全体として検討する余地があったのではないかと。また、小学校と同様の1泊2日で実施することとなるが、子供の成長に応じた内容を実施できるか考慮した上で、このような決定を行ったのか。

A. 学校教育活動であるため、教員が引率して指導することを基本に考えている。また、小学生にはカヌー体験を、中学生にはグループワーキングを重視するなど、小学生と中学生とでプログラムが重ならないよう考慮している。中学1年生の1学期の当初から当事業の準備にとりかかる必要があり、時間の確保や体力面で厳しい状況にあることから時間の短縮を図り、他の活動に振り替えていきたい。

Q. 学校教育活動であり、教員の引率が基本とは言う反面、原則は学校が行う部活動については部活動協力員の配置を実施することとしており、夏休みのプール開放についても学校の責任でPTAが実施している。教職員の負担軽減は行わなければならないが、生徒の活動を縮小していくこととは別に考えるべき課題と考えるがどうか。

A. スタッフへの委託等、新たな発想もあることは承知しているが、教育課程に位置付けをしているため、学校の指導の中で考えていきたい。

(意見) 有事の際の責任は学校がとるべきであるが、子供の活動の充実と教職員の負担軽減は分けて考え、どのような指導体制が望ましいかを検討すべきである。

適応指導教室整備事業費について

Q. 図面がないため整備内容のイメージが分からないが、素案は考えていないのか。

A. 素案はあるが具体的な内容については、新年度に工事の規模や期間も含め、営繕工務課と協議して調整をしていくこととなる。

生徒指導・教育相談事業費について

Q. スクールソーシャルワーカーの派遣やスクールカウンセラーの配置について、どの程度拡充を行うのか。また、夏休みや年度末等、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることが困難な時期はどのように対応するのか。

A. スクールソーシャルワーカーの派遣については、年間300時間から450時間に拡充して予算を計上している。また、スクールカウンセラーの勤務についても、年間33週から34週に増やしている。ハートサポーターは、スクールカウンセラーを補完する役割を果たしており、スクールカウンセラーの任期が切れる年度末や、スクールカウ

セラーが在籍していないが急を要する場合等に、ハートサポーターの派遣により対応している。

Q. ハートサポーターについて、学校ごとに担当を決めているのか。

A. 市のスクールカウンセラーをハートサポーターとしても登録しており、急を要する場合は、教育委員会が、勤務日に当たっていないスクールカウンセラーに連絡し、派遣する形をとっている。

Q. 平成 30 年度にスクールカウンセラーの拡充を行うに当たり、人材の確保はできているのか。

A. 退職者はいるものの、すでに代替人材を確保している。スクールカウンセラーも他に仕事を持っており、登録だけをして採用せず待機してもらうことが難しいため、今後もスクールカウンセラーが不足することのないよう対応を考えたい。

特別支援教育・相談事業費について

Q. 地域特別支援教育コーディネーターの効果はどのようなものか。

A. 地域特別支援教育コーディネーターは、小学校 5 ブロック、中学校を 2 ブロックに分け、現在、計 7 名を配置している。学校の要請に応じ、対象児童・生徒の観察や保護者との面談を実施しており、個々の児童の見立てを行うだけでなく、校内特別支援教育コーディネーターの支援や教職員のスキルアップにも貢献している。各学校の児童・生徒がよりよい支援を受けるための手立てを提供していくことができるといった面においても効果があると考えている。

Q. 学級担任の特別支援対象の児童・生徒との接し方の向上に寄与していると考えてよいか。

A. 地域特別支援教育コーディネーターは、対象児童・生徒の観察の後、放課後に学級担任と懇談を行い、観察結果を踏まえた児童・生徒の見立てや、今後の支援の方法について、適切な助言を行っている。

学校業務サポート事業費について

Q. 平成 30 年度に部活動協力員をモデル的に配置し、平成 31 年度には部活動指導員を配置する計画であるが、平成 31 年度以降、両者は併存することになるのか。

A. 制度設計をしっかりと行った上で、部活動協力員を部活動指導員に移行していく予定であり、併存は考えていない。

Q. 平成 30 年度は部活動協力員に対して 1 回当たり 2 千円の報償を予定しているが、実施状況を勘案した上で、あらためて平成 31 年度の部活動指導員への報償金額を検討していくのか。

A. そのように考えており、学校教育法施行規則の改正に合わせて学校職員としての位置付けを行い、単独で指導できるような体制を整備していきたい。なお、平成 30 年度の部活動協力員は学校職員には当たらないため、報償費として予算計上している。

Q. 活動中の事故等について、部活動協力員は直接責任を問われないとのことであるが、部活動指導員に移行した後は責任を問われる立場に変わるのか。

- A. 学校職員として、国家賠償法の適用対象となる立場に移行する。
- Q. 部活動協力員をどの学校・部活動に配置するか、現時点で想定を持っているか。
- A. 現時点では白紙であるが、学校から公募する予定であり、職員数や部活動の不足など各校の状況を勘案して配置を決めていきたい。年度当初のなるべく早い段階で配置していきたいと考えている。
- Q. 3人の部活動協力員をどのように配置していくのか。また、運動部への配置に限るのか。
- A. 部活動協力員は、会議等で教職員が部活動に参加できない際の見守り的な役割を基本に考えており、その中で専門能力を活かしてもらうことを想定している。運動部に限らず文化部への配置も可能である。
- Q. 見守りを基本としながらも、専門能力を有する人材を配置できた場合には、指導してもらうことができると考えて良いか。
- A. 人材によるが、可能と考える。
- Q. 平成30年度と平成31年度では制度が大きく異なるが、学校職員との位置づけのない中で平成31年度を想定した取り組みを行うことに若干の危険を感じるが、今後、どのように対応していく考えを持っているか。
- A. 制度設計や研修をしっかりと進めながら、モデル校で実施状況の検証を行っていききたい。
- Q. 学校業務アシスタントについて、何らかの資格は求めるのか。
- A. 特に資格は問わない。
- Q. 平成30年度においては学校業務アシスタントを小学校に3人、中学校に3人配置することのことだが、配置する学校の基準はどのようになっているか。
- A. 小中学校ともに、大規模校1校、中規模校1校、小規模校1校への配置を考えており、部活動協力員と同様に、各校に対して公募を行い決定する予定である。
- Q. 中学校には、部活動協力員を3人配置する予定であるが、学校業務アシスタントと部活動協力員の配置の重複は避けることになるのか。
- A. 可能な限り避けたいと考えるが、状況によって重複する可能性もあると考える。
- Q. 業務負担軽減のための取り組みの検証及び調査研究に、業務改善アドバイザーを招聘することのことだが、具体的にどのような人を考えているのか。
- A. 中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」の委員の招聘を予定している。すでに他の先行事例においてもアドバイザーを務めた人であり、業務のあり方についても併せて検討できればと考えている。

中学生スピーチコンテスト開催事業費について

- Q. 平成29年度の事業で表彰されたスピーチについて、現市長の政策に係るものが多く、審査において付度があるのではないかと感じるが、どうか。
- A. 当事業は2回目の開催であり、1回目は具体的なテーマを設定の上行ったが、テーマが難しいとの意見もあり、今回はフリーテーマで行った。弁論者については、学校より推薦のあった生徒を登壇させており、最優秀賞、優秀賞についてはスピーチの内

容だけでなく、話し方や間のとり方、聴衆のひきつけ方など、スピーチスキルといった部分での点数が高かったと考えている。審査員特別賞においては、審査員個々の評価であるものの、忖度があるとは考えていない。

Q. 政治的なテーマについては学校からの推薦段階で調整が可能と考えられるが、今後の当事業のあり方や表彰基準についてどのように考えるか。

A. 当事業は、中学生のコミュニケーション能力の向上につながるものであることからぜひ継続して実施したいと考えている。指摘の内容については真摯に受け止め、審査員にも伝えるとともに、誰から見ても公平公正な審査となるよう努めていく。

少人数学級拡充事業費について

Q. 少人数学級の効果について、どのように検証を行っているか。

A. 三重県の行う「わかる授業」促進事業に市内の小学校9校、中学校1校が取り組んでおり、4月に実施している全国学力・学習状況調査やみえスタディチェックを、一定期間経過後に再度受験させ、これまでできていなかった部分がどのように改善されたか、学習の成果を計っている。また、ティーム・ティーチング等、多様な少人数授業を実施し、その効果検証を進めている。

四日市子ども科学セミナー事業費について

Q. 参加者を全国から募集しているとのことだが、参加の実態を確認したい。また、約300万円の事業費は何に充てられているのか。

A. 平成29年度は、5つのパートに分けて計5日間セミナーを開催し、市内で計1430人、市外から計561人の応募があった。また、事業費の内訳については、各セミナー講師の報償費、開催支援を行う教職員の旅費、全国公募の集約及び当日の運営補助に係る業務委託料、文化会館の会場使用料等である。なお、平成29年度については市制施行120周年記念事業として、著名人を講師に迎えたことから、平成30年度予算よりも金額が高くなっている。

Q. 全国からの応募状況を確認したい。

A. インターネットを通じて全国に発信しているが、チラシによる広報については県内及び近隣県で行っており、また、三重テレビでも参加を呼びかけていることから県内の参加が多い状況である。

学級閉鎖の場合の対応について

Q. 学級閉鎖があった場合、教育課程において、遅れた部分をどのように調整するのか。

A. 各学校で、年間を見越して標準授業時数が確保できるよう教育課程を編成しているため、現状では、標準授業時数に対して不足が生じるとは聞いていない。過去には冬休みに登校日を設けて調整したということもあった。

土曜授業について

Q. 小学校、中学校における土曜授業の位置付け及び実施方法について確認したい。

- A. 土曜授業は、月 1 回程度実施している。3 限の授業を実施する場合は休日の振替を行わず、運動会や地区の文化祭等に伴う 1 日の学校公開がある場合は、休日の振替を行っている。土曜日を活用した教育活動として広く捉えており、教育課程に位置付け、授業数にカウントするもの、地域との協働による活動で、自主的な参加を求めるものに分けられる。また、中学校においては、任意参加の部活動等も実施されている。

新入生への物販について

(意見) 特に小学校の新入生への物販について、現金決済であり購入に時間がかかるとの声を聞いているが、改善策を検討してほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 》

大矢知興讓小学校改築整備事業費について

- Q. 大矢知興讓小学校の施設課題への対策案 3 案について、平成 30 年 1 月の小学校 P T A 役員への説明においては、保護者から肯定的な意見はあったのか。
- A. 移転検討案への賛同が多勢を占め、当初の対策案については肯定的な意見はなかった。
- Q. 地域住民の了解が得られていない案で事業を進めてよいのか。
- A. 大矢知興讓小学校の教育環境については検討を始めてから 8 年にわたって改善がなされておらず、教育委員会として、将来にわたってより良い教育環境の早期実現に努めなければならない。現在の敷地外に校舎を設ける場合、費用が非常に高額となり、また、本市では、これまで学校の改築は現地で行ってきたという経緯もある中、大矢知興讓小学校についても、校舎の配置を工夫しながら現地で改築することにより、子供たちに一定の教育環境を提供できることから現地での改築案を提案した。
- Q. 数年後に浄化槽の撤去が予定されており、敷地に一定の余裕ができるにもかかわらず、校舎の増築等については示されていない。改築ありきの案に感じられるが、増築は検討していないのか。
- A. 浄化槽の跡地も含め、校地内での増設については検討してきた。プレハブの仮設校舎を設置することに技術的な問題はないが、この場合、アセットマネジメントの方針に基づき、昭和 47 年建設の北校舎についても大規模改修を行う必要がある。また、南校舎の特別教室の普通教室への転用等も必要となることから、実質的な環境が変わらない中、高額の費用がかかるという結果となる。敷地の広さも他の学校と比べて平均的であることもあり、現在別敷地にあるプールや体育館も含めて、現在の敷地内で校舎の改築を行うという案に至ったものである。
- Q. 北校舎の大規模改修の予定時期を確認したい。
- A. すでに一度推進計画に位置付けたが、朝明中学校移転建替えの方針があったことから見送りとなった。したがって、整備していかなければならないと認識している。
- Q. 普通教室数が不足すると推定されている平成 34 年度にプレハブ校舎を建てることにより、どれほどの予算が必要となるのか。
- A. プレハブ校舎のリースについては、10 年で 1 億 2 千万円ほどが必要となる。また、

この場合しばらくはプレハブ校舎を使用することとなるが、老朽化に伴い北校舎が大規模改修時期に来ており、これを行うために約2億円必要となる。加えて南校舎については、特別教室を普通教室に転用する必要があるほか、低学年の児童が生活する場合は給食用リフトの設置やトイレの改修の必要があり、計5億円弱が必要となる。しかし、一度大規模改修を行えば、その校舎は最後まで使い切る必要があることから、その間プレハブ校舎の使用が続くこととなり、決して子供たちにとって良い環境とは言えず、児童数の増に伴い教育環境は悪くなる。したがって、プレハブ校舎の使用は考えていない。

Q. 平成34年度からいったん数年間をプレハブ校舎でしのぎ、その後小学校全体の改築を行うことは考えられないのか。

A. すでに児童や保護者からは、トイレの改修や、校舎の使い勝手の面で改善を求める意見が出されている。教育委員会としては、市内の教育環境はなるべく均一であるべきと考えるため、プレハブ校舎を使用するのであれば、同時に大規模改修を行いたい。

Q. 大矢知興譲小学校を移転建替える場合でもプレハブ校舎は必要となるのか。必要となる場合、そのリースに係る費用はどれほどか。

A. 移転建替える場合、開校までに要する期間は7年程度であり、平成34年度から約3年間はプレハブ校舎の使用が必要となる。リースに係る費用は約7000万円である。

Q. 移転建替えるに係る事業費はどれほどか。

A. 約61億円である。この中には現在の学校用地売却費や仮設校舎のリースに係る費用は含まない。

Q. 敷地内での増築についての検討があったことが地域住民には伝わっていない。具体的な対策案を示す前に、具体的な手法について住民と協議する必要があるのではないか。

A. 学校の改築や大規模改修については教育委員会での検討結果をまず議会に示し、その上で地域住民に説明するというプロセスを踏んでいる。説明の場での地域住民からの意見については、安全の確保に関することなど、できる限り反映できるように努めている。

Q. すでに一定の方針が固まった状態で地域での説明を行った場合、成果物が住民の意にそぐわないものであれば、行政に対する不信感につながることから、議会での説明を経た後に地域に説明するというプロセスには疑問を感じる。地域ではプレハブ校舎を設置し、北校舎の大規模改修を行うことに賛意を示す住民もいるが、平成39年度以降の大矢知興譲小学校区の児童数の推移が明確でない中、全面的に校舎の改築を行うという判断は時期尚早ではないか。

A. 学校規模等適正化計画の中で、恒常的に施設が不足する場合は、プレハブのような一時的な対応ではなく、施設改善として対応することを謳っており、現在の大矢知興譲小学校の推計値においては、施設改善としての対応を行うべきと考えている。

Q. 文部科学省は教育委員会制度の意義について、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要としている中、大矢知興譲小学校施設課題への対策案について、

議会に示される前に、地域住民との協議は行われていない。図書館構想については、住民の意見を聴きながら進めていくとしている一方、なぜ対策案の策定に当たって地域住民との協議を行わなかったのか。

A. 朝明中学校の移転建替えを中止し、大矢知興譲小学校の施設改善を図ることとなったことから、地区には何度も協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。

(意見) 教育行政は、市民のためのものであり、市長のためのものではない。民主主義の原則に立ち返って、当事業がどうあるべきか考えるべきである。

Q. 今後の推計値においては、学校規模等適正化の適正基準を超えてくることが見込まれているが、学校を分離する必要はないのか。

A. 最新のデータでは大矢知興譲小学校は学校規模等適正化C判定であり、警戒はするものの現段階では検討対象校でないことから、分離に向けた議論を地域住民と行う状況にはない。

Q. 今後の教室数の不足に備えて改築を行うとのことだが、適正基準を超えるまでに増加した場合、さらに学校を新設するのか。

A. 改築の中で、教室数の不足への対応を行っていくこととなるが、施設課題への対応と、学校規模等適正化の中での課題については、現状では分けて検討すべきものと考えている。

Q. 推計によれば、大矢知興譲小学校の児童数は平成37年度に適正基準を超えることが示されており、富田駅周辺地域についても児童数の増が想定されることから、将来的に小学校の分離が必要となると考えるが、このような状況で、平成34年度の教室数の不足に対して現地での改築を推し進めることは無駄にならないのか。

A. 学校の大規模化に伴う適正化については、学校規模等適正化計画に基づきまず地域と協議することとなる。現時点で適正基準を超える懸念はあるものの、今後の推計や検討対象校としての位置付けの有無を踏まえ、地域と協議したいと考える。

(意見) 現状の課題に対応するため、学校の改築を行ったにもかかわらず、数年先には新しい学校が必要となるといったことが考えられることから、学校施設の課題と学校規模等適正化については合わせて検討し、費用の無駄が発生しないようにする必要があると考える。

Q. 大矢知興譲小学校の敷地面積については他の学校と遜色ないとのことだが、なぜ5階建ての校舎とすることとしたのか。

A. 将来1000人近くの児童の在籍が想定される中、子供たちが遊べる場所を十分確保すること、プールや体育館を同一棟に設けることで授業等での効率的な使用が可能となること等を考慮し、5階建てとした。文部科学省の基準においても、高層階の校舎が否定されているわけではない。

(意見) 他都市で5階建校舎を設けている例は、土地の価格が高い場所がほとんどではないか。現地で無理に5階建てとするのではなく、真に子供たちのことを考えるのであれば、移転新築も視野に、経費をかけてでもよりゆったりした環境を整えるべきである。

Q. 他の学校と比べても遜色ない敷地面積であるとはいえ、大矢知興譲小学校の現状の

児童数や、今後の増加見込みに鑑みれば、敷地面積は不十分であると考えerがどうか。

A. 現状の運動場面積の場合、10年後の生徒数推計では一人当たり8㎡ほどであるが、改築を行った場合、一人当たり9.5㎡ほどが確保できることとなる。この面積は、市内でもっとも狭いものではなく、他にも同様の環境の学校があること、全市的に見ればピーク時に比べて1万人ほど児童数が減っていること、また、改築では校舎の屋上に遊具広場を設けるなど、校舎面積そのものも広くなること等を総合的に勘案し、現地での改築でも十分な広さが確保できると判断した。

(意見) 市全体では児童数は減少傾向であるものの、大矢知地区では今後も児童数の増が見込まれていることから、一人当たりの敷地面積については他校とますます差ができる可能性がある。また、プールや体育館も含めた全面改築を行う機会であるからこそ、土地をより広く求めることが肝要であり、地域の希望も踏まえて移転建替えも一考すべきと考える。

Q. 移転建替えの場合、用地取得に時間がかかるとのことであるが、(仮称)大矢知中学校分離新設の際に、地権者との交渉は済んでいるはずである。また、土地の価格がそれほど高くないことから、土地を広く確保し、様々な工法を検討することができる。このような利点があっても、改築に当たっての移転は行わないとの方針であるのか。

A. 平成に入ってから、必要な校舎の改築は全て現地で行ってきた経緯があり、現に、大矢知興譲小学校よりも運動場面積が狭いにもかかわらず、現地で改築を行った例もある。全市的な均衡を考えた場合、現地での改築が適当と考える。

(意見) 鈴鹿市では、校舎改築に際し、新たに土地を求めた例がすでに3例ほどある。「教育するなら四日市」を掲げるのであれば、さらに教育費に予算をかけるべきであり、前例に倣うのではなく、土地があるのであれば移転建替えの手法も取り入れるべきである。

(意見) 直近に朝明中学校の移転建替えを一度は方針として位置付けたのであるから、平成に入ってから学校の移転建替えを行っていないことを理由に、大矢知興譲小学校の移転建替えを検討しないことは理が通らないと考える。

Q. 朝明中学校は大規模改修を行えば20年延命できると主張する一方、大矢知興譲小学校の北校舎について同様に大規模改修を行わない理由は何か。

A. 大矢知興譲小学校自体は、校舎とは別敷地にプール、体育館があり、現在の校舎も使い勝手が悪くなっているなど、他の学校に比べて児童への負担が大きい。これを解消するためには改築により、バランスの良い校舎の配置や児童数増を見据えた運動場面積の拡充を図り、子供たちが少しでもゆったりした学校生活を送れるようにしたいとの思いから、改築という判断に至った。

Q. 現在の市内小学校の体育館は非常に狭いと感じるが、改築案では、体育館はどのような規格となっているか。

A. 市内小学校の標準的な体育館と同規模で考えている。

(意見) せつかく改築するのであれば、他の学校と同規模ではなく、より充実させるべきではないか。

Q. 学校規模等適正化計画には、学校規模等の適正化を進めるうえで念頭に置くべき点

として、学校の「地域コミュニティの核としての性格への配慮」や、「まちづくりとの連携・行政が一体となった取組の必要性」を掲げているが、今回の大矢知興譲小学校の改築整備案について、地域住民からの賛成意見は見受けられない。このような中、事業費を予算計上したことは見切り発車ではないのか。

A. 地域住民の多くが当事業の方針に反対であることは承知しているが、中には方針に賛成の意見もある。何より8年の間大矢知地区の教育環境課題は変わっておらず、今後もしばらく児童数は増える見込みであることから、一時的な対応ではなく、改築による恒常的な対応を図りたいとの思いである。

Q. 大矢知地区の教育環境課題の解決に向けては、議会としても早期の決断が求められるが、事業の提案に当たっては、地域住民に対するアンケート等を行うなど、根拠となる住民意見を定量的なデータとして示すべきではないか。

A. これまで学校統合や分離を行う際、アンケートを行ったことはない。アンケートの多数意見に従って事業を行おうとした場合、多額の経費が必要となることや、これまで従ってきたルールを壊すことにもつながりかねないことから、アンケートは控えてきた経緯がある。

(意見) 地域住民を対象としたアンケートを控えるというのであれば、これまでに行われた地域住民や関係保護者への説明会で出された意見を参照するほかないが、その中では当事業に好意的な意見はなく、示された内容からは予算計上が拙速であると言わざるを得ない。

Q. 関係地区との協議のないまま小学校の改築が進められようとしているが、四日市版コミュニティスクールを推進する本市において、このような手法をとることに疑問を感じる。学校統合を行う笹川地区では、アンケートで校名を募集したとのことだが、統合そのものや施設整備に関してアンケートは行っていないのか。

A. 「笹川地区における新しい学校づくり検討会議」の取り組み内容をまとめたリーフレットを配付して説明会を行い、その際に地域住民からの意見を聴取した。また、地域住民に対し、別途意見を提出するための用紙を配布し、8通程度の意見が提出された。

Q. 大矢知興譲小学校施設改善基本構想の総括において、対策案の評価に当たっては改築後の施設と市内の他の小学校施設との比較といった観点を考慮すべきとされているが、比較についての資料は示されたか。

A. 具体的な数値での比較は行っていないが、施設の使い勝手の側面など、他の学校とのバランスも考慮の上、評価を行った。

(討論) 現時点で住民の賛成意見が見られないという状況から、当事業に係る予算計上は見切り発車であったと考えるため、現段階では当事業費に反対する。

＜ 歳出第10款教育費 第3項中学校費 ＞

大規模改修事業費（朝明中学校関係分）について

Q. 朝明中学校の校舎と体育館の間の階段で、事故が起きたことはあるのか。

A. 階段からの転落事故の報告はない。

Q. 車いすが必要な生徒は体育館へどのように入るのか。

- A. いったん校舎を出た後、市道を経由して体育館の敷地に入っている。
- Q. 朝明中学校の改修案は、学校関係者や保護者の発案によるのか。
- A. 平成26年度から2年にわたり、教育環境課題調査検討事業の中で、朝明中学校の教育環境課題解決に向けた検討を行い、結果として、バリアフリー化や生徒の安全確保のための改修を行うこととなったものであり、特段、保護者等の意見によるものではない。
- Q. 校舎と体育館との高低差の解消に向け、現状では南校舎2階から体育館へ渡り廊下を新築することとなっているが、2階への車いすの昇降をどのように考えるか。
- A. 現状は助け合い等で対応しているが、エレベーター設置の考え方の整理も含め、今後の課題と考える。
- Q. クラブハウスの移転はなぜ行うのか。
- A. 駐輪場の移設に伴い、自転車通学を行う生徒の動線を整備するためである。
- Q. 大規模改修に伴い20年の延命を図ることとなるが、その後はどのように対応するのか。
- A. 耐用年数経過後に改築ということになる。総合教育会議においては、今後の朝明中学校の配置のあり方について、関係保護者や地域住民と協議を進めていくこととしたところである。
- Q. 児童・生徒数の推移や通学にかかる時間等について詳細に調査し、一度は朝明中学校移転建替を決めたにもかかわらず、中止を決めた市長の方針には疑問がある。今回現地で改修を行ったとしても、20年後の配置の見直しにおいては、再度地区間の対立が起り、混乱するのではないか。
- A. 朝明中学校の配置については、全市的な学校規模等適正化の観点から、さらに大きな視点で検討していく必要がある。20年先に、現在の中学校区を維持するのがよいのか、全市的な観点から新たな立地や規模の確保を検討するのか、地域住民とも協議していきたいと考える。
- Q. 以前と同様に地域住民の反対が起こることを考えれば、学校の配置替えは容易ではない。他方、もともと（仮称）大矢知中学校の分離新設の検討から8年間にわたって、大矢知地区での中学校の建設を検討してきたという経緯がある中、小学校の現地での改築と中学校の改修に論点がすり替えられた印象があり、大矢知地区の住民が納得しないのも無理はない。小学校の問題と中学校の問題を切り離して考えるのではなく、過去の経緯を踏まえて総合的に検討し、子供たちにとってよりよい教育環境を目指すべきである。
- A. 大矢知地区の教育環境課題を解決することがもっとも大きな課題である。現市長より小学校の課題と中学校の課題を切り離して解決を図るという提案があり、教育委員会でも議論の末、大矢知地区の教育環境課題解決を少しでも前進させる必要があること、現在の立地条件においても十分対応が可能であるということから、小学校については現地での改築、中学校については生徒の安全面に配慮した改修及び大規模改修を図ることにより、それぞれ教育環境の改善を図ることとなった。現状で、大矢知地区と八郷地区相互の協議は行われていないが、教育委員会としても間に入り、学校規模

等適正化の観点から、朝明中学校の将来の配置について協議を行っていききたい。

(意見) 朝明中学校内の安全面に配慮した改修は行われることになるが、より危険な通学路の見直しについては置き去りにされている。また、小学校の課題と中学校の課題を切り離して対応するという方針を打ち出す前に、大矢知地区、八郷地区双方が協議を行う場を設けることが必要ではないのか。さらに、市長は、朝明中学校は大規模改修を行うことで20年対応できると主張するが、朝明中学校の耐用年数については、これまで8年にわたって検討してきたこととは別の問題であり、朝明中学校を移転することにより、八郷地区から通う一定数の生徒は通学距離が短くなるということ等も考慮して、中学校の配置については検討すべきである。

Q. 朝明中学校の移転建替え方針の中止について、保護者へはアンケートを行う考えはないとのことであるが、当事者を無視することになるのではないか。

A. 個々の学校の教育課程の編成や学校教育活動については学習指導要領に則り校長が定めることとなっており、その過程において必要であれば保護者へのアンケートを行うこともある。しかし、校長からの相談や地域から届けられる声により、保護者や地域の思いはよく理解していると考えため、アンケートを行う必要はないと考えている。

(意見) 朝明中学校移転建替えによって、8割の生徒が自転車通学しているという現状は一定程度解消されていたはずである。また、当学校について生徒や保護者が望んでいるのは、運動場及び体育館の狭さの解消であると把握している。事業を行う前に生徒や保護者の意見を聞くことを要望する。

Q. 朝明中学校の大規模改修の内容について確認したい。

A. 外装については、屋上の防水改修、劣化度に応じた外壁の改修を行う。内装については、廊下も含め、壁や床、天井、間仕切り等について改修を行うほか、トイレの洋式化・ドライ化を行う。また、室内の照明をLED化し、電気設備等についても変更を行う予定である。

Q. 以前市長からは、生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が常磐中学校、山手中学校に次いで3番目となっていることから朝明中学校の課題解決を優先的に行うことには問題があるとの答弁があったが、両校ともに改修事業費は当予算に計上されていないのはなぜか。

A. 今回の朝明中学校の施設改修については、面積という視点での課題解消を行うものではなく、施設の安全面での課題解消を図るものである。また、最新の、平成29年度学級数推計値においては、山手中学校、常磐中学校ともに今後10年間は学級数が利用可能教室数に収まることが予測されることから、今後の推計値を注視し、普通教室数不足のおそれが生じる場合には対応の手法について検討を行うこととしたものである。

Q. 朝明中学校について、面積という視点での課題解消を行わない理由を確認したい。

A. 生徒一人当たりの校舎面積及びグラウンド面積の他校との比較において、優先的に朝明中学校の課題解決を図るということについては公平・公正なサービスの観点から問題がある。また、校地の拡大や校舎の改善については、これまでも現状の必要性に基づいて行ってきたが、朝明中学校については、最新の推計値において、今後10年の学

級数が利用可能教室数を超えないと予測されることから、安全面での対策を行った上、現状の校地・校舎の利用で対応していくこととした。

Q. 常磐中学校や山手中学校在施設改善に至らないことが朝明中学校で面積という視点での課題解消を行わない原因であるのか。将来的に朝明中学校の生徒数が倍以上に増えても校地の拡大は行わないのか。

A. 朝明中学校は文部科学省が示している中学校設置基準の運動場設置面積を満たしている。このため、現時点では校地の拡大に向けた検討は行っていない。

Q. 当初から大規模校として整備された学校については、運動場も広い状況であるが、基準を満たしていれば、敷地を拡大することはないのか。

A. 中学校設置基準が第一の判断基準である。過去の経緯から学校間での敷地面積に差はあるが、そのような背景も踏まえた総合的な検討は、現時点では考えていない。ただし、今後、生徒数が増えることが想定される場合、教室の数を増やす等の対応は検討していかなければならないと考えている。

Q. 鈴鹿市は学校移転があった場合は、敷地面積を広くしている。本市としても、歴史的経緯から敷地面積の狭い学校について、周囲の土地の購入が可能となるなど環境の変化があれば、積極的に校地拡大を図るべきと考える。本市は、他校に比べて条件の悪い学校を基準としている印象が否めない。また、朝明中学校は練習場所の問題もあり陸上部が廃部となった経緯があるが、こうした背景に鑑み、移転や校地の拡大により施設整備を行うとの観点はないのか。

A. 生徒数が減ることに伴い、個人種目の部活動が少なくなっているという現状は理解している。三泗陸上競技協会による中央緑地での陸上競技の指導といった動きも新たに出ていることから、部活動については、こうした協会や市内の総合型スポーツクラブとの連携を図りたい。また、減少傾向にある部活動に対して、市としてどのように支援していくのかも検討していきたいと考える。

Q. 朝明中学校が、山手中学校や常磐中学校と比較して課題解決の優先度が低いとされたのは、生徒一人当たりの面積の観点からのみであったのか。

A. 生徒数が多いことによる施設不足の観点もある。

(意見) 大矢知地区への清掃工場の建設等の背景が、これまでの大矢知興譲小学校区・朝明中学校区の教育環境課題の検討と密接に関連しており、決して施設課題や敷地面積の課題のみで検討が始まったものではない。教育委員会として、過去の経緯を適切に市長に伝えた上で政策判断が行われるべきである。また、朝明中学校移転建替えの方針を転換するなら、八郷地区だけでなく、大矢知地区の意見も聞いてから判断すべきではないか。

(意見) 大矢知興譲小学校、朝明中学校の教育環境課題について、まず大矢知興譲小学校の施設課題、朝明中学校の安全面の課題の解消を行い、2万人の地区に中学校がないこと、大矢知地区では地区外の学校に子供たちが分かれて通っていること、朝明中学校への自転車での遠距離通学が発生することについては、将来の学校規模等適正化の課題として検討していくと再整理したとのことだが、この課題の整理に大矢知地区の住民は参画していない。また、朝明中学校の観音山付近への移

転建替えを行えば、かえって便利になる八郷地区の生徒も一定数はいると考えるが、そのような事実も適切に八郷地区の住民にも説明し、理解を求めるべきであったと考える。

(討論) 大矢知興譲小学校改築整備事業費及び大規模改修事業費(朝明中学校関係分)については、減額修正等を行うべきと考えるため、反対する。

(討論) 朝明中学校については、大規模改修の時期に来ており、トイレの改修希望も聞いているが、現時点で児童や保護者の意見が汲みとれておらず、もう少し当事者の意見を把握した上で予算計上すべきと考えることから、当事業費に反対する。

中学校給食基本構想・基本計画策定事業費について

Q. 中学校給食基本構想(案)においては、給食センター1カ所の方式が本市にとって最適であると示されているが、構想の策定に当たって中学校給食基本構想・基本計画策定委員会の委員は、他の事例の視察を行ったのか。

A. 視察は行っていないが、策定委員会には、専門家として他の給食センター創設にも携わった委員も参加しているため、その意見も聴きながら検討を続けてきた。視察については、基本計画策定の段階で行うことを考えている。

Q. 基本計画策定段階では、1センター方式の自治体を視察することになるのではないのか。

A. 基本構想策定段階で、本市では自校調理方式や親子調理方式は学校施設の面から困難であると判断しているため、センター方式の自治体を視察することになると考える。

Q. 中学校給食の第一義の目的は、中学生に、安全・安心で美味しい給食を提供することであると考えますが、市内全中学校が指定避難所とされていること、学習指導要領に教育の一環として学校給食が位置付けられ、現に小学校ではその観点からも自校調理方式が継続されていることから、1センター方式にこだわるのではなく、長期的な視点で、自校方式に近づけていくことが必要ではないのか。

A. 学校規模等適正化を進める中では、学校の統廃合が大きな課題となることから、各学校に給食室を設置していくことは、長期的な視点から効率的ではない。また、給食センターを活用することで、より幅広いメニューを提供できることとなり、より適切な食育が実現できるとも考えている。市町村合併等の理由により、各調理方式が混在している自治体もあるが、これから中学校給食を始める本市においては、各学校同条件での開始が望ましいと考えており、その意味でもセンター方式がもっとも望ましいと考える。

Q. 策定委員会には、学校長やPTA連絡協議会の代表が参加しているものの、市民から公募の委員は入っていない。どのようにして市民の意見を反映するのか。

A. 策定委員会委員の公募は考えていないが、基本計画の策定段階において、他の手法により十分に市民の意見を聴く機会を設けたい。

(意見) PTA連絡協議会の代表が策定委員会に参加しているものの、PTAで統一された意見を述べているわけではなく、またPTA内の役員改選により、途中で交代する委員もいると考える。こうした状況も踏まえ、市民の意見を反映する手法

については十分工夫してほしい。

(意見) 大多数の自治体が中学校全員給食をすでに実施しているにもかかわらず、策定委員会委員である学校現場の職員が、中学校給食の実施に非常に消極的であるという印象を受けた。中学校給食の導入について、学校長等の理解がどこまで進んでいるのか疑問である。

Q. 1センター方式とした場合の20年間の運営費97.8億円の内訳について確認したい。

A. 維持管理費に2.8億円、調理業務費に78.1億円、配送業務費に16.9億円である。

Q. 給食センターからの配送に当たっては、受け入れる中学校側の施設改修も必要と考えるが、その費用を確認したい。

A. 配膳室の改修費に約4億円、昇降機の整備に約10.5億円、門扉やプラットホームのスペース等付帯設備の改修に約1.8億円が必要となる。

Q. 昇降機については給食の台車専用のものとなるのか。

A. 現時点では未定である。

(意見) 学校へのエレベーターの設置については以前から意見があり、給食用の昇降機を整備するのであれば、バリアフリーの観点も踏まえて検討してほしい。

Q. 1月に開催された議員説明会での意見については、教育委員会及び策定委員会の中で協議され、今回基本構想案が示されているのか。

A. いただいた意見については教育委員会事務局でもしっかり考慮し、策定委員会にも諮って議論した。

(意見) 基本構想案については1センター方式が望ましいとされているが、議員説明会で出された複数センター方式についても比較し、検討すべきと考える。このまま1センター方式を前提として基本計画策定に臨むことには反対である。

Q. 自校方式による実施が困難であるのであれば、配送距離を短くして温かくおいしい給食を提供する観点からも、1カ所集中ではなく、複数センターに分散すべきと考えている。1カ所から9000食を配送することも難しいのではないかと考えるが、複数センター方式とすることにより、食中毒等のリスクを分散することもできる。1センター方式を最終的な方針とする前に、複数センター方式も比較の上、検討する柔軟さが必要ではないか。

A. 基本計画策定においては、センターの立地場所の検討も必要であり、複数センターも含めて総合的に判断した結果を、基本計画案において示したい。

Q. 複数センターとした場合と1センターとした場合の比較内容を合わせて議会に示すべきと考える。また、策定委員会に対しても、同様の比較を示して、基本構想案の結論を導くべきではなかったのか。

A. 策定委員会においても、配送距離等に関連し、複数センターに関する意見も出されたが、市内の配送時間を計測した結果、1カ所のセンターで十分対応できる場所もあるという状況である。

(意見) 市内全域をカバーすることは、机上で考えるほど容易でないのではないかと。交通渋滞や食中毒、災害等様々なリスクを分散することを想定して、本市の給食センターがどうあるべきか、議論すべきと考える。

Q. 四日市市学校給食協会の事務所が給食センターに入ることも考えているのか

A. 給食協会のあり方そのものについて検討の必要性が生じているため、これからの検討となる。

(意見) 現在の給食協会の事務所が入る建物について、トイレ等の施設が非常に老朽化しており、業務の効率化の観点からも、給食協会事務所の移転も一考の余地がある。

Q. 当初予算資料には、当事業について、基本構想において方向性が示された給食実施方式に基づき、市民や学校現場の意見を踏まえながら基本計画の策定を行うこととされているが、議会が予算を認めることにより、1センター方式に限定された基本計画の検討に進むということにならないのか。

A. 教育委員会としては1センター方式がもっとも望ましいと考え提案しているが、今回、様々な懸念が出されたことから、複数センター方式との比較も含めて、真に1センター方式で懸念される部分がクリアできるのか、再度十分検討したい。検討結果については、センターの立地場所も含めた形で再度議会に説明したいと考える。

Q. 再検討した基本構想案について、再度議会の意見を聴く場は担保されるのか。

A. センターの立地場所も含めて多角的、総合的に検討し、その結果については検討経過も分かるようにして、議員説明会等の場でお示ししたい。

(意見) 十分な方式の比較・検討のないまま1センター方式での計画策定に進むことにならないよう、附帯決議を付すべきと考えるため、当事業予算について全体会送りを提案する。

(意見) 分科会での質疑において、改めて十分検討を行い、議会にも説明の機会を設けることは担保されたと考えるため、全体会での議論は必要ないと考える。

(意見) 当事業については議員説明会でも説明を受けており、他にも意見を述べた議員もいること、また、20年間で約180億円が必要となる巨大事業であることから全体会審査が必要と考える。

窓ガラス飛散防止事業費について

Q. 毎年度継続的に行っている事業であるが、完了時期はいつか。

A. 平成30年度に中学校の特別教室の対策を行った後、小学校の階段室等の共用スペースについて行う。その後、中学校の階段室等の共用スペースと武道場について実施することとなり、平成33年度で完了となる。

Q. 大規模改修や改築がある際は、併せて窓ガラスの飛散防止対策を行うのか。

A. 改築の際には強化ガラスの設置により、飛散防止対策を行う。

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費・第3項中学校費 ▶

普通教室空調設備整備事業費について

Q. 熱源を電力とする場合、空調設備の整備により、電気容量を上げる工事も必要と考えるが、当事業の中で計画するのか。

A. 平成30年度は、PFI事業者の選定業務委託に係る費用を予算計上している。PFI

I 事業者の選定に当たっては、熱源方式についても事業者に提案させることを考えており、電力を熱源とする場合は、電気容量を上げる工事も同時に提案されるものと考えている。

- Q. 実際の施工には地元事業者が参画することになると考えるが、PFIにおいては、大手企業が事業を受託した場合、地元事業者にとって利益を受けづらくなることもあると聞いているが、どのように配慮していくのか。
- A. 地元事業者に対する配慮についても、PFI事業者の選定において協議していきたいと考える。また、PFI事業自体が分かりにくいこともあり、平成30年度においては、地元事業者を集め、PFI事業についての勉強会を開催したいとも考えている。

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

図書資料整備費・人権啓発拠点推進事業費について

- Q. 子供から高齢者までの多世代、また多様な趣味や関心を持つ人たちなどのニーズに対応できるよう、幅広く豊富な蔵書の充実を図ることを目的としているが、近年、同様の予算額で推移してきたところ、平成30年度については若干の増額となっている。このことにより、どれほどのニーズに対応できるのか。
- A. 全国的に年間約8万冊の新刊図書が発刊される中、市立図書館の受入冊数は、年間2千冊程度の寄贈図書も含めて1万8千冊程度で推移している。選書については、様々な分野を満遍なく揃えることに配慮し、司書及び職員全員で行っており、ニーズには一定程度対応できていると考えている。蔵書については、損耗度合とニーズの変化に応じて廃棄しているが、蔵書冊数については年々増加傾向にある。
- Q. 寄贈図書については、出版社や著者から受け入れているのか。
- A. 市内在住の個人や市内に拠点のある団体から、毎年継続的に寄贈を受けている。

第2条債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

タクシー料金助成事業扶助費・自動車燃料費用助成事業扶助費について

Q. 決算常任委員会においても両事業の見直しについての議論があったが、平成30年度予算においてはどのように整理されているか。

A. 平成30年度予算については、平成29年度の内容と変更はない。ただし、本年1月に開催された第4回障害者施策推進協議会において、市より両事業の見直しに係る素案を提示し、現在、各障害者団体での議論をお願いしているところである。

Q. 金額の変更や今後の方向性が示されるのは、平成31年度予算以降になるのか。

A. そのとおりである。

認知症高齢者グループホーム建設費補助金について

Q. 認知症高齢者グループホームについて、海蔵地区と楠地区の2カ所の整備が予定されているが、楠地区について、当補助金を活用せずに整備を行う理由を確認したい。また、区域が広い地区のグループホームの整備はどのように考えているか。

A. 楠地区については、事業者が、施設を借りてグループホームを運営することとなるため、当補助金の対象外となった。ただし、建設費以外に開設準備に係る経費の補助があり、当該補助金については楠地区の事業者も活用することとなる。また、区域が広い地区については、グループホームの箇所数が課題となるが、これまで1施設につき定員9人で進めてきたところ、今回より定員18人で進めることとなったため、当面はその範囲で対応できるものと考えている。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

働く世代の健康づくり支援事業費について

Q. 働く世代の女性のがん対策として、乳がん検診の個別受診勧奨を行う世代を50歳代にまで拡大するとのことだが、男性について、前立腺がん検診の手法であるPSA検査の受診勧奨は行うことは考えているのか。

A. これまでもPSA検査が前立腺がん検診として有効か、国の動向や専門誌等を注視しながら研究しているが、国立がん研究センターは、がん検診としての有効性について科学的根拠に乏しく、現時点では自治体の行う検診としては推奨しないとの見解を

示している。また、専門誌では、過剰診断、過剰治療に繋がる可能性があるとの課題も示されていることから、引き続き国等の研究動向を注視していきたい。男性のがん対策を導入しないわけではなく、今後も調査研究の上、状況に応じて必要な対策を講じていきたいと考える。

Q. 糖尿病早期発見のため、国民健康保険の特定健康診査における採血検査項目に、ヘモグロビンA1c検査を追加したとのことだが、この内容を確認したい。

A. 当検査については、受診者の直近の食生活に係る一時的な検査結果だけでなく、検査前3カ月程度の長期的な血糖値等の数値を計測することができるため、より正確な診断ができ、糖尿病の早期発見に繋がることから追加を決めたものである。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

感染症対策事業（防疫対策等）について

Q. 本市のHIV感染及びエイズの発症状況について確認したい。

A. 感染症法に基づき医師から届出があったのは、平成29年度で5名であり、そのうちHIV感染が2名、エイズと判断されたのは3名であった。

Q. 梅毒についての対策は行っているか。

A. 梅毒については、保健所が行う血液検査に項目を設けており、毎週水曜日に、無料・匿名で検査を実施している。

こころの健康づくり支援事業費について

Q. 自殺予防対策について、メンタルパートナー研修の開催が平成28年度で14件であったのに対し、平成29年度は現時点で7件にとどまっている。平成30年度についてはどれほどの開催回数を見込んでいるのか。

A. 当研修については、出前講座や講演会等の際に同時に実施しており、平成28年度については14回で843名を対象に研修を行った。しかし、平成29年度は、1月末時点で7回、530名の実施にとどまっている。より多くの方に研修を受けてもらいたいと考えており、ホームページ等でも周知を行い、平成28年度と同程度開催したいと考えている。

Q. メンタルパートナー研修について、出前講座等に加え、介護職員に対する研修会を開催するとのことだが、どのようなものを考えているのか。

A. 高齢者が自殺に至るケースが散見され、この予防に向けては、日常的に介護に携わる職員が、高齢者の変化に気づくことが効果的であると考えていることから、一人でも多くの介護職員にメンタルパートナー研修を実施し、高齢者の自殺予防に向けた意識啓発を図りたい。

Q. 自殺予防の職域対象啓発事業として、平成30年度新たに事業所向け啓発講演会を開催するとのことだが、どのような内容を考えているのか。

A. 当事業は、働く世代の自殺防止に向け、企業等の福利厚生・人事担当に対して自殺の現状を伝え、リスクに気付いた際の関係機関への相談等を促すものである。講演会については、医師や精神保健福祉士を招聘して実施したいと考えている。

Q. 若年層の自殺予防について、四日市早期支援ネットワーク（YESnet）と連携し、児童・生徒に対し「SOSの出し方」を出前授業で実施するとのことだが、具体的な内容を確認したい。

A. 児童・生徒のいじめや自殺を防止するため、信頼できる大人にSOSを出す等の方法について児童・生徒に対し研修を実施するものである。また、大人は児童・生徒が出すSOSに気づく必要があるため、メンタルパートナー研修等により周知啓発を行う。SOSの出し方の詳細については、新年度において検討していくこととなる。

Q. SNSによる相談について、国の方針等を注視し検討するとのことだが、厚生労働省は3月1日よりSNS相談受付を実施していることから、本市としても平成30年度に何らかの具体的な取り組みを行う必要があるのではないか。

A. 国としても事業を開始したばかりであり、相談があった際に、相手が見えない中でどのような言葉で応じていくのか等難しいところもあり、今後も引き続き検討していくことを確認している。地方自治体でのSNSによる相談について、今後国から方針が出される可能性もあり、国の動向を確認しながら取り組みを進めたいと考える。

(意見) 国の動向を注視の上、本市で可能なことは対応の上、一人でも多くの命が救えるよう努めてほしい。

Q. 自殺予防対策に係る事業の全体像について確認したい。

A. 自殺予防については、こころの健康づくり支援事業として実施しており、多くの事業が、職員による相談対応や出前講座の実施等による啓発である。マンパワーによる部分が大きい事業であることから、職員の研修費も当事業予算に計上しており、職員の能力の向上も図りながら、適切な相談・啓発ができるよう努めていきたい。

Q. 国、県、市において自殺者数はどのように推移しているか。

A. 本市が保健所政令市に移行した平成21年当時においては全国で32845人、三重県で476人、本市で85人の自殺が確認されている。これが、平成27年は全国で23806人、三重県で349人、本市で63人、平成28年は、全国で21703人、三重県で282人、本市で41人である。このような統計も参考に、自殺予防対策に臨んでいる。

(意見) 本市の自殺者数は、平成21年比で半減しているが、数値の推移の背景にある社会状況や経済状況、心の問題といった自殺に至る要因についても複合的に観察し、自殺予防対策に臨む必要がある。SNSによる相談の活用も含め、継続した取り組みにより自殺者数を限りなくゼロに近づけることを期待する。

食の安全安心対策事業費について

Q. 決算審査の際、四日市食品衛生協会が行う自主的な巡回指導への保健所職員の同行ができていないことについて指摘したが、平成30年度においては実施できるのか。

A. 食品衛生協会側とはどのような形で実施できるか協議しているところであり、平成30年度の協会の自主検査においては、できる限り同行したいと考えている。

Q. 自主検査への同行に向けて、職員体制を強化するのか。

A. 新年度の職員体制については未定であるため、現状では、これまでと同様の職員体制での実施を考えている。

Q. 本市が保健所政令市になって以降、サービスが低下しているのではないかと感じている。確実に実施できるよう体制的な裏付けは必要であり、よりスピード感を持って取り組むべきである。

A. 食品衛生協会の指導員とともに検査に出向くことは効果があると考えため、どのような手法がもっとも適切であるか、密に協議して取り組みたい。

Q. 任意団体の自主検査に保健所職員が同行するのであれば、一定の成果を求める必要があると考えているが、どのように考えるか。

A. 食品衛生協会の自主検査については、協会の会員同士で自主的に衛生状況の監視・指導を行うものであり、平成 28 年度で 1500 件程度の実績がある。現状では、巡回指導を行う前に、指導員に対して食品衛生に関する知識について、保健所からも啓発を行っているところであるが、これに職員が同行することで、どのような点に着目すべきであるのか協会の指導員に対して助言を行いながら検査を進めることができ、指導員の知識の向上にも資することから効果があると考え。

Q. 保健所による監視指導に併せて食品衛生協会の自主検査にも同行するとのことだが、保健所の行う監視指導では、全ての食品関係店舗や施設を巡回できているのか。

A. 全ての施設を毎年巡回することはできないため、施設の規模や状況等を踏まえて優先順位を決め、重点的・計画的な監視指導を行っている。

Q. 食品衛生協会の活動については公益性があることから、本市は補助金を交付している。この状況において、協会の自主的な活動に同行することは問題ないのか。

A. 自主検査への同行については、指導員の技能知識の向上を目的としており、市民や事業者に対する一般的な啓発の一環であると捉えている。

(意見) 食品衛生協会に対しては、市から食品衛生責任者再講習についての業務を委託していること、協会の活動に対して補助金を交付していることも踏まえ、協会の事務を市職員が行うことにならないよう、適切に業務の線引きを行った上、自主検査への同行に取り組むべきである。

犬猫避妊等手術費助成補助金について

Q. 飼い主のいない猫であるかどうかをどのように見分けるのか。

A. 特に判断基準はなく、状況を確認して飼い猫かどうかを判断していただくこととなる。

動物愛護について

Q. 三重県四日市庁舎の犬舎の管理については、どの費目で実施しているのか。

A. 当該施設の賃貸料については、管理費としての位置付けで、保健所費のうち、第 1 目保健所総務費の一般経費に計上している。

Q. 金額はどれほどを占めているのか。

A. 賃貸料及び光熱水費で五、六十万円程度である。

Q. 動物管理の委託料はどの程度か。

A. 委託料については、第 5 目生活衛生費の小動物管理費に計上しており、年間 1594 万

8千円となっている。

Q. 犬舎の管理及び動物管理については計 1600 万円程度の経費がかかっていると考えてよいか。

A. 餌代等の消耗品費を含めれば 2000 万円弱となる。

Q. 年間 2000 万円程度の経費がかかるのであれば、空き家、空き地等を活用した動物収容・管理等、別の方策を検討することができないのか。

A. 市として、動物の一時収容施設は必要であると考えている。県四日市庁舎の犬舎は古いものの、十分に利用できるものであるため、当面は現状施設の活用を継続したいと考えているが、将来的に動物の一時収容施設を設けることについて、十分検討していかなければならないと考えている。

(意見) 動物愛護団体より一時収容シェルターの要望が出ている。猫の殺処分が減少傾向にあるのも、こうした団体の尽力による部分が大きいことも認識の上、可能な限り早期に現状を改善してほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費 》

子ども医療費助成事業について

Q. 福祉医療証明書料経費及び子ども医療費助成事業事務費の内容を確認したい。

A. 福祉医療証明書料経費については、従来の償還払いに係る領収証明書の作成経費である。また、子ども医療費助成事業事務費には、現物給付化を行う部分について審査支払機関へ支払う手数料、償還払いについて三重県国民健康保険団体連合会へ支払う福祉医療共同処理手数料等が含まれる。

Q. 両経費には、所得制限を撤廃することで削減される部分もあるのか。

A. 削減される部分はない。

Q. 未就学児についての現物給付実施により、どれほどの経費削減となるのか。

A. 領収証明書の作成が少なくなることから、福祉医療証明書料経費については前年度よりも減額となる一方、現物給付化に伴うレセプト方式の採用により、新たに審査支払機関への手数料が必要となる。全体としては、前年度と比べて、約 1867 万 7 千円の削減となっている。

Q. 現物給付化をすることが、いわゆるコンビニ受診の増加や医療費の伸びにどの程度影響するかは予測が困難であることから、三重県の算定に合わせて医療費の伸び率を

30%としていると理解してよいか。

A. そのとおりである。

不妊治療費助成について

Q. 前年度比で大きく予算額が減となっている理由を確認したい。

A. 対象となる出産適齢期の女性の人数が減っていることが理由の一つであり、例えば、平成 29 年度の 30 代の女性の数は、平成 26 年度比で 2000 人、平成 20 年度比で 6000 人と大幅の減となっている。また、県費の対象となる特定不妊治療の助成上限額 15 万円が平成 28 年 1 月から 30 万円に引き上げられたことにもよる。

《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 》

私立幼稚園保育料第 3 子以降無償化事業について

Q. 第 3 子以降の保育料の無償化について、所得及び長子の年齢に係る制限を撤廃することのだが、同様の施策を実施している自治体は他にもあるのか。

A. 三重県内では伊賀市が実施していると確認している。近隣の同格市 8 市に確認したところ、長子の年齢制限を完全に撤廃したのは 1 市のみであった。

民間保育所等整備事業費について

Q. 平成 31 年度に予定されている、当事業費補助を用いた民間保育所 3 園の新設については、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し内容と整合は図れているのか。

A. 3 園ともに北部の第 1 ブロックでの整備となり、合計定員は 270 名である。子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいては、第 1 ブロックの保育園で、平成 31 年度において、2 号認定（3・4・5 歳）、3 号認定（0 歳）、3 号認定（1・2 歳）で前年度比計 270 名の提供体制の増を見込んでいるため、計画との整合は図れている。

Q. 当事業の第一義の目的は待機児童の解消であるが、平成 30 年度入所の一次募集においては 1800 名ほどからの申請に対して、不承諾となったのは 180 名ほどであり、平成 29 年度と同水準であったと記憶している。現時点で、年度当初の待機児童の発生は避けられないのではないか。

A. 近年保育所の整備を行っている第 2、第 3 ブロックについては昨年度より不承諾の人数は減少しているが、平成 30 年度も、第 1 ブロックを中心に年度当初の待機児童が発生する見込みである。

Q. 平成 30 年度については、公立保育園での定員拡充はないのか。

A. 公立保育園での定員拡充の予定はない。

Q. 下野地区に新たに 0 歳児から 3 歳児を対象とした保育園の整備が予定されているが、このように年齢を限った保育園は市内にあるのか。

A. 0 歳児から 3 歳児を対象にしたくす北保育園、0 歳児から 2 歳児を対象にした西浦保育園の 2 園である。

Q. 下野地区の新設園においては、3 歳児保育終了後の 4 歳児転園時は、入園審査において加点を行い、希望園に優先的に入園できるよう配慮することのだが、既存の 2

園についても同様の扱いであるのか。

A. そのとおりである。

Q. 平成 30 年度入所に向けた一次募集においても、不承諾となった児童のうち 140 名程度は 0 歳児、1 歳児と聞いている。平成 30 年度に開園となる保育所もあるものの需要が供給に追いついていないと感じるが、平成 30 年度開園の保育所で、0 歳児、1 歳児は何名受け入れが可能であるのか。

A. 内部ハートピア保育園（采女町）では、0 歳児が 25 名、1 歳児が 25 名、たいよう保育園（赤堀）では、0 歳児が 10 名、1 歳児が 10 名である。

Q. 平成 30 年度予算で新たに 3 園の整備を行った後、平成 31 年度でどれだけ 0 歳児、1 歳児の定員拡大となるのか。

A. 0 歳児で計 28 名、1 歳児で計 42 名の保育提供枠が増える予定である。

Q. 平成 30 年度当初で不承諾となった人数を見れば、平成 31 年度 4 月に待機児童ゼロを達成できるのか疑問であるが、見込みはあるのか。

A. 1 次募集で不承諾となった児童についても、通知発送後に再度入所調整を行っており、現時点で入所できていない児童は、北部の第 1 ブロックで約 75 名となっている状況である。平成 31 年度当初において、待機児童は解消される見込みと考えている。

Q. 調整の都合によっては待機児童が解消されない可能性もあると考えるが、本当に解消されるのか。

A. 新たな保育園の整備のほか、河原田保育園の改築も予定されている。加えて、私立幼稚園においては企業主導型保育事業の実施に向けた動きも出ており、地域型保育事業所も補完的に活用しながら、こども未来部として、待機児童ゼロを必ず達成すべく努力していく。

休日保育事業について

Q. 休日保育について、開始すれば相応の需要はあると考えるが、平成 30 年度、31 年度において受け入れ拡充に向けた取り組みは行うのか。

A. 平成 29 年 7 月よりこっこ保育園において休日保育が開始されたことにより、全市的な配置バランスはとれたと考えているが、利用希望が増加傾向にある園もあるため、今後の動向を注視の上対応していきたい。

Q. 休日保育のニーズに対する量の見込みについては、子ども・子育て支援事業計画における位置付けはないのか。

A. 休日保育事業については、延長保育や一時預かり事業等のように地域子ども・子育て支援事業としての位置付けはなく、通常保育の範囲内での運営となる。このため、計画の中では休日保育の量の見込みは表れず、市独自の需要と供給の予測に基づき、計画とは別に対応を行っていくこととなる。

Q. 平成 30 年度以降の供給体制について、どのように計画していくのか。

A. 平成 30 年度当初は、こっこ保育園で休日保育が開始されてから 1 年が経過していない状況であるため、当保育園の年間の利用動向を見た上で具体的な取り組みについては判断していく。休日保育は、現状ニーズを充たしている状況であるが、特に西浦保

育園においては利用希望が多く、利用できない場合はこっこ保育園の利用で調整を図っているものの、こっこ保育園自体の希望も増えているなど、利用枠に不足が生じる可能性は認識している。このような動向も踏まえ、新年度では、新たな休日保育の実施について、中部ブロックの私立保育園へ働きかけを行うことも考えている。

保育士の確保・処遇改善等について

- Q. 保育ニーズの高まりを受けて、保育所の整備に加えて保育士の確保が課題となる。平成 30 年度に向けて、新規採用や退職の状況はどのようになっているか。
- A. 新規採用の保育士については現時点で 24 名、定年退職も含めた退職者については 10 数名であると確認しており、差し引きで正職の保育士は増となる予定である。近年では、25 名前後を毎年採用しており、公立保育園の保育士の充実に努めているところである。
- Q. 公立の保育士の非正規率はどの程度か。また、教育委員会では、教職員の時間外勤務の削減に向け、業務アシスタントをモデル的に配置するなど、改善を試みることであるが、保育現場での時間外勤務の削減に向けて何らかの対応は行うのか。
- A. 正職員の人数については、全体の半数を割っている状況である。現在、保育園においては、事務補助員として、1 日 3 時間、月 10 日の勤務形態で臨時職員を採用しているが、保育現場の多忙化を踏まえ、平成 30 年度からはこの勤務日数を月 20 日とすることにより、保育士の業務負担の軽減を図っていくこととしており、全園での実施を予定している。
- Q. 国の指針に基づく保育士の処遇改善について、平成 30 年度予算にはどのように反映されているか。
- A. 平成 30 年度においても、平成 29 年度に引き続き、副主任保育士等中堅役職の創設に伴う職務職責に応じた処遇改善、一人当たり一律 2 % 増の処遇改善について予算に計上している。
- Q. 職員一人当たりの月額ではどれほどの加算になるのか。
- A. 職員の勤続年数に応じた処遇改善については、国からの指針によれば概ね月額 6 千円程度であるが、実際の金額については、各園の状況によって異なる。また、職務職責に応じた処遇改善については、副主任保育士等は月額 4 万円程度との指針が出されている。

学童保育事業費について

- Q. 本市の学童保育について、公設としない理由を確認したい。
- A. 本市では当初より学童保育所を民設としてきたという歴史的経緯があることに加え、公設とした場合、市の基準を満たした施設整備が必要となり、民設に比べて整備に時間がかかることから、民設の方がより年度ごとの入所の需要に対応しやすいと考えていることにもよる。
- Q. 平成 30 年度に整備する学童保育所から、施設整備費補助の補助率が引き上げられる予定であるが、平等性の観点から不満は出ていないか。

- A. 各学童保育所運営委員会からは、以前より施設整備に係る自己負担率を少しでも軽減できないかという意見を聴いており、市としても継続的に検討してきた課題である。運営委員会の熱意に応える形で、ようやく平成 30 年度から補助率を 5 分の 4 とすることができたという経緯がある。
- Q. 施設整備費に係る 5 分の 4 の補助について、財源を確認したい。
- A. 市単独補助である。
- Q. 国において、学童保育所の指導員に係る処遇改善加算制度はあるのか。
- A. キャリアアップ処遇改善補助として、民間保育士と同様の処遇改善加算の制度はある。各学童保育所が、事業所としての扱いとなることから、申請に当たっては、職員の履歴報告や勤務実績報告書、就業規則等の提出が必要となる。各学童保育所においてこうした書類の整理が遅れているという現状があり、現在、社会保険労務士の協力も得て、申請に向けた書類の整理について支援を行っている状況である。
- Q. 平成 29 年中は支援を行っていなかったのか。
- A. 平成 29 年中より引き続き支援を行っているところであり、整理が進んでいる学童保育所もあるが、なかなか進まない学童保育所もある状況である。丁寧に対応を行い、早期に当補助事業を活用してもらえよう、支援に努めたい。
- Q. 学童保育運営委員会は、地域の人の手によるものであり、決して経理等に明るいわけではないと考える。地域の人々の努力によって、放課後の子供たちの居場所を多く確保できているのであるから、1 日も早く処遇改善補助が受けられるようサポートすることは、民設民営を方針に据える本市にとって当然のことではないか。現在、どれほどの学童保育所が処遇改善補助を受給しているのか。
- A. 現時点で受給している学童保育所はない。処遇改善加算により時間単価を上げることにより、扶養の範囲内で働く補助指導員の勤務日数が短くなり、かえって指導員不足になるなど、学童保育所によって様々な課題があり、処遇改善を行うことがひいては指導員の確保に繋がることを理解しつつも、進んでいないのが現状である。学童保育所の抱える課題について、丁寧に支援し、処遇改善につなげていくとともに指導員の確保に努めていきたい。
- Q. 指導員の中では、熱意があっても学童保育所の収入だけでは生活が成り立たないといった声も聞いている。すでに本市では常勤指導員の処遇改善加算を市単により行っていることから、国の制度の活用が難しいのであれば、市単部分を増やすことは考えられないのか。
- A. 平成 30 年度予算においては、施設整備費補助の補助率の引上げを行ったところであり、次はソフト面の充実が必要であると考えている。本市は、民設民営であることから、補助のメニューについては他の自治体よりも充実していると認識しているが、指導員が誇りをもって働ける環境の整備が今後のもっとも大きな課題であると考えているため、平成 30 年度以降は、その対策に注力していきたい。

放課後等デイサービス事業について

- Q. 介護事業所のうち、基準を満たした事業所が市の指定を受けてサービスを実施する

基準該当事業所の利用が、平成 28 年度に比べて減少している理由を確認したい。

A. 現在、基準該当事業所の指定を受けているのは 19 カ所程度であるが、もともと介護事業所であることもあり、利用者の多くが児童福祉法上の放課後等デイサービス事業所へ移行したと考えている。また、1 事業所について、事業からの撤退もあった。

Q. 事業所数の減等による支障はなかったのか。

A. 人気のある放課後等デイサービス事業所は予約がとりにくいこともあるが、新設の事業所については比較的余裕があるなど、利用ニーズに対する提供体制については、ある程度確保できている状況である。

5 歳児保護者アンケートについて

Q. 5 歳児保護者アンケートの結果を受け、何らかの事業展開を行うのか。

A. アンケートで子供の状況や子育てに関して不安を感じる意見があった場合、幼稚園、保育園と連携して当該児童の様子を確認し、保護者とも相談の上、プロジェクト U-8 事業のともだちづくり教室やことばの教室等、必要に応じて既存の事業に繋げている。

Q. 平成 30 年度においても引き続きアンケートを行うのか。

A. 行う予定である。

子育て支援アプリ配信事業について

Q. 当事業の現状を確認したい。

A. 平成 29 年度で出生数は約 2400 件となっている中、登録者は 1000 件を超えた状況である。

Q. 平成 30 年度においては当アプリの周知等はどのように行うのか。

A. 平成 30 年度では、アプリのアップデートを行いたいと考えている。アプリの周知は、妊産婦・乳幼児健診等での周知を行うほか、妊娠届で窓口に来た人にも案内し、利用を促していく。

第 2 子以降子育てレスパイトケア事業事務費について

Q. 前年度比で大きく予算額が減となっている理由を確認したい。

A. 当事業は、第 2 子以降を出産した場合、産後 6 カ月までの間、就学前の兄弟姉妹の一時保育の利用を 2 回まで無料とするものである。平成 28 年度から実施しており 3 年目を迎えるが、利用実績が当初の見込みを下回っていることから減額するものである。

子育て支援センター管理運営費について

(意見) 本市の子育て支援センターは、ほとんどが保育園への併設型であり、規模も小さく、また、当該園に入所している児童がいない場合は保護者にとって利用しづらい面もあると考えている。このことから単独型の子育て支援センターの拡充が望ましく、中心市街地に本市の核となる子育て支援センターを開設し、土日の利用も可能とすることが必要と考える。中心市街地での図書館の新設を考えるの

であれば、併設してもよいのではないか。

《 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

公立幼稚園エアコン設置事業について

Q. 今回は、クラス運営分の保育室へのエアコン設置であるが、夏季休暇期間中でも集会や準備体操等で利用できる状況である遊戯室にもエアコンの設置を求める意見も聞いている。今後、遊戯室やクラス運営分以外の保育室への設置も考えていくのか。

A. 公立幼稚園の園活動は主に保育室で実施しているが、保育園と異なり保育時間が短く、夏季休暇もあること、園児数・クラス数の減少傾向が続いていることを踏まえ、今回はクラス運営分の保育室への設置とした。将来的に、設置場所を拡充するかについては、エアコン設置後の園児の状況や園運営の状況、保育現場の声等を聴きながら判断していきたい。

Q. ウインド型エアコンの使用は検討しないのか。

A. エアコンの規格については、保育園と同等の 4 馬力、冷房能力 10kw 以上、暖房能力 11.2kw 以上を想定している。ウインド型エアコンについては設置が容易であるものの、大型のものでも冷房能力が低く、通常のエアコンと同等の能力を求めることには無理があると考ええる。

(意見) ウインド型エアコンは非常に安価であり、複数設置してもそれほど経費がかからないと考えるため、臨時的に設置するような場合は積極的に検討してもらいたい。

Q. 1 台当たりのエアコン設置に係る金額はどの程度か。

A. エアコン設置事業全体としては、3 年間の債務負担行為を組んでおり、1 台当たりに換算した場合、税抜きで 1 年目は約 19 万円、2 年目、3 年目は約 12 万円となる。

Q. 中古品のレンタルにしては経費がかかりすぎるように感じるが、新品購入した場合のエアコン 1 台当たりの価格はどの程度か。

A. 想定している規格については、80 万円から 90 万円程度の定価である。契約方法については、10 年間を基準に直接施工、リース契約、レンタル契約の比較を行っているが、1 台当たりの年間価格に換算した場合、直接施工は約 16 万 5 千円、リース契約は約 17 万円となる。レンタル契約は、1 年目は他の契約より高額となるものの、2 年目以降はもっとも安価となること、直接施工及びリース契約では、平成 30 年度の夏の使用が困難であること、さらに、短期間のレンタル契約とすることで必要に応じて台数の削減を行うことができ、今後の幼稚園適正化を考慮した場合にもっとも有利であることから、3 年間のレンタル契約によることとした。

Q. エアコンの耐用年数はどれほどであるのか。

A. アセットマネジメント計画においては、エアコンは 15 年で更新することとしている。

(意見) 以前、6馬力のエアコンを据え置き型で導入した例では、1台当たりの購入金額が60万円程度であったと記憶している。仮にこの規格で設置した場合、単純計算で10年間に係る経費は2100万円程度で済むこととなり、10年総額5180万円で試算されている現在のレンタル契約よりも安価となる。もう少し価格を精査する必要があるのではないか。

(意見) 幼稚園に設置しようとするエアコンについて、価格に不明確な部分があり、さらに、3年間のレンタル契約での設置とすることについても根拠に乏しいと考える。さらに詳細に価格精査をすべきことについて附帯決議も視野に入れており、また、物品購入や契約に関する考え方も含まれることから、複数の分科会に係る事項であるため、全体会審査を提案する。

(意見) 本件については事前に協議会においても説明があったものであり、幼稚園が今後も現状のクラス数で存続するのか不透明であるという課題もあることから、改めて全体会で審査する必要はないと考える。

(討論) エアコン設置に係る経費及び契約手法について、不明確な点があり、根拠に乏しいと考える。より詳細な資料に基づく審査が必要と考えるため、現時点では反対する。

保育料応能負担化に伴う事業について

Q. 幼稚園保育料を応能負担とすることにより、平成30年度にどの程度の歳入増を見込んでいるのか。

A. 4070万円である。

Q. 応能負担化に伴う事業について、公立幼稚園エアコン設置事業、幼稚園給食事業が挙げられているが、両事業を合計しても平成30年度で2401万円にしかない。残りの部分についてどのように利用者に還元していくのか。

A. 新たに教材費を無償化するため、約1400万円を計上しており、計約3800万円程度の還元となる。歳入増に見合った教育環境の整備となるよう予算上程している。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第71号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計予算

第1条 歳入歳出予算

《 歳入 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第5款保健事業費 第1項保健事業費 》

ヘルスアップ事業（糖尿病性腎症重症化予防事業）について

（意見）腎症患者数（Ⅰ～Ⅳ期）患者数のうち、保健指導の効果が高いと思われる人数が年々増加している中、当事業への参加申込者数は増加傾向にある。四日市国保の透析患者数は若干の減少が見られることから、今後も引き続き積極的な事業展開をお願いしたい。

第2条 債務負担行為

第3条 一時借入金

第4条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第76号 平成30年度四日市市介護保険特別会計予算

第1条 歳入歳出予算

《 歳入 》

介護保険料について

Q. 介護保険料について、平成30年度予算額は、前年度比で4億7409万5千円の増となっているが、これは保険料の変更に伴うものであるのか。

A. 第6次介護保険事業計画の期間における収納に若干の余裕が出たことから、介護保険給付費支払準備基金も活用し、保険料については基準額据え置きとしている。なお、比較対象の前年度予算額は当初予算時の見積額であり、実際の収納はこれより多額であるため、年度間のかい離はそれほど大きなものとはならないと考えている。

Q. 基金の残高はどれほどとなっているのか。

A. 29億円程度である。

《 歳出第2款保険給付費 第1項介護サービス等諸費 》

介護保健施設等の整備について

Q. 第7次介護保険事業計画期間に向け、介護保険施設等の整備は進んでいるのか。

A. 介護保険施設等については、平成29年度に予定していた整備を次年度に繰り越す部分も若干あるが、第7次介護保険事業計画期間においても整備を着実に進めていく。特別養護老人ホームについては原則として要介護度3以上であることが入所要件となったが、要介護度1、2の人についてもやむを得ない事情がある場合は特例入所が認められており、本市においてもこの指針に沿った運用を行っている。このほかにも有料老人ホーム等も整備されつつあることから、以前より特別養護老人ホームに入所しづらくなったという状況はないと考えている。

Q. 特別養護老人ホームの待機状況はどのようなものか。

A. 要介護度3以上で、入所判定基準80点以上を待機として三重県に報告しており、現

在、本市では 400 名程度であるが、このうち、すでに介護老人保健施設等を利用して
いる人を除けば、200 名程度となる。なお、三重県においては、待機者数の算定にお
いて、緊急性に基づきさらに絞り込みを行っている。

◀ 歳出第 4 款地域支援事業費 第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 ▶

介護予防・生活支援体制づくり事業費について

Q. 地域住民・ボランティアなどが、地域で介護予防や生活支援に資する活動を実施す
るに当たり、事業開始時に必要となる経費の一部を 1 カ所につき 120 万円以内で助成
しているとのことであるが、他の自治体を見てもおおよそ同額の助成が行われている。
国から何らかの基準が示されているのか。

A. 対象となる経費に制限はあるものの、金額が国から示されているわけではない。様々
な備品整備や、小規模なバリアフリー改修に係る経費を想定した結果、似通った助成
額になっているのではないかと推測する。

Q. 事業の立ち上げ支援に当たり、120 万円以内の助成で十分であるのか。事業者側の
意見は把握しているか。

A. 備品等の整備については賄うことができると考える。ただし、既存の集会所等を利用
する場合を除き、バリアフリー化工事も含めて新しく拠点を整備する場合について
は、やや金額が不足するとの意見は聞いている。

(意見) そのような意見があるのであれば、助成上限額にゆとりを持たせて拠点整備を
促進すべきと考える。結果としてサービスを受ける住民側にもメリットが出ると
考えるため、今後の動向も見て検討してほしい。

Q. 住民ボランティアが生活支援として、庭木の剪定を請け負った際、剪定ごみの排出
に当たって事業者扱いとなることから、クリーンセンターへの持ち込みについて料金
の支払いが必要となるとのことだが、改善の余地はないのか。

A. 問題となっているのは、大規模な剪定作業を行っている場合である。実際に改善の
要望があったことから、どの程度の団体が行っているのかヒアリングを行ったところ、
大規模な剪定を実施しているのは 2 団体であった。利用者負担に関わる部分となるた
め取扱いについては整理が必要であり、環境部と協議を行っているところである。

訪問型サービス B・通所型サービス B 事業費について

Q. 住民主体サービスについて、事業の開始が進んでいないのではないかと考えるが、
状況を確認したい。また、担い手育成についてはどのような状況か。

A. 平成 29 年度については、年度内に事業を開始する団体を募集した。事業の準備に時
間がかかることから、年度当初はなかなか開所が進まない状況であったが、徐々にペ
ースが上がり、現時点で年度内の目標はほぼ達成している状況であり、平成 30 年度の
第一次募集においても、現在 4 団体からの応募がある。従前の活動を発展させる団体
もあるが、新たに活動を行う団体については慎重に準備を進めており、市としても生
活支援コーディネーターを中心とした関わりのもと、着実に事業を進めていきたいと
考える。担い手の育成についても、各地区での地域ケア会議や各種地域団体の集まり

を活用し、切れ目なく進めていく。

第2条 債務負担行為

第3条 一時借入金

第4条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第77号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第3項中学校費 ▶

その他施設整備費について

Q. 工事等の入札差金及び工事内容の精査により工事請負金額が当初の見込みを下回ったとのことだが、余剰となった金額を他の工事を前倒して実施することはできないのか。

A. 例えばトイレ工事の場合、一部の階だけを緊急的に改修することは可能であるが、全階のトイレは繋がっているため、全体的な洋式化、ドライ化工事を行う際に手戻り工事が発生する可能性がある。このため、基本的には前年度に設計を行った上、一定の計画性を持って施設整備を行うこととしている。

◀ 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第6項保健体育費 ▶

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費（国体関係）について

Q. 霞ヶ浦緑地テニスコート整備工事の工事請負費が当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うとのことだが、余剰金を公園内のキョウクトウ伐採に使うことはできなかったのか。

A. キョウクトウについては、これまでのスポーツ施設の整備に必要な範囲ですでに伐採したものもある。しかし、当予算については、あくまで霞ヶ浦緑地に新たに整備するスポーツ施設について認められたものであるため、公園緑地の管理範囲でのキョ

ウチクトウの伐採はできず、都市整備部での対応となる。

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 ▶

◀ 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 ▶

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

四日市看護医療大学奨学資金について

Q. 退職者の増加等に伴い当初見込みより返還金が増加したことが減額補正を行う理由となっているが、返還対象となる退職者は何名であったのか。また、理由は確認しているか。

A. 退職者の見込みは当初13名であったが、さらに2名退職となった。四日市看護医療大学育成会の理事会において大半の理由は結婚であると確認しているが、人数までは確認していない。

Q. 職場環境の問題から市外の病院へ転職したという例も聞いているため、退職者の理由・動向については把握しておくべきではないか。

A. 理事会での報告において、退職の理由については結婚のほか、他の医療機関や福祉施設への転職もあると聞いているため、具体的な内訳については確認したい。

Q. 奨学金を受けた学生が、その制度の内容・趣旨を理解しているのか懸念があるが、返還対象者の経年変化を確認したい。

A. 当奨学金は、卒業後5年間市内の医療機関に勤務しなければ返還免除とならない。四日市看護医療大学は平成19年より学生を受け入れているため、平成28年度に初めて返還免除者が出ている。例えば、平成19年入学生で奨学金を受けた27名のうち、返還免除者は23名であり、4名の返還対象者が発生した。また、在学途中で退学している生徒も数名おり、結果として、これまでは毎年同程度の返還者の数となっている。

Q. 四日市看護医療大学の学生の国家試験の合格率を確認したい。

A. 90数%で推移しており、近年合格率は上がっている。大学側には合格率を向上させるよう申し入れており、不合格のまま卒業した学生について、大学では翌年度に再度受験するためのフォローを行っている。

Q. 当奨学金は、国家試験で不合格となった場合、返還義務が発生するのか。

A. 1年間の猶予期間を設けており、卒業の翌年度の受験で合格すればその時点での返

還義務は発生しない。

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

保育所整備事業費（アセットマネジメント）について

Q. 入札差金の発生により減額補正を行うとのことだが、余剰金を園施設の日常的な修繕に係る経費に流用できないのか。

A. アセットマネジメントによる施設整備事業については、推進計画に位置付けた事業である一方、園施設の日常的な修繕については別途予算での対応となっており、推進計画事業費と一般事業費は区別して運用している。

(意見) 日常的な修繕に係る予算は不足しているように感じるため、適切な手当てをお願いしたい。

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

妊産婦乳幼児健康診査事業費について

Q. 受診件数が当初の見込みを下回るとのことであるが、対象となる全ての妊産婦及び乳幼児が健康診査を受けたのか。

A. 妊婦健康診査については、妊娠36週目以降は毎週健診を受けることになり、1週間早く生まれることにより健診の数は減少するという側面もあるが、妊婦、乳児ともに概ね例年通りの95%強の受診率である。受診件数の減については、出生数と妊娠届出数の減少によるものと考えている。

Q. 受診率を100%へ近づけるために何らかの対策を行っているのか。

A. 妊婦健康診査について、厚生労働省は妊娠11週未満での初回受診を推奨しているが、本市では2%ほどの妊婦がこの時期に受診していない。高齢で妊娠に気づかないケースや経済的な課題で出産を迷うケースが多く、このような場合は、保健師が個別に指導を行っている。また、乳児健康診査について、4か月児健診は97%を超える受診率であり、多くは予防接種と同時の受診である。10か月児健診は、受診を忘れるケースや子供の成長が落ち着くことから健診を面倒に感じて受診しないケースもみられるため、家庭訪問や電話での個別対応等、未受診へのフォローを行っている。

Q. 妊産婦や乳幼児の状況について、全てを把握しているが、個人の事情で受診率100%が達成できていないと考えてよいか。

A. そのとおりである。

養育医療給付事業費について

Q. 当初の見込みより申請件数が増加し、1件当たりの支出額が増加していることから増額補正を行うとのことだが、未熟児の出生率が高まっているのか。

A. 当医療給付の対象者については、近年同様の数で推移している。ただし、申請件数については、例えば1対象者が2カ月入院した場合、2件とカウントするなど、入院月数を単位とするため、入院期間が延びていることが増額の背景にある。

Q. 長期入院を要する重度の未熟児が多くなっているのか。

A. 分析はしていないが、医療技術の進歩により、以前に比べて未熟児も助かるケースが増えており、長期入院して退院していく児童が増えているのではないかと考えている。

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

臨時職員賃金について

Q. 当予算は、幼稚園の臨時職員賃金に係る減額補正予算であるが、これに関連し、平成29年2月定例月議会においては、保育園臨時保育士の任用増に伴う増額補正行われている。今回はその状況には及ばなかったのか。

A. 及ばなかったということである。

Q. 職員アンケートでは、保育士の有給休暇が取得しにくい、休憩がとりにくいといった意見も実際に出されたとのことだが、どのように対応していくのか。

A. 平成30年度においては、事務補助を行う臨時職員の勤務日数を従前の2倍とする予定である。正規の保育士についても新たに20数名を採用する予定であることを含め、引き続き職場環境の改善につなげていきたい。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

学童保育事業費について

Q. 下野第2学童保育所に対する建設費補助について、年度内完了が見込めなくなったため繰越を行うとのことだが、開所は遅れるのか。

A. 1月に下野地区社会福祉協議会が下野小学校と交渉し、新施設の完成まで、地域開放室を活用して学童保育を行うことについて、概ね了解を得ている。

Q. 平成30年度より学童保育所の施設整備費補助の補助率の引上げを予定しているが、明許繰越しを行う場合、平成29年度の補助率が適用されるのか。

A. 平成29年度中の着工予定であり、平成29年度の補助率が適用される。

Q. 下野学童保育所管理運営委員会が制度変更の内容を知っていれば、平成30年度の補助率が適用できたのではないかと考えるが、当運営委員会からの補助の申請は、市の

制度変更の方針決定よりも前であったのか。

A. 当補助の申請には建築確認の確認済証の添付が必要であるが、現在建築確認申請中であることから、補助の申請についてもこれからとなる。

Q. 学童保育所管理運営委員会に情報を伝えた上、着工を遅らせることで新制度を適用することはできないのか。

A. 下野第2学童保育所の建設については、平成28年中に申し出があり、平成29年度着工を前提として平成29年度当初予算にも計上している。現時点ではすでに建設が完了している予定であったが、地区共用駐車場の土地を活用して学童保育所を建設することに伴う代替駐車場の確保に時間がかかったため、建設が遅れているという状況にある。平成30年度着工の学童保育所については新しい補助率が適用されることになるが、これは次年度に建設を予定している学童保育所分として予算を計上したものであり、平成29年度予算を繰り越す以上、従来の補助率が適用される。

Q. 平成29年度予算を減額し、平成30年度で補正予算措置を行った上で新しい補助率を適用することはできないのか。

A. 下野第2学童保育所の建設は、あくまで平成29年度事業として推進計画に位置付けている。

議案第110号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第113号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第117号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

国民健康保険の都道府県広域化に伴う補正について

Q. 国民健康保険の都道府県広域化に伴い、県から確定係数等により算定された交付金額、納付金額が示されたため補正を行うとのことだが、内容を確認したい。また、係数はどこが決められているのか。

A. 係数とは、被保険者一人当たりの医療費等、様々な国保財政上の数値を導くための要素であり、国が市町村から集約した決算値等のデータをもとに算定している。この係数は、都道府県を経由して市町村に示されることとなり、当初予算編成時には、平成29年11月に示された仮の係数をもとに積算を行っていたが、2月の三重県国民健康保険運営協議会の場で本算定結果である確定係数が示されたため、これに基づき今回の補正を行うものである。

Q. 当初予算に反映されていない理由は何か。

A. 国において保険料の賦課限度額引き上げや軽減対象世帯に係る所得判定基準の改定に係る関係例規の改正が行われるタイミングは、通常、本市の予算編成より遅い時期となるため、当初予算に反映させることができず、毎年3月緊急議会等で補正をお願いしている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第10款教育費 第2項小学校費中、大矢知興譲小学校改築整備事業費、及び第3項中学校費中、大規模改修事業費（朝明中学校関係分）については賛成少数により、修正すべきものとして全体会審査に送ることとし、また、歳出第10款教育費 第4項幼稚園費中、園管理運営費（公立幼稚園エアコン設置事業）については賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算について、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第10款教育費 第3項中学校費中、中学校給食基本構想・基本計画策定事業費について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

また、歳出第10款教育費 第4項幼稚園費中、園管理運営費（公立幼稚園エアコン設置事業）について、附帯決議を付すべきもの及び複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

以上をもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第87号 四日市市介護保険条例の一部改正について、
議案第88号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第89号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第90号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について、及び議案第91号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、新しく創設される介護医療院とはどのようなもので、第7次四日市市介護保険事業計画にはどのように反映されているのかとの質疑があり、理事者からは、介護医療院については、療養病床の再編に当たり

新しく制度化された施設である。これまでは介護療養型医療施設について、医療に特化した介護老人保健施設等への転換を進めてきたが、進展が見られないことから、見直しにより新たに介護保険施設として位置付けられたものである。医療依存度の高い高齢者を対象とし、医療に加えて日常生活支援を提供する等、サービスについては現行の介護療養型医療施設に近い内容となっている。市内だけでなく市外在住者も利用できる広域型の施設であり、第7次四日市市介護保険事業計画においては、三重県の計画に基づき30名程度の利用を見込んでいる。なお、現時点で、介護療養型医療施設から介護医療院への転換を表明している事業者は、本市にはないと回答がありました。

これに対して委員からは、介護医療院への転換があったとしても、受けられるサービスや料金、介護報酬等は、従来の介護療養型医療施設と変わらないのかとの質疑があり、理事者からは、従業員の配置基準等についての見直しが行われているものの、それほど従来の介護療養型医療施設と異なるわけではないとの回答がありました。

また、委員からは、介護医療院については介護老人保健施設とは性格が異なるのかとの質疑があり、理事者からは、介護老人保健施設については在宅復帰を目的に、リハビリ等を中心に行う施設であり、今後も同趣旨で存続していくとの回答がありました。

いて、議案第 93 号 四日市市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について、議案第 94 号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、及び議案第 95 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 105 号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正については、四日市市立笹川東小学校と四日市市立笹川西小学校を廃止し、四日市市立笹川小学校を設置しようとするものであり、委員からは、学校統合に当たり必要となる事業費を問う質疑があり、理事者からは、平成 30 年度においては 420 万円を計上しており、内訳については、小学校の開校式・閉校式に係る経費に約 172 万円、統合に向けたリーフレットの発行に約 12 万円、校歌作成に約 75 万円、校章デザインや校旗・副旗の作成にそれぞれ約 40 万円、校歌を掲示するための額縁や体育館の垂れ幕等の作成に約 80 万円を予定しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、新しい学校の創立となるため、校旗、校章、校歌の作成については、地域住民の意見を取り入れながら進めるべきである。例えば校歌については、外国人が多く住む地域性を反映したものとするなど、国際色豊かな学校づくりを進めてほしいとの意見があり、理事者からは、統合準備委員会において意見聴取を行っており、校歌についてはダンスが踊れるような明るい曲調にしてはどうか、英語

や片仮名のフレーズや、現在笹川東小学校、笹川西小学校で使用されている校歌のフレーズを歌詞に入れてはどうか、作曲については専門家への依頼が望ましいといった意見が出されている。また、校章については小中学校のつながりを示す意味で西笹川中学校のデザインを参考に作成してはどうかとの意見があるとの答弁がありました。

議案第 107 号 第 7 次四日市市介護保険事業計画・第 8 次四日市市高齢者福祉計画の策定について、及び議案第 123 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 12 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 29 年度第 2 回四日市市青少年問題協議会、平成 29 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会、平成 29 年度第 3 回四日市市社会福祉協議会理事会、平成 29 年度第 4 回四日市市障害者施策推進協議会、平成 29 年度第 9 回四日市市民生委員推薦会、平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会、並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年2月定例会月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第7号 市民の食の安全・安心の確保を求めることについて、ないし請願第9号 大矢知興譲小学校施設改善基本構想に関し、保護者及び地域住民の意見を反映することを求めることについての3件の請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、いずれも請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、2月22日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第7号 市民の食の安全・安心の確保を求めることについて、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

四日市食品衛生協会は、昭和26年に設立された長い歴史を持つ団体であるが、会員の高齢化に伴い、協会活動が衰退しており、業態ごとに組織された組合が解散するといった状況も見られている。また、当協会や組合に加入しない事業者も増えており、こうした事業者に対しては、安全衛生についての指示徹底がなされていないのが現状である。

四日市市が保健所政令市になって以降、当協会と市保健所の事務所は別の場所となり、事業者に対して当協会への加入を促進する機会が少なくなっている。当協会の趣旨や加入の

意義について周知が徹底されていないと感じるため、協会としても加入促進に向けた様々な手立てを講じる必要があるが、市保健所としてもさらなる協力をお願いしたい。

本年には本市で高校総体が開催され、今後、オリンピックや国体といった大きなスポーツイベントが控えるこの時期において、食中毒等を未然に防ぐため、気を引き締めて衛生管理の徹底に向けた仕組みづくりに取り組む必要があると考える。

以上の理由から、当協会と市保健所の事務所が分離していることで、新規の営業許可時に直接加入案内する等の機会がないことを踏まえ、協会の事業推進のためにさらに一層の協力をお願いしたい。業態ごとに組織された組合について、会員の高齢化により解散が余儀なくされている組合もあることから、各組合組織の次の担い手を育てる環境づくりを推進してほしい。また、各組合組織より選出された食品衛生指導員による衛生管理活動が協会事業の中核をなすものであり、この活動こそ食品衛生法に規定されている事業者の責務に係る事項であることを会員以外の事業者にも理解されるような環境づくりをしてほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、現在の食品衛生協会への加入率を問う質疑があり、請願者からは、平成 29 年 12 月末現在、四日市市保健所管内で営業許可を受けている事業者 6182 件のうち、2973 件が当協会に加入しており、加入率は 48%程度であるとの説明がありました。

また、委員からは、食品衛生協会と保健所の事務所が別の場所にある現状を踏まえ、協会の事業推進に向けて市にどのような対応を求めるのかとの質疑があり、請願者からは、県

内では、保健所と食品衛生協会の窓口が隣接しているところが多く、加入率の向上に向けては、このように保健所が近くにある状況が望ましいと考えるが、現状では、営業許可の際に、食品衛生協会及び各組合組織への加入について、事業者への一定の案内をお願いしたいとの説明がありました。

これに対して他の委員からは、現在の食品衛生協会の事務所を、保健所近くに移転したいとの意図であるのかとの質疑があり、請願者からは、保健所への協会職員の常駐や、協会の保健所近くへの移転といった対応を考えなければならないとの説明がありました。

これに対して委員からは、食品衛生協会への加入率が現在50%を下回るほど低下している理由を問う質疑があり、請願者からは、保健所で飲食店の営業許可に係る手続きを行った後に、協会への加入手続きのために県合同庁舎まで出向かなければならないことが主な要因であると考えたとの説明がありました。

これに対して他の委員からは、場所が確保できるのであれば、現在市保健所が入る四日市市総合会館へ事務所を移転することは可能であるのかとの質疑があり、請願者からは、賃借料がどれほどかかるかにもよるが、協会への来客用駐車場を確保できるのであれば可能であると考えたとの説明がありました。

また、委員からは、各組合組織の次の担い手を育てる環境づくりとして、市に具体的に何を求めるのかとの質疑があり、請願者からは、食品衛生指導員は各組合組織から選出されているが、高齢化により組合組織自体が弱体化しており、新しい指導員等の確保に不安が残る。このような趣旨を理解の上、

営業許可の際に、食品衛生協会や組合組織への加入についても案内してほしいと考えているとの説明がありました。

また、他の委員からは、食品衛生指導員による衛生管理活動こそ、食品衛生法に規定されている事業者の責務に係る事項であることを会員以外の事業者にも理解されるような環境づくりをしてほしいとのことだが、協会の行う自主検査の対象を会員以外の事業者にも広げたいということかとの質疑があり、請願者からは、市の飲食店全体について、食の安全・安心の確保に向けた衛生管理を徹底していかなければならないとの思いであるとの説明がありました。

これに対して他の委員からは、このような環境づくりに向けて具体的に市に何を求めるのかとの質疑があり、請願者からは、食品衛生協会や組合に加入していない事業者に対しては、食品衛生指導員による立入検査を実施することができない。立入りできない部分について、保健所による巡回指導で補い、これに食品衛生指導員が同行することが望ましいと考えるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、食品衛生協会への加入が減少傾向にあることから、本市が保健所政令市になることでかえって不便になった面もあると感じているが、保健所の総合会館への移転に当たって、食品衛生協会の同時移転は検討されなかったのかとの質疑があり、理事者からは、保健所の移転に際して何らかの協議を行ったと聞いているが、別住所となった経緯については把握していないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、仮に食品衛生協会が保健所近隣に移転しようとした場合、スペースはあるのかとの質疑があ

り、理事者からは、現状では庁舎内に貸出しできるスペースはないと認識しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、例えば、運転免許更新の際には、交通安全協会への加入案内があり、併せて加入手続きも行うことができるが、食品衛生協会についても同様に対応できないのかとの質疑があり、理事者からは、食品衛生協会は任意団体であるため、加入を強制することはできないが、協会の存在意義は十分理解しており、現状では、営業許可に際し、協会の活動趣旨の説明や加入に向けた案内を行っているところである。保健所の窓口で加入手続きを行うことについては、金銭的な手続きもかかわることであるため、可能か否か調査したいとの答弁がありました。

また、委員からは、会員以外の事業者に対する監視指導は保健所で適正に行われているのかとの質疑があり、理事者からは、営業許可を受けた事業者に対しては定期的に監視指導を行っている。1年間で全ての事業者を訪問することは困難であるため、優先順位を決めて巡回しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、食品衛生協会で養成された食品衛生指導員が、会員以外の事業者に対し立入検査を行うことはできないと考えるが、保健所が行う監視指導を協会へ委託することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、保健所が行う監視指導については、食品衛生法において、公務員である食品衛生監視員が行うこととされているため、委託はできないと考えるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当請願が採択となった場合、市としてどのような対応が可能であるのかとの質疑があり、理

事者からは、新規の営業許可申請があった際に、食品衛生協会への加入に向けた案内を十分行い、協会から活動に関する相談があった際には十分指導、協力を行っていく。また、会員以外の事業者に対しては、保健所としての監視指導を徹底するとともに、協会への加入について啓発していくといった対応が可能であると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、食品衛生協会への加入促進に向けた対策として、市庁舎のスペースの貸出しや、保健所への協会職員の配置を行うことは、高度な公益性がなければ認められないと考える。また、保健所が協会加入に向けた案内を積極的に行うことについても同様に考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、食品衛生協会は、食品の衛生管理の向上に関する役割を十分担っており、保健所とも、食の安全・安心に対する方向性は一致していると考えている。ただし、保健所内に任意団体である協会の職員を常駐させることは困難であり、市庁舎スペースの貸出しができるかについても十分な検討が必要であるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、請願事項から請願者の真意を読み取ることは困難であるが、あくまで保健所に対して協力を求める内容となっていることから、現在の文言の範囲内であれば、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願事項において具体的な要望はないものの、食品衛生協会への協力について、保健所として対応できることはまだあると考えるため、当請願の採択に賛成する。当請願が採択された後は、保健所として何ができるのか、さらに検討すべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第7号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第8号 安心・安全で、よりよい中学校給食の実現を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

全国的に、中学校における完全給食実施率は年々増加傾向にある中、本市でも中学校給食の実現を求める保護者や市民の声は高まっている。心も体も大きく成長する中学生に豊かな給食が提供できるよう願っているところであるが、先般の議員説明会において、給食センター1カ所の方式が望ましいとの基本構想中間報告があった。多面的、多角的な調査の結果であると考えているが、もっとも重視されるべき項目は、子供たちにとって安心・安全な給食の実施であると考えている。

よって、中学校給食の基本計画の策定段階において、安心・安全を最優先に検討するとともに、情報を積極的に市民に知らせ、市民の声を十分反映させた計画としてほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨において、経済性・持続可能性よりも、安心・安全を最優先に考えてほしいと述べているが、この意味を確認したいとの質疑があり、請願者からは、今後の中学校給食実施に向け配慮すべき項目のうち、安心・安全の確保をもっとも重視してほしいとの意味であり、経済性・持続可能性についても同様に重要であると考えているとの説明がありました。

また、委員からは、請願事項に記載されている「市民」の意味を問う質疑があり、請願者からは、第一に、実際に中学校に通う生徒やその保護者を指している。また、給食については市の財産となるため、市民全体との意味もあるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願事項によれば、情報を積極的に市民に知らせるとともに、市民の声を十分反映させた基本計画としてほしいとのことであるが、具体的に求めることはあるのかとの質疑があり、請願者からは、現在、中学校給食の実現に向けた検討が行われていること自体を保護者が知らない場合が多いため、これを適切に知らせていく必要がある。その上で、どのようなことを保護者や子供たちに伝えていくべきか考えなければならないとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨・請願事項が抽象的であるが、今後の中学校給食について、どのような形での実施がよいと考えているのかとの質疑があり、請願者からは、どのような手法が安心・安全であるのかを検討してほしいと考えている。基本構想案にあるセンター1カ所の方式とした場合、調理から2時間以内に市内22校の生徒全員に給食を届けることが可能であるのか不安であり、また、食中毒や異物混入が発生した際にセンターの稼働停止が必要となるなど、子供たちに安定した給食の提供ができないのではないかと考えているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、請願者からはセンター1カ所の方式では不安であるとの発言があったように、衛生管理面や本市の交通状況を考えても1センターから22校に配送することは難しいと考える。どのよう

な経緯でセンター1カ所が望ましいと結論付けたのかとの質疑があり、理事者からは、具体的な候補地等については、今後中学校給食基本構想・基本計画策定委員会に示していくこととなるが、配送時間や安全面の管理についても考慮した上で、1カ所が望ましいとなったものであるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、基本構想案には、「未来のよっかいちを担う中学生の健やかな心と体をはぐくむ、安全・安心で魅力的な学校給食」が理念として掲げられており、この理念を実現させていくためにも、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨・請願事項が抽象的であり、採択してもさほど教育委員会の行う事業への影響は少ないと考えるが、当請願の採択には賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第8号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第9号 大矢知興譲小学校施設改善基本構想に関し、保護者及び地域住民の意見を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

大矢知興譲小学校施設改善に向けた地元説明会が平成29年10月に開催され、具体的な基本構想案が11月の議員説明会で示されたが、構想案策定までの間、地域住民とは全く意見交換がされていない状況であった。また、その後に行われ

た3度の説明会においても、住民・保護者からの賛成意見は皆無であったが、住民の意を汲んだ構想案の変更はなされず、地元住民不在のまま事業が進められており納得できるものではない。

また、本構想案は、5階建校舎とすることによる地震災害時の安全性及び工事期間中の児童への安全に対する不安があるなど、健康的で安全な教育環境からは程遠く、校庭と周囲の住居への日照についても情報開示はない。

近い将来、児童数の増加により当小学校の教室数の不足があることは喫緊の課題として認識しているところであるが、改築以外にも現地で課題解決を図る、よりよい手法はあると認識している。子供の人権と教育環境の改善を最優先に考え、対策を急ぐのではなく、地方自治の原則に則り、地域と意見交換の上、保護者の納得できる手法を求めて課題解決に臨むべきである。

以上の理由から、大矢知興譲小学校施設改善基本構想案について、保護者や地域住民の協議及び合意を得た上で進めてほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願事項において、保護者や地元住民の協議及び合意を得た上で進めることを求めている「基本構想案」については、教育委員会が進めようとしている対策案——C案——を指しているのかとの質疑があり、請願者からは、小学校の施設改善に関する案全体を指しており、C案に限ったものではないとの説明がありました。

これに対して委員からは、署名により白紙撤回を求めた「基本構想案」については特定の案のことであるのかとの質

疑があり、請願者からは、市から示された対策案3案を指している。当案は地域との協議のないまま示されるに至ったが、その内容に疑問を持っている。説明会においては他にも案があることを何度も主張したが、一切取り入れられることはなく、市のペースで計画が進められることに不安を感じているとの説明がありました。

これに対して委員からは、請願事項にある「保護者や地元住民の協議及び合意」について、「地元住民」とは何を指すのか。また、何をもって「合意」とするのか趣旨を確認する質疑があり、請願者からは、「地元住民」について、自治会全員が大矢知学校建設委員会に入っており、当組織で大矢知興譲小学校に係る要望や請願の提出について意思決定を行っている。また、保護者及び地元住民が市長と意見を同じくすることを「合意」と捉えているとの説明がありました。

また、他の委員からは、教育環境の改善を考えるにあたっては、大矢知興譲小学校の現在地での施設改善に限らず、移転建てかえも選択肢に含めて構想を練り直していきたいとの思いであるのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また、関連して他の委員からは、移転建てかえも考えているのであれば、経費を捻出する観点からも現在地を売却することも地域では視野に入れているのかとの質疑があり、請願者からは、現在は、市から示された施設改善対策の案の撤回を求めるという段階であり、そこまでの議論は行っていないとの説明がありました。

また、他の委員からは、教育委員会は、大矢知興譲小学校施設改善基本構想の最終報告において、反対署名等における

地区及び保護者の思いは真摯に受け止めつつ、今後も、教育環境改善の緊急性と重要性を粘り強く説明し、対話を継続しながら大矢知興讓小学校施設課題対策事業を進めていきたいとしているが、このような対話は求めていないということかとの質疑があり、請願者からは、説明会の場は設けられたものの、地域住民として意見を述べても受け入れてもらえるわけではなく、意味のない会議であったと感じているとの説明がありました。

また、委員からは、四日市市学校規模等適正化計画によれば、児童・生徒数が946人以上であれば適正基準外とされているが、大矢知興讓小学校では近い将来これを超えると予測されている。この状況において、小学校の地域コミュニティの核としての側面を重視し、現状の大矢知興讓小学校としての存続を望むのか、それとも通学区の見直しによる対応も考えているのかとの質疑があり、請願者からは、将来的な構想があるわけではないが、地域コミュニティの核として、現状の大矢知興讓小学校として児童・生徒の増に対応したいとの説明がありました。

また、他の委員からは、将来の教室不足に対して何らかの対策案を考えているのかとの質疑があり、請願者からは、現地での建てかえについて、工事期間中の児童の学校生活において課題がある。現在の敷地内空地にプレハブ校舎を増築することで対応できるのではないかという代替案を考えており、室温についても近年の空調機器であれば十分適温とすることが可能である。また、建設工事中の児童に対する危険度は低く、運動場面積もさほど削減することにはならないと認識している。市も地域も子供たちの教育環境改善を図るとい

う思いは共通しており、必ず合意点があると考えするため、地域の様々な考えも含めて市と協議していききたいとの思いであるとの説明がありました。

これに対して委員からは、基本的にはプレハブ校舎の増築により対応すべきという考えであるのかとの質疑があり、請願者からは、将来的な構想がまとまっていない状況において、目先の課題を解決するという意味ではプレハブ校舎による対応がよいと考えるとの説明がありました。

また、関連して他の委員からは、恒常的な対策とするため、プレハブではなく鉄筋コンクリートによる増築は可能であるのかとの質疑があり、請願者からは、技術的には可能であるとの説明がありました。

また、他の委員からは、今回の請願趣旨については、大矢知興譲小学校の課題解決に限ったものであるのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、市長や教育委員会からは、本構想案の策定に当たり、地域に対して何度も協議を要請したが、受け入れられなかったと聞いているが、地域としてはどのように捉えているのかとの質疑があり、請願者からは、市長は一方的に自分の思いを述べるだけで、本件を公約とする際も地域での意見聴取はなかった。このような状況で、会談の場を設けるのみで地域の意見を聴いたととられることを危惧し、要請を拒んだのは事実であるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、朝明中学校移転建替構想においては、小学校の施設不足を中学校施設で補うという観点があったが、現状の構想においては、例

えば小学校の改築を行ってもプールの規模は変わらないとのことであり、児童・生徒数が1000人近くなった場合に施設不足が生じるのではないかとの質疑があり、理事者からは、プールの使用については、現状では授業時数の調整等、ソフト面での対応を図りたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、仮に大矢知興譲小学校を移転建てかえた場合、跡地の売却価額はどれほどとなるのかとの質疑があり、理事者からは、更地での売却価額から校舎の解体費用を差し引いて、およそ3億円となると試算しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、基本構想案の策定という政策形成段階において地域とは協議を行っていないのかとの質疑があり、理事者からは、基本構想策定に係る予算の可決後、地域役員の方に説明し、地域住民との意見交換の場を設けることについて何度も依頼をしたが、調整することができなかったとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、地域としては、市の方針を伝達に来るのみで、政策形成に向けた協議というものではないとのイメージを持っている。地域の意見を取り入れるのであれば、地域住民に対するアンケートを行うべきであったとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、請願者の思いは理解するものの、議会としては全市的な視点で判断することが必要であり、特定の事業・地区について住民の合意を条件とすることは望ましくないため、当請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、児童・生徒数の増加により学校施設が手狭となることを考慮した場合、単なる改築ではなく、敷地についての問題も発生することから、地域との合意は重要であると考えするため、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、図書館や運動施設については全市民の利用を前提としたものであり、全市的な視点が必要であるが、学校については地域住民にとってのシンボルであることから、当然地域住民の合意のもとに進めるべきものと考えするため、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、地域住民との合意を条件とした場合、これを前例として、他の学校においても同様の扱いが必要となることを懸念する。また、8年間大矢知地区の教育環境課題を置き去りにしている現状からは、当面プレハブ校舎でしのぐという対応も望ましくない。地域との協議は必要であるが、合意まで求めることは適当でないと考えするため、当請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、過去の学校統合の例を見ても、関係地区の合意形成のもとに実行してきた経緯がある。このことから、地域住民の理解や合意は市の政策形成に当たっての大前提であると考えことから、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、もともと大矢知地区としては、地区への中学校の立地による小学校の施設不足の補完を求めているものであるが、現在の改築構想は、プールや体育館の機能強化に繋がらないものである。この内容で改築を行っても、将来的に適正基準を超える数の児童が入学した際、対応

できず、新たな学校建設に改めて多額の経費を要することとなると考えていることから、当請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第9号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○四日市市における介護予防の現状と課題について

1. 調査の経緯

2025年（平成37年）には、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、支援を必要とする高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少を続け、高齢者を支える若い世代への負担が増えるとともに、介護サービスの担い手となる専門職の確保がますます難しくなると見込まれています。

こうした中、高齢者を持続的に支えるためには、住民ボランティアなど多様な主体の力を活用しながら地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、高齢となってもできるだけ要介護状態とならないようにする、あるいは要介護状態となってもできるだけその維持・改善を目指す介護予防の取り組みが重要となります。

本市においては、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を開始し、多様な主体による介護予防等のサービス提供が可能となりました。このような背景のもと、介護予防においては、住民主体による活動の拡大や、既存事業者がなお意欲をもって要介護・要支援状態の維持・改善に取り組める環境の構築が求められます。

そこで、当委員会では、今一度、本市の介護予防の現状について確認し、事業者や住民等の意識を高めてさらに取り組みを広めるためには何が必要であるのかを検証すべく、介護予防の現状と課題について所管事務調査として取り上げ議論することとしました。

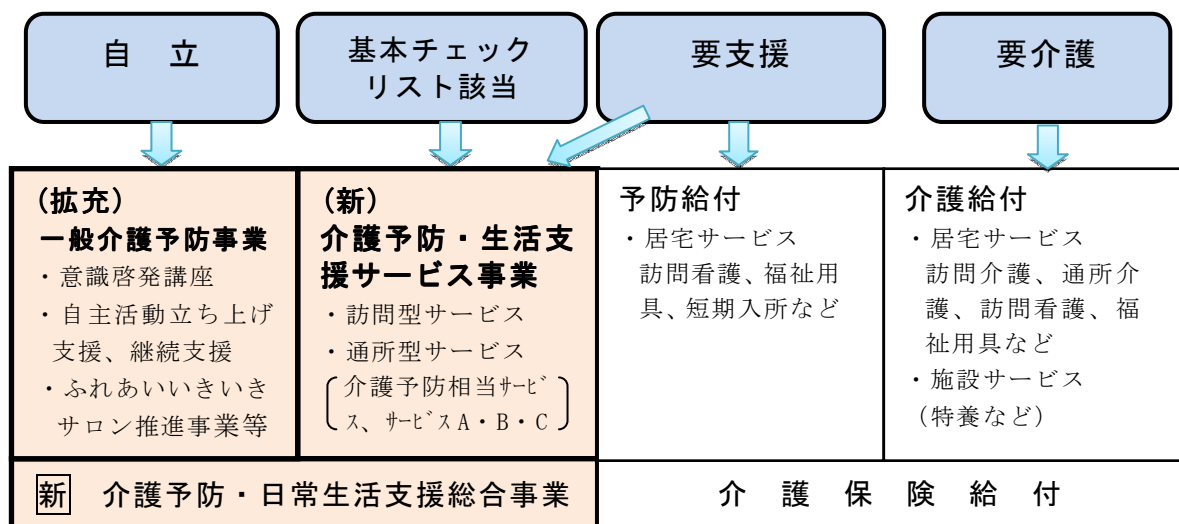
2. 介護予防の現状について

(1) 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の実施

介護保険法の改正により、要支援者に対する訪問介護・通所介護が、総合事業に移行され、本市においても平成29年4月から同事業を開始した。

総合事業は、介護事業所だけでなく、住民ボランティアなど多様な主体も訪問・通所サービスを提供できる「介護予防・生活支援サービス事業」、虚弱な高齢者から元気高齢者まで分け隔てなく介護予防に取り組める「一般介護予防事業」を実施するものである。多様な主体がサービスの担い手となることで、これまで以上にサービスの幅が広がるとともに、要支援状態から改善した場合も切れ目なくサービスを利用できる仕組みとなった。

〔総合事業のイメージ図〕



本市においては、平成 29 年 4 月より、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を以下のとおり実施している。

①介護予防・生活支援サービス事業

i) 旧介護予防訪問介護・通所介護相当サービス

従来からの介護サービス事業所による訪問介護・通所介護と同様なサービス。身体介護が必要、認知症があるなど専門職による対応が必要な人が、引き続き利用できるよう従来のサービスを残したものである。

平成 29 年 7 月現在の事業所数は訪問 70 カ所、通所 112 カ所。

ii) 基準緩和サービス（サービス A）

従来のサービスに比べ、人員・設備などの基準を緩和したサービス。訪問はシルバー人材センター、通所は在宅介護支援センターを設置する社会福祉法人等に委託して実施。

平成 29 年 7 月現在の実施事業所は下表のとおり。

【通所型】

地区	事業所名	運営主体	開始(予定)時期
富田	富田浜在宅介護サービスセンター 基準緩和通所型サービス	社会福祉法人富田浜福祉会	平成29年7月
神前	よかよか倶楽部 神前	社会福祉法人青山里会	平成29年7月
中部(港)	テラスみなと	社会福祉法人風薫会	平成29年5月
常磐 (久保田)	ユートピア在宅介護サービスセンター	社会福祉法人ユートピア	平成29年5月
塩浜	しおはま在宅介護サービスセンター	社会福祉法人風薫会	平成29年5月
内部	在宅介護サービスセンターうねめの里	社会福祉法人永甲会	平成29年5月
水沢	よかよか倶楽部 水沢	社会福祉法人青山里会	平成29年6月
小山田	よかよか倶楽部 小山田	社会福祉法人青山里会	平成29年6月
楠	ゆりかもめA	社会福祉法人四日市社会福祉協議会	平成29年4月

【訪問型】

地区	事業所名	運営主体	開始(予定)時期
全地区	基準緩和訪問型サービス	公益社団法人四日市市シルバー人材センター	平成29年4月

iii) 住民主体サービス（サービス B）

住民ボランティア、NPO、地域団体などによるサービス。従来のサービスに比べ、柔軟できめ細かなサービスを提供。その運営については市が補助を行うほか、立ち上げについても市の補助制度を活用できる。

平成 29 年 7 月現在の実施団体は下表のとおり。

立ち上げ補助実績は、平成 27 年度 5 カ所、平成 28 年度 6 カ所。平成 29 年度は 6 カ所への補助を予定。

【通所型】

地区	事業所名	実施団体名	開始(予定)時期
富田	ケアルーム・よってこ家	ケアルーム・よってこ家運営委員会	平成29年9月
羽津	さろんde志氏我野	さろんde志氏我野運営委員会	平成29年4月
下野	下野生き域通所事業所	特定非営利活動法人下野・生き域ネット	平成29年4月
三重	ライフサポート三重西	NPO法人ライフサポート三重西	平成29年4月
橋北	ニコニコ茶屋(通所)	特定非営利活動法人ニコニコ共和国	平成29年4月
中部	おしゃべり広場	特定非営利活動法人ウイミンよっかいち	平成29年4月
常磐	ふれあいカフェ えがお	まちづくり城東倶楽部サロン事業運営委員会	平成29年7月
四郷 (高花平)	いこいっこ	いこいっこ	平成29年4月
四郷 (笹川)	ふれあいネット笹川東「わかさ」	ふれあいネット笹川東	平成29年9月
楠	楠の木るすばん隊	楠の木るすばん隊	平成29年4月

【訪問型】

地区	事業所名	運営主体	開始(予定)時期
下野	下野生き域訪問事業所	特定非営利活動法人下野・生き域ネット	平成29年4月
三重	ライフサポート三重西	NPO法人ライフサポート三重西	平成29年4月
橋北	困りごと支援事業(訪問)	特定非営利活動法人ニコニコ共和国	平成29年4月
四郷 (高花平)	ちょっと手を貸して運動	ちょっと手を貸して運動	平成29年4月

iv) 短期集中予防サービス（サービスC）

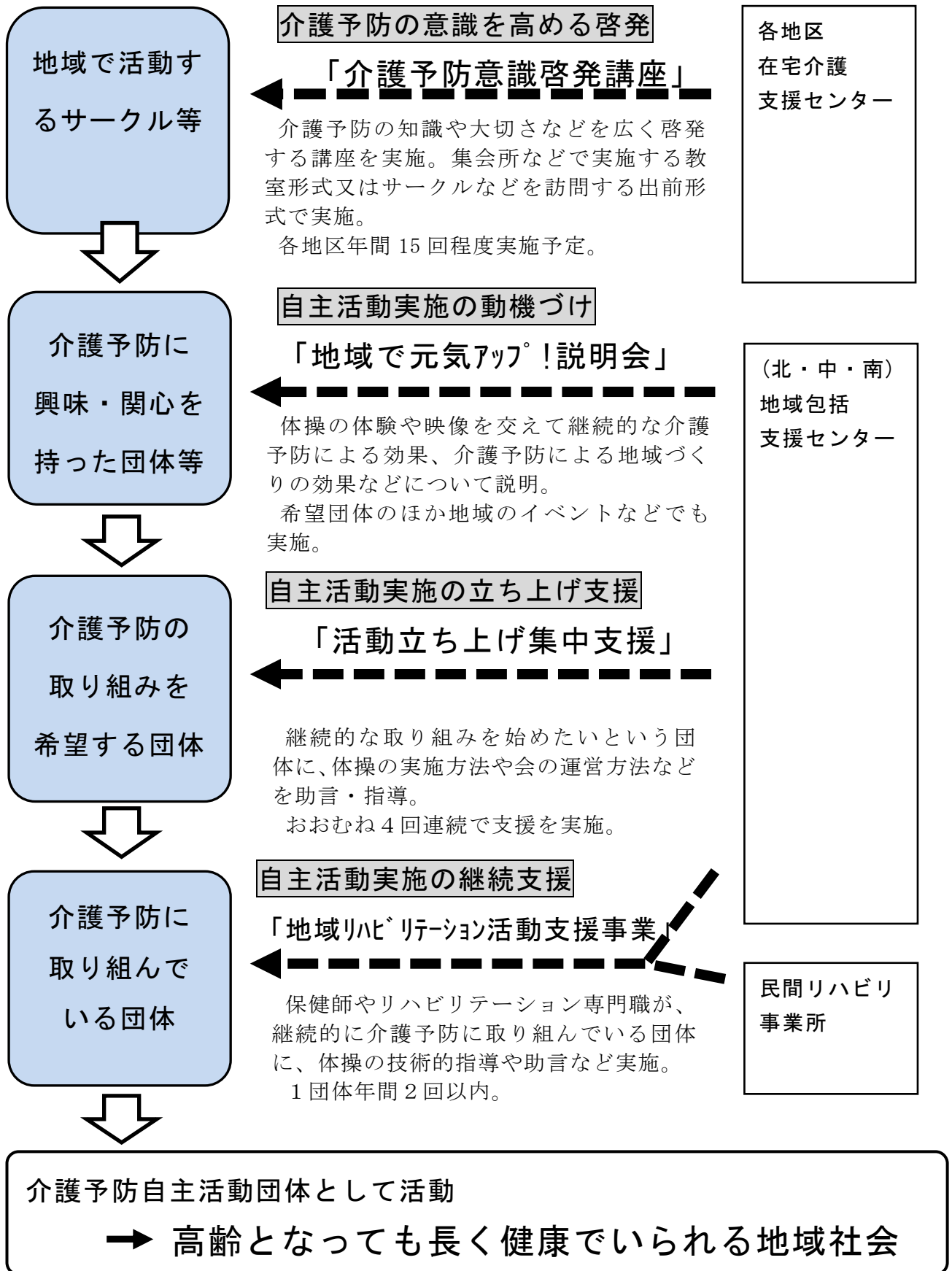
理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職が3カ月間集中的に生活機能向上のための指導を行うサービス。リハビリテーション専門職を配置する介護サービス事業所に委託して実施。

平成29年10月から実施予定。

②一般介護予防事業

高齢となっても、できるだけ要介護状態とならないための介護予防が重要となる中、従来の、行政主導のリスクが高い人のみを対象にした介護予防には限界があることから、その手法を見直し、地域のつながりの中で継続的に介護予防に取り組む住民主体の自主的な通いの場の育成に努めていく。

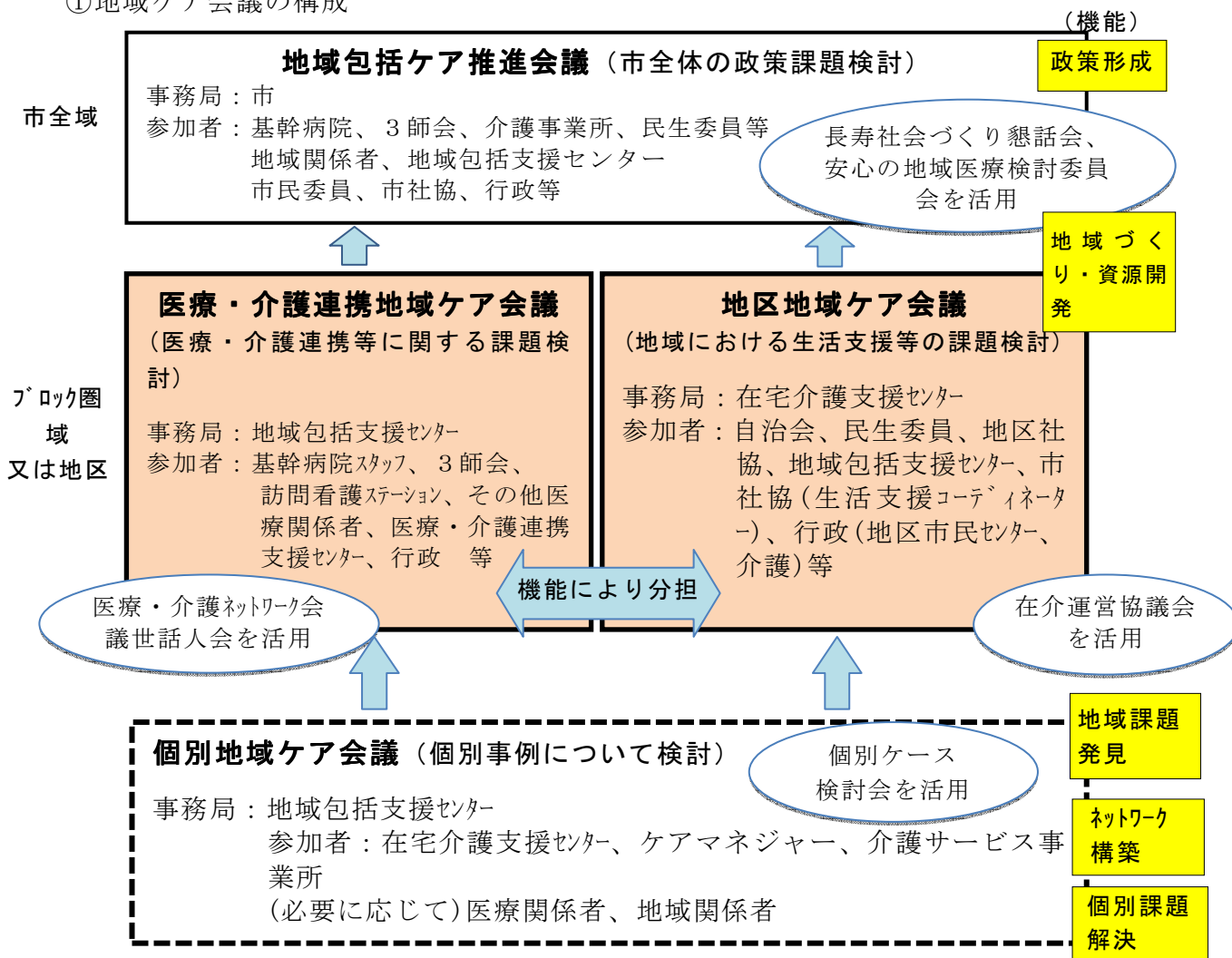
そのため、介護予防の意識啓発や自主活動の立ち上げ・継続を支援する事業を実施する。各事業のイメージ及び概要は下図のとおり。



(2) 地域ケア会議について

医療・介護の関係者、地域支援者（民生委員児童委員、自治会等）を含めた多職種多機関が、個別事例の検討や地域診断などを通して、地域の課題を明らかにし、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり・サービス開発、政策形成等）を検討する会議。

① 地域ケア会議の構成



② 平成 28 年度の実施状況

地域包括ケア推進会議	2 回
医療・介護連携地域ケア会議	1 8 回
地区地域ケア会議	8 4 回
個別地域ケア会議	1 9 回

※地区地域ケア会議の実施状況（平成28年度）

	地区名	担当在宅介護支援センター	実施回数
1	富洲原	富洲原在宅介護支援センター	2
2		天カ須賀在宅介護支援センター	2
3	大矢知	ヴィラ四日市在宅介護支援センター	1
4	羽津	羽津在宅介護支援センター	2
5	海蔵	海蔵在宅介護支援センター	1
6	八郷	ハピネスやさ在宅介護支援センター	1
7	下野	諧朋苑下野在宅介護支援センター	1
8	保々	聖十字保々在宅介護支援センター	1
9	富田	富田在宅介護支援センター	1
10	中部	みなと在宅介護支援センター	1
11		ユートピア在宅介護支援センター	1
12	川島	川島在宅介護支援センター	7
13	神前	かんざき在宅介護支援センター	2
14	県	くぬぎの木在宅介護支援センター	2
15	桜	桜在宅介護支援センター	3
16	三重	陽光苑在宅介護支援センター	15
17	橋北	橋北楽々館在宅介護支援センター	4
18	塩浜	しおはま在宅介護支援センター	2
19	楠	くす在宅介護支援センター	5
20	常磐	常磐在宅介護支援センター	3
21	日永	日永在宅介護支援センター	3
22	四郷	四郷在宅介護支援センター	11
23	内部	うつべ在宅介護支援センター	4
24	河原田	南部陽光苑在宅介護支援センター	6
25	小山田	小山田在宅介護支援センター	1
26	水沢	水沢在宅介護支援センター	2

③地域ケア会議で協議された主な議題

- 住民主体の取り組みの育成 ⇒ 担い手の発掘・育成
- 認知症高齢者の見守り・支援 ⇒ 認知症の理解促進と予防・早期発見
- 通院・買い物などの移動支援
- 孤立・閉じこもりの防止
- 関係者の連携強化（専門職及び地域関係者）
- 医療・介護関係者間の情報共有不足

3. 課題 ～介護予防の視点から～

(1) 住民主体の活動の担い手の発掘・育成

地域ケア会議では、地域での支え合いについて、介護予防の取り組みについて、そして地域住民の主体的な取り組みの重要性については理解が進んでいる。その中で、実際に活動する、あるいはリーダーとなる担い手の発掘や育成が課題として挙げられている。

市としては、生活支援コーディネーターや在宅介護支援センターなどが地域へ入り込んで育成・支援を進めるとともに、市内の先進的な取り組みの紹介や交流を進める中で意識を高め、人材の発掘につなげていきたいとしている。

(2) 認知症高齢者への対応

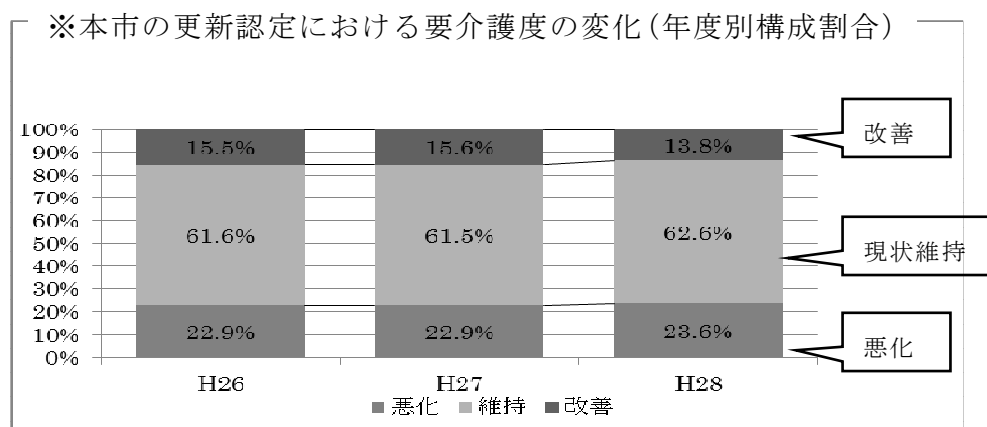
徘徊高齢者や消費者被害などを受け、認知症の人の見守りについても、多くの地区で課題として挙げられており、認知症の人に対する医療・介護サービスの充実とともに、初期段階での対応と認知症予防、社会参加の場の確保が重要との意見が多く出されている。

市としては、認知症は早期の診断・対応によって進行を抑えられる場合が多いことを踏まえ、今年度までに北・中・南の全ブロックに整備した「認知症初期集中支援チーム」を有効に活用するとともに、認知症予防の視点での介護予防を充実していきたい。また、認知症の人の社会参加と家族の負担軽減のため「認知症カフェ」の整備も進めていきたいとしている。

(3) 要介護・要支援状態の維持・改善の取り組み

介護予防は、要介護状態となることの予防とともに、要介護状態の維持・改善も重要である。そのため、介護事業所に介護度改善に向けたインセンティブを付与するための独自の取り組みを行っている自治体もあるほか、国においても、平成 18 年度から数回にわたり、介護サービスの質の評価に応じた介護報酬の加算制度を設けるなどして改善を進めている（詳細は「4. 介護サービスの質の評価をめぐる状況について」を参照）。

介護予防の重要性が高まる中、国は、平成 30 年度の介護保険制度見直しにおいて、より本格的なインセンティブ付与のための介護報酬改定を検討しているほか、介護予防・自立支援を進める自治体に対するインセンティブの付与も検討しており、市としてはその動向を見守っていきたいとしている。



本市における年度別 更新認定時の要介護度の推移について（詳細）

●平成26年度

改善 (計1,309人) 15.5%	差		前回	最新	人数	
	5段階	(内訳)	介3	非		1
		介4	支1	2		
4段階	(内訳)	介2	非	1		
		介3	支1	7		
		介4	支2	9		
		介5	介1	3		
3段階	(内訳)	介1	非	1		
		介2	支1	12		
		介3	支2	16		
		介4	介1	38		
		介5	介2	14		
2段階	(内訳)	支2	非	6		
		介1	支1	48		
		介2	支2	36		
		介3	介1	76		
		介4	介2	60		
		介5	介3	21		
1段階	(内訳)	支1	非	27		
		支2	支1	201		
		介1	支2	163		
		介2	介1	198		
		介3	介2	156		
		介4	介3	131		
		介5	介4	82		
維持 (計5,213人) 61.6%	維持	(内訳)	支1	支1	1,369	
			支2	支2	1,096	
			介1	介1	1,059	
			介2	介2	458	
			介3	介3	392	
			介4	介4	400	
			介5	介5	439	
悪化 (計1,942人) 22.9%	1段階	(内訳)	支1	支2	386	
			支2	介1	202	
			介1	介2	284	
			介2	介3	192	
			介3	介4	197	
			介4	介5	202	
	2段階	(内訳)	支1	介1	109	
			支2	介2	50	
			介1	介3	66	
			介2	介4	71	
			介3	介5	69	
	3段階	(内訳)	支1	介2	17	
			支2	介3	16	
			介1	介4	26	
			介2	介5	26	
	4段階	(内訳)	支1	介3	5	
			支2	介4	7	
			介1	介5	8	
	5段階	(内訳)	支1	介4	4	
			支2	介5	4	
	6段階	(内訳)	支1	介5	1	
	合計					8,464

●平成27年度

改善 (計1,449人) 15.6%	差		前回	最新	人数	
	6段階	(内訳)	介5	支1		1
5段階	(内訳)	介4	支1	4		
		介5	支2	1		
4段階	(内訳)	介3	支1	6		
		介4	支2	6		
		介5	介1	7		
3段階	(内訳)	介2	支1	13		
		介3	支2	13		
		介4	介1	24		
		介5	介2	7		
2段階	(内訳)	支2	非	5		
		介1	支1	83		
		介2	支2	45		
		介3	介1	75		
		介4	介2	55		
		介5	介3	17		
1段階	(内訳)	支1	非	28		
		支2	支1	275		
		介1	支2	182		
		介2	介1	230		
		介3	介2	158		
		介4	介3	123		
		介5	介4	91		
維持 (計5,714人) 61.5%	維持	(内訳)	支1	支1	1,537	
			支2	支2	1,185	
			介1	介1	1,204	
			介2	介2	567	
			介3	介3	359	
			介4	介4	436	
			介5	介5	426	
悪化 (計2,129人) 22.9%	1段階	(内訳)	支1	支2	375	
			支2	介1	195	
			介1	介2	320	
			介2	介3	207	
			介3	介4	258	
			介4	介5	226	
	2段階	(内訳)	支1	介1	128	
			支2	介2	50	
			介1	介3	78	
			介2	介4	75	
			介3	介5	83	
	3段階	(内訳)	支1	介2	23	
			支2	介3	11	
			介1	介4	40	
			介2	介5	22	
	4段階	(内訳)	支1	介3	7	
			支2	介4	10	
			介1	介5	8	
	5段階	(内訳)	支1	介4	8	
			支2	介5	4	
	6段階	(内訳)	支1	介5	1	
	合計					9,292

●平成28年度

改善 (計1,246人) 13.8%	差		前回	最新	人数
	6段階	(内訳)	介5	支1	
5段階	(内訳)	介3	非	2	
		介4	支1	5	
4段階	(内訳)	介3	支1	10	
		介4	支2	8	
		介5	介1	2	
3段階	(内訳)	介1	非	2	
		介2	支1	9	
		介3	支2	14	
		介4	介1	33	
		介5	介2	6	
2段階	(内訳)	支2	非	3	
		介1	支1	63	
		介2	支2	40	
		介3	介1	59	
		介4	介2	45	
		介5	介3	20	
1段階	(内訳)	支1	非	27	
		支2	支1	267	
		介1	支2	130	
		介2	介1	176	
		介3	介2	127	
		介4	介3	129	
		介5	介4	68	
維持 (計5,640人) 62.6%	維持	(内訳)	支1	支1	1,665
			支2	支2	1,257
			介1	介1	1,087
			介2	介2	450
			介3	介3	380
			介4	介4	401
			介5	介5	400
悪化 (計2,131人) 23.6%	1段階	(内訳)	支1	支2	352
			支2	介1	221
			介1	介2	328
			介2	介3	166
			介3	介4	226
			介4	介5	209
	2段階	(内訳)	支1	介1	178
			支2	介2	71
			介1	介3	106
			介2	介4	60
			介3	介5	75
	3段階	(内訳)	支1	介2	23
			支2	介3	14
			介1	介4	46
		介2	介5	19	
4段階	(内訳)	支1	介3	6	
		支2	介4	7	
		介1	介5	13	
5段階	(内訳)	支1	介4	9	
		支2	介5	2	
合計					9,017

※介1～介5は要介護1～要介護5、支1・2は要支援1・2、非は非該当をそれぞれ表す。

4. 介護サービスの質の評価をめぐる状況について

(1) 他自治体のインセンティブ事業について

	品川区	川崎市	桑名市	名古屋市
対象サービス	施設サービス	施設サービス 特養、グループホーム、 小規模多機能居宅介護 等 居宅サービス 通所介護、訪問介護等 複数サービスを利用し ている場合は対象者ご とに対応	短期集中予防サービ ス（サービスC） （総合事業）	基準緩和通所サー ビス（サービスA） （総合事業）
評価方法	要介護度 4月1日時点の入所者 について、前年度1年 間に要介護度が改善し たものを評価対象とす る。	要介護度 1年前と比べて改善、 もしくは一定期間を超 えて維持した場合 ADL（日常生活動作） 認定調査票の特定項目 を指標とし、1年前と 比べて改善した場合 ※上記のどちらか一方の 達成でインセンティブ 付与	サービスの提供終了後 の他のサービス利用状 況 終了後6カ月間、介護 給付サービスの利用 無し又は総合事業の 基準緩和サービス、住 民主体サービスのみ の利用の場合	サービス利用前後 の基本チェックリ ストの該当項目の 合計数
インセンティブの内容	事業所への奨励金 要介護度1改善 →2万円/月 要介護度2改善 →4万円/月 要介護度3改善 →6万円/月 要介護度4改善 →8万円/月 ※改善度合い×改善後 の要介護度が続いた 月数	報奨金 5万円 市長表彰 認定シールの交付 ウェブサイトへの掲載 事例検討会等での公表	交付金 事業者 18,000円 介護予防ケアマネ ジメント事業者 3,000円 利用者 2,000円 (H28年度実績) サービス利用者 46名 交付金対象者 7名	報酬への加算 利用月に応じた単 位（50単位）を加 算
財源	一般財源	一般財源	利用者：一般財源 その他：介護保険料＋ 国県補助金＋一般財 源	介護保険料＋国県 補助金＋一般財源 （総合事業負担割 合）

(2) 介護報酬上の主な介護サービスの質の評価（例）

	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価
サービス共通		・要介護度別の基本報酬 (H12-)	
訪問介護・介護予防訪問介護	・ヘルパー2 級であるサービス提供責任者に係る減算 (H24-)	・生活機能向上連携加算 (H24-)	
訪問看護・介護予防訪問看護	・サービス提供体制強化加算 (H21-)	・特別管理加算 (H12-)	
訪問リハビリテーション	・サービス提供体制強化加算 (H21-)	・短期集中リハビリテーション実施加算(H18-) ・リハビリテーションマネジメント加算 (H18-)	・社会参加支援加算 (H27-)
通所介護	・サービス提供体制強化加算 (H21-) ・中重度ケア体制加算 (H27-) ・認知症加算 (H27-)	・個別機能訓練加算 (H21-)	
通所リハビリテーション	・サービス提供体制強化加算 (H21-) ・中重度ケア体制加算 (H27-)	・リハビリテーションマネジメント加算 (H18-) ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 (H27-) ・生活行為向上リハビリテーション実施加算 (H27-)	・社会参加支援加算 (H27-)
介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション	・サービス提供体制強化加算 (H21-)	・運動機器向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算 (H18-) ・生活機能向上グループ活動加算 (介護予防通所介護) (H24-)	・事業所評価加算 (H18-)
小規模多機能型居宅介護	・サービス提供体制強化加算 (H21-) ・看護職員配置加算 (H21-)	・総合マネジメント体制加算 (H27-) ・看取り連携体制加算 (H27-)	
介護老人福祉施設	・看護体制加算 (H21-)	・日常生活継続支援加算 (H21-) ・看取り介護加算 (H27-)	
介護老人保健施設		・短期集中リハビリテーション実施加算(H18-) ・ターミナルケア加算 (H21-)	・在宅復帰・在宅療養支援機能加 (H24-)
介護療養施設		・褥瘡対策指導管理 (H15-) ・感染対策指導管理 (H15-)	
施設系(横断)	・サービス提供体制強化加算 (H21-) ・夜勤職員配置加算 (H21-)	・経口維持加算 (H18-) ・口腔衛生管理加算 (H27-)	

《厚生労働省 介護給付費分科会資料より》

- ・（ ）内は、加算が新設された時期を記載。
- ・ドナベディアンの評価モデルに基づき、介護報酬の分類例を示したもの。全ての介護報酬を分類したものではない。
- ・複数の要素を算定要件としている加算については、加算の趣旨に基づき、主たるものに分類。

5. 委員からの主な意見

・他の自治体において介護事業所に要介護度改善に向けたインセンティブを付与するための取り組みを行っている例もあるとのことであるが、本市は今後の国の動向を見守るとしている。インセンティブと介護度改善の間に因果関係があるのかは不明であるとしても、インセンティブがあることにより、事業者や要介護者本人のモチベーションに繋がると考えられることから、本市も導入すべきである。

・総合事業では介護予防に主眼が置かれているところ、介護事業所にとっては要介護度の改善により介護報酬が下がり、かえって経営が厳しくなるという側面もあると考える。高齢者の人口が増加する中、事業所の経営難により、介護事業における需要と供給の均衡が保てなくなることを危惧する。

・本市の更新認定における要介護度の変化について示されているが、実際に改善、現状維持、悪化の増減だけでは本質的な課題は見えてこないと考えるため、第7次介護保険事業計画の策定に向けて、要介護度の変動についてより詳細に分析すべきである。

・総合事業の各サービスについて、各地域にどれほどの需要があり、現在の各事業所数でどれほど需要を満たしているのかが重要となる。各サービスの利用について、地域間で差が出ないように配慮すべきである。

・認知症高齢者への対応については、今後重要性の高まる分野であると考ええる。認知症となれば精神障害者保健福祉手帳の交付対象となり、税控除等様々なメリットがあると聞いているが、介護・高齢福祉課としても、認知症患者の家族等にこのような情報が広くいきわたるよう努めるべきではないか。

・いなべ市では、専門スキルを持つコーディネーターが高齢者等に正しい運動の方法を伝え、「元気リーダー」を育成するとともに、住民の力を利用した「元気づくりシステム」と呼ぶシステムを構築しているが、全て住民任せでは住民が疲弊するため、住民主体の取り組みに向けた担い手の発掘・育成についてはこのような施策も参考とすべきである。

6. まとめ

2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、本市においても本年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始され、多様な主体による介護予防の取り組みがこれまで以上に求められるようになりました。とりわけ、住民主体サービス（サービスB）については、従来よりも柔軟できめ細かなサービスの提供が期待される所ですが、サービス提供者たる住民団体の育成・支援が大きな課題となります。もとより本市においては住民による自助・共助の取り組みが盛んな地区もあり、総合事業の開始とともに徐々に住民主体による取り組みが各地区に広まりつつありますが、早期に全地区の取り組みが均一となるよう、住民の意識醸成に努めなければなりません。施策の展開においては、住民の自主性を尊重しつつも、決して過度な負担とならないような配慮が求められます。

一方、本市ではこれまでサービスの提供を受けてきた高齢者に不利益のないよう、旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスを残したところであり、介護予防・生活支援サービスの実施については引き続き、介護サービス事業者の役割が重要となります。しかしながら、積極的な介護予防による利用者の要介護度改善が、事業者のメリットに必ずしもつながらないという側面があることも否定はできません。現に、国においては平成30年度の介護保険制度見直しにおいて、より本格的なインセンティブ付与のための介護報酬

改定を検討しているほか、要介護度改善に対して事業所に奨励金を交付する等のインセンティブ事業を独自に行う自治体も出てきています。こうした状況下、調査においては、インセンティブ付与について本市としても決して後ろ向きではないことが確認できましたが、間もなく示される国の方針を見極めた上で、より効果的な手法について研究したいとのことでありました。

総合事業の開始により、今後の介護予防の取り組みを効果的・継続的に進めるに当たっては、住民及び事業者の積極的な協力が不可欠であります。平成30年度からは、新しい介護保険事業計画のもとで事業が進められることとなりますが、より本市の実情を踏まえ、インセンティブの実施も含めた住民及び事業者にとって意欲を持って取り組むことのできる施策の検討を強く求め、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	荒	木	美	幸
副委員長	藤	田	真	信
委員	小	川	政	人
委員	荻	須	智	之
委員	加	藤	清	助
委員	加	納	康	樹
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	三	平	一	良

教育民生常任委員会

○教職員の負担軽減に向けた取り組みについて

1. 調査の経緯

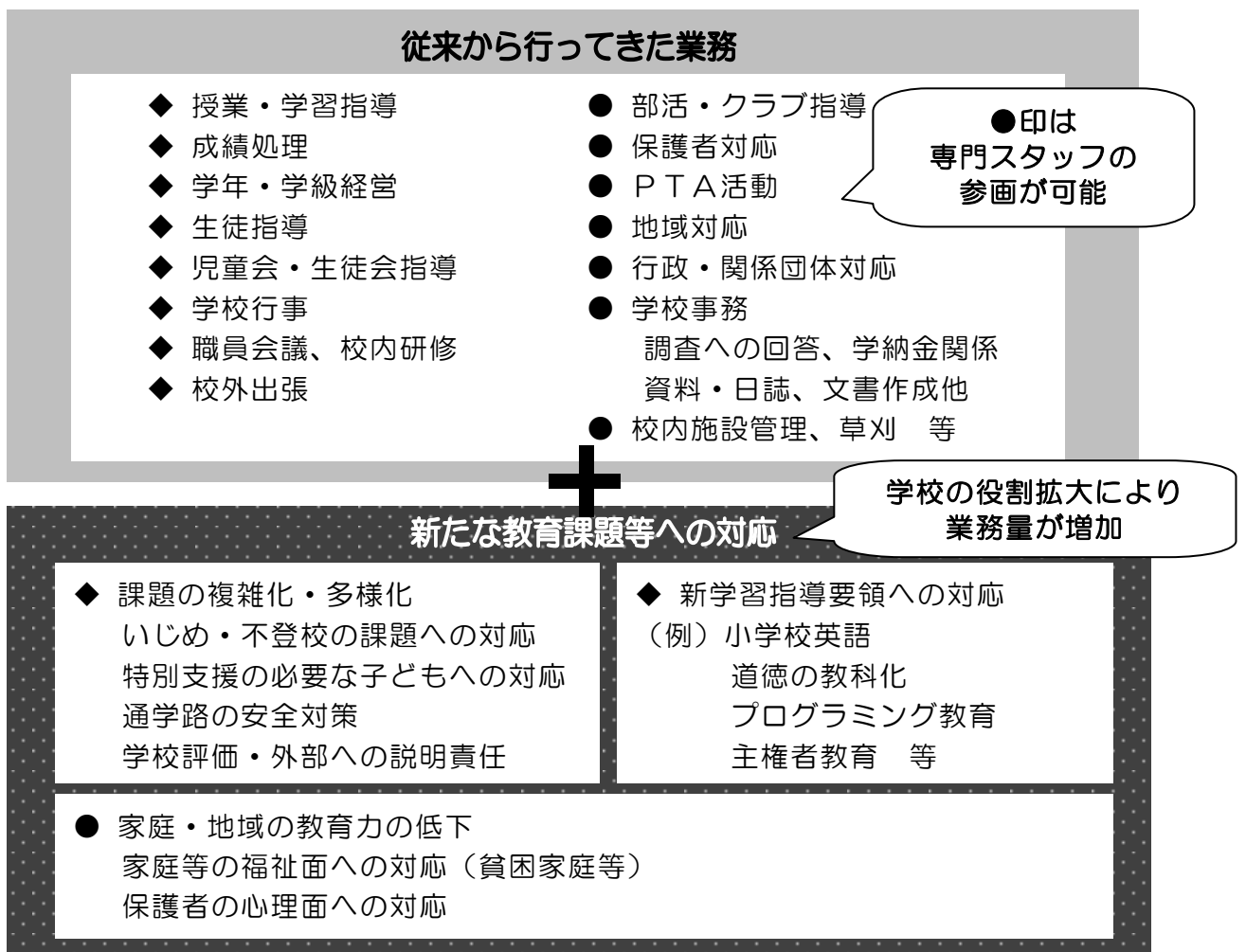
社会や経済の変化に伴い、生徒指導や特別支援教育等さまざまな課題が複雑化・多様化していることから、教職員の多忙化が叫ばれています。決算審査において、平成29年6月に行った調査では、小中学校ともに教諭・教頭の1日当たりの平均在校時間は11時間を超えており、教頭については特に在校時間が長いことが示されております。

このような中、中央教育審議会は、その答申において「チームとしての学校」の体制の整備を掲げ、「教職員の指導体制の充実」、「教員以外の専門スタッフの参画」、「地域との連携体制の整備」を具体的方策として提言しています。また、本市においても、教職員の勤務時間縮減に向け、業務アシスタントの配置、クラブ活動における外部指導員の活用、個人の働き方の見直しを3本柱として検討を進めていることを決算審査において確認したところです。

児童生徒の学びを保障する観点からも、教職員の負担軽減に向けた具体的な取り組みの早期実現が求められるところであり、当委員会としても、教職員の働き方の実態を改めて確認し、今後、どのような対策が求められるのか検証すべく、教職員の負担軽減に向けた取り組みについて所管事務調査として取り上げ議論することとしました。

2. 教職員の業務内容について

(1) 多忙化する教職員の業務

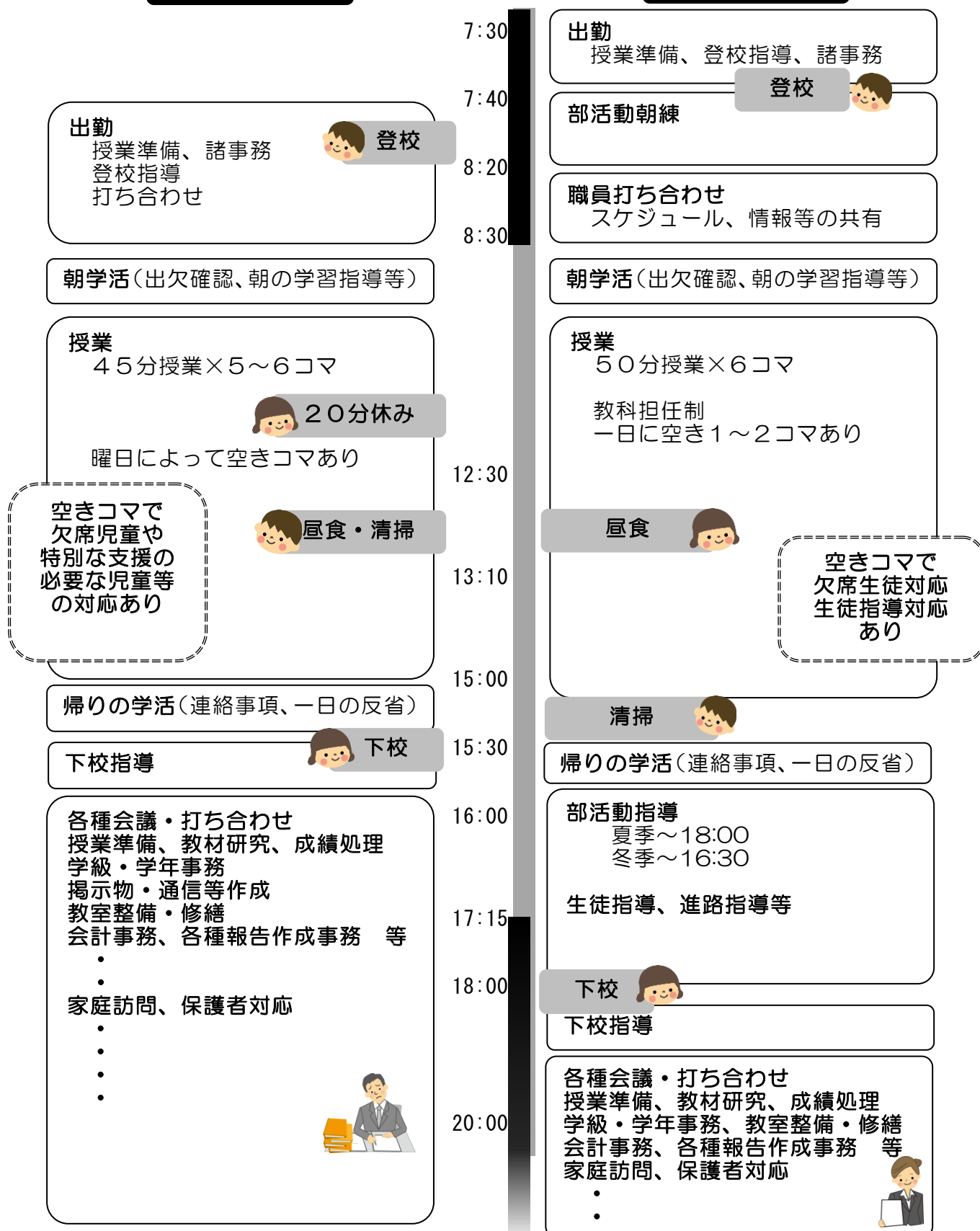


- ・課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が拡大している。
- ・次期学習指導要領の改訂を見据えた授業改革など、次世代に向けた学校指導体制の充実が求められる。

(2) 教職員の1日(例)

小学校教員

中学校教員



- ・安全配慮義務の観点から、子供の在校中は休憩等を取りにくい。
- ・各種会議や校務は、子供の下校後に開始することが多い。

3. 教職員の多忙化の状況（平成29年6月勤務実態調査より）

（1）平日1日の平均在校時間（学校内での勤務時間）

<調査期間>

全国 平成28年10月～11月のうち連続する7日間の平均値

四日市市① 平成28年10月～12月のうち連続する7日間（2回実施）の平均値

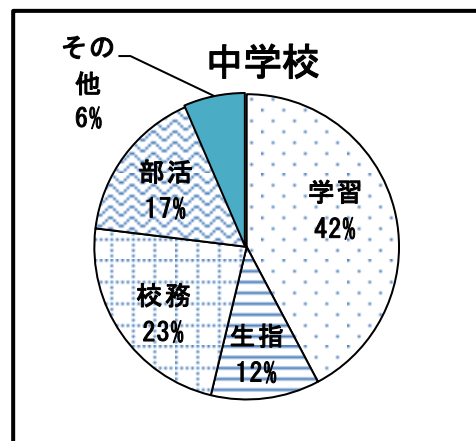
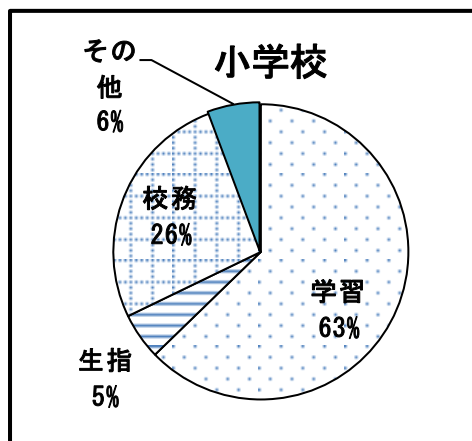
四日市市② 平成29年6月の1カ月間の平均値

	小学校			中学校		
	全国	四日市市① (H28.10～12)	四日市市② (H29.6)	全国	四日市市① (H28.10～12)	四日市市② (H29.6)
校長	10時間37分	10時間52分	11時間02分	10時間37分	10時間48分	10時間56分
教頭	12時間12分	12時間28分	12時間36分	12時間06分	12時間33分	12時間32分
教諭	11時間15分	10時間48分	11時間07分	11時間32分	11時間39分	11時間25分
講師	10時間54分	10時間35分	10時間39分	11時間17分	11時間09分	11時間11分
養護教諭	10時間07分	9時間55分	9時間45分	10時間18分	9時間36分	10時間37分

※ 主幹教諭及び指導教諭は「教諭」に含む。

（2）時間外勤務における主な業務内容

結果は下記のとおり。



※職務内容

学習：学習指導にかかわるもの（授業準備、教材研究、成績処理等）

生指：生徒指導にかかわるもの（家庭訪問、電話対応、会議等）

校務：直接的に指導にかかわらない校務

（会計事務、報告書等作成、たより等の印刷、整備・営繕業務等）

部活：部活動

その他：上記以外（PTA活動等）

<結果概要>

- ・教員の1日の平均在校時間は11時間を超え、長時間勤務が常態化している。
- ・時間外勤務における業務内容のうち、4分の1は直接的に指導にかかわらない校務（会計事務、報告書作成、校内整備等）となっている。

(3) 土日における部活動時間【平成29年6月分】（特殊勤務実績簿より）

<調査概要>

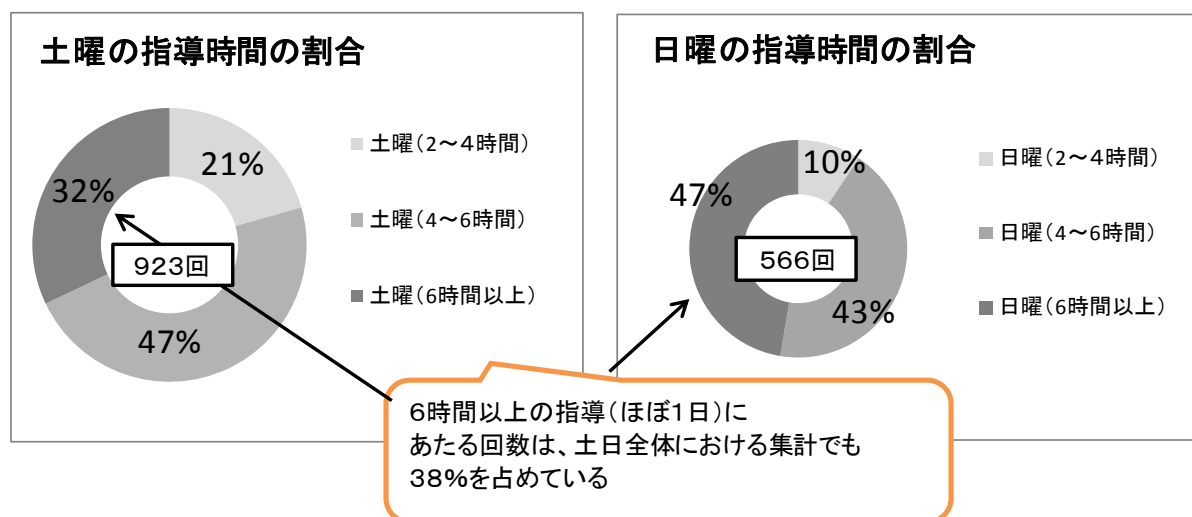
- ・調査対象日：6月の土・日曜日（8日間）
- ・調査対象者：市内中学校教諭及び常勤講師 計508人

【土、日の部活動の活動状況】

- ・土日に部活動を行った人数 412人（対象者のうち81%）
- ・指導にかかわる時間数
 - 総時間数・・・8603時間
 - 1人あたり平均時間・・・20.9時間
- ・部活動を行った回数
 - 6月の延べ回数・・・1493回
 - 1人当たりの回数・・・3.6回
 - 指導時間ごとの回数・・・下表のとおり

土曜 (923回)	2～4時間	191回
	4～6時間	437回
	6時間以上	298回
日曜 (566回)	2～4時間	53回
	4～6時間	245回
	6時間以上	269回

<結果>



<結果概要>

- ・6月の土日は8回あるが、テスト発表中のクラブ中止等により実施可能な回数は、ほとんどの学校で6日であった。
- ・8割にあたる教職員が土日の部活動に当たっている。

- ・ 土日全体における集計では、指導時間のうち「4～6時間」が45%、1日に当たる「6時間以上」が38%であった。
- ・ 6時間以上の多くは、練習試合を行っている。
- ・ 時間数や回数は、個人差もあるが、学校間での差も見られる。

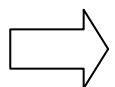
4. 国が示す方向性と今後の取り組み

(1) 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

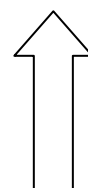
学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進。業務改善と学校指導体制の整備を両輪として一体的に推進。

①業務改善

- 教員の行う業務の明確化
 - ・ 事務職員の職務内容の見直し
 - 業務アシスタント（仮称）の検討
 - ・ 民間ノウハウの活用の促進
- 給食費等徴収管理業務からの解放
- 統合型校務支援システムの整備



両輪として一体的に推進



②学校指導体制の整備

- 「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」に沿って着実に促進
- 教育課題に対応した教職員定数
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充
- マネジメントを担う事務職員等の定数改善

(2) 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要。

○休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ・ 毎年度の調査（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ・ 総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究
- ・ 運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定
- ・ 中体連等の大会規定の見直し
- ・ 部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等

(3) 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、働き方そのものの価値観の転換が必要。国、教育委員会、学校のパッケージの取り組み（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）により、実効性を確保。

○長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ・ 勤務時間管理の適正化（G P 発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）

- ・教員の意識改革（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ・メンタルヘルス対策の推進

⇒明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のPDCAサイクルの確立を促進。

（４）国・教育委員会の支援体制を強化する

文部科学省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを設置し自治体等に派遣。

５．教職員の負担軽減に向けた今後の本市の取り組み案

（１）目的

多忙化する学校や教職員の現状を把握し、教職員の負担軽減に向けた取り組みを推進することにより、子供と先生が明るく元気に向き合うことのできる、笑顔あふれる学校を創る。



複雑化・多様化する課題が集中し、教員が授業等の教育指導に専念しづらい状況にあることや、平日における教職員の長時間勤務が常態化している現状を踏まえ、三つの柱（「教職員の担うべき業務に専念できる環境を確保する」、「部活動の負担を軽減する」、「長時間労働という働き方を改善する」）に基づく具体的な取り組みを進めることにより、教職員の負担軽減を図る。これにより、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、教職員が誇りとやりがいを持てる環境を整える。

（２）取り組みの概要

①教職員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

現状・課題Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の複雑化・多様化により、教員が教育指導に専念しづらい状況にある。 ・教育指導以外の校務量が増えている。
対応策	<p>チームとしての学校を実現する。</p> <p>⇒教育指導以外の業務を軽減する。</p>
具体的な施策・取り組み（例）	<ul style="list-style-type: none"> ◎業務アシスタント、校務員等の配置 ◎校務支援システムの導入

※◎：市の施策・取り組み（以下、同様）

現状・課題Ⅱ	・家庭や地域の教育力の低下により、学校に求められる役割が拡大している。 ・普通学級における特別な支援を必要とする子供が増加している。
対応策	チームとしての学校を実現する。 ⇒専門性を生かす体制を整備する。
具体的な施策・取り組み（例）	◎特別な支援を必要とする子供への指導体制の整備 ◎スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実

②部活動の負担を軽減する

現状・課題	適切な休養を伴わない一部の部活動により、教員にも生徒にも無理や弊害が生じている。
対応策	部活動の適正な運営等を検討する。
具体的な施策・取り組み（例）	◎部活動指導員（仮称）の配置 ●部活動休養日の設定

※●：学校の取り組み（以下、同様）

③長時間労働という働き方を改善する

現状・課題	平日における長時間勤務が常態化している。
対応策	学校のマネジメント機能を強化する。
具体的な施策・取り組み（例）	◎会議・研修会の開催や調査・文書等の精選 ◎会議や研修等を実施しない期間の設定 ◎市内統一の休校日の設定 ●学校で統一して取り組む項目の目標設定 ●定時退校日の設定 ●会議時間の短縮

6. 委員からの主な意見

・土日の部活動時間について、平成29年6月における調査結果は出ているものの、年間を通じてのデータは把握していないとのことであり、取り組みの前提となる実態を正確に把握できているのか疑問である。教職員の負担軽減に取り組むのであれば、年間を通じて長時間勤務が発生している要因を特定し、それが時間的にどれほどのウェイトを占めているのか、削減するためにはどのような方策が考えられるのかといった観点から検討すべきである。

・時間外勤務における主な項目として、直接的に指導にかかわらない校務が小学校で23%、中学校で26%となっているところであるが、過去からどのように推移しているのか、大きなウェイトを占めているのはどのような業務で、それは真に必要な業務であるのかといった点について分析、検証の上対策を行う必要がある。

- ・四日市市の教育を担うという高い志を持って就職した若い教職員が、長時間勤務による負担から辞職等に至らないよう、教職員に対する手当を急ぐべきである。
- ・学級数の減少に伴い、割り当てられる教職員の数が減っていることが教職員による長時間勤務の一因となっていると考える。市議会からは、例年、請願に基づき教職員定数の改善を求める意見書を提出しており、行政側からも要望は行っているとのことであるが、通常通りの要望では進展はないため、働きかけを強める必要がある。また、岡山県等では、教職員でなくとも行うことのできるホームページの更新や名簿作成等の事務を、教職員以外が行うという事例もあるとのことであるため、早期に導入を考えてはどうか。
- ・地域には、教職員のOBで各種体育競技の指導経験もある人もいることから、部活動の指導を任せることで教職員の負担軽減につながるのではないかと考える。また、日本体育協会の公認スポーツ指導者制度の資格保持者について、指導の場を求める声も聞いている。この資格保持者については、定期的な研修を行っており、練習方法等については最新の情報を持っていることから、市による積極的な登用が有効であると考えられる。
- ・本年9月の決算常任委員会教育民生分科会においても、学校業務アシスタントや部活動指導員の配置、校務支援システムの導入について説明があったが、当所管事務調査までの期間に具体的な動きがあったとは感じられないため、対策を急ぐべきである。
- ・岡山県においては、業務アシスタントの導入を大規模校中心に行っているとのことであるが、小規模校についても、教職員数が少ないため、行事等において校務の負担が大きく、教職員の休職に繋がったとの例も聞いており、教職員1人にかかる負担は大きいと感じている。大規模校、小規模校ともに教職員の負担軽減に向けては特有の課題がある中、教職員が子供と向き合うことに専念できる環境を整備するためにも、この対策に係る予算化の動きについて、議会としても全面的に応援していきたい。
- ・部活動については、教育課程外であるものの、学習指導要領においても学校教育活動として位置付けられていること、自主的な活動でありながら大会等での勝利を目的としている面があることなど、やや位置付けが不明瞭であると感じている。外部指導員制度の検討に当たっては、学校外のスポーツクラブ等との関係性も含めて、部活動の意味や位置付けについて改めて検証し、教職員全体で共有すべきである。

7. まとめ

中央教育審議会は、平成27年12月に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を取りまとめ、その中で、社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等さまざまな課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは十分に解決することができない課題も増えている旨に言及しています。本市議会としても、三重県教職員組合からの請願に基づき、少しでも教職員の負担の軽減につなげるべく、国に対して、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を複数回提出しているものの、依然として小学校・中学校における教諭・教頭の勤務時間は長い状況が続いており、速やかに抜本的な対策が必要となっています。

教育委員会においては、教職員の担うべき業務に専念できる環境の確保、部活動の負担軽減、長時間労働という働き方の改善という3項目を取り組みの柱に、教職員の負担軽減に向けた対策について、市長も含めた総合教育会議において議論を行っております。本年6月に行われた調査では、時間外勤務において、直接的に指導にかかわらない校務の割合も小学校・中学校ともに20%を超えていること、教職員の8割が土日の部活動指導に当た

っているという結果が出ていることから、業務アシスタントの導入や部活動指導員制度の確立といった新たな対策の早期実現が求められるところであります。

しかし、今回の所管事務調査を通して、時間外勤務等の定例的な調査結果は把握しているものの、年間を通じた傾向や、時間外勤務で多くの割合を占める直接的に指導にかかわらない校務について、主にどのような業務が教職員にとって負担となっているのかといった点については、具体的な実態把握がまだ十分ではないとの印象を受けました。また、業務アシスタントや部活動指導員の導入に関しては、具体的な制度の中身や導入スケジュールについて、さらにスピード感を持って検証することが必要であるとも感じたところです。

学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の負担軽減に向けた対策の充実喫緊の課題であります。教職員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保することは、子供たちの豊かな学びを保障することにもつながると考えます。四日市市の未来を担う子供たちを育てるという高い志を持った教職員が、子供たちの教育指導に専念できる環境となるよう、効果的な制度構築に向けた実態把握に努めるとともに、よりスピード感を持って取り組みを進められることを求め、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	荒	木	美	幸
副委員長	藤	田	真	信
委員	小	川	政	人
委員	荻	須	智	之
委員	加	藤	清	助
委員	加	納	康	樹
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	三	平	一	良

教育民生常任委員会

○障害者（児）福祉について

1. 調査の経緯

障害者（児）福祉に関して、本市議会は、平成 27 年 2 月定例会月議会において、障害者医療費の対象拡充に係る請願を採択しました。これを受け、平成 28 年 2 月定例会月議会において、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の通院分までの助成対象拡充を実現したところでありますが、早期の身体障害者手帳 4 級所持者までの拡充が待たれるところであります。

また、タクシー料金助成や自動車燃料費助成等の市単独扶助費による重度障害者に対する外出支援の制度については、決算常任委員会等においてもかねてよりそのあり方や利用方法について課題が指摘されております。「行財政改革プラン 2017」においては、その運用方法の見直しを図ることが謳われており、現在、障害者施策推進協議会において制度見直しに向けた議論が進められております。

こうした中、当委員会としては、本市の障害者（児）福祉制度の全体像を把握するとともに、現在の制度の課題やその見直しに向けた状況を確認し、今後の制度のあり方について議論を深めるべく、障害者（児）福祉について所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 障害者（児）福祉の概要について

(1) 障害者の状況について

○本市の手帳所持者の状況（各年度 4 月 1 日時点）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者手帳	10,818 人	10,741 人	10,695 人	10,513 人
療育手帳	2,023 人	2,080 人	2,164 人	2,372 人
精神保健福祉手帳	1,688 人	1,806 人	1,904 人	2,135 人

※障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう（障害者基本法第 2 条）。

※身体障害者手帳：身体に障害がある人に交付される手帳

療育手帳：知的障害のある人に交付される手帳

精神保健福祉手帳：精神障害のある人に交付される手帳

※手帳の等級は、障害福祉の各種制度を利用するための基準となることが多く、手帳がなければほとんどの制度が利用できない。

(2) 障害者総合支援法及び障害者が利用できる制度について（概要）

①障害者総合支援法について

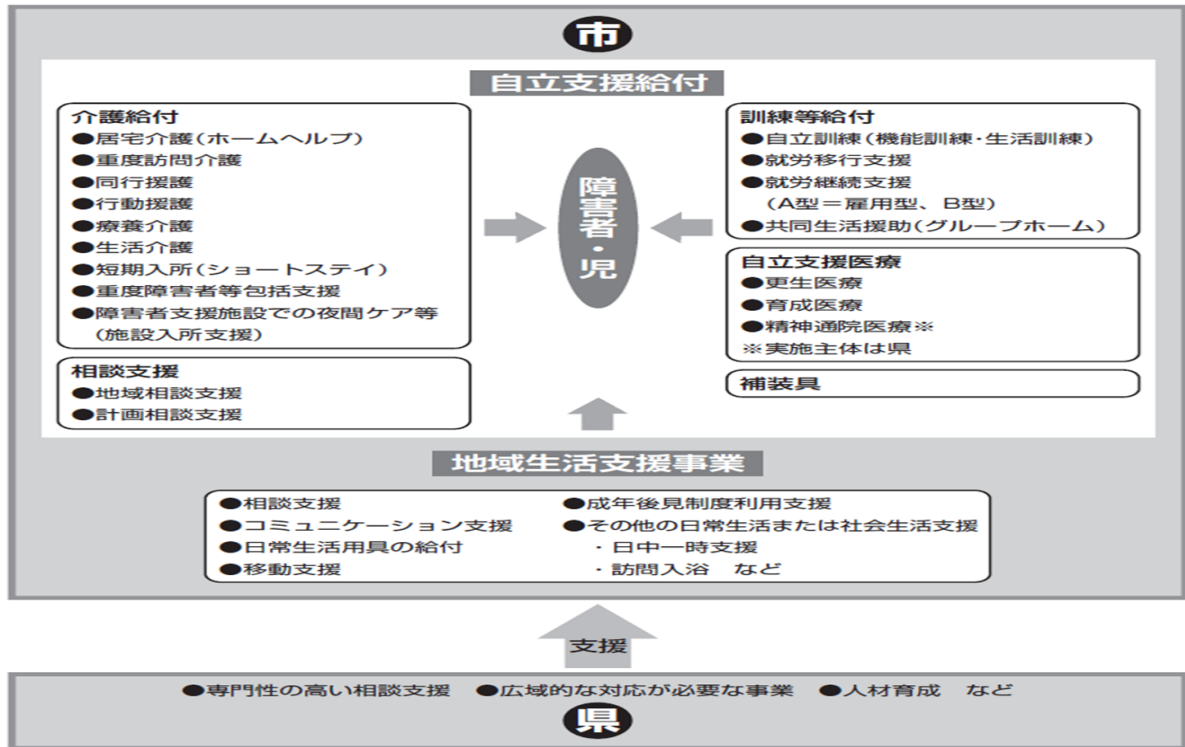
平成 25 年 4 月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」がスタートし、障害者の範囲が拡大され、難病等の人も対象となった。

A. 障害者総合支援法の対象者

⇒身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等・障害児

※ただし、介護保険の対象となる人は、介護保険を優先して利用

B. 障害者総合支援法の体系図



② 障害者が利用できる主な制度（概略）

○ 障害者総合支援法によるもの

- ・ 障害福祉サービス、補装具費支給、自立支援医療など
- ⇒ 全国一律で保障されているサービス

・ 地域生活支援事業

⇒ 総合支援法に定められているが、詳細は自治体の判断によるため、自治体によって差が出る

○ 金銭的な補助（各種手当など）

○ 自治体独自で行うもの（三重県が行うもの、四日市市が行うもの）

○ 行政以外が行うもの

- ・ 公共料金の割引、鉄道運賃割引、バス運賃割引、有料道路割引等

③ 本市の障害福祉にかかる予算額等の推移

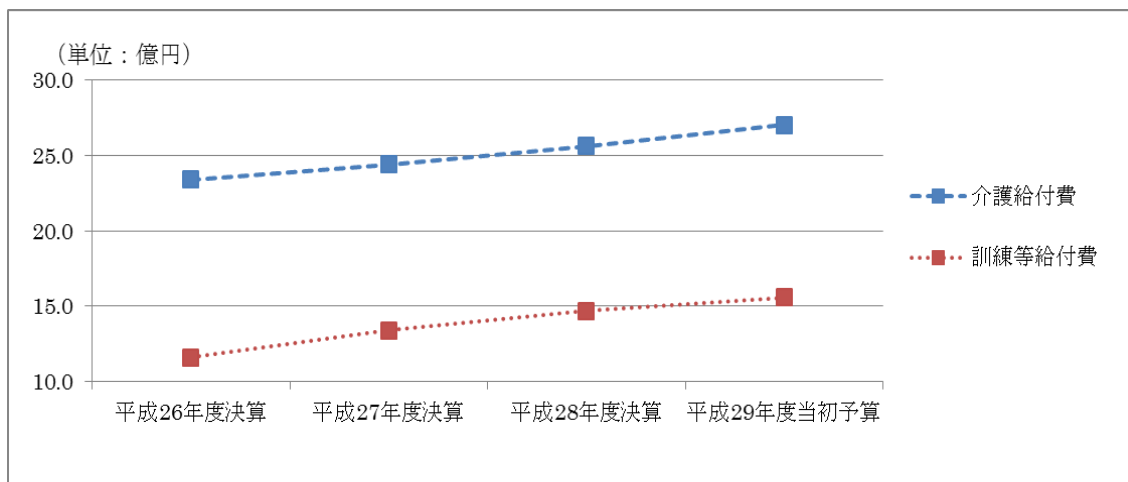
○ 障害福祉課全体の予算の推移（人件費を除く）

（単位：億円）

平成 26 年度決算額	平成 27 年度決算額	平成 28 年度決算額	平成 29 年度当初予算額
55.7	58.4	61.1	64.6

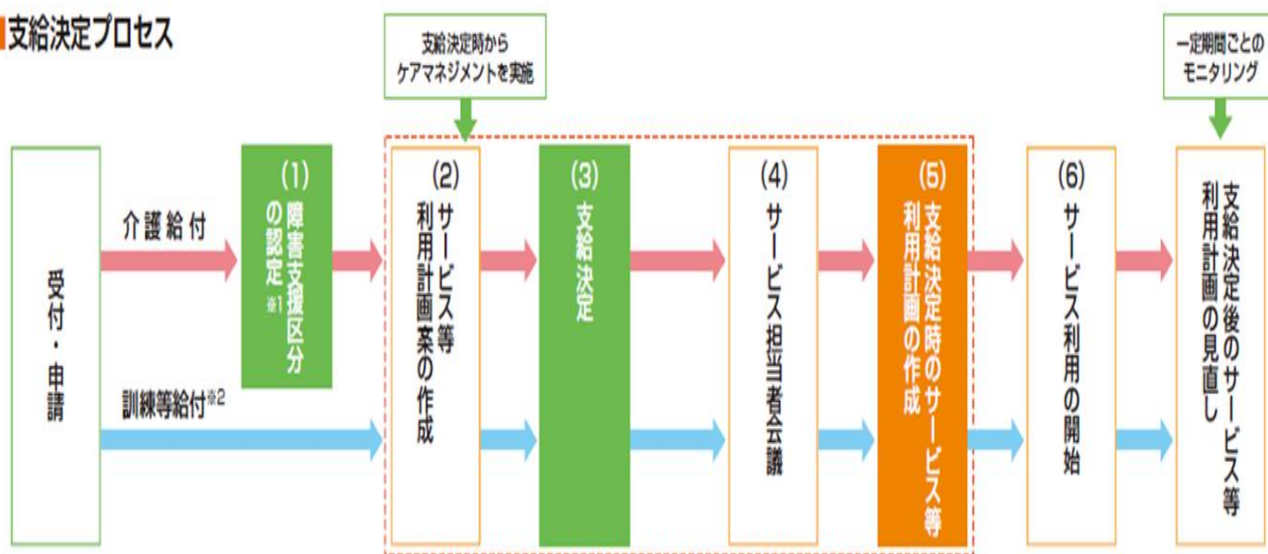
○介護給付費、訓練等給付費の予算の推移

(障害のある人が地域で安心して自立生活を営めるよう、個々の障害特性、介護支援を必要とする度合いに応じた障害福祉サービスの提供を行うもの)



④障害福祉サービスの利用までの流れ

■支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

(3) 障害者総合支援法によるサービスについて

①障害福祉サービス 介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、常に介護を必要

とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時の支援を総合的に行う。

○行動援護、同行援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動の援護等の外出支援を行う。

○生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動などの機会を提供する。

○短期入所（宿泊を伴うショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行う。

○施設支援入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

②障害福祉サービス 訓練等給付

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

○就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ・ A型（雇成型）：事業所と雇用契約を結び、最低賃金を保障
- ・ B型（被雇成型）：最低賃金は保障されない

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、相談や日常生活の援助を行う。また、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な人には、介護サービスも提供する。

③補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完し、長期間にわたり継続して使用するものを支給する。

- ・ 視覚障害 眼鏡、義眼、盲人安全杖など
- ・ 聴覚障害 補聴器
- ・ 肢体不自由 義肢、装具、車椅子、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置

④自立支援医療 更生医療

○更生医療の給付

対象者：身体障害者（18歳以上）

内 容：障害の程度を軽くしたり取り除いたりするための医療費の給付を行う。

※育成医療（所管課：こども保健福祉課）

対象者：身体に障害がある児童（18歳未満）

※精神通院医療（所管課：保健予防課）

対象者：精神に障害がある人、てんかんがある人

⑤地域生活支援事業

○日常生活用具の給付

日常生活を容易にするための用具の給付を行う。

・下肢・体幹機能障害

特殊寝台、入浴補助用具、移動用リフト、住宅改修など

・呼吸器障害（同程度の障害）

ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど

・ぼうこう・直腸機能障害

ストマ装具、紙おむつなど

○移動支援

・対象者：全身性障害（肢体不自由1級）、知的障害、精神障害のある人、及び難病の人で外出時に付き添いが必要な人

・内 容：ヘルパーが付き添い案内などの移動支援を行い、外出時の移動を支援する。

○手話通訳者の派遣

・対象者：聴覚等に障害があり、手話通訳を必要とする人

・内 容：公的機関や病院などへ出かける場合に、手話通訳者を派遣する。

○要約筆記者の派遣

・対象者：聴覚等に障害があり、要約筆記を必要とする人

・内 容：公的機関や病院などへ出かける場合に要約筆記者を派遣する。

○失語症会話パートナーの派遣

失語症の人のコミュニケーションを円滑にするため、失語症会話パートナーを派遣する。

○日中一時支援

・対象者：身体障害者手帳所持者、知的障害、精神障害のある人、及び難病の人

・内 容：障害福祉サービス事業所で日中活動を行う。

○訪問入浴

・対象者：重度の肢体障害があるため自宅の浴槽での入浴が困難な人

・内 容：身体に重度の障害がある人の自宅に移動入浴車が訪問して入浴のサービスを行う。

○相談支援事業

障害者（児）が、障害福祉サービスなどを利用しつつ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連携連絡調整を行い、障害者（児）

や保護者、介護者からの相談に応じ、必要な支援を行う。

市内5法人（かがやき、ソシオ、HANA、陽だまり、ブルーム）に委託して実施。

（4）金銭的な補助について

①障害者医療費の助成

- ・対象者：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、
精神保健福祉手帳1・2級の人（精神保健福祉手帳2級は通院分のみ）
※所得制限あり
- ・内 容：健康保険証を使い、窓口で支払った自己負担分を助成する。

②特別障害者手当

- ・対象者：精神又は身体に重度の障害があり、日常においていつも特別な介護を必要とする20歳以上の人
- ・支給制限：施設入所者や長期入院している人
所得基準を超える場合
- ・支給月額：26,810円（平成29年4月現在）※変動あり
3カ月に一度指定口座へ振り込み

③障害児福祉手当

- ・対象者：精神又は身体に重度の障害があり、日常においていつも特別な介護を必要とする20歳未満の人
- ・支給制限：施設入所者や障害年金を受給することができる人
所得基準を超える場合
- ・支給月額：14,580円（平成29年4月現在）※変動あり
3カ月に一度指定口座へ振り込み

④その他

○特別児童扶養手当（所管課：こども保健福祉課）

- ・対象者：精神又は身体に障害があるため、介護を必要とする20歳未満の児童を養育している人
- ・支給額：1級 51,450円／月、2級 34,270円／月

○障害基礎年金（国民年金）（所管課：保険年金課）

- ・対象額：病気やけがの初診日に国民年金に加入していた人
65歳未満の人（老齢年金受給者は対象外）
- ・支給額：1級 974,125円／年、2級 779,300円／年

○障害厚生年金（厚生年金）（所管：日本年金機構）

- ・対象者：病気やけがの初診日に厚生年金に加入していた人
65歳未満の人（老齢基礎年金受給者は対象外）

(5) 本市が独自で行うサービスについて

①四日市市重度障害者（児）手当（昭和 45 年事業開始）

- ・対象者：身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A を持っている人
- ・支給制限：施設入所者、申請時に 65 歳以上の人
- ・支給月額：2,000 円

◎背景と現状

国の制度として昭和 61 年に障害基礎年金の制度が整備され、さらに、常時介護が必要な重度の障害のある人の負担軽減を目的に、特別障害者手当及び障害児福祉手当が創設されるなど、所得補償は進んできている。

②タクシー料金の助成（昭和 58 年事業開始）

- ・対象者：視覚障害 1・2 級、下肢・体幹 1～3 級、内部障害 1 級、療育 A 精神 1 級の人（所得制限あり、自動車燃料費助成の利用者は対象外）
- ・内 容：市内の協力タクシー事業者で使用できる利用券を年間 72 枚交付。1 乗車につき 1 枚使用。初乗り料金分を助成する。

◎背景と現状

「行財政改革プラン」において、タクシー料金と自動車燃料費用の助成は、利用しやすい制度への改善を目指している。

③自動車燃料費用の助成（昭和 55 年事業開始）

- ・対象者：下肢・体幹障害 1～3 級の人または内部障害 1 級の人で自己所有の自動車を自分で運転する人（所得制限あり、タクシー料金助成の利用者は対象外）
- ・内 容：ガソリン→1 カ月あたり 48 リットルまで、1 リットルあたり 54 円を助成
軽油→1 カ月あたり 108 リットルまで、1 リットルあたり 24 円を助成

◎背景と現状

重度身体障害者の社会参加を促進する目的で創設されたが、公共交通等のバリアフリー化が進み、社会参加の機会が拡大している。

④障害者就労支援事業（ワークセンター）

障害者の就労意識の醸成と職業能力の開発を図り、企業等での障害者の就労訓練及び就労促進のため、就労を希望する障害者を対象に、市役所において、就労に向けた職場訓練を実施する。

⑤医療的ケア推進事業

医療的ケアが必要な重度障害者の身体機能の維持向上と社会参加を図り、合わせて家族の介護負担軽減を行う（医療的ケア→痰の吸引、鼻注栄養の実施、胃ろう、導尿、人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入など）。

⑥障害福祉サービス事業所等通所費助成事業

障害福祉サービス事業所等へ通所している人の交通費を助成することにより、障害者の社会参加を促進するとともに、経済的な負担を軽減する。

⑦自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成

身体に障害のある人が、自動車運転免許を取得する場合、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成する（助成上限額 10 万円）。

⑧はり・きゅう・マッサージ利用券の交付

四日市市視覚障害者協会の協力を得て、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成する。対象者は、肢体不自由 1・2 級または 70 歳以上の人。

(6) 指定管理者により運営している施設について

①あさけワークス 就労継続支援 B 型サービスを提供する。

②たんぼぼ 生活介護サービスを提供する。

③共栄作業所 就労継続支援 B 型サービスを提供。

④障害者福祉センター

身体障害者（児）に対し、機能訓練、教養の向上、交流促進のための便宜を総合的に供与するとともに、各種相談に応じ、自立と社会促進を図る。

⑤障害者体育センター

障害者のスポーツ振興を図り、その自立と社会参加を促進する。

3. 障害者施策推進協議会での協議の内容について

(1) 既存事業の見直しについて

<所期の目的を一定程度達成したと考えられる事業>

- ・重度障害者タクシー料金助成事業
- ・重度身体障害者自動車燃料費助成事業
- ・重度障害者（児）手当

<理由>

これらの事業は創設から 30 年以上経ており、現在では、社会参加のための環境整備としてノンステップバスの普及など、バリアフリー、ユニバーサルデザインが進んでいる。

また、昭和 39 年の特別児童扶養手当制度の創設、昭和 30 年代には国民皆年金が確立し、国民年金に障害基礎年金が定められ、さらに昭和 60 年に特別障害者手当が創設された。



障害福祉サービスにかかる費用が増大する中、所期の目的を一定程度達成したと考えられる既存事業の見直しを図り、持続可能かつ利用しやすい制度への再構築を図る。

※ 3 事業の近年の利用等実績

○ 重度障害者タクシー料金助成事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額 (平成 29 年度 は当初予算額)	33,172 千円	30,783 千円	29,128 千円	29,300 千円
対象者数	6,293 人	6,213 人	6,150 人	
交付冊数	2,153 冊	2,029 冊	1,964 冊	
利用枚数実績	51,356 枚	47,644 枚	45,369 枚	

○ 重度身体障害者自動車燃料費助成事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額 (平成 29 年度 は当初予算額)	21,251 千円	20,985 千円	20,479 千円	20,400 千円
対象者数	4,627 人	4,538 人	4,410 人	
実利用者人数	942 人	946 人	942 人	
延べ助成件数 実績	9,756 件	9,733 件	9,585 件	

○ 重度障害者（児）手当

・ 重度障害者手当

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額 (平成 29 年度 は当初予算額)	76,394 千円	74,052 千円	72,070 千円	70,490 千円
年度末受給者数 実績	3,140 人	3,049 人	2,991 人	

・ 重度障害児手当

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額 (平成 29 年度 は当初予算額)	8,186 千円	8,292 千円	8,444 千円	8,880 千円
年度末受給者数 実績	348 人	347 人	374 人	

①重度障害者タクシー料金助成事業の見直し案

- i) 1乗車につき、複数枚の利用が可能な制度への変更
- ii) 現行の所得制限限度額を引き下げる

②重度身体障害者自動車燃料費用助成事業の見直し案

- i) 現行の所得制限限度額を引き下げる
- ii) 利用者の安全面を考慮し、一定の年齢制限を定めることで、自動車燃料費助成からタクシー料金助成への移行を図る

③重度障害者（児）手当の見直し案

- i) 所得制限を導入する
- ii) 全廃、あるいは子育て支援策として支給対象に一定の年齢制限を導入する

(2) 身体障害者手帳4級医療費助成制度の設計について

①身体障害者手帳4級所持者（生産年齢18歳～64歳）を対象にしたアンケートの実施
平成27年2月定例会議会の請願採択の際、障害者医療費助成制度の身体障害者手帳4級所持者までの拡大に当たり、対象者の就労や収入などの実態把握ができていないとの課題があった。このため、身体障害者手帳4級所持者の雇用や就労の現状把握に向け、アンケート調査を実施。

i) 調査結果からの考察（主なもの）

- ・身体障害者手帳4級所持者は、下肢、ぼうこう・直腸の機能障害の人が多。また、日常生活における自立度は高い人が多い。
- ・就労率は、国勢調査データに比べて相対的に低い。
- ・正規雇用の割合は、全国労働力統計と比べてもあまり差はない。
- ・本人の総収入は、四日市市全体の総収入のデータと比較すると200万円未満の人の割合が高い。
- ・働いている人の就労収入は、四日市市全体の給与収入のデータと比較しても大きな差はない。
- ・受診頻度について、障害の部位や障害の原因による大きな傾向の違いはない。
- ・働いていない人や収入が少ない人ほど受診頻度は高い
- ・障害部位に関する治療が他の治療より多い人の方が医療費は高くなる傾向にある。

ii) アンケート結果を受けての障害者施策推進協議会での主な意見

- ・就労していない人ほど受診頻度が高くなっていることは、障害が原因で就労が難しいと考えられる。
- ・収入について、市全体のデータと比べて年齢の高い50歳から64歳までの層はあまり変わらないが、年齢の低い18歳から49歳までの層に差があるように感じた。
- ・日常生活における自立度が高い人が多い一方、働いていない人が40%もいることから、毎日医療にかかるためなのか、別に事情があるのか実態が知りたい。
- ・高校卒業時や若いうちから正規雇用で働けば他の福利厚生も受けられ自立の道が広がっていくが、18歳～29歳の就労状況が良くないのが気になる。

- ・「障害に関係する医療か、それ以外の医療かはおおよそ3：2と見て取れること」や「本人の収入が50万円未満でも家族と同居していること」など、もう少し深く時間をかけて見る必要がある。
- ・身体障害者手帳4級の人から直接話を聞く機会をもったらどうか。

②身体障害者手帳4級医療費助成制度の実施状況について

中核市及び中核市候補市の実施状況を調査した結果、63市のうち53市が未実施。実施している10市のうち、9市が「自己負担有」など何らかの条件付きで実施。

身体障害者手帳4級医療費助成		中核市	中核市 候補市	県内市町
実施		1	0	15
条件付 実施	1～3級とは異なる所得制限と自己負担あり	1	0	0
	社会保険加入ではない65歳以上を対象（県補助）	1	0	0
	市民税非課税者のみ対象	1	0	0
	市民税・所得税非課税者のみ対象で自己負担あり	1	0	0
	市民税非課税者のみ対象で自己負担あり	0	1	0
	新規は65歳未満の年齢制限あり	1	0	0
腎臓と進行性筋萎縮症のみ対象（県補助）		3	0	0
未実施		38	15	14

③制度設計案

- 精神2級通院への医療費助成を検討する際、早期の治療と継続治療による重篤化の防止及び軽快状態の維持によって、社会復帰・自立への支援に繋げるため助成を開始したことと同様、対象となる医療を通院とする。
- 障害福祉サービスにかかる費用が年々増加する中、持続可能な制度設計とするため、自己負担の導入、所得制限を設ける。

◎平成29年度第3回四日市市障害者施策推進協議会（11月6日開催）において、障害者医療費助成の身体障害者手帳4級所持者までの拡大、及び既存事業の見直しについて、平成31年度を初年度とする第4次四日市市障害者計画に位置付け、引き続き実施に向けた議論を重ねていくことについて、行政側から提案を行った。

4. 委員からの主な意見

- ・平成27年2月定例会で障害者医療費助成制度の拡充を求める請願を採択して3年ほど経過しているが、身体障害者手帳4級所持者までの拡大は、現在の見込みでは早くとも平成31年度の実施となり、スピード感が足りないのではないかと感じる。これまでの経過からは、障害者施策推進協議会等での議論を待っているように感じるが、所得制限の有無も含めて行政側が積極的に制度設計案を提示してから障害者側に投げかける必要があるの

ではないか。

・障害福祉に係る予算額が年々増加傾向にある中、財源を考慮し、持続可能な制度とするため障害者医療費助成の拡充と既存事業の見直しを同時に行っているとのことだが、基金の積み立ては増加している。真に有効な制度であると判断したのであれば、必要な財源措置について、財政経営部にも申し伝えていくべきである。

・市が主導で新たな障害者医療費助成の制度設計案を示した場合、財政的根拠が背景にあるため、当事者側としては反対しづらくなるのではないか。また、このことから、具体的な制度設計案を障害者施策推進協議会等に示す前に、教育民生常任委員会にも示す機会を設けてほしい。

5. まとめ

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行以降、本市の障害福祉に係る予算額は年々増加しており、介護給付費や訓練等給付費については大幅な伸びを示しております。このような中、本市が長年にわたり独自に行ってきた事業については制度創設当初からの社会情勢の変化もあって見直しが必要となっており、とりわけ、その利用実績や決算額が減少傾向にあるタクシー料金助成制度については、1 乗車につき 1 枚の利用しかできず、使い勝手が悪いとの意見もあり、決算審査等においてもその制度の意義や利用方法の見直しについて議論となっています。

一方、障害者医療費助成については、平成 27 年 2 月の請願採択を受け、身体障害者手帳 4 級所持者までの早期拡充が求められています。担当部局においては、身体障害者手帳 4 級所持者の所得や就労状況等の実態をアンケート調査し、その結果をもって障害者施策推進協議会で制度設計に向けた議論を行っています。平成 30 年早々にも具体的な所得制限のあり方の議論を行う予定であるなど着実に進歩は見られるところであります。中核市や中核市候補市においては、身体障害者手帳 4 級所持者までの助成を実施している例は少なく、財政面での課題は大きいと感じられますが、請願採択から間もなく 3 年が経過するという状況において、可能な限り早期の制度設計・実施が望まれます。

障害者施策推進協議会においては、将来にわたって持続可能な障害者（児）福祉制度の実現を目指し、タクシー料金助成や自動車燃料費用助成等の既存事業の見直しと並行して、障害者医療費助成拡充の具体的な制度設計に向けた議論を、今後進めていくこととなります。見直しの必要な既存事業については、所期の目的を一定程度達成したと考えられることから、利用方法の改善だけでなく、制度の目的や存廃も含めた議論も必要であると考えます。また、障害者医療費助成については、障害福祉全体として過度な財政負担とならないよう配慮しつつも、市民にとって真に有効な制度とは何かとの観点からの議論も望まれるところであります。

今回の調査においては、障害者医療費助成の拡大、及び既存事業の見直しについて、平成 31 年度を初年度とする第 4 次四日市市障害者計画に位置付けるという行政側の方針が示され、早期実現に向け努力していく姿勢が確認できました。当委員会としても、少しでも早く請願趣旨が達成されるようよりスピード感を持った取り組みを求めるとともに、障害者（児）福祉制度全体として将来に向け持続可能な制度の構築を期待し、調査報告いたします。

〔委員会の構成〕

委員長	荒	木	美	幸
副委員長	藤	田	真	信
委員	小	川	政	人
委員	荻	須	智	之
委員	加	藤	清	助
委員	加	納	康	樹
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	三	平	一	良

○農福連携の取り組みについて

1. はじめに

本市の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足から農家戸数、経営耕地面積ともに減少しております。農業の衰退により耕作放棄地が拡大すると、農地の持つ多面的機能が失われ、有害鳥獣被害や土砂災害のリスクの増加等、農業以外への影響も懸念されます。一方、障害者就労については、障害者雇用促進法によって従業員 50 人以上の企業は 2%以上の障害者を雇用することが義務付けられており、本市では工業等の業種を中心に障害者の就労が進んでおりますが、農業での障害者就労は進んでいないのが現状です。

農福連携は障害者に農業の担い手として就労していただき、農業の担い手不足の解消と障害者就労の促進を図る取り組みとして注目されております。本市では農業と福祉が連携した取り組みはまだ進んでおりませんが、両分野の課題を解決する手法として本市でも検討すべく、所管事務調査として取り上げ、調査することとしました。

なお、農福連携の取り組みについては、平成 29 年度に産業生活常任委員会の行政視察において先進地である浜松市を視察しており、農業分野と福祉分野の所管を越えた連携が必要であると考えたことから、今回は産業生活常任委員会と教育民生常任委員会の連合審査会を開催し、調査を行いました。

2. 農福連携とは

農業における課題と福祉（障害者）における課題の双方を解決しながら、双方に利益のある取り組み。

・農業者と障害者のそれぞれのニーズについて



(1) 農業分野における障害者の雇用等の形態について

① 農業者等が障害者を直接雇用する

農業者や農業生産法人(以下、「農業者」という。)が人手不足などを補うため、障害者を直接雇用する。

② 福祉事業所が自ら農業を行い、障害者を雇用等する

福祉事業者が農地を取得または借地して農業生産、農産物加工、製造、販売等を行い、障害者を雇用等する。

(ただし、農地を取得または借入する場合は農業委員会の許可が必要。)

③ 福祉事業所が農作業を農業者から受託（施設外就労等）

福祉事業者が人手不足の農業者や農業生産法人などと農作業の請負契約を結び、障害者が農業側の田畑やハウスに出向いて農作業に従事する。

3. 本市の現状について

(1) 市内農業の現状について

農福連携について議論を行うにあたり、本市の農業の現状について調査を行いました。

① 専兼別農家戸数の推移

平成 27 年の農家戸数は平成 7 年比で約 4 割減少している。

専業農家が増えているのは、兼業者の退職が主要因と考えられる。 単位：戸

年次		農家戸数	販 売 農 家			自給的農家 (※)
			専業農家	第一種兼業	第二種兼業	
平成 2年	四日市市	6,276	283	284	3,897	1,812
	楠町	270	12	22	159	77
	合計	6,546	295	306	4,056	1,889
平成 7年	四日市市	5,666	305	300	3,394	1,667
	楠町	243	10	28	131	74
	合計	5,909	315	328	3,525	1,741
平成12年	四日市市	5,154	307	263	2,963	1,621
	楠町	228	16	12	127	73
	合計	5,382	323	275	3,090	1,694
平成17年	四日市市	4,855	388	332	2,302	1,833
平成22年	四日市市	4,329	502	198	1,886	1,743
平成27年	四日市市	3,577	456	85	1,555	1,481

(農林業センサス参照)

※自給的農家 … 耕作面積 3 反未満で販売金額 50 万円未満の農家

② 経営耕地面積の推移

平成 27 年の耕地面積は平成 7 年比で約 26%減少している。

1 戸当たりの経営面積が増加傾向にあるが、農家数の減少により農地集約が進んでいると考えられる。

単位：ha

年次		耕地面積	田	畑	樹園地	一戸当たり 経営面積	市域面積 に占める 耕地面積 の割合 (%)
平成 2年	四日市市	4,276	3,087	461	728	0.68	21.7
	楠町	194	180	14	1	0.72	25
	合計	4,470	3,267	475	729	0.68	21.8
平成 7年	四日市市	4,007	2,866	443	698	0.71	20.3
	楠町	189	174	14	0	0.78	24.4
	合計	4,196	3,040	457	698	0.71	20.5
平成12年	四日市市	3,772	2,638	423	711	0.73	19.1
	楠町	175	163	12	1	0.77	22.6
	合計	3,947	2,801	435	712	0.73	19.2
平成17年	四日市市	3,372	2,323	412	638	0.69	15.5
平成22年	四日市市	3,375	2,373	342	661	0.78	16.4
平成27年	四日市市	3,103	2,270	270	563	0.87	15.0

(農林業センサス参照)

③ 経営規模別農家の推移

2.0ha以上の農家数が増加傾向にあり、担い手農家への農地の集約が進んでいると考えられる。

単位：戸

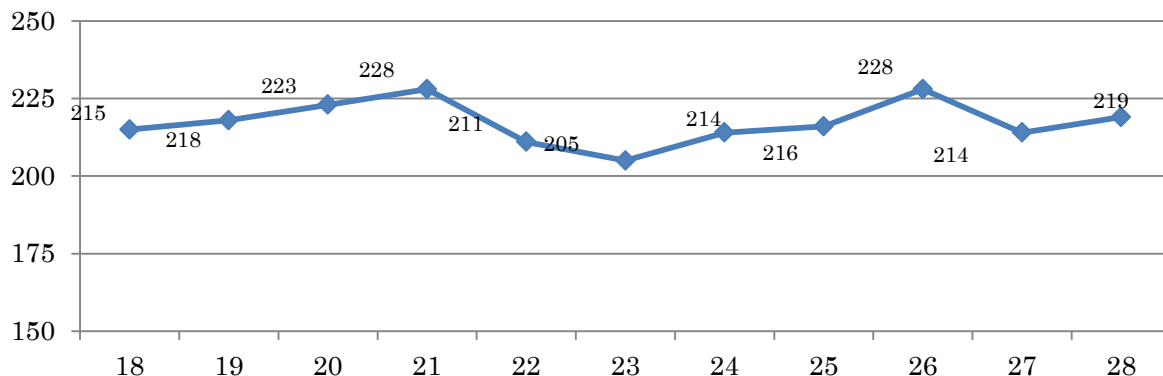
年次		例外規定 農家	～ 0.5ha	0.5 ～1.0	1.0 ～1.5	1.5 ～2	2.0ha以 上	
								5.0 ～
平成 2年	四日市市	17	1,247	1,954	704	287	255	17
	楠町	1	59	68	36	14	15	1
	合計	18	1,306	2,022	740	301	270	18
平成 7年	四日市市	13	1,090	1,748	626	263	259	26
	楠町	-	40	80	25	8	16	3
	合計	13	1,130	1,828	651	271	275	29
平成12年	四日市市	14	951	1,526	538	218	286	39
	楠町	-	46	58	24	13	14	1
	合計	14	997	1,584	562	231	300	40
平成17年	四日市市	-	771	1,274	484	190	303	62
平成22年	四日市市	3	624	1,076	415	160	308	70
平成27年	四日市市	5	519	826	329	125	292	75

(農林業センサス参照)

④ 認定農業者の推移 (平成29年3月31日現在)

認定農業者 … 5年間の経営計画を市に提出し、所得や労働時間を一定の水準を満たすものとして市が認定した農業者

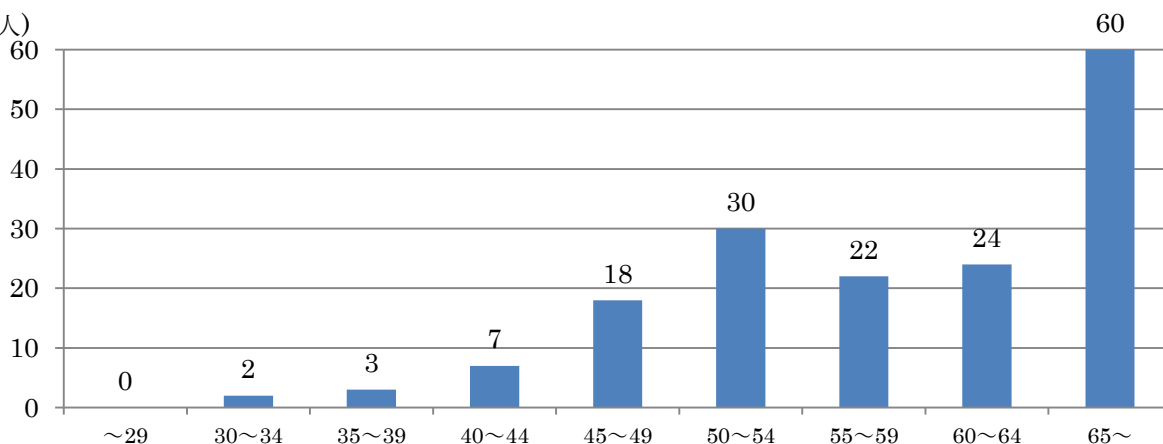
(人)



⑤ 認定農業者の年齢構成 (平成29年3月31日現在)

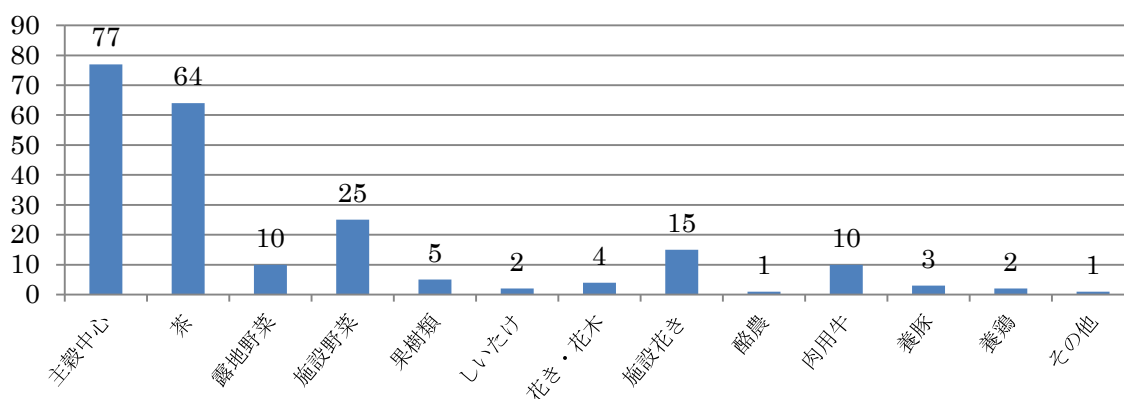
認定農業者の高齢化が進んでいる。

(人)



⑥営農類型別認定農業者数（平成29年3月31日現在）

（人）



(2) 市内の障害福祉サービス事業所における農作業の取り組み状況について

①農作業を取り入れている障害福祉サービス事業所（平成28年度実績）

	指定事業所名	事業所の所在地	主な作業	農作業内容
就労継続支援 A型 (雇用契約有)	ユーユーハウス	智積町 3219	便利屋	椎茸の菌床栽培、苺のビニールハウス栽培、野菜の露地栽培
	まる	川島町 736-2	菌床栽培による椎茸の生産販売	
就労継続支援 B型 (雇用契約無)	あおぞらワーク	山田町 836-1	段ボール・箱折り	野菜の露地栽培
	作業所来夢(ライム)	大井手 3-15-19	餃子の製造販売、エコ石鹼制作、手織り作業、下請け等	野菜の露地栽培
	あいぶろ	生桑町高田 549-1	製菓作業	野菜の露地栽培
	共栄作業所	西日野町 4070-1	下請け、サオリ織り等	菜種の栽培 (菜種油製造)
	らふかっと	笹川 6-24-22	下請け、製菓販売	野菜の露地栽培
	清和ワークキャンパス	西坂部町 1157	ウエス生産販売、下請け	椎茸の栽培
	菜(さい)	尾平町 1956-9	水耕栽培による薬物野菜の生産販売	
	ユーユーハウス	智積町 3219	便利屋	椎茸の菌床栽培、苺のビニールハウス栽培、野菜の露地栽培

〔 ※就労継続支援…一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う 〕

②効果や課題(事業所アンケート及び意見交換会からの抜粋)

【効果】・農作物の作付けから収穫までの過程を学ぶことによる心の成長

- ・収穫時に充実感を得られること
- ・働き甲斐を感じられること
- ・自主生産品が増えた

【課題】・時期により作業量が違い、通年での活動が難しい

- ・農作業ができる利用者が少なく、体調不良等で利用者の参加が不安定
- ・大量に生産できないので商品として出荷が難しい
- ・暑い時、寒い時は作業が困難
- ・毎日同じ仕事内容ではないため覚えられない
- ・利用者の特性に作業を合わせられず、職員の負担が大きい
- ・もともと販売先が少なく、生産規模が小さいこともあり大口の受注ができない
- ・不作の時でも経費は必要だが、収入がない

③施設外就労の状況

- ・ねぎの選別と出荷作業（年間合計で220～240日、1日の人員は5～6人）
- ・ビニールハウスでの苺栽培作業（年間合計で1か月程度、1日の人員は3～4人）

〔※施設外就労…事業所が企業等と請負契約を結び、事業所の職員から指導を受けながら契約先の企業等で作業を行う。〕

④障害福祉サービス事業所等施設整備に関する補助金について

	補助金名称	対象者	内容	補助の目安
国県	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害福祉サービス事業等を実施する法人	障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を提供する施設の創設、増築、改築等	対象経費の3/4以内
市	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害福祉サービス事業等を実施する法人	障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を提供する施設の創設、増築、改築等	上記国県補助額の1/4以内

(3) 農業参入等に関する助成金等について

実施主体	制度名称	支給対象者	支給条件等	補助金額
市	企業等 農業参入 支援事業費 補助金	市内で農業を行う 企業等で、次のい ずれにも該当する こと ①農業専従者を1 名以上配置 ②農業部門にて市 内在住者を雇用	・補助対象経費 農業用機械・施設等の初期 投資にかかる経費（農地取 得費は除く） ・その他 農地法または農業経営基 盤強化促進法に基づく農 地貸借等の手続きをとる こと	対象経費の1/2以内 (上限金額2,000千円)
国 (農林水産省)	農山漁村振 興交付金	社会福祉法人、 特定非営利法人、 一般社団法人、 公益社団法人、 民間企業等	障害者等の就労・雇用を目的とする農園、高齢者の生きがい農園等の開設、もしくはその付帯施設整備(休憩所、トイレ、農機具格納庫、給排水施設、駐車場等)事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物を加工もしくは販売する施設の整備	対象経費 1/2 以内 上限金額： 簡易整備型福祉農園：200万円 高度営農型福祉農園：500万円 6次産業導入型福祉農園： 1,000万円 介護・機能維持型福祉農園： 400万円 地域提案型福祉農園：500万円
(二社) 三重県農業会議	農の雇用事業	農業法人等	農業法人等が雇用した新規就農者に対して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修に必要な経費	助成額：研修生1人あたり年間 最大120万円 助成期間：最長24か月 ① 新規就農者に対する研修費： 月額最大97,000円 ② 指導者研修費： 年間最大120,000円 ・研修指導者等の研修参加費、 テキスト代等の研修費用

(4) 障害者雇用に関する助成金等について

時期		制度名称	支給対象者	支給条件等	補助金額	
雇用前	市	雇用促進交付金	市内事業主	市内在住の障害者インターンシップを受け入れ	1 実習につき 15,000 円	
雇用後	市	障害者トライアル奨励金	事業主 (市外も可)	市内在住の障害者をハローワークの紹介でトライアル(試行的)雇用を実施(国の障害者トライアル雇用奨励金に上乘せ支給)	40,000 円/月・人 最長 3 か月	
		障害者雇用奨励金	事業主 (市外も可)	市内在住の障害者をハローワークの紹介で継続して雇用(国の特定求職者雇用開発助成金受給終了後に支給)	重度 40,000 円/月・人 重度以外 20,000 円/月・人 最長 6 か月	
	国 (厚生労働省)	障害者トライアル雇用助成金	事業主 (市外も可)	市内在住の障害者をハローワークの紹介でトライアル(試行的)雇用を実施	40,000 円/月・人 最長 3 カ月 ※精神障害者を初めて雇用 80,000 円/月・人	
		特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	事業主 (市外も可)	ハローワークの紹介で障害者等の就職困難者を継続して雇用	企業規模・障害程度・勤務時間によって総額 30 万～240 万円
			障害者初回雇用コース	過去 3 年障害者雇用実績のない事業主	障害者雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成	120 万円
		障害者介助等補助金	事業主	雇用する障害者特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置	対象経費の 2/3 など	
		重度障害者等通勤対策助成金	事業主	重度障害者の通勤負担を軽減するための住宅賃借や通勤用バス運行などの措置	対象経費の 3/4 など	
		障害者職業能力開発助成金	事業主	障害者能力開発訓練事業を行うための施設整備など	対象経費の 3/4 など	
		障害者雇用安定助成金	事業主	障害特性に応じた柔軟な働き方の工夫等の措置、訪問型適応援助者による支援、治療と仕事の両立が必要な場合の制度導入など	例えば、柔軟な時間管理・休暇取得を講じた場合 1 人あたり 8 万円など	
	施設・設備の設置等	市	特例子会社設立事業費補助金	事業主	市内に特例子会社を設立等	対象経費の 1/2 (上限 150 万円)
		国	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	事業主	中小企業である事業主が、障害者雇用促進の計画を作成し、障害者を 5 人以上雇用するとともに、必要な施設・設備等を設置・整備	支給対象者と施設整備に要した費用に応じて 1,000 万円～3,000 万円
			障害者作業施設設置等助成金	事業主	雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設の設置等	対象経費の 2/3
			障害者福祉施設設置等助成金	事業主	継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るため福祉施設等の設置・整備	対象経費の 1/3

4. 農福連携の先進事例について

(2) 三重県の取り組みについて

① 園芸産地における障害者雇用の促進事業費

園芸産地における障害者の雇用を促進するため、園芸農家等において障害者の就労体験を実施する。また、障害者の就労適応を支援する人材として、農業ジョブトレーナーのスキルアップを図り、登録・派遣する制度を整備することで、園芸産地で活躍する障害者を育成するためのプログラム作成をする。

- ・就労体験の実施に障害者賃金、トレーナー派遣費用を助成。
- ・農業ジョブトレーナーの派遣
- ・農業ジョブトレーナー研修の実施

② 農福連携による次世代型農業モデル構築事業

農業分野における障害者の就労の場の拡大に向けて、農福連携によって生産される農産物・農産加工品の品質向上や情報発信、福祉事務所による農作業請負を核に産地全体を支援する次世代型農業モデルの構築に取り組む。

- ・農福連携マルシェの開催等を通じた消費者との交流促進
- ・農福連携商品応援ツール等を活用した JA 直売施設への販路開拓
- ・農業高校等と連携した新規商品開発
- ・福祉事業所の施設外就労を核とした地域課題解決に向けた現地実証
- ・実証データの調査・分析による社会貢献性や最適モデルの検証

③ 農福連携全国都道府県ネットワーク

(ア) 目的 農福連携の取組を、都道府県が連携して地域に定着させ、さらに拡大を図るため、農福連携に係る情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む推進組織として、都道府県を会員として設立。

(イ) 設立 平成 29 年 7 月 12 日

(ウ) 発起人 長野県知事 阿部守一、岐阜県知事 古田 肇、三重県知事 鈴木英敬
京都府知事 山田啓二、鳥取県知事 平井伸治、島根県知事 溝口善兵衛

(エ) 会員 44 都道府県

(オ) 事務局 三重県

(3) 「農福連携全国サミット in みえ」について

- ① 名 称 農福連携全国サミット in みえ
- ② 目 的 農福連携事業所や障害者がブラッシュアップに取り組んできた農産物、加工品を県内外に情報発信し、さらに、農福連携の全国的なネットワーク構築に向けて、実践的手法や今後の展開方向等の情報発信を行い、農福連携のさらなる発展につなげることを目的とする。
- ③ 開催日 平成 28 年 11 月 30 日(水)・12 月 1 日(木)
- ④ 主 催 三重県、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会
- ⑤ 後 援 農林水産省、厚生労働省
- ⑥ 内 容
 - 11 月 30 日(水) 三重県総合文化センター
 - (ア) 基調講演 「プロジェクトめむろ～新しい農福連携のかたち～」
株式会社ダックス四国 且田久美
 - (イ) 情報報告 農林水産省、厚生労働省
 - (ウ) 実践報告 三重県農林水産部、中国四国農政局
植村牧場株式会社(奈良市) 黒瀬礼子
社会福祉法人一麦会(和歌山市) 大中 一
 - (エ) パネルディスカッション
テーマ：農福連携の未来に向けた提言
コーディネーター：一般社団法人 JA 共済総合研究所 濱田健司
パネリスト：農林水産省経営局金融調整課長 山口 靖、且田久美、黒瀬礼子、大中 一
 - 12 月 1 日(木) 三重県内の農福連携実践事例の現地視察
 - (ア) 株式会社イシイナーセリー(鈴鹿市)
 - (イ) 一般社団法人 あさひファーム(桑名市)
 - (ウ) 社会福祉法人 朋友(アクティブ鈴鹿、わか菜の杜：鈴鹿市)
 - (エ) 社会福祉法人まつさか福祉会 八重田ファーム(松阪市)

(4) 企業が農業参入し障害者を雇用している事例

◎特例子会社※による農業参入

全国にある特例子会社464社（平成29年6月1日現在）中、農業関係の調査機関の調べによると少なくとも30社程度が農業分野の事業を行っていると確認されている。

これらの特例子会社については、当初、作業の一つとして農作業等を行う形がほとんどであったが、近年、農業を経営の中心に据える新たな形態の特例子会社が増えてきた。

- ① タマアグリ(株)（平成21年設立） 福岡県筑後市
親会社：タマホーム(株)（住宅建設・販売） 【路地野菜＋施設園芸】
 - ・雇用分野を広げるためにCSR活動の一環として設立
 - ・筑後市の本社跡地を利用（農地法改正を受け近くに圃場を借用）
 - ・設備投資資金のかかる水耕ではなく露地野菜中心の経営
 - ・レタス、アスパラガス、ネギ、じゃがいもの栽培、収穫
- ② ハートランド(株)（平成18年設立） 大阪府泉南市
親会社：コクヨ(株)（文房具製造） 【水耕栽培】
 - ・障害者福祉分野から水耕栽培で農業進出の事例を参考にCSR活動として設立
 - ・サラダハウレンソウの生産
 - ・種蒔き、収穫、袋詰めなどの作業（多くが機械化されている）
- ③ クボタサンベジファーム(株)（平成23年設立） 大阪府河南町
親会社：クボタ(株)（農業機械製造） 【水耕栽培】
 - ・精神障害者の雇用拡大、耕作放棄地の活用を目指し、CSR活動として設立
 - ・小松菜、ミズ菜、チンゲン菜など9種の野菜を生産
 - ・種蒔きから収穫、袋詰めの一連作業を手作業中心
- ④ (株)センコースクールファーム鳥取（平成23年設立） 鳥取県湯梨浜町
親会社：(株)センコー（物流） 【水耕栽培＋特殊林産物＋露地野菜】
 - ・親会社の鳥取県への事業進出を視野にCSR活動として廃校を利用して設立
 - ・障害者に加え、高齢者も雇用してペアで作業
 - ・小松菜など4種の水耕栽培、キノコの施設菌床栽培
 - ・栽培作業、梱包、配達に従事
- ⑤ (株)ひなり浜松事業所（平成22年設立） 静岡県浜松市
親会社：伊藤忠テクノソリューションズ(株)（コンピュータネットワークシステム販売） 【農作業請負】
 - ・CSR活動として農業専門の事業所を設立
 - ・他事業所ではマッサージ、清掃、洗濯等を実施
 - ・農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負う（農家と協働）
 - ・水耕栽培農園やハウス栽培農園での収穫、出荷調整など
 - ・障害者3～4人に管理者1人体制を基本に農家や農園に出向いて作業

※ 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣に認定により特例子会社となる。

特例として、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障害者の実雇用率を算定できることとしている。

4. 委員からの主な意見

<障害者と農業者のマッチングについて>

- ・郊外に住む障害者に就労場所を提供し、自立を促すためには農福連携は有効な手段であると考えますが、そのためには農業者と障害者の適切なマッチングが必要である。他の自治体では、行政の主導のもと、NPO 法人が農業者と障害者施設とを仲介し、耕作面積、作業工賃ともに増加した例があることから、市が率先してマッチングの役割を担うべきである。まずは、農協や農家、福祉関係者の情報共有の場を作り、マッチングに向けた仕組みづくりを構築していく必要がある。
- ・農業には多様な作業があることから、農業者と障害者のマッチングが難しいとのことだが、どのような作業が障害者に適しているのか積極的に周知することで、農業者と障害者の結びつきを促進することが行政の役割である。また、市の相談窓口が明確でなく、農福連携に取り組もうとする団体があっても対応が消極的であると感じるため、部局間で連携して積極的に支援していく必要がある。
- ・農業には様々な形態があり、中でも屋内で作物を生産する農業形態であれば、年間を通して安定した作業量があり、天候に左右されることもないため、障害者にとって就労しやすいのではないかと。農福連携の取り組みは元は障害者の社会参加の機会の一つとして農業が取り上げられたことから始まっており、農業の形態や障害者の適正ともに様々である中、各個人の適性に合った作業に就けるよう、マッチングにあたってはきめ細かい配慮が求められる。

<関係機関との連携について>

- ・事業者が農福連携の取り組みを行おうとした場合、相談窓口がどこになるのか周知徹底されておらず、また、ワンストップの仕組みとはなっていない。三重県ではすでに農福連携に関する窓口が一本化されている中、本市では部局間での会議もほとんど行われていないなど、農福連携に向けた温度が非常に低く、残念である。
- ・障害者雇用の促進にあたっては、障害者を受け入れるための環境整備が重要であり、その意味では、1月に両部局が連携して農業者と福祉事業者の意見交換会を行ったことは評価できる。農福連携の取り組みを前進させるためには障害福祉の視点が非常に重要になると考えており、今後も定期的に意見交換の場を設け、障害者の就農に係る成功例、失敗例を共有し、ノウハウの構築に努めるべきである。
- ・一概に農福連携というものの、視点によって「農業」の捉え方は様々であり、現状では障害福祉の視点でどこまでを「農業」と捉えるのか明確でないため、両部局で協議し、本市の実情に合った考え方を整理すべきである。また、国の助成制度の中には、農福連携に活用できるものもあると考えるため、国の施策の情報を的確に把握できるよう努めるべきである。
- ・障害者がどう自立し、自己実現をしていくかが重要であり、そのための手段の一つとして農福連携を活用できるようにしてほしい。両部局が意見交換を行ったことは一つの前進と捉えており、農福連携を一つの障害者雇用という大きな視点で捉え、取り組みを発展させてほしい。
- ・農福連携については三重県が先進的に取り組みを進めているため、積極的に情報収集を行い、有効なものについては本市においても活用していくべきである。
- ・農福連携全国都道府県ネットワークや一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会、農福連携サミット in みえの開催状況等の三重県の取り組みを把握し、近隣自治体と連携して農福連携を進めることが重要である。
- ・一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会では農業ジョブトレーナーの派遣による園芸農家までの障害者の就労体験を行うなど、障害者と農業者のマッチングを推進しているため当協議会と連携

した取り組みを積極的に進めるべきである。

- ・使われていない市有地を農福連携の取り組みに活用するといったことも考えられるので、商工農水部、健康福祉部が中心となって全庁的に情報共有を行い、取り組みを進めてほしい。

<農業・福祉についての意見>

- ・障害者を受け入れる農業者の経営基盤の強化が重要であり、農作物の輸出等を視野に入れて、農作物の国際基準であるグローバル GAP の取得を推進すべきである。
- ・販路の確保が重要であり、小規模な農業であってもホテルや保育園給食などに農作物を卸したり、定期市や道の駅、北勢公設地方卸売市場等を通じて販売する仕組みを作る必要がある。
- ・本市は兼業農家が多く、規模が小さいのが特徴であり、障害者の受け皿としては不十分であるため、大規模な農業経営体の参入や、市外の農業経営体との連携も視野に入れた取り組みを検討してほしい。
- ・より多くの事業者が農福連携の取り組みに参入できるよう、補助制度の整備を検討すべきと考えるが、補助制度を前提とした事業者の参入により、農業・障害者雇用の質が損なわれることのないよう配慮が必要である。また、身体障害者、知的障害者には農作業は不向きであると考えため、工業等の業種でも障害者が就労できるよう支援を充実させるべきである。
- ・過去に障害者が農業に携わった例から、障害者に適正のある作業は把握できると考えるが、今後、農業を障害者雇用の場と捉えていくのであれば、農作業の機械化等を行うことにより、どのような作業に障害者が従事できるようになるのか、雇用を創出するためにどのような支援策が必要であるのか、新たな視点から調査研究すべきである。
- ・今後、超高齢社会の到来により、体の不自由な高齢者や障害者が、地域で小規模な農業に従事し、農産物の生産加工・販売を行うという形態が増えると考えているが、そのような視点は現時点で商工農水部にはないと感じる。このような形態でも適切に農業が行え、生計を立てられるような、時代に対応した農福連携の仕組みづくりを、健康福祉部と商工農水部が連携・協議の上行うべきである。現に、市内でそのような形態で農業を行っている例があるが、固定資産税が高いという声も聞いているため、今ある課題への対応も併せて検討してほしい。
- ・新規に農業を始める事業者に対しては、耕作地を紹介する等の支援を検討すべきである。

5. まとめ

農福連携は農業の担い手として障害者の就労を促進することにより、農業の担い手不足の解消と障害者の働く場の確保との両立を図ろうとする取り組みであります。

農業において求められる作業内容は、作物の種類や栽培方法、時期によって多種多様な項目があるため、障害の特性や個人の特性に応じて、障害者一人ひとりに適した作業を確保しやすい分野であること。そして、障害者の働く場を確保することは障害者の社会参画を促すとともに自己実現につながることから、近年、国や県、先進自治体間で急速に調査研究がすすめられ、具体的な取り組みが進められてきたところであります。

本市の農福連携の状況は、一部の積極的な事業所で、野菜の露地栽培やシイタケの栽培などの農作業を取り入れているものの、雇用契約のない就労継続支援B型が大半であり、多くの障害者の働く場を確保できる状況にまでは至っていない現状であることから、早急に調査研究を行い、積極的な支援や施策展開を具体的に進める必要があります。

まず、本市の農福連携を進めるためには、農業者と障害者の相互理解を深めることが何より重要で

ありますが、その第一歩として、平成 30 年 1 月に、農業者と福祉事業者との意見交換会を行ったことは大変評価できる取り組みであります。今後も商工農水部と健康福祉部が連携して、双方の意向を丁寧に聴き取りながら、具体的支援策について継続的に協議を重ねていくことを強く要望するものであります。

次に、三重県では農福連携全国都道府県ネットワークを作り、農福連携サミット in みえを開催するほか、農業者と障害者とが円滑に関係を構築できるよう農業ジョブトレーナー制度を導入するなど、具体的取り組みを進めています。これら全国の最先端を走る力強い取り組みを大いに参考とすべきことはもとより、情報共有を図るだけで満足することなく、有効な取り組みについては相互に連携して実施するなどさらなる取り組みの充実を早急に図らなければなりません。

そして、農福連携の取り組みを促進するためには、農作物の販路の確立、農地の紹介や確保、事業者の農業参入への支援、各種補助制度の充実など農業をとりまく諸課題の解決も同時に図らなければなりません。高齢化社会の進展とともに障害者の数が増えることが予想されている中、これまで取り組みを進めてきた福祉事業者への支援の充実を図るとともに、新たに農福連携に取り組もうとする事業者の参入を促すための施策を積極的に調査研究し、具体的に実施することを強く要望し、産業生活常任委員会及び教育民生常任委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

(産業生活常任委員会)

委員長	石川善己
副委員長	森川慎
委員	伊藤嗣也
委員	小林博次
委員	竹野兼主
委員	谷口周司
委員	日置記平
委員	山口智也

(教育民生常任委員会)

委員長	荒木美幸
副委員長	藤田真信
委員	小川政人
委員	荻須智之
委員	加藤清助
委員	加納康樹
委員	豊田政典
委員	樋口博己
委員	三平一良

5. 行政視察報告書

平成 29 年 12 月 20 日

四日市市議会

議長 豊田 政典 様

教育民生常任委員会

委員長 荒木 美幸

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 29 年 7 月 26 日（水）～7 月 28 日（金）
2. 視察都市 高梁市、下関市、多久市
3. 参加者 荒木美幸 藤田真信 小川政人 荻須智之 加藤清助
加納康樹 豊田政典 樋口博己 三平一良
(随 行) 笠井厚徳
4. 調査事項 別紙のとおり

(高梁市)

1. 市勢 市制施行 昭和 29 年 5 月 1 日
人 口 31,556 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
面 積 546.99 平方キロメートル
2. 財政 平成 29 年度一般会計当初予算 229 億 2000 万円
平成 29 年度特別会計当初予算 166 億 1011 万 5 千円
合 計 395 億 3011 万 5 千円
3. 議会 条例定数 18
3 常任委員会 (総務文教、産業経済、市民生活)
2 特別委員会 (議会広報広聴、決算審査)

4. 視察事項 高梁市図書館の運営・取り組みについて

(1) 視察目的

高梁市では、中央図書館の老朽化・狭隘化が顕著となったことから、市域の拡大とともに新図書館建設の機運が高まり、平成 29 年 2 月には J R 備中高梁駅隣接の複合施設内に、「高梁市図書館」を開館した。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (以下、CCC) とのパートナーシップにより、市民がより利用しやすく、人が集い、学びを得られる図書館を目指している。「未来につなぐ」図書館がコンセプトとされており、高梁のまちをつなぐ図書館として、年中無休で午前 9 時から午後 9 時までの開館を実現しており、滞在型図書館として、館内の座席数も充実している。

本市の図書館は昭和 48 年竣工であり、施設の老朽化に伴う様々な課題があることから、四日市市総合計画 (2011 年度～2020 年度) において、新しい図書館に関する整備構想の策定を掲げており、現在は、庁舎東側広場の新図書館を核とした中心市街地拠点施設の整備について検討を行っている。

今後、具体的な計画を進めていくに当たっては、様々な自治体の事例を参考にしながら、本市にふさわしい新しい図書館にはどのような施設・機能が望まれるのか導き出す必要がある。このことから、駅隣接の複合施設に整備された高梁市の新図書館について、あり方のひとつとして参考にすべく、視察を行うこととした。

(2) 高梁市複合施設の概要について

高梁市複合施設は、高梁市の魅力を想像し発信するとともに、市民の福祉及び生活文化の向上に資するため設置する施設で、次の三つの施設で構成される。

- ①高梁市図書館（高梁市立図書館条例及び同施行規則）
- ②高梁バスセンター（高梁市バスセンター条例及び同施行規則）
- ③備中高梁駅東西連絡道（高梁市備中高梁駅東西連絡道条例及び同施行規則）

①複合施設の規模

構造：1棟建て 地上4階 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） 耐震構造（重要度係数1.0）

敷地面積：1662.04 m²

建築面積：1162.59 m²

延床面積：3882.40 m²

高さ：23.7m

人数：席数321席、収容可能人員759人（消防法）

②内容及び用途

R階 21.50 m² 階段室・機械室

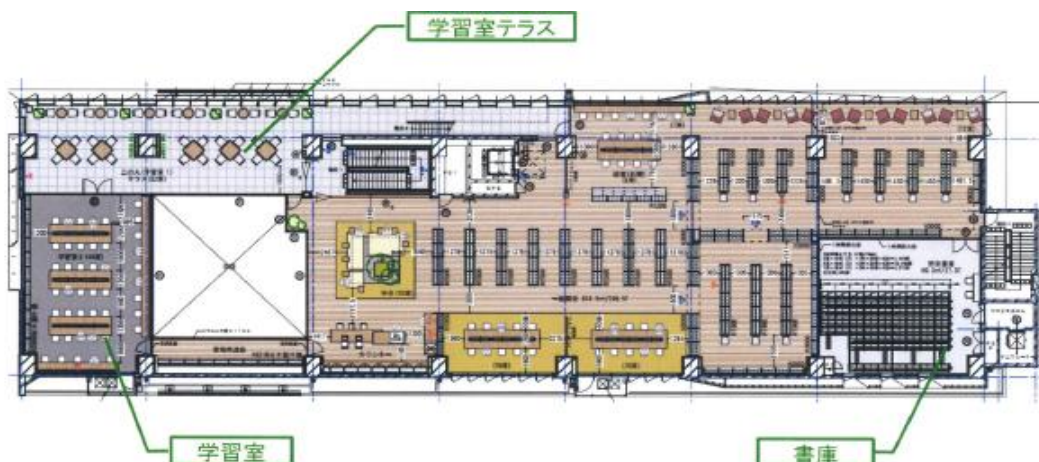
4階 765.71 m² 図書館（＋本丸テラス・中庭テラス）

- ・読み聞かせスペースやキッズテラスなど、子供や親子が楽しく過ごせる空間をイメージしている。



3階 1015.15 m² 図書館（うちこの丸テラス）

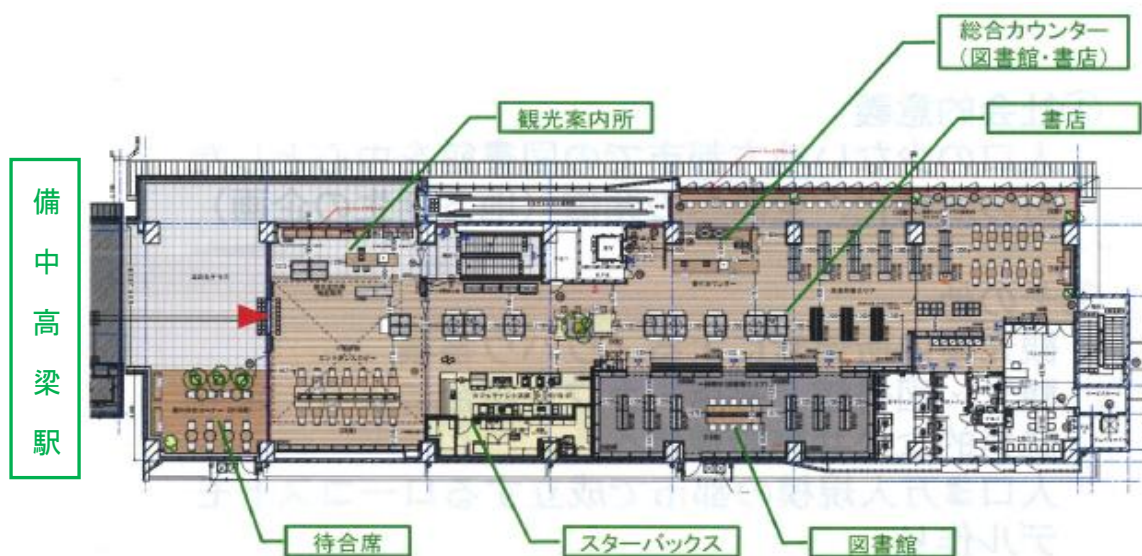
- ・高梁市図書館の中心となるフロアで、閲覧スペースも充実。学習室も整備し多様な利用形態に対応する。



2階 1005.23 m² 観光案内・テナント・図書館（+三の丸テラス）

- ・カフェの提供や観光案内スペースを設け、複合施設の賑わい創出のメインフロアとして整備。来訪者に対し、「高梁の顔」としての機能を果たす。

※テナント⇒スターバックスコーヒー（カフェ）、蔦谷書店（書店）



1階 1061.28 m² バスセンター・テナント

- ・2次交通の結節拠点、市民の生活路線網の拠点であるバスセンターを整備。サービス業のテナントも誘致し、駅前の賑わいと来訪者の利便向上を図る。

※テナント⇒てもみプラス（マッサージ）、ママドライ（クリーニング）、高梁ほっとカフェ（軽食喫茶）、ガット リベロ（飲食店）

建屋外 ごみ置き場：5.28 m²・ポンプ室：8.25 m²

③駐車場・駐輪場

駐車場：駅東に113台、駅西に20台

駐輪場：施設北に25台、連絡道下に30台、駅東に30台、駅西に45台

④全体事業費 1,987,775千円

(内訳)・本体建築3工事計 1,553,638,320円(総合戦略課：継続費)

- ・バスセンター解体工事 7,560,000円(総合戦略課：継続費)
- ・駅東駐車場(42台)整備工事 8,640,000円(総合戦略課：継続費)
- ・工事監理委託料 28,404,000円(総合戦略課：継続費)
- ・JR架空線補償 335,000円(総合戦略課：継続費)
- ・備北バス工事補償 39,960,000円(総合戦略課)
- ・水道工事負担金 1,458,000円(総合戦略課)
- ・空間創出業務委託料 199,800,000円(社会教育課)
※照明等、CCC独自の空間創出に係る備品類等を計上
- ・移転、開設準備業務 72,300,000円(社会教育課)
※ICタグの装着や図書の移転、ジャンルシールの貼り付け等
- ・図書館システム構築業務 75,679,000円(社会教育課)

(財源：国庫及び起債)

- ・社会資本整備総合交付金(1/2) 580,030千円(駅西駐車場整備分含む)
- ・過疎債(総合戦略課) 720,800千円(駅西駐車場整備等含む)
- ・過疎債(社会教育課) 101,100千円

⑤施設維持管理

- ・図書館：社会教育課(CCCに指定管理)
- ・カフェ・書店：社会教育課(CCCに目的外使用許可)
- ・駐車場：社会教育課(観光協会に管理業務委託)
- ・駐輪場：社会教育課(観光協会に管理業務委託。9～21時門扉管理)
- ・バスセンター：市民課(施設条例、協定に基づき、備北バスに指定管理)
- ・1Fテナント：産業振興課(各テナントにバスセンターの目的外使用許可)

- ・ 2F 待合（三の丸テラス）：まちづくり課（CCCに管理業務委託）

⑥複合施設の社会的意義

人口の少ない地方都市での図書館を中心としたまちの活性化、全国への発信（地方創生の企画）

⇒・観光案内所運営によるノウハウ蓄積

- ・観光・図書館・書店・カフェ複合による、より魅力的な公共施設運営へ
- ・人口3万人規模の都市で成立するローコストモデルづくり

（3）高梁市図書館について

①高梁市図書館（高梁市複合施設）新設に至る経過について

A. 高梁市立高梁中央図書館基本構想策定（平成18年4月）

- ・現在の高梁中央図書館の現状と課題について
- ・建物の規模 人口4万人規模にふさわしい延床面積3,000㎡へ
- ・新図書館の基本的機能
 - i) 資料・情報提供および保存
 - ii) 読書と調査研究
 - iii) 学習・研修
 - iv) 地域図書館・学校図書館ネットワーク
 - v) 図書館関係機関・団体・グループ支援

B. 高梁中央図書館建設基本計画（平成24年11月）策定

- ・新中央図書館の必要性
- ・新中央図書館の規模
 - i) 延床面積 約2,000㎡
 - ii) 蔵書数 140,000冊
- ・整備方針
 - i) 安全で快適な施設
 - ii) ユニバーサルデザインなどへの配慮
 - iii) 環境等への配慮
 - iv) 図書館の成長、変化に対応できる施設
 - v) 街並みや景観に配慮
 - vi) 駐車場の整備

vii) 複合施設としての整備

C. 市民アンケート・ワークショップを実施

- 全体的意見⇒仕事帰りに立ち寄れる図書館、地域の活性化となる図書館、だれもが行きたくなる図書館、本に興味がなくとも入りたいと思う図書館等。
- 建物に対する意見⇒ハンディキャップのある人でも利用しやすい図書館、明るい図書館、天井が高く、オープンな図書館等。
- 空間に対する意見⇒コーヒーを飲みながら本が読める、親子でゆっくりと時間を過ごせる、学習に集中できる学習室がほしい、じっくり調べ物や読書ができる等。
- 運営に関する意見⇒高梁を訪れた人への情報提供、高齢者が利用しやすい図書館、PCやタブレットを使える環境がある、365日開館、開館時間の延長等。

D. 高梁市立図書館指定管理者業務要求水準書（平成27年3月）を作成

- ・市が目指す図書館について（基本構想を踏襲）
- ・基本事項
 - i) 施設概要 駅前複合施設（図書館部分2階の一部、3階、4階）
 - ii) 延床面積 約1900㎡
 - iii) 開館時間等 午前9時～午後7時、月曜日休館
- ・基幹業務に関する基本方針
 - i) 開館・閉館業務、ii) 窓口カウンター業務、iii) 移動図書館運営業務、iv) 資料管理業務、v) レファレンスサービス、vi) 障害者、児童、高齢者向けサービス、vii) ボランティアとの協働、viii) 学校・地域図書館との連携、ix) 地域後の拠点としての役割

E. 高梁市新図書館CCC提案書提出（平成27年5月）

- ・新図書館運営の方針・理念
 - 年中無休、午前9時～午後9時までの開館
 - 蔵書数140,000冊、延床面積約2,200㎡

- ・フロアコンセプト
 - i) 2階：人々で賑わう待合カフェ、ii) 3階：本に囲まれ、学びが風景になる
 - iii) 4階：子供たちが、のびのび過ごせる
- ・基幹業務について
 - i) 図書館基幹業務、ii) 資料管理・蔵書購入、iii) レファレンスサービス、
 - iv) 移動図書館、学校・地域連携、v) 児童・生徒向けサービス、
 - vi) ボランティア連携、vii) 図書館の広報活動、viii) 市民ニーズに対応した運営

②高梁市図書館の運営について（旧館との比較）

A. 蔵書数について

現在 120,000 冊（開架 82,000 冊、閉架 38,000 冊）

最終的には、収容可能冊数である 140,000 冊を目指す。

*旧館では、漢籍約 1 万冊を除き、蔵書は 100,000 冊（開架 61,000 冊、閉架 39,000 冊）

B. 座席数について 合計 321 席（うち、テラス 108 席）

内訳：閲覧席⇒2階 26 席、3階 54 席、4階 32 席（計 112 席）

学習・ワークスペース⇒44 席

カフェ⇒57 席

*旧館では、閲覧席は計 32 席、学習・ワークスペースはなし。

C. 開館時間等

午前 9 時から午後 9 時まで。年中無休で、365 日開館。

*旧館では、午前 9 時から午後 5 時までの開館。

開館は年間約 270 日（毎週月曜日・第 2 木曜日、祝日、年末年始及び特別整理期間に休館）

D. 職員数

i) 図書館・観光⇒合計 30 名

内訳：館長 1 名、CCC 社員 9 名（うち観光 1 名）、図書契約社員 6 名、

アルバイト 14 名（うち観光 3 名）

※図書契約社員 6 名のうち 4 名は市内在住

※司書資格保有者数は平成 29 年 7 月時点で 6 名（採用途中）

ii) 民業⇒書店社員 3 名、アルバイト 7 名、スターバックス契約社員 2 名、
アルバイト 7 名

*旧館では、館長 1 名のほか、職員 7 名（正規 3 名、臨時 4 名）
司書資格保有者は 2 名

E. 選書について

CCC の図書館司書が行っている。ただし、教育委員会による確認を行っている。

③来館者について

平成 29 年 2 月 4 日の開館以降、年間の来館者数 20 万人を目標としていたが、5 月 5 日には早くもその目標を達成した（旧館時代の年間来館者数は、約 2.4 万人である）。

平成 29 年 2 月 18 日から 3 月 4 日にかけて、高梁市図書館の来館者に対して、利用者アンケートを実施したところ、市内からの来館者は 47.6%であり、52.4%は市外（岡山市、倉敷市、総社市等）からの来館であった。結果概要は下記のとおり。

A. 回答者（来館者）属性（性別・年齢・職業）

来館者全体では、年齢層は、30 代が 19.0%でもっとも多く、次いで 16～19 歳（17.5%）、40 代（15.2%）、20 代（13.8%）と続く。職業については、会社員・公務員・法人職員が 32.3%でもっとも多く、次いで、高校生（14.9%）、パート・アルバイト（12.3%）、中学生（10.4%）の順に多くなっている。

また、高梁市内の来館者に限っては、16～19 歳が 24.2%で最も多く、次いで 40 代（17.2%）、15 歳以下（12.5%）、30 代・60 代（10.9%）と続く。職業については、会社員・公務員・法人職員（21.1%）、高校生（20.3%）、パート・アルバイト（16.4%）、中学生（12.5%）の順に多い。

B. 総合満足度

新しくなった高梁市図書館について、全体では「大いに満足」との回答が 43.5%、「満足」との回答が 45.4%であった。高梁市内に限っては、「大いに満足」との回答が 39.1%、「満足」との回答が 46.9%であった。

C. 魅力を感じる点

新しい図書館について、魅力に感じている点については、駅に隣接していること、館内に飲み物を持ち込めること、カフェが併設されていること、開館時間が長いこと、365日開館していること、空間がおしゃれであることといった回答が多い。

D. 今後の利用意向について

今後も高梁市図書館を利用したいと思うかという問いに対して、全体では「非常にそう思う」という回答が50.2%、「そう思う」という回答が42.4%、高梁市内に限っては、「非常にそう思う」との回答が51.6%、「そう思う」との回答が43.0%であった。

(4) 委員からの主な質疑

Q. CCCに指定管理を打診した理由は、全国的に実績があるからか。

A. 新しい図書館の構想に当たり、開館時間の延長が念頭にあったが、人件費面で直営の方が割高になることが分かったため、指定管理による運営とした。CCCへの打診については、市長が図書とカフェの融合した空間を見て感化されたことが第一と聞いており、全国的にもCCCによる運営の他にカフェを併設している公立図書館の例がなかったために、随意契約という形となった。

Q. CCCによる運営については課題点も指摘されているところであるが、どのように対応しているか。議会から反対はなかったのか。

A. CCCへの指定管理について議会に提案した頃に、ちょうど他の図書館での選書や経理面の問題が明るみに出たところであり、議会からも心配の声が上がっていた。CCC側の反省もあり、選書についてはCCCで行うが、最終確認・了承を教育委員会で行うなど、行政側の関与を強めている。議会においてもこの旨を説明したが、CCCへの指定管理については全員の同意はもらえなかった。

Q. 来館者数について、すでに目標を達成したとのことであり、好評であることが伺えるが、午後7時から9時ころにかけての利用も多いのか。

A. 午後7時以降、利用者は減る。しかし、高梁市には大学があるため、学生の利用も多く、また、散歩のついでに子供を連れて訪れる年配の方も見られるなど、閉館間際まで来館はある。

Q. 基本構想が平成18年4月に策定されてから、基本計画の策定までに6年ほどを

要しているが、これほど時間のかかるものであるのか。

A. 基本構想から基本計画までの間に市長の交替があり、新庁舎建設の計画とともに、図書館の新設に向けての計画についてもいったん中断、再考することとなったものである。再考においては、市庁舎の中に図書館を含めるという案も検討されていた。

Q. 基本構想や基本計画、指定管理者業務要求水準書の作成については、教育委員会が主導で行ったのか。

A. 策定に係る委員会を教育委員会の中に設けて検討した。

Q. 指定管理料については1億5千万円程度となっているが、指定管理者の収支はどのようなものか。

A. 指定管理料は、約8千万円が人件費、1100万円が蔵書購入費であり、その他に施設管理に係る費用が含まれている。そのうち約10%に当たる1500万円が一般管理費となっており、これがCCCの利益となる。

Q. 利用者層の変化はどのようなものか。

A. 利用者層については、市外からの利用が52.4%を占めており、多くが鉄道を使って訪れている。JR備中高梁駅の乗降客数は1日当たり4,500人程度であったが、春休みには約1.5倍の乗降があった。利用者については20歳代以下で40%程度を占めており、特に長期休暇については学生の利用が多く、新たに設けた学習室の利用が殺到している状況である。

Q. 施設の1階部分については、各テナントにバスセンターの目的外使用許可を出しているとのことだが、賃借料は市の収入となるのか。

A. そのとおりである。

Q. 1階、2階のテナントについては、基本計画に定めるコンセプトに沿って選定したのか。

A. 2階のスターバックスコーヒー、蔦谷書店についてはCCC独自のコンセプトに基づき選定したものである。1階のテナントについては、市内事業者に公募を行い、応募のあった事業者が入っている。

Q. 図書館への誘導について、1階各テナントとは連携しているのか。

A. 駐車場は図書館も1階テナントも同一であり、図書館を利用すれば駐車券の無料処理ができるため、1階店舗を利用した人がついでに図書館へ寄るといった利用もされている。

Q. 建築工事について、契約金額が当初から変更となり、高くなっているが、要因は

何か。

A. 複合施設の建設と同時に、備中高梁駅の新駅舎についても工事を進めており、この関係で新たな工事が追加となったことによる。

Q. 場所の決定についてはどのような考え方で行ったのか。市民アンケートやワークショップを経て決められたのか。

A. 現在地のほかに、文化会館や文化交流館のある区域にも市有地があったため、この2案からの場所の選択となり、アンケート等を行った結果、より利便性の高い駅前前に決定したものである。新たに土地を購入して建設するという考え方は当初よりなかった。

Q. 市民によって図書館へのニーズは異なると考えるが、市民アンケートやワークショップはどのような層を対象に行ったのか。

A. アンケートについては、図書館利用者はもちろん、駅前で通勤者や学生、観光客等に対しても行った。また、今後、もっとも図書館の活用が望まれる小学生、中学生に対しては全校でアンケートを行っている。ワークショップについては、高校生グループや新成人グループを対象に意見聴取を行った。

Q. 場所の選定に当たって、議会ではどのような議論があったのか。

A. 駅前にすることにより鉄道の走行音が邪魔になるのではないかという意見や、中学生や高校生のたまり場となるのではないかといった教育的配慮からの意見が出された。また、鉄道利用が多いことから杞憂に終わったものの、駐車場が少ないのではないかといった意見もあった。

Q. 図書館の活性化により、駅前の商業施設の活性化につながっているか。

A. 全体には広がっていないが、タウン情報誌等に掲載されている商店の来客が増えたと聞いている。今後は、図書館から駅前商店街に人を誘導する仕組みづくりも検討したい。

Q. 市民からどのような課題が寄せられ、それをどのように改善していくのか。

A. 駅前に建設したことにより、市街地の活性化にはつながるものの、郊外部の過疎化にますます拍車がかかるといった意見が出されている。これに対して、移動図書館の停車場所を30カ所(以前は23ヶ所)に増やし、月2回の巡回を実施しており、同時に、全国初の試みとして、生活必需品の販売も行っている。毎回の停車時間を30分から1時間程度としており、現在は地域高齢者の見守り機能も果たすことができないか試行している段階である。なお、移動図書館の運営もCCCが行ってい

る。

Q. 観光に関するイベントを図書館の中でも行っているのか。

A. 備中高松城等、他の観光地と図書館をめぐる観光ツアーを民間の旅行会社が組んでおり、多くの参加があったと聞いている。

Q. 3階にある閉架書庫から4階の開架書庫への図書の移動については人力で行っているのか。また、館外に返却場所が多くあることについて魅力を感じる市民も多いとのことだが、これもCCCの職員が回収、書庫の整理を行っているのか。

A. 図書の出し入れは人力で行っている。また、返却ボックスについては市内商業施設や市役所、地域市民センター等に多数設けており、そこへCCCの職員が出向いて回収しているところであり、市役所についてはほぼ毎日回収がある。

Q. 図書の宅配返却とは何か。

A. 高梁市図書館の利用者登録は、国内在住であれば誰でも行うことができる。宅配返却とは、全国一律500円で自宅から貸出資料を返却できるシステムである。

Q. 図書館新設の経験から、新しい図書館の整備に当たっては何が重要であると考えるか。

A. すでに30万人が来館していることから、交通の利便性の高い場所であることが重要であると考え。また、高梁市図書館では、2階はコーヒーを飲みながら対話のできる場所、3階は静かに学習・読書をする場所、4階は子供たちの遊べる場所と使い方に合わせた区分けをしている。時代の変化に伴い、図書館自体も、単に本を読む場所から変化しているため、市民のニーズに合った図書館がよいと考える。

(4) 所感

高梁市図書館を含む高梁市複合施設については、JR備中高梁駅の自由通路と直結しており、非常に利便性の高い場所にある。また、駅と直結する2階部分が図書館の入口であり、来街者の目を引く外観を備えている。実際、調査によれば、来館者の約半数が市外からの来館であり、観光案内所を併設するなど、シティ・プロモーションの手法としても機能していることがうかがえる。現段階では目立った効果はないとのことであるが、将来的には、高梁市の中心市街地活性化への効果も期待される場所である。

図書館の運営については、CCCを指定管理者として行われているが、まず特筆すべきは開館時間であり、旧館では午後5時まで、年間270日程度の開館であったのに

対し、年中無休で午前9時から午後9時までの開館を実現している。また、座席数も32席から、合計321席と大幅に増え、新たに学習室も整備されたこともあり、学生や若者の利用が多いとのことである。学習室については、市民の声を反映して整備されたものであり、基本計画策定後に観光客も対象とした市民アンケートや若者によるワークショップを行い、広く声を集めて新しい施設や運営に反映させている点は興味深い。図書館に求めるものは、世代や利用者によっても異なる中、2階を対話・交流のできる場、3階を静かに読書・学習のできる場、4階を子供たちがのびのび過ごせる場と区分けを行い、各ニーズに応じた活用ができるよう工夫している点も、想定以上の来館者数や高い満足度につながっているのではないかと感じた。

CCCによる図書館運営については、選書や経理の面で全国的にも課題が指摘されているところである。選書に当たり、教育委員会による確認を行う等により適正な運営を担保しているとのことであるが、議会からは心配や反対の声もあったという。他方、移動図書館による生活必需品の販売や全国どこからでも図書を返却できるシステムなど、当指定管理者ならではのユニークな取り組みも行われているなど、メリットも多い。本市において、指定管理等の運営手法を考えるに当たっては、こうした他市町の事例におけるメリットや課題、またその課題を解決することができるのかといった点について十分検証の上、判断する必要があると考える。

本市も新しい図書館の整備に向け、ようやく第一歩を踏み出したところであるが、真に図書館のあり方に関する議論は今後の課題である。図書館については市民の関心も高く、様々な意見もあるところであるが、高梁市の図書館は、交通の利便性の高い場所にあり、なおかつ多様な市民ニーズへの対応に努力されており、運営に係る課題よりも来館者の満足度の高さの見える施設であった。今回の視察の内容も踏まえ、当委員会としても、今後の図書館のあり方に向けた議論に臨みたいと考える。



(下関市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 268, 257 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
面 積 715. 93 平方キロメートル
2. 財政 平成 29 年度一般会計当初予算 1189 億円
平成 29 年度特別会計当初予算 820 億 7683 万 9 千円
平成 29 年度企業会計当初予算 922 億 1632 万 3 千円
合 計 2931 億 9316 万 2 千円
3. 議会 条例定数 34
4 常任委員会 (総務、経済、文教厚生、建設消防)
2 特別委員会 (市出資法人調査、一般・特別会計決算審査)

4. 視察事項 下関市動物愛護管理センターの運営・取り組みについて

(1) 視察目的

下関市では、昭和 47 年建設の市保健所の犬抑留施設の老朽化や、平成 17 年 10 月の中核市移行に伴う業務量の大幅な増加に対応するとともに、近年の動物愛護思想の変化 (適正飼養に係る啓発) や、吸入麻酔による処分方法の採用等を実現するため、平成 21 年 4 月に「下関市動物愛護管理センター (動物ふれ愛ランド下関)」を開館した。総合的な動物愛護管理行政の拠点として、犬や猫とのふれあいのほか、殺処分の現状を正しく伝えることで生命を尊重し、動物と人とが共生する社会を目指しているほか、殺処分の方法については、世界初の人用吸入麻酔剤リサイクルシステムを導入している。

本市においてもボランティア団体への譲渡制度や犬・猫の避妊去勢手術の推進により、殺処分ゼロを目標に取り組みを進めているが、特に猫の殺処分については依然として多い状況であるなど、目標達成に向けては依然として課題の多い状況である。また、保健所の一時収容施設についても老朽化が進んでいることもあり、議会内においても、市独自での動物愛護センターの整備を求める意見もある。こうした状況下、市独自で動物愛護施設を設置し、動物と人との共生社会を目指す下関市の取り組みについて、本市の参考とすべく視察を行うこととした。

(2) 設立に至る経緯について

狂犬病予防対策のために、昭和 47 年に建設された市保健所の犬抑留施設の老朽化が著しく進んでいたこと、引き取られた犬猫の殺処分等は山口県へ委託していたが、平成 17 年 10 月の中核市への移行に伴い、中核市の責務として、自らが直接殺処分を行う必要が生じたことから、抑留・殺処分・焼却の一貫性を備えた施設の必要性が課題となった。

また、動物愛護と適正な飼養の普及啓発の推進を図る目的で、平成 18 年の下関市動物愛護施設（仮称）整備基本計画及び平成 19 年の下関市総合計画において、市民の間に動物を愛護する意識を広め、生命尊重、友愛及び平和についての情操を育むとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図るため、動物管理センターの整備構想が打ち出され、平成 19 年度から 20 年度に建設工事を行い、平成 21 年 4 月 1 日に開館した。

【整備概要・建設費】

A. 着工

事業期間：平成 17 年度～平成 21 年度

工 期：管理棟 平成 20 年 3 月 27 日～平成 21 年 3 月 19 日

愛護棟 平成 20 年 3 月 27 日～平成 21 年 3 月 19 日

特殊機械設備工事

平成 20 年 6 月 16 日～平成 21 年 3 月 19 日

B. 完成：平成 21 年 3 月 19 日（竣工）

C. 総事業費：約 9 億 6 千万円

うち、造成費を含む施設の建設費は約 8 億 2 千万円

(3) 施設の概要等について

①職員構成（平成 29 年 7 月 27 日現在）

職員総数 14 名

○正職員 7 名 ・ ・ ・ センター長 1 名、センター長補佐 1 名、主任 2 名、獣医師 3 名

○非常勤職員 6 名 ・ ・ ・ 業務員 2 名（1 名予定）、動物世話 2 名
事務補助 1 名

○アルバイト1名

②施設の概要

愛護棟、管理棟、ふれあいサークル、慰霊碑で構成される。

A. 管理棟

管理棟は動物の保護、抑留、殺処分、焼却を行う施設。

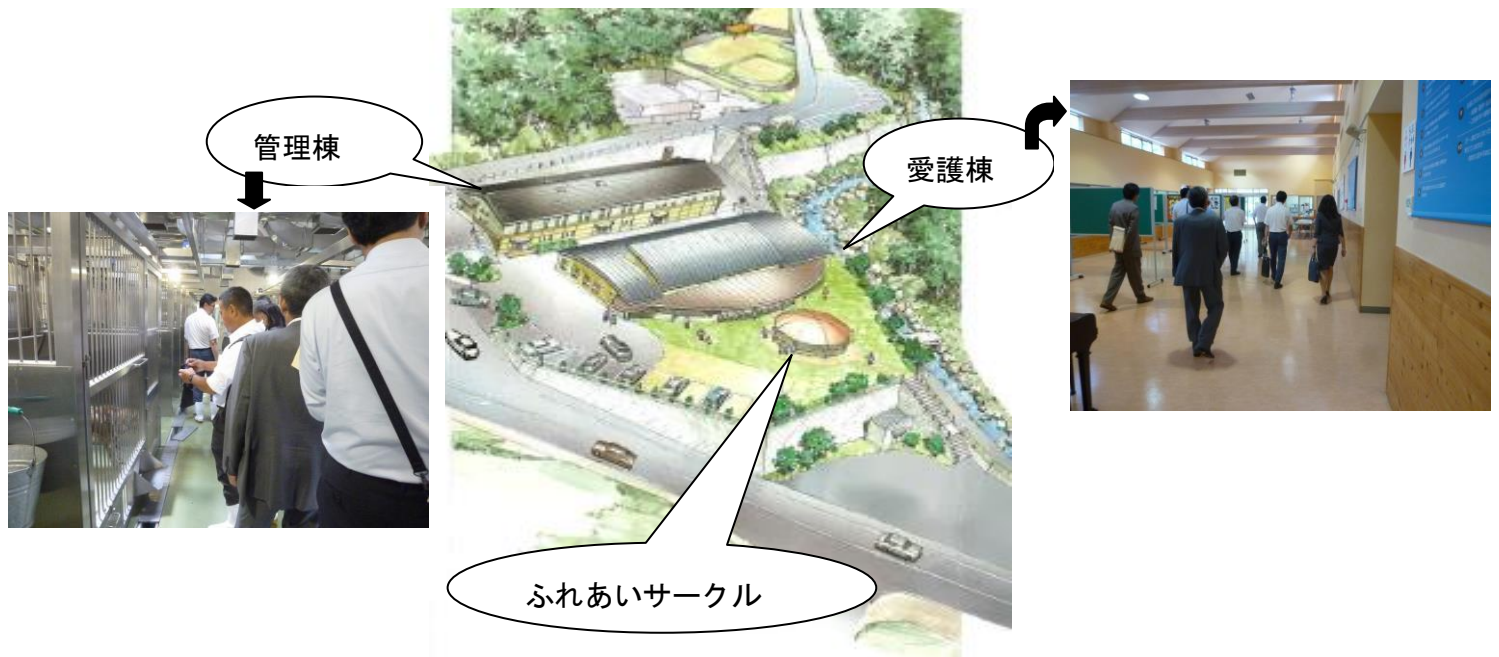
保護、抑留、殺処分のための設備は、動物にとって快適な環境となるよう、特に、やむをえない殺処分については、動物にとって苦痛のない世界初の取り組みとして、「吸入麻酔剤リサイクル手法」を導入。また、ペット火葬も受け付けている。

B. 愛護棟

愛護棟には多目的ホール、見合い室、譲渡犬・猫舎、ふれあい動物サークル、グルーミング室、治療室、研修室、図書室、ボランティアスペース等を設置。

多目的ホール、図書コーナー及び研修室では、市民が適正飼養を初めとした、動物愛護の情報を学ぶことができる資料の展示や学習会等を行う。屋外のふれあいサークルでは、譲渡犬の展示やふれあい等を行っている。

また、殺処分数減少のために定期的な譲渡会の実施や保護期間の延長、ホームページを活用して譲渡用動物の紹介、さらに譲渡前講習会や飼い主への面接、譲渡後の飼養状況調査などを通じ、適正な飼い主としての教育を行っている。



(4) 動物愛護管理センターの業務

①畜犬等対策業務

「狂犬病予防法」に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務を行い、狂犬病の発生を予防する。

また、「山口県飼犬等取締条例」に基づき、犬の適正管理についての飼い主指導、野犬等の捕獲を行い、人その他に対しての害を防止する。

A. 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

	登録者数（登録申請数）	狂犬病予防注射実施数（接種率）
H22	15,268（1,084）	11,979（78.5%）
H23	14,818（1,087）	11,698（78.9%）
H24	14,624（1,004）	11,435（78.2%）
H25	14,110（819）	11,018（78.1%）
H26	13,839（886）	10,617（76.7%）
H27	13,467（967）	10,361（76.9%）
H28	13,332（1,112）	10,665（79.9%）

B. 動物愛護管理センターの犬の捕獲及び引取り数の推移

	捕獲				引取り				捕獲・引 取計
	幼犬	子犬	成犬	計	幼犬	子犬	成犬	計	
H21	77	112	163	352	23	45	58	126	478
H22	50	91	137	278	16	42	72	130	408
H23	60	112	134	306	6	24	50	80	386
H24	27	59	130	216	6	31	64	101	317
H25	34	47	120	201	0	16	37	53	254
H26	22	53	102	177	0	6	80	86	263
H27	38	38	115	191	4	3	36	43	234
H28	0	31	76	107	0	0	22	22	129

C. 犬に関する苦情件数、違反者に対する措置件数（平成 28 年度）

犬に関する苦情	家畜被害	0 件	105 件
	農作物被害	0 件	
	放し飼い	62 件	
	鳴き声	13 件	
	ふん放置	14 件	
	厨芥散乱	0 件	
	その他	16 件	
違反者に対する措置	措置命令	0 件	0 件
	始末書	0 件	

②動物愛護管理業務

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物に対する愛護意識及び適正飼養の普及啓発を行い、人と動物が共生できる社会づくりに努めている。主な事業は下記のとおり。

A. いのちの教室

年間 8 回（平成 28 年度）程度、センターの獣医師が小学校に赴き行う。当センターの業務や犬猫の引取り・処分の現状を伝え、理解してもらうことにより、一人ひとりが人と動物の共存について考えるとともに、生命の大切さについて考える機会を与えることを目的とする。

講演の中では聴診器を使いウサギの心音や、児童や先生の心音を聞く体験もしている。

B. 譲渡前講習会・譲渡会

犬・猫の譲渡を受けるには、譲渡前講習会を受け、「譲渡前講習会修了証」の交付を受けることが必要。動物愛護管理センターでは、毎月 3 回、譲渡前講習会、譲渡会を行っている。

《犬、猫の譲渡数》

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
犬	128	122	86	48	62	50	46
猫	28	45	44	32	35	41	36

C. 犬のしつけ方教室

《一般コース》 平成 29 年度開催予定：5 回

対象：市内在住の犬の飼育舎（犬の同伴はできない）

内容：犬の飼育（しつけ方）の基礎知識を陽性強化法（ほめて育てる手法）により学ぶ

定員：30 名

講師：警察犬訓練士等

《パピーコース（2 日）》 平成 29 年度開催予定：4 回

対象：市内在住で、2 日間とも受講できる人。2 日目は、犬の同伴が可能な人

内容：犬に対する実技指導を伴うしつけ方教室。犬の社会化に適した生後 8 か月以内の犬に限定し、愛犬が家族の一員としてだけでなく、社会の一員として心地よく暮らすためのヒントを学ぶ。

定員：6 組（飼い主とその家族）

講師：家庭犬インストラクター等

D. 下関市動物愛護推進協議会や下関市動物愛護推進員と協働しての啓発活動

※下関市動物愛護推進協議会

「動物の愛護及び管理に関する法律」第 39 条の規定に基づき設置。委員は 7 名（獣医師、動物愛護団体、教育委員会、小学校長、中学校長、幼稚園長、保健所長）。

※下関市動物愛護推進員

「動物の愛護及び管理に関する法律」第 38 条の規定に基づき委嘱。現在 26 名（獣医師、小学校教諭、動物愛護団体、公募市民）。

E. 下関動物ふれあいフェスティバル

広く市民に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうため、下関市開業獣医師会及び下関市動物愛護推進協議会と共催で、例年動物愛護週間中の9月23日に動物ふれあいフェスティバルを開催。

- (内容)
- ・犬の永年飼養者表彰（15年以上適正飼育者）、児童絵画表彰
 - ・犬猫の譲渡会
 - ・ねこのおもしろ行動教室
 - ・下関市開業獣医師会による無料動物健康相談
 - ・犬のしつけ方教室
 - ・動物慰霊祭
 - ・ミニ動物園 等

②動物愛護管理センター業務

施設の適正な維持管理を行うとともに、捕獲犬や引き取った犬・猫の収容、処分、及び死亡したペットの火葬を行っている。

具体的には、①「管理棟」内の設備の維持管理、②収容している犬や猫の管理（エサやり、清掃、消毒）、③収容している犬や猫の殺処分、④殺処分した犬や猫等の火葬を行う。

A. 犬、猫の収容及び処分状況の推移

○犬の収容及び処分状況

	収容（引取、捕獲）	譲渡、返還	殺処分（死亡含む）
H21	478	174	278
H22	408	181	236
H23	386	172	208
H24	317	151	182
H25	254	108	140
H26	263	120	148
H27	234	126	94
H28	129	91	43

○猫の収容及び処分状況

	収容（引取、捕獲）	譲渡、返還	殺処分（死亡含む）
H21	1,534	30	1,502
H22	1,351	28	1,322
H23	1,226	47	1,180
H24	1,107	45	1,056
H25	904	34	874
H26	875	40	829
H27	775	43	738
H28	788	39	742

B. 平成28年度に収容された犬・猫の収容状況、処分状況について

○センターにおける収容状況（飼犬、野犬等、飼猫、所有者不明猫の別）

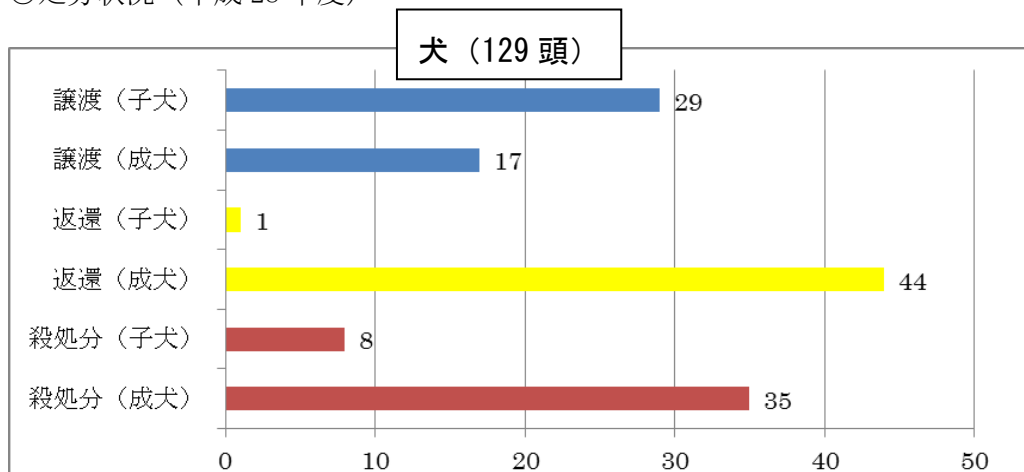
犬（計129頭）⇒野犬等の捕獲107頭（成犬76頭、子犬31頭）

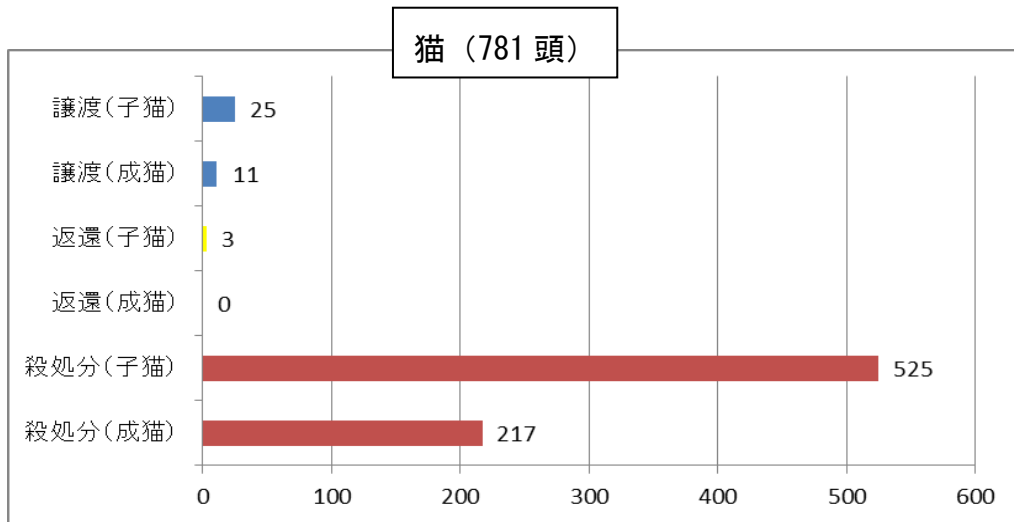
飼犬の引取り22頭（いずれも成犬）

猫（計788頭）⇒所有者不明猫の引取り732頭（成猫189頭、子猫543頭）

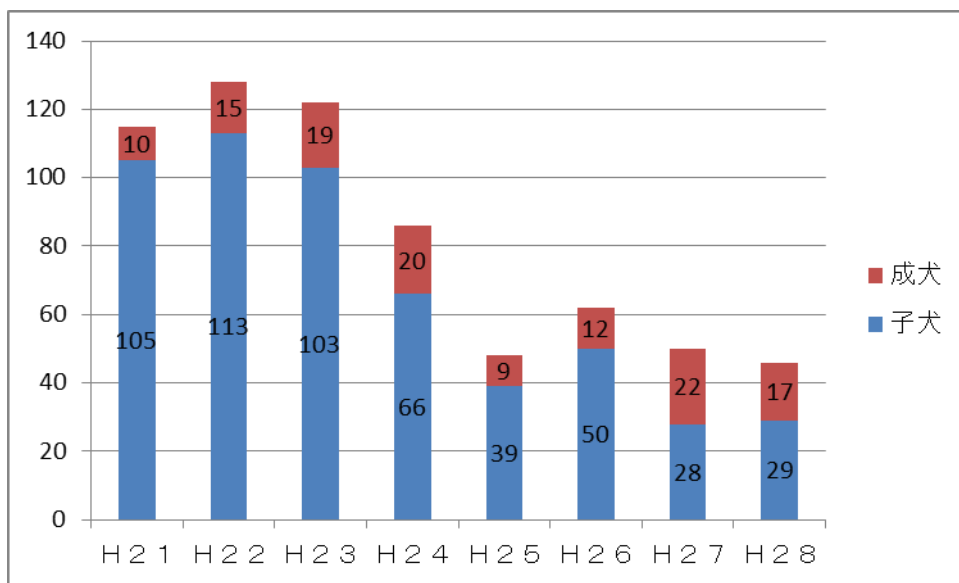
飼猫の引取り56頭（成猫40頭、子猫16頭）

○処分状況（平成28年度）





※センターから譲渡した犬の内訳推移



C. 殺処分を減らすための下関市の取り組み

- i) センターに収容する犬や猫の数を減らす
- ii) 譲渡会を幅広くPRし、譲渡数を増やす
- iii) 「いのちの教室」の実施
- iv) 「動物ふれあいフェスティバル」等の事業を通じた適正飼養の啓発
- v) 犬、猫の避妊手術助成金交付
- vi) 猫の室内飼育の普及啓発（「ねこの適正飼養に関するガイドライン」による啓発）

※犬及び猫の避妊手術助成金交付

犬及び猫の不必要な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的に、犬及び猫への避妊手術の実施を奨励し、避妊手術助成金を交付している。

交付金額：1件4,000円

交付実績：322件（平成28年度）

犬		猫	
オス	メス	オス	メス
37件	49件	115件	121件
86件		236件	

D. 処分数等の目標について

山口県の動物愛護管理推進計画の目標は下記のとおり。

- ・犬の殺処分数（平成24年度）1355頭⇒（平成35年度）700頭以下（50%削減）
- ・猫の殺処分数（平成24年度）4030頭⇒（平成35年度）1200頭以下
(70%削減)

下関市総合計画においては、下記のとおり犬の殺処分を減らす取り組みの進捗状況を示す指数として、犬の譲渡率を上げることを指標としている。

- ・犬の譲渡率（平成25年度）18.9%⇒（平成31年度）29.0%

平成28年度現在で35.6%と目標を大きく上回っているが、これは引き取り数が減少していることが大きな要因であり、譲渡数はほとんど変わっていない。

E. 殺処分における吸入麻酔剤リサイクルシステムの導入について

やむをえない動物の処分方法については、現在国内の多くの施設では炭酸ガスによる方法を採用しているが、致死過程の中で苦悶状況を呈することがあるとの見解があることから、動物にとって、より安楽な方法について検討した結果、吸入麻酔剤を「再利用」する「吸入麻酔剤リサイクルシステムによる手法」という世界で初めての方法を施設整備と併せて導入した。これについては、「動物の処分方法及び装置」という発明名称により、特許を取得している。

この装置により、処分される動物の苦痛がなく、処分に携わる職員の精神的苦痛

も大きく軽減され、地球温暖化物質である麻酔剤がリサイクルされることで、地球温暖化防止効果もある。

<システム概略>

処分の対象となる動物に、動物用処分装置から液化回収された吸入麻酔剤（セボフルラン）を吸入させ、終始酸欠状態にならない酸素濃度（18%以上）を保ち、かつ、吸入麻酔剤濃度（約 15%）をコントロールしながら麻酔下におき、一定時間保留後心停止を確認する。

その後、余剰麻酔剤を（ガス状）液化回収し、回収した麻酔剤は繰り返し使用が可能となる（回収率 75%）。

（5）当施設運営における成果・課題について

①市民からの評価について

・旧動物抑留施設とは違い、建物が明るい雰囲気であることから、市民にとっては以前よりも訪問しやすくなっていると考えられる。このため、以前は犬猫の収容施設に来ることをためらっていた市民も、当施設に来ることができるようになってきているようである。

・当施設を訪れ犬猫とのふれあいができることから、自宅では事情により飼養することができない市民に大変喜ばれている。

・犬や猫のことは当施設に問い合わせれば何らかの解決ができると認識している市民が多いと思われる。また、当施設が開催する講習会等にも多くの市民が参加し、特に1年に1回実施している動物ふれあいフェスティバルには多くの市民が参加している。

②課題について

A. 開業獣医師会員の高齢化・獣医師不足

市の施策に協力している獣医師の高齢化と会員数の減少が課題となり新たな獣医師の確保が問題となっている。

B. 吸入麻酔剤リサイクルシステムの計画的な設備保全

今後設備の老朽化により、修繕等の維持管理費用の増大や、設備更新も予測され

ることから、適宜点検等メンテナンスを行い、長寿命化を図る必要がある。

維持管理経費：保守点検業務 6,077,160 円／年間

特許更新手数料 81,200 円／年間

※システム更新費用：375,900,000 円

1 頭当たりのコスト：11,260 円

(6) 委員からの主な質疑

Q. 当施設設置の経緯について改めて確認したい。

A. 平成 17 年の中核市移行により、新たに引き取られた犬猫の殺処分、火葬等を一連して市自ら行う必要が生じた。以前は処分した動物の焼却を山口県に委託していたが、当施設の設置に伴い火葬施設を設けたため、現在は焼却まで市において行っている。

Q. 吸入麻酔剤リサイクルシステムのシステム更新費用が 3 億 7 千万円程度となっているが、施設整備に当たる総事業費のうち、吸入麻酔剤リサイクルシステムの導入に係る部分も大きいのか。

A. そのとおりである。導入に当たっては、議会等からも反対の意見が聞かれたが、開業獣医師会等の協力もあり、実現に至っている。

Q. 吸入麻酔剤リサイクルシステムは、麻酔のコントロールにより動物を死に至らしめるものであると理解するが、なぜ当システムの導入となったのか。

A. 開業獣医師会からの提案によるものである。

(7) 所感

当委員会が説明を受けた愛護棟については、従来の犬猫の収容施設のイメージと異なり、非常に開放的で明るい雰囲気であった。入り口を入ってすぐの多目的ルームと譲渡犬舎、猫舎との距離も近く、犬猫とのふれあいもできることから、市民の訪問は多く大変喜ばれているとのことである。また、動物愛護管理に関する啓発拠点としての認知度は高く、毎日、問い合わせや相談も多いとのことであり、市民の動物愛護意識の醸成に向けて当センターの果たす意義は非常に大きいと感じたところである。

下関市では、犬猫の数こそ多いものの、犬猫ともに殺処分数は右肩下がりであり、

本市においても課題である猫の殺処分数については、開館当初の平成 21 年度が 1502 件であったのに対し、平成 28 年度では 748 件とほぼ半減している。成犬や猫の譲渡が進まず、子猫の引き取りは依然として多いといった状況ではあるものの、当センターを開設し、「いのちの教室」や「動物愛護フェスティバル」をはじめとした様々な意識啓発に取り組んできた一定の成果はあると考えられる。さらに、下関市では、法律の規定に基づき、動物愛護推進協議会及び動物愛護推進員も設置しており、殺処分を限りなくゼロに近づけるべく取り組みを進めている。説明においても強調されていたところであるが、殺処分ゼロに向けては、行政のみの対応ではなく、動物愛護の精神に則り、市民と行政が一体となった取り組みを行うことが重要であることを改めて認識させられた。

一方、やむをえず殺処分を行う場合に、動物にとってより苦痛のないよう導入された吸入麻酔剤リサイクルシステムの維持管理に多額の費用がかかること、獣医師の確保が困難となっていることなど、施設運営面における課題も確認することができた。説明においては、動物愛護管理業務は殺処分を伴うものであるため、獣医師が就任に消極的であるという面もあるのではないかとのお話しも聞かれたところである。今後、本市において動物愛護センターの整備等を検討する場合は、こうした課題点についても十分留意する必要がある。

三重県においては、平成 29 年 5 月に三重県動物愛護推進センター「あすまいる」が開所され、当面、本市は当センターとも連携し、殺処分ゼロに向けて取り組みをより強めていくこととなるを考える。本市においても、特に猫については依然として引き取りや殺処分が多いという状況であるが、下関市は、動物愛護管理センター開所後、着実に犬猫の引き取りや処分数を減らしている。単なる犬猫の収容施設ではなく、動物愛護推進の拠点から積極的に情報発信し、行政、市民が一丸となって適正飼養の推進、処分数の減に努める下関市の取り組みは大いに参考になると考える。当委員会としては、こうした下関市における取り組みも参考に、本市の今後のさらなる動物愛護施策の推進に努めるとともに、本市独自の動物愛護センターの必要性についても議論していきたい。

(多久市)

1. 市勢 市制施行 昭和 29 年 5 月 1 日
人 口 19,813 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
面 積 96.96 平方キロメートル
2. 財政 平成 29 年度一般会計当初予算 125 億 5000 万円
平成 29 年度特別会計当初予算 64 億 1328 万 3 千円
平成 29 年度企業会計当初予算 25 億 7025 万 8 千円
合 計 215 億 3354 万 1 千円
3. 議会 条例定数 16
3 常任委員会 (総務文教、産業厚生、議会広報)

4. 視察事項 小中一貫教育・義務教育学校への移行について

(1) 視察目的

多久市は、平成 25 年 4 月に全国に先駆け、市内すべての小中学校で小中一貫教育を開始し、文部科学省の「小中一貫教育校による多様な教育システム調査研究」の指定都市に選ばれるなど、小学生と中学生がひとつの学校で学ぶ教育実践を積み重ねてきた。併せて地域学、ICT教育、国際化など教育をより豊かなものとする取り組みも推進している。平成 28 年に改正学校教育法が施行され、小中学校 9 年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校が制度化されたことから、小中一貫校 3 校を平成 29 年 4 月にすべて義務教育学校へ移行したところである。

全国的に、少子化による児童生徒数の減少が進む中、本市においても全市的な学校配置を見直すことは喫緊の課題であり、平成 28 年度には学校規模等適正化検討会議が開催され、全市的な学校規模等の適正化に向けた具体的な取り組みの方向性について、検討を始めたところである。本市において、現在、小中学校 9 年間の義務教育を一貫して行うことについて具体的な方針はないが、今後の学校規模等適正化や教育のあり方を考える上で、多久市の全市小中一貫教育に至る経過や取り組み状況をひとつの参考とすべく、視察を行うこととした。

(2) 全市小中一貫教育の実現に至る経過について

○多久市立学校適正規模・適正配置検討委員会の設置（平成 18 年 7 月 24 日設置）

・第 7 次行政改革大綱（計画期間：平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

に基づき設置。小規模校の解消が図られることによる適正規模による教育的効果の向上を目指す。

・委員数 12 名（学識経験者 6 名・関係団体代表 4 名・教職員 2 名）

【取り組み事項】

・少子化、人口減少傾向の中、一部の学校では複式学級の編成となっており、極端な少人数の学級は、様々な問題を抱えていたことから「7 小学校（1 分校）・3 中学体制について将来いかにあるべきか」を主題に検討。

【検討経過】

・第 2 回～第 3 回 南溪分校のあり方について検討

⇒平成 18 年 11 月 19 日答申 建物も改築後 54 年経過と老朽化しており、児童数も今後減少傾向にあり、本校との統合が望ましい。

⇒その後、地元、保護者等の説明会を重ね、平成 20 年 3 月 30 日に閉校。

・第 6 回 児童生徒数の推移説明、小中一貫校について提案（平成 19 年 6 月 27 日）

<個別事例の検討から全市的な適正化対策へ>

現在の学校には、児童生徒の学力面の不安、さらに、いじめや不登校、学級崩壊、問題行動の低年齢化、小 1 プロブレム、中 1 ギャップなど心の問題をはじめ、多くの課題が山積している。小学校は学級担任制で、中学校は教科担任制に変わり、個人差があるにしても多かれ少なかれ「学校生活に対するとまどい」から「学校生活に対する意欲の低下」につながっていく状況が見られ、この傾向が強くなり学習離れや学校嫌いの大きな要因の一つになっている。一方、保護者や市民はこうした問題を学校が解決してくれることを強く期待する傾向が強い。この解決策の一つとして、小学校と中学校の接続による 9 年間の一貫した新しい教育システムである「小中一貫教育」が注目を浴びている。

・第 10 回 中間答申（平成 19 年 12 月 19 日）

小中学校における諸課題を解決するとともに、保護者や地域の多様なニーズに積極的に応えるため、

●小学校高学年から中学校進学時に生じる子供たちの心理的不安を軽減し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、系統的・継続的な教育活動を展開できる学校

●同年齢・異年齢集団による多様な活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむことができる学校

●地域のコミュニティセンターとしての役割を担う学校

を基本としながら、小中一貫教育を基軸とする学校規模の適正化と適正配置を考えていく必要があることを提言し、小中一貫教育を中核として新しい教育システムの構築することを課題として示されている。

<概要>

- i) もっとも望ましい教育環境実現のため統合・再編を早急に進め、市内3中学校区のまとまりをつくる（平成23年を目途とする）
- ii) 統合に当たって、一部新たな学校を建設し、一部既存の施設を活用する
- iii) 小中一貫教育の研究を進め、その導入を図る
- iv) スクールバスの導入を図り、通学対策を総合的に講じる
- v) 多久市の特色を生かした学習ができるような創意工夫をする
- vi) 跡地や跡施設は、地域活性化につながる活用を検討する

※取りまとめた成果を市民・保護者等に公開し、幅広く意見を拝聴し、可能な限り反映させていくため、あえて「中間答申」としている。

以降、各学校及び保育園・幼稚園の保護者や地区住民への説明会を開催し、意見交換を行っている。

・第13回 最終答申（案）まとめ（平成20年8月1日）

・平成20年8月11日 最終答申

同日の臨時教育委員会において、最終答申で示された小中学校再編・小中一貫教育の導入を平成23年4月から答申どおりに行うことを決定。

・平成20年8月25日

教育委員会が採択した最終答申を受け、庁議において多久市として、小中学校再編・小中一貫教育の導入に向け取り組むことを決定。実施時については、

平成 25 年 4 月とする。

※地区等への説明会においては、特に年配の住民から学校の統廃合に対して厳しい意見がある一方、当時の西部小学校や納所小学校は複式学級もあり、そのような環境で子供たちに教育を受けさせるのは好ましくないとの意見も聞かれた。また、議会においても、当時中学生の問題行動が見られたため、中学生が小学生をいじめるのではないか、そのような場合誰が責任をとるのかといった意見も出され、実際に、市の方針決定後の議会は、かなり紛糾した状態であったとのことである。

(3) 小中一貫教育の進め方について

①小中一貫教育の開始について

全市一斉に小中一貫校をスタート。

○北部小学校・緑が丘小学校・南部小学校

⇒小中一貫校 東原庁舎中央校【中央中学校・中央小学校】

(同一敷地内併設型、小学校施設は新設)

○東部小学校・納所小学校

⇒小中一貫校 東原庁舎東部校【東部中学校・東部小学校】

(校舎一体型、東部中学校施設を活用)

○西部小学校・中部小学校

⇒小中一貫校 東原庁舎西溪校【西溪中学校・西溪小学校】

(校舎一体型、西溪中学校施設を活用)

※学校建築に伴う費用 【歳入】

単位：円

	中央校	東部校	西溪校	計
国費	863,041,000	0	0	863,041,000
県費	57,340,000	0	0	57,340,000
起債(過疎債)	2,058,900,000	515,300,000	197,000,000	2,771,200,000
文教基金	100,000,000	42,000,000	57,000,000	199,000,000
一般財源	322,436,062	9,981,305	11,816,331	344,233,698
計	3,401,717,062	567,281,305	265,816,331	4,234,814,698

【歳出】

単位：円

	中央校	東部校	西溪校	計
事務費	15,206,185	815,440	689,000	16,710,625
委託料	200,544,750	33,231,450	16,811,550	250,587,750
工事請負費	3,095,446,675	533,234,415	248,315,781	3,876,996,871
公有財産購入費	73,488,852			73,488,852
補償補填	17,030,600			17,030,600
計	3,401,717,062	567,281,305	265,816,331	4,234,814,698

②小中一貫教育の開始に当たって

- ・市広報や新聞を活用し、どのような学校を作っていくのか市民へ周知。
- ・平成23年度、24年度においては、教育委員長を委員長とする「小中一貫学校づくり実行委員会」を最終決定機関とした「小中一貫学校づくり」組織を立ち上げ、各検討部会において、校名・校歌・校章の企画・立案や学校教育目標の立案、学級編成や教育課程作成など、さまざまな事項について検討。
- ・小中一貫教育のあり方や校舎建築のあり方、スクールバス運営のあり方等の検証のため、先進地視察を実施。
- ・平成22年度には、数年後の小中一貫教育を見越して、小々・小中連携学習・活動を実施。具体的には、統合予定の小学校6年生同士での社会科見学の実施、小中合同での夏休み期間中の登校日における平和集会の実施など。

③小中一貫教育の実手法について

新たな義務教育9年間の学校づくりをめざし、小学校と中学校の滑らかな接続を作り上げるため、小学校6年間・中学校3年間の区割りを見直し、新たな義務教育9年間の小中一貫校を作り上げる。

⇒4・3・2の区割り

- ・前期（1・2・3・4年生）・・・〔基礎期〕 学びの習慣化
- ・中期（5・6・7年生）・・・〔充実期〕 学び方の定着・発展
- ・後期（8・9年生）・・・〔発展期〕 自己学習力の形成

同じ職員室に小学校・中学校の先生が入り、協働で教育実践を展開する。また、このことにより、児童生徒の学習・生活についての情報交換を密に行い、義務教育9カ年の教育の質を高める。具体的には、1) 小学校教員と中学校教員の相互乗り入れ授業の推進、2) T T・少人数授業を行う学年・指導形態・指導方法の工夫、3) 前期・中期・後期を基本にした学年行事の工夫といった取り組みを行っている。

<小中一貫教育の全体像>

		学校教育目標(小中同一目標)								
		めざす児童生徒像								
学 制	小 学 校				中 学 校					
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
段 階	前期:基礎期				中期:充実期			後期:発展期		
指導の重点	●基礎的・基本的な学習内容の定着 ●家庭との連携を生かした学習・生活習慣の定着				●個に応じた学習の深化とリーダー力の育成 ●社会性・規範意識の育成			●進路希望の実現への指導・支援 ●地域社会の一員としての行動化		
指導体制	学級担任制				教科担任制					
	担任 指導方法担当・級外				担任・小中一貫加配教員 小中教員相互乗り入れ			担任・教科担当 指導方法担当		
T T・少人数(興味・関心別, 習熟度別, 等質)指導										
カリキュラムの特色	各教科(重点教科:国語,社会,算数・数学,理科,英語)の一貫指導									
	特別支援教育における一貫指導・支援(知的, 自閉・情緒障害, 言語通級, LD・ADHD通級 等)									
	人権・同和教育, 安全教育, 生徒指導, 教育相談, 総合的な学習の時間における一貫教育									
	郷土探検活動			多久学(多久市の偉人, 行事・特産物 等)				職場体験, 地域ボランティア		
	論語教育・論語カルタ実践・論語検定試験の実施									
教 職 員	英語活動		国際理解		外国語活動		英語科			
	校長 副校長 教頭(小) 教頭(中) 主幹教諭 指導教諭 養護教諭2 事務職員2 学校教育支援員 ICT支援員 スクールサポーター(警察OB) ALT 英語活動等支援員									

※校長は、小中学校合わせて1名の配置。副校長職の導入。

電子黒板の全普通教室への導入に合わせて、市内でICT支援員10名を採用し、各校に配置。

③教育の特色

○学力向上

市内全学校に3カ年の「小中一貫教育・学力向上」研究委嘱を行い、毎年、中学校区ごとに研究発表会を開催する。11月に「多久市教育の日」を定め、市内全学校を公開する。

○心の教育

児童生徒合同の「トイレ掃除活動（トイレ磨きは心磨き）」、外部機関との連携による「命」の授業や家庭読書推進のための「家読（うちどく）」・「地域ボランティア活動」に取り組む。

○多久学

孔子の教え「恕（思いやり）の心」をまとめた論語カルタを教育実践に取り入れる。また、多久市偉人カレンダーで紹介されている人物について、4年生社会科で学習する。さらに、地域伝統行事「太鼓、浮立、積菜」等に積極的に児童生徒を参加させる。地域住民に、学校教育の様々な活動場面に参加していただく。

○交流活動

小中一貫教育9カ年における前期・中期・後期の交流（学習・行事）を計画的に実施する。各種の行事における学年の組み合わせを工夫する。また、幼保小連携、小高（多久高校）連携も推進する。

※各校の特色ある行事の成果について提出を義務付け、振り返りを習慣化している。

○ICT教育

全教室に「電子黒板」を配備し、また、ICT支援員を配置。児童生徒の興味・関心を高める、分かる、成果を上げる授業づくりを推進する。パソコン室での授業を公開し、保護者も一緒にパソコン活用授業に参加できる授業を実践する。学校の校内LAN環境を活かした教育実践・各種事務処理に取り組む。

○国際化

小学校1年生から「英語活動」を導入。中学校英語担当教員やJ T（市採用英

語活動支援員)が小学校で英語活動を支援する。また、ALT(外国人指導者)が小・中学校での授業を支援する。

④部活動について

東原庁舎中央校については、平成25年度からの3年間で150名ほどの生徒数の減があり、東部校、西溪校については単学級の人数となっているなど、少子化の傾向が顕著であり、部活動の顧問数の不足や団体種目のチームが組めないという状況が発生している。このため、部活動の検討委員会を立ち上げ、平成30年度に向けて各校の合同練習といった手法について検討しているところである。

⑤スクールバスの導入について

小学校の統廃合に伴い、徒歩での通学が困難となる生徒が発生するため、多久市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申を受けて、スクールバスを導入。

○運営形態 民間事業者委託

車両：市購入(17台のうち9台は文部科学省へき地児童生徒援助費等補助金を活用)

事業費 92,886千円(主な財源内訳 国庫16,560千円、過疎債74,800千円)

○乗車範囲の設定方法

多久市スクールバス条例及び多久市スクールバス条例施行規則を制定

⇒小学生：距離2kmを超える【通学時間30分】

(中学生：距離6km超)

○便数 登校時 1便/朝

下校時 3便/夕

登下校時のバス台数、路線数及び利用者数(平成27年9月現在)

	中央小	東部小	西溪小	計
バス台数(路線数)	11(17)	2(2)	4(5)	17(24)
スクールバス利用者数	280	44	69	393
児童数	543	237	188	968
スクールバス利用率	52%	19%	37%	41%

○通学路の設定方法について

校区	施設形態	統合される 児童の通学 方法	通学路の設定
中央	新小学校を中 学校敷地に隣 接	徒歩・スク ールバス	徒歩通学：既存の中学校通学路を基本。通学路 上の危険箇所について歩道橋設置、 歩道拡幅などの安全対策を行った。
			バス通学：安全な場所にバス停を設定
東部 西溪	既存施設活用	全域スクー ールバス	徒歩通学：通学経路は変わらないため、旧小学 校の通学路をそのまま設定
			バス通学：安全な場所にバス停を設定。

※地元役員で構成する通学対策委員会を廃校となる旧小学校区ごとに設置し、スクールバス、通学路について協議を行った。

(4) 跡地の活用について

- 旧西部小学校 ⇒ 多目的グラウンド
- 旧緑が丘小学校 ⇒ 国体に向け、近隣運動公園と一体化しての整備構想あり
- 旧北部小学校 ⇒ 平成 29 年度に児童センターとして開館
- 旧南部小学校 ⇒ 民間が活用
- 旧納所小学校 ⇒ 地域の交流センター

(5) 成果・課題について

<成果>

- ・いわゆる中 1 ギャップの解消に繋がっており、中学生の問題行動が激減し、補導件数も減っている。
- ・特に男子中学生の表情が統廃合前に比べて柔らかくなったと感じられる。昼休みに小学生が中学生の手を握って歩く、遠足の帰り道に疲れた小学校 1 年生を中学生が背負って歩く等の心温まる光景が見られるようになった。

<課題>

- ・ いじめ、不登校がゼロにはなっていない。
- ・ 目に見えた学力の向上にはつながっていない。
- ・ 学級担任制をとる小学校と、教科担任制をとる中学校の文化の違いから、教職員の都合が合わず、会議等の時間がとりにくい。
- ・ 上記の理由から、会議においては、限られた時間内に9学年の内容を詰め込む必要があり、効率の良い会議運営が求められる。

(6) 委員からの主な質疑

Q. 小学校、中学校についてはそれぞれ教員免許が異なることから、全市小中一貫校とすることについて、教職員の間で抵抗はなかったのか。

A. 義務教育学校は、将来的には小中学校双方の教員免許が必要になると考えるが、現状では、特に中学校の教員について小学校の教員免許所持者が非常に少ない状況である。現在は、佐賀県より小中の兼務辞令を発令の上、例えば数学科担当の中学校教員が小学校の算数の授業にT2で入るといった対応を行っており、中学校教員が入ることにより児童生徒の授業に臨む真剣さが一変したと聞いている。中学校教員については、その分、二、三時限程度の負担が増えることになるが、小学生相手と中学生相手では授業の反応が全く異なるため、非常に楽しい、ぜひ今後も担当させてほしいといった声も多い。このことから中学校教員の小学校への積極的な乗り入れの流れができており、他方で中学校の部活動の指導へ参加している小学校教員もいる状況である。

Q. 多久市では、最初から全市小中一貫校とする想定であったのか。小学校の統廃合で済ませるとの選択肢はなかったのか。

A. 中1ギャップ等の解消に向けた小中連携を目的とし、平成13年度より3年刻みで小中連携に関する研究会を開催してきた。多久市の3中学校区部会全てがもれなく研究・発表を担当しており、多久市の教職員全員が1校に集まることで、市内小中一丸で研究に取り組んできたところである。こうした経緯もあり、多久市では学校規模の大小にかかわらず、各校個別の課題を常に全市的な課題と捉えるため、小中一貫教育についても一斉に取り組もうという流れになったものである。

Q. 統合前の各学校のプール及び体育館についてはどのように対処しているか。

A. 中央校については、小学校施設を新設しており、プール、体育館ともに小中それぞれの施設を使用している。東部校については、学級は全て旧東部中学校施設を活

用しているが、プールは、深さの問題から小中学校それぞれのプールを使用している。体育館は旧東部中学校施設を活用し、旧東部小学校の体育館は地域に開放している。西溪校は全ての学級が旧西溪小学校施設に入っているが、東部校、中央校と同様に小中それぞれのプールを使用しており、また、体育館についても小中それぞれの体育館を使用している。東部校のみが1体育館となっており、体育の授業のカリキュラム編成や小中合同で行う運動会・体育祭の際の使用に課題があるため、運用において工夫が必要となっている。また、プールの深さについて工夫することで、小中のプールを統一し、維持管理費用を抑えるという構想が検討されている。

Q. スクールバスがあるのであれば、民間の温水プール等を活用できるのではないかな。

A. 近隣にないため、往復に授業時間を要することがネックと考えるが、民間による指導は大変効果的と考える。ただし、県内で事例がないため、そこまで検討していない状況である。

Q. 全市で小中一貫教育を開始する際、給食の体制に変更はあったのかな。

A. 多久市はもともとセンター方式を採用しており、学校の統合により配送先が少なくなったこと以外に変更はない。

Q. 給食について、民間事業者に委託しているのかな。

A. 学校給食振興会という一般財団法人による運営である。

Q. 空調は、全市小中一貫教育への移行時に導入しているのかな。

A. 学校統合の時点では一部の管理諸室のみであったが、平成26年度に文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して、全ての普通教室と一部特別教室に導入した。

Q. スクールバスについての稼働状況はどのようなものかな。

A. 行きの便が1便、帰りの便が3便あり、空き時間についても学校の課外活動や社会科見学で活用されていることがほとんどである。夏休みに関しては、中学生の部活動のために活用されている。スクールバスの手続きは簡便であり、場所が離れていても安全に課外活動が可能であるため、教職員からの評価は高い。

Q. 地域の買い物等への活用の要望はないかな。

A. そのような声はあるが、国庫補助を活用しての購入であることや、課外活動への活用により空きが出にくいことから難しい。地域からは、学校統合により子供たちの声が聞こえなくなり寂しいとの声もあることから、地域での校外学習を積極的に行うこととしている。また、地域の老人会等に協力いただき、子供たちに昔あそびを教えてもらうといった取り組みも行っており、その際にスクールバスを使用して

送迎するという事は行っている。

Q. 放課後児童クラブについてはどのように運営しているのか。

A. 公設公営であり、教育委員会が所管している。東部校、西溪校については旧校舎の空き教室を活用しており、中央校については小学校を新設しているため、校舎と体育館の間に教室を新たにに向けた。待機児童は発生していないが、児童は増えているため、夏休み期間中は、T Tのための学習支援員の一部に保育に協力をいただいているところである。小学校6年生までを対象としており、19時まで開所している。

Q. 児童一人当たりの保育料はどの程度か。

A. 月額1,500円であり、その他おやつ代に1,000円、延長料金に1,000円がかかる。

Q. 教育委員会事務局の体制はどのようなものか。

A. 平成29年度より学校教育課、教育振興課の2課制となった。教育委員会制度そのものは学校教育課が担当しており、学校教育課は、現在課長1名、課長補佐2名、指導主事1名、嘱託指導主事1名等で構成され、計8名である。

Q. 「教育するなら多久」を謳っているが、多久市の取り組みを市内外にアピールして、定住人口を増やすという狙いもあるのか。

A. そのような狙いはあり、市を挙げて小中一貫教育を行っていることはあまり知られていないため、積極的にPRしている。多久市は佐賀市等への通勤圏内であると考えており、放課後児童クラブについても料金を下げるなど、人口増に向けて努力しているが、目立って人口が増えるという状況にはない。

Q. 多久学で行われている論語カルタは特徴的な取り組みであるが、このことにより国語や社会の成績は良いのではないか。

A. 教科としては英語がもっとも成績がよい。論語の暗唱を1年生からさせており、明確な検証はできていないが、論語と学力には何らかの相関性があるのではないかと考えている。

Q. 要配慮児童への特別支援教育の体制はどのようになっているか。

A. 支援の必要な児童は増加傾向にある。特別支援学級だけでは対応しきれない部分については、いわゆるグレーゾーンに当たる児童も含めて支援、指導する「学校教育支援員」を市で16名雇用しており、必要性の高い学校から順に配置し、研修会の開催により質を高めながら日々の支援を行っているところである。16名という配置については、非常に手厚い配置と考えている。

Q. 健全児とのコミュニケーションはどのようなものか。

A. 児童の特性により、うまくいかない場合もあるが、交流については積極的に進めていく方向である。小中の特別支援に係る事務については、学校教育課の嘱託指導主事1名に一元化しており、年2回の就学相談会の開催により幼稚園・保育園とも連携している。

(7) 所感

多久市の小中一貫教育に向けての取り組みは、小規模校の複式学級の解消という個別の事案から始まっているが、単純な統廃合ではなく、新しい魅力のある取り組みについて検討された結果、小中一貫教育の実現に至っている。印象深いのは、当時の教育長の強いリーダーシップもあり、全市同時の実現となったことである。小中連携に向けた研究会において、市内全教職員が一堂に会し、個別の課題について認識を共有し、それを全市的な課題と捉えることでスムーズな推進につながったとのことである。

学校の統廃合を伴う取り組みであるため、市民や市議会からは反対も多く、実施には相当なエネルギーを要したとのことであるが、小中一貫教育開始後は中学生の問題行動は明らかに減少しており、中学生と小学生が交じって楽しく交流している姿が見られるようになるなど、児童生徒の姿に明らかな変化があり、大変効果的な取り組みであると感じる。中学校教員については小学校5・6年生への乗り入れ授業を行う必要があるが、戸惑いや負担よりも楽しいといった声が多く聞かれるなど、教職員にとっても刺激となる取り組みとなっているとも考えられる。

さらに、小中一貫教育の実現が終着点ではなく、多久市の偉人の学習や郷土理解、体験学習を通じて地域を学ぶ「多久学」や、各学校にICT支援員を配置し、電子黒板やパソコンを活用したICT教育を行う等、様々な特色ある教育を実践しており、小中一貫ならではのカリキュラムの充実に努めている。明確に学力向上につながっていない、いじめ・不登校等がゼロではないといった様々な課題はあるとのことであるが、積極的な小中一貫教育研究会の開催や、各学校への教育実践の成果報告を義務付けるなど、内容の充実に向け全校一丸となって熱心に取り組んでおり、こうした姿勢は大変参考になると考える。

本市においても、少子化による児童生徒数の減少が現に進む中、全市的な学校配置を見直すことは喫緊の課題であり、スピード感をもった取り組みが必要である。平成28年度は、学校規模等適正化検討会議において、まずは、過小規模であるために学

校規模等適正化計画においてD・E判定となっている学校についての対策が検討されている。学校規模等の適正化に向け、小中一貫教育・義務教育学校を採用した例は、三重県においても少ないが、個別課題への対応から全市小中一貫教育の実現に踏み切った多久市の取り組み内容や姿勢について、見習うべき点は多いと考える。本市における全市的な学校規模等適正化に向けた取り組みは、今後、本格化していくこととなるが、多久市の事例を含め、様々な他の自治体の事例も参考に、より本市の実情に合った施策の実現に向け、スピード感を持って取り組みに当たることを求め、視察報告とする。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○あけぼの学園移転整備事業について、現在のあけぼの学園の職員の体制は、移転後も変わらないのか。あがたハイツ行のバスの本数が少ないため、新しいあけぼの学園への交通手段については、十分配慮してほしい。

⇒議員 人事に関することであるため、確たることは言えないが、専門職については異動しないのではないかと考えている。学園には通園バスもあるが、あがたハイツ行きのバスについては、市内全体の公共交通という観点から意見を出していきたいと考える。

○現在のあけぼの学園は西日野にあり、市の中南部の利用者が多かったと記憶している。これが市北部へ移転することになり、通園にかなりの時間を要することとなるが、様々な合併症を抱える肢体不自由児にとって、負担になるのではないか。この点について、保護者から意見はないのか。

⇒議員 通園している児童の住所の分布は把握していないが、逆に住所が近くなる人もいると考えるため、一度状況を確認したい。

○現在のあけぼの学園の跡地利用は検討されているのか。

⇒議員 跡地の活用法についてはまだ確定したものはない。学園の移転により使い勝手の悪くなる児童もいると考えられるため、機能の一部を残してサービスを継続した方がよいのではないかと議論している。現段階で、更地にするという議論にはなっていない。

○移転後のあけぼの学園について、小児整形外科医及び児童精神科医との連携が重要となるが、医師は確保できているのか。可能であれば、市内で十分な医療ケアが受けられるような連携が望ましいと考えるがどうか。

⇒議員 現段階で、整形外科医による診察や児童の精神面のケアについての連携は行っていく。これまでは診察を受けるために津市まで出向く必要があったが、移動の最中に子供の体調が悪くなり、診察を断念するケースもあったと聞いているため、市内

にサテライト型の診療所を設置するなど、本市で必要な診察が受けられるような体制の整備について要望を行っているところである。

○保育所の待機児童について、4月1日現在の人数は昨年度より減少していると聞いているが、6月末現在の人数は把握しているか。

⇒議員 待機児童数として報告されているのは、4月1日現在と10月1日現在の人数であり、6月末現在の人数は把握していない。4月1日現在の待機児童数54名のうち、52名が2歳児までのクラスであり、2歳児までの需要が圧倒的に多い状況である。昨年度と同様に、10月1日には待機児童数が140名から150名ほどになるのではないかと考える。

○大矢知興譲小学校区・朝明中学校区の教育環境課題解決について、一般質問において、名指しこそなかったものの、他地区の住民が、八郷地区の住民を先導しているような気がするという、裏のとれていないような内容の発言がなされた。このような観点ではなく、地域の子供たちに何が必要なのか、本当の教育課題は何なのかということ議論すべきではないか。

⇒議員 意見として承る。

○内部幼稚園の近隣に、新しく保育園ができるとのことであるが、幼稚園の金額も保育園と同様に応能負担に変わる中で、幼稚園の人数が減少するのではないかと危惧する。

⇒議員 意見として承る。

【シティ・ミーティング】

グループAにおいて出された主な意見

○がん検診の受診率が向上していることは良いことであるが、勤務の都合で平日に検診が受けられない場合もある。土曜日、日曜日にも検診を行っているとのことであるため、さらに受診率が向上するようこのような取り組みを進めてほしい。

○現在、中学校給食基本構想の策定が行われているが、市がどのような給食を目指しているのかが一般市民には知らされていないため、周知徹底してほしい。また、基本構想策定委員会については、小学校長会や中学校長会、市P連、学識経験者等で構成されると

- 聞いているが、本来であれば公募すべきであったと考えており、この体制では市民の思いや声を反映できるのか疑問である。特に小中学生の保護者の意見を積極的に取り入れるべきであり、市P連のみでは幅広い意見を反映できないのではないかと。
- 中学校給食について、自分の作った弁当を子供たちに持たせてやりたいという保護者も多いため、その点も考慮してほしい。
 - NPO法人等が「こども食堂」を整備する動きが全国的に広がりつつあるが、今の社会は、夫婦共働きで親の帰りの遅い家庭もあるため、子供の栄養面を考えれば、こうした取り組みを増やしていく必要があるのではないかと。
 - 現在、中学校給食はデリバリー給食と家庭弁当の選択制となっているが、小学校と同じように全員が同じものを食べられる環境が子供の貧困対策に有効と考える。全国的にも中学校給食の実施が進む中、本市の取り組みは遅いと感じるため、良い手法を見出し、早期に実現してほしい。センター方式では食中毒等の対応に課題があるため、可能であれば小学校と同様の自校調理方式を追求すべきではないかと。
 - 県外出身であり、中学校給食は当たり前であったため、本市で今議論していることが不思議である。また、弁当よりも給食の方が健康的であったと思う。
 - 県外出身であり、中学校給食は当たり前であったが、弁当の方が量が多いため、うらやましいと思っていた。
 - 本市の学童保育は民設民営であるが、施設を増設してもそれ以上にニーズがある、希望はあるものの保育料がネックとなり入所させない保護者もいるといった点から、この方式は保護者のニーズに応えきれないと考える。公的な支援をもう少し充実させるべきであり、本来なら公設を目指すべきではないかと。
 - 小山田地区にはこれまで学童保育所がなかったが、地元の尽力により民間施設を活用してようやく開設された。しかし、場所が学校から離れており、道路状況からも生徒の移動は大変危険である。人口の少ない小山田地区でなぜ学校施設が活用できないのか疑問であり、空き教室ができるのであれば使わせてもらいたい。
 - 三重小学校区の学童保育所については、年々人数が増えており、待機児童の問題も心配される。また、非常に古い施設であるため、耐震状況も心配である。「子育てするなら四日市」を掲げるのであれば、最初に取り組むべき課題ではないかと。
 - 笹川東小学校及び笹川西小学校の統合方針が先日晒されたところであるが、現笹川西小学校について、学童保育に活用するのもよいのではないかと考える。

- 中心市街地活性化の一環として、庁舎東側における新図書館を核とした拠点施設についての基本計画策定が進められているが、そのことを市民があまり知らない状況である。庁舎東側は、非常に狭く、市民交流施設や喫茶店も含めた複合施設として検討されている状況において、図書館の書庫は閉架式でビルの高層階に設けざるを得ず、また、現在の図書館は車による来館が多いにもかかわらず、駐車場確保も困難であることから、当該地に整備するのであれば、中央図書館としてふさわしくないと考える。さらに、その狭さからゆったりとくつろげる空間が確保できない、現在全市的に展開している自動車文庫が維持できなくなるという心配もある。図書館を所管する教育民生常任委員会としても、基本計画が策定されるまで待つのではなく、そこに至る過程にも関心を持ち、意見を反映させてもらいたい。
- 中心市街地活性化に向けた対策と、望ましい図書館の在り方については、当初より分けて議論すべきではなかったのかと考える。
- 防災機能を考えた場合、何も建設されていない空地は将来的に必ず必要となると考える。そのような中で庁舎東側の空地で新図書館を含めた拠点施設を建設することには疑問がある。他の場所で、図書館としてゆったりくつろげる施設を整備した方がよいのではないか。
- 小学校へのエレベーターの設置について、増改築に合わせて行うこととしているとのことだが、エレベーターを設置することで肢体不自由児が自分で行動を起こし、様々なことに挑戦できるようになり、その経験は、ひいては国の将来の経済活性化にもつながると考える。児童の挑戦する心を摘んでほしくはないため、子育てしやすいまちを目指すのであれば、ぜひ状況に応じたエレベーターの整備をしてほしい。財政的な面を考慮しての対応であることは理解するが、予算は創るものであると考える。
- 肢体不自由児が小学校に入学しており、以前よりエレベーターの設置を要望しているが、教育委員会からは、財政面や、障害者差別解消法における合理的配慮を理由に設置できないとの回答をもらっている。外での運動が困難であるため、図書室での読書など、自分なりのスクールライフを見つけてほしいと考えているが、特別教室が上階にあり、誰かに助けてもらわなければ上がることができず、そのための休み時間も十分でないというのが現状である。学年が上がるほど、人の助けを得ながら移動することが恥ずかしいという気持ちも出てくると考えるため、児童の精神面にも配慮し、エレベーターの状況に応じた設置について検討してほしい。

- 県外出身であるが、地元よりも本市は交通渋滞が多いと感じた。
- 県外出身であるが、雪が積もった際、なぜ除雪をしないのか疑問を感じた。

グループBにおいて出された主な意見

- 名古屋市が平成29年4月1日現在での待機児童数ゼロを達成したと発表した。新市長は「子育てするなら四日市」を掲げている中、財政面を見ても名古屋市でできるのであれば、本市も待機児童数ゼロを達成できるのではないかと。
- 本市の学童保育所は民設民営であるが、同格都市では公設としている場所が多いと考える。学童保育の入所対象の拡大に伴い待機児童も発生する中、現状では、施設拡大に向けて「民」自らが土地建物を確保する必要があるほか、保育所に比べて保育時間が短くなる等、保護者にとって負担がかかる状況である。保護者の負担軽減のためにも、行政自らが責任を持って学童保育所を運営することが必要ではないかと。
- 平成30年度より幼稚園保育料が応能負担となるが、保護者としては保育料の階層区分をもう少し細分化し、負担を少なくしてほしい。また、値上げするのであれば、そのメリットを享受できるような幼稚園の運営をお願いしたい。
- 保育園にはエアコンが設置されているが、幼稚園の保育室にはない。保育園へのエアコン設置に向けては、園職員が夏と冬の室温の状況と子供たちの健康状態について独自に調査し、子供の健康管理上エアコンは必要であると判断して運動を行った。児童の健康管理上必要であれば、保護者や職員が積極的に訴えていくべきではないかと。
- 現在、庁舎東側広場において新図書館を核とした中心市街地拠点施設について基本計画の策定作業が進められているが、現在の候補地での整備は、自動車文庫の実施が困難となること、防災面や駐車場の不足の面において問題であると考えられる。また、来館者のほとんどが図書館を利用すると思われる状況において、教育行政を所管する教育民生常任委員会としても、基本計画の策定前から議論を行うことを望む。
- 新図書館にかかるシンポジウム及び地域での懇談会が開催されているが、あさけプラザで行われた懇談会の参加者は非常に少なかった。また、シンポジウムにおいて、グループ討議を行ったが、庁舎東側での整備についての期待感はなかったと感じている。このような状況で行政はどのように意見をくみ取っていくのか心配である。意見のひとつひとつに向き合っていく姿勢が大事ではないかと。
- 中心市街地での図書館の移転整備については以前より話があり、期待していたもののい

まだに実現できていないため、早期の整備をお願いしたい。また、現状の図書館は学習室が狭いため、学習室を広くしてほしい。

- 現市立図書館のおはなし会の会場となっている「おはなしのかまくら」について、狭くて子供たちがゆったりと語り手の話を聞ける環境にないため、広くしてほしい。
- 市内のどこに住んでいても行きやすいように、東西2カ所に図書館が必要であると考え
- る。
- どのような年齢層が主に利用するかが、図書館や複合施設の計画に影響すると考える。若者、親子連れ、高齢者等それぞれの求める機能は異なるため、多角的な視点からの検討が必要と考える。
- 図書館について、財政状況に配慮しながら良いものをつくることは難しい面もあるが、長期的に見ればある程度の投資は必要であると考え。10年後、20年後を見据え、将来の四日市市に貢献する人材を育成するという観点から取り組むべきである。
- 橋北交流会館について、給食の運搬がスムーズに機能していないとの話を聞いている。また、橋北こども園の園庭は狭く、貸出としているグラウンドを、なぜ園児や子育て支援センターに来る児童が使えないのか疑問である。館内のスペースは広いものの、外での遊びと館内での遊びは、内容も体に与える影響も異なり、代用の効くものではない。設計時に、実際に利用する側の意見を担当部局がうまく拾えなかった結果ではないか。
- 他県出身であるが、三重県は渋滞が多いため、道路を広くしてほしい。
- 道路の白線が消えかかっている箇所があり、夜には非常に見づらく、特に自転車に乗っているときに怖い思いをする。できれば自転車専用レーンを整備してほしい。

【議会報告会】

○中央緑地への体育館の新設は楽しみであるが、国道 1 号の渋滞は苦痛に感じている。渋滞への対策はあるのか。

⇒議員 弓道場隣の橋を車の通行ができるようにし、国道 1 号以外からもアプローチできる場所を確保することで渋滞の分散を図ることも考えられる。また、四日市あすなろう鉄道も含めた公共交通機関の利用促進を働き掛けていくという方針である。

○本市の学童保育所は民設民営となっており、学童保育所によって保育料や運営方法が異なる状況である。保護者から様々な評判を聞くが、学童保育所を民設民営とすることの良さはあるのか。

⇒議員 公設とした場合、設置に係る基準が厳しく、その分コストもかかる。対して民設の場合は、通常の民家を活用している例もあるなど、総コストを低く抑えることができていると考える。また、本市は歴史的に学童保育所を民設としてきたこともあり、今後、公設学童保育所を設置した場合、学区間で不公平感が出るのが懸念されると理事者側からは聞いている。

○ジェネリック医薬品への変更について、患者側からは言い出しにくい面もある。ジェネリック医薬品の利用促進について、市から医療機関に対しても働きかけを行っているか。

⇒議員 四日市医師会としてはジェネリックの利用を促進していくという流れであると聞いているが、個々の医師に対して市から働きかけを行うことは難しいと考えるため、患者側から声をかけてもらえればありがたい。また、ジェネリック医薬品希望カードというものを作成している団体もあり、こうした方法により意識啓発していくことも重要と考える。

○ジェネリック医薬品の利用促進について、医師側の思いは把握しているのか。また、薬局によってもジェネリック医薬品の取扱いの有無に差異があり、薬局に対してジェネリック医薬品の希望について言い出しにくい状況である。

⇒議員 かかりつけの病院では、ほとんどジェネリック医薬品の処方箋を発行してもらっ

ていたところ、ジェネリック以外の薬品が処方された際に市から差額通知が届いたため、患者側よりも医師側に働きかけた方が効果があるのではないかと意見したことはある。医師会としてもジェネリックの利用を促進していく方針とのことだが、個々の医療機関まで徹底されている状況ではないと考えている。薬局においては、ジェネリック医薬品の取り寄せは可能であると考えするため、薬局側にはしっかり自らの意思を伝えてほしい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：教育全般について》

○各学校では、食育や、感染症予防等健康に暮らしていくための子供たちへの啓発等、どのような取り組みを行っているのか。

⇒議員 各学校における取り組みとなるため、議会で把握しきれていない面があるが、重要な視点であると考えするため、一度調査をしたいと考える。

⇒議員 食品衛生の質の向上により子供たちが感染症にかかることが少なくなっている状況で、以前と同様の安全基準では子供たちの体が耐えられないと考えられることから、小学校や保育園の給食調理に際しては、衛生管理を極めて慎重に行っている。また、市は現在、中学校の食缶給食・全員給食の実現に向けて取り組んでいるところであり、生徒全員が同じものを食べることも食育につながるのではないかと期待している。

⇒議員 感染症の予防に関し必要な指導及び助言や、感染症及び食中毒の予防処置については、学校医の職務として定められている。

○小学校や保育園では自校（自園）調理方式での完全給食となっており、アレルギーの対応については徹底されていると考えるが、現在、週2回のデリバリー給食制を採用する市立幼稚園では、どのように対応しているのか。

⇒議員 幼稚園給食のアレルギー対応については、担当部局に確認したい。

⇒議員 小学校のアレルギー対応については、まず入学前に栄養士と保護者・児童とが面談を行い、食べられないものは何かを明確にしている。その上で、1カ月ごとに作成される献立について何が対象となるのか、どのように対応するのか事前に協議を行い、事故のないよう配慮している。また、実際に発生したアレルギーによる事故

の事例について、学校長等を対象とした研修を行う、有事の際のエピペンによる対処方法について、保健師も交えて講習会を行うといった意識啓発についても取り組みを進めており、現状では、適切にアレルギー対応が行われていると考えている。

○中学校給食はいつ頃から開始されるのか。

⇒議員 中学校給食を食缶給食・全員給食にするという方針が平成28年度に打ち出され、現在、中学校給食基本構想・基本計画策定委員会において、中学校全校のハード面等の調査を行い、自校調理方式やセンター方式等、各実施方式のメリット、デメリットを検証している状況であり、開始時期までは明確になっていない。早くても四、五年はかかるのではないかと考えている。

⇒議員 現在のデリバリー給食の調理業務委託について、平成29年度からの複数年契約となっており、その期間が満了するまでは食缶給食への移行はできない。ただし、様々な要素の検討が必要であるため、期間満了後すぐに移行するのは難しいのではないかと考えている。

○中学校給食の調理方式をセンター方式とすることには、各学校への配送時間や給食の保温、食中毒対応等様々な問題もあると考える。子供たちにとって安心・安全で、おいしい給食を提供するためには何が重要かという基本的な視点に立って検討を進めるべきである。

⇒議員 センター方式で市内全域を賄うことができるかは定かでないが、災害時に備え、食糧備蓄機能を有する共同調理場を設けるといった観点も必要と考える。ただし、市内22校は距離もあるため、実際に給食業務を行う現場にとって何がもっともふさわしいのかという観点からの検討を積み重ねることも必要である。

⇒議員 中学校の全員給食については、議会においても長らく議論されてきたところであるが、ようやく前市長が実現に踏み切ったところである。現在、教育委員会では、実施方式について経済性、安全性や温かさの問題等様々な側面から総合的に議論していると考えており、ようやく議会に提案されることとなるため、シティ・ミーティングで出された意見も踏まえてしっかり議論していきたい。

○中学校を全員給食とすることについて、運動部に所属する生徒等は給食だけでは足りな

いのではないか。

⇒議員 公立中学校の給食はあくまで教育の一環と捉えており、栄養士が適正な栄養バランス等を考慮の上、量や内容を決めるものとする。このため、足りない場合は、他の方法で補給してもらう必要があるのではないか。

⇒議員 スポーツにおいて、栄養指導を徹底しているチームほど怪我が少なく、その内容を見れば非常に多くの量を食べさせているということが分かる。確かに学校給食は教育の一環であり、生徒全員が同条件となると考えるが、指摘は的を得ており、運動部に所属する生徒等は何らかの形でカロリーを補う必要があると考えるため、教育委員会にも申し伝えたい。

○中学校区について、複数中学校を選択できるような仕組みを作ることで、学校がより魅力のある環境となり、いじめの撲滅にもつながるのではないか。

⇒議員 現在、いじめや部活動への対応から、ある程度自由に学校を選択できる学校区もある。また、10年ほど前に教育委員会より、複数中学校の選択制の導入を提案されたこともあるが、十分準備が整っておらず、議会において時期尚早と判断した経緯もあるなど、ご意見の内容について全く考えていないものではなく、可能であれば自由に選択できるようにしたいとの思いはある。

○待機児童については小さな子供を持つ保護者の悩みとなっているが、市は待機児童の削減についてどのような見通しを持っているのか。

⇒議員 待機児童の問題は都市部を中心に報道されているが、本市は東海3県で待機児童数をもっとも多い自治体として厚生労働省に報告されている。平成28年は、4月1日には64名であり、10月1日には142名となった。平成29年度は4月1日現在で54名であり、28年度に比べれば減少している状態であるが、今なお待機児童が存在する。本市では、現在民間保育所の開設を進めており、平成31年度の待機児童ゼロを目指して対策を行っているところである。また、待機児童については圧倒的に0歳児から2歳児が多く、全国的な傾向となっている。

○今定例月議会において、あけぼの学園に必要な資質について一般質問がなされているが、議論の内容を確認したい。

⇒議員 あけぼの学園で行う相談支援事業に当たっては、児童の状況の確認のために面談を行う必要があり、加えてどのような家庭環境で育っているかを家庭訪問により確認して支援計画を立てるという決まりになっている。しかし、計画作成に当たって家庭訪問が手薄となっている実態があり、法律に則った事務を行うのであれば、現状を改善し、家庭訪問により子供たちの置かれた状況をしっかり把握した上で計画を立てなければならないのではないかという趣旨の質問であったと理解している。

○相談支援事業において必要な家庭訪問ができていないのは、職員数が足りないことに問題があるのではないか。

⇒議員 職員数もひとつの課題であると考えますが、職員の意識の低さも要因であると考えます。職員の意識改革も含めた体制の見直しを行うとの趣旨の答弁もあったところであり、今後どのように改善されていくか議会としても確認していきたい。適切な体制を整えた上、新たなオープンを迎えたいと考えています。

○児童発達支援について、児童精神科や小児整形外科をはじめとした医療とは切っても切れない関係にある。移転後のあけぼの学園について、隣に医療機関が整備されているが、医療との連携やその質は担保されるのか心配している。

⇒議員 医療との連携については非常に重要である。これまでは必要な医療を受けるために児童を遠くの病院へ連れて行かなければならない場合もあり、保護者にとっても負担であったと考える。あけぼの学園の移転新設に当たり、隣に医療機関を誘致することは本市の悲願であったと感じており、学園と密に連携し、児童の医療ケアをすることが新しい医療機関の役割であると考えするため、こども未来部からもしっかり目くばせするよう議会からも働きかけていく。

《今回の議会報告会開催方法に関する感想について》

○2階から話を聞いていた人もおり、今までにない機会であった。何度も開催することで市民の関心も高まると考えるが、周りの音が気になるため、もう少し静かな場所であればよい。

○特に北部に住んでいる人にとっては場所が分かりにくい。ただし、明るく開放的な場所であり、市民に対して開かれているという印象であった。事前に買い物客に対して周知

を凶ればもう少し地域の人にも来てもらえたのではないか。

- あまり広い場所は好きではないが、通常は地区市民センター等で行っているため、どのように議会報告会が行われているのか見えず、市民の関心も薄かったと感じる。開放的な場で行うことでこれまで関心のなかった人も足を止めてもらうことができ、回を重ねていくことで定着するのではないかと考える。今度は、北部でも同様に実施してはどうかと考えるが、開放的であってもより落ち着いた場所を探してほしい。
- 以前にも来たことがあるが、全く雰囲気異なり、議員が近く、話しやすい雰囲気であると感じた。公共施設での開催と双方あった方がよいと考える。
- 議会については堅いイメージがあったが、開放的な場での開催は参加しやすく、発言もしやすいため、良いのではないか。今回の内容はためになったと感じるため、近くで開催できればまた参加したいと考える。
- 商業施設等、オープンな場で開催することは、様々な人の興味を引くため、良いと考える。ただし、より多くの人に興味を持ってもらうためには、土曜日、日曜日に開催すべきではないか。中には発言の不得意な人もいると思うため、後日でも質問、意見等を出せるシステムもあればよいと考える。
- 議会報告会の看板の位置を吹き抜け2階の部分に設置した方がよかったのではないか。また、教育民生常任委員会の所管内容は多くの人にとって興味があるものとするため、議題の内容について掲示する場所があれば、足を運びやすいのではないか。
- オープンな場で行うことで、近所の人を通らないか、人目が気になる面もある。
- オープンな場であれば参加しやすく、意見もあまり緊張せずに出せる雰囲気であった。教育については多くの人に興味のあるテーマであるため、時間帯を工夫すれば多くの参加にいただき、活発な議論につながったのではないか。また、議題で時間を区切るなど、人が入りやすい環境づくりも必要ではないか。
- 教育をメインテーマに据えるのであれば、学校で開催した方が、学校の課題等教育に関する意見を吸い上げやすいのではないか。
- 年齢層によって外に出やすい時間帯がある。例えば1回の議会報告会を午前の部、午後の部と2部構成にするなどの手法も考えられるのではないか。議会と市民が近くなることにより議員も市民の声を拾いやすくなり、市民としても議員の考え方を知ることができ、より開かれた議会となると考える。

【議会報告会】

質疑、意見はなかった。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：市議会・市議会議員のイメージ》

（主に、委員からの間に参加者が答える形式で実施）

1. 現在の四日市市議会議員の数は多いと感じるか。

⇒多いと感じる意見は少数であった。

Q 2. 定数が多いと感じる方は、何人程度が良いと考えるか。

⇒○現状の半分程度で良いと考える。国と比較しても市は小さいので、三十数人も必要
ないのではないかと考えている。

○人口 1 万人に対して 1 人が適当であると考えているため、31 人ほどが良い。

⇒議員 議員定数については全国的にも基準がなく、どれほどの人数が適当か考えるこ
とは難しい。ただし、市議会議員は市民の代表であり、定数削減により市民の声が
行政に届きにくくなるという点を踏まえ、議員定数について考えてほしい。

Q 3. 現在の四日市市議会の女性議員数は少ないと感じるか。

⇒全員が少ないと回答。

Q 4. 現在の四日市市議会の議員の名前を知っているか。

⇒20 名を知っている、6 名が全く知らないと回答。

Q 5. 知っている方は何名ほど知っているか。また、どのように知ったか。

⇒○10 名ほど知っている。シティ・ミーティングへの参加や F a c e b o o k、N P
○活動を通じて知った。

○2 名ほど知っている。選挙ポスターにより知った。

Q 6. 議員が少しでも名前を知ってもらうためには、どのような活動をすればよいと考えるか。

⇒○関心があれば、インターネットや議会報告会等で容易に情報を得ることはできるが、まず市民に議会活動自体に関心を持たせるようにしなければ、名前を覚えてもらうことは難しいと考える。

○大学の授業の一環でシティ・ミーティングに参加し、議会活動に興味を持った。高校や大学等へ働きかけるなど、今後の未来を担う若い世代へ積極的にアピールすべきと考える。

○市議会議員選挙の際、学校の体育館等で立会演説会を行うことが有効ではないか。また、個々の議員においても、地域での丁寧な市政報告会を、多く開催してほしい。

○東員町では、町議会議員選挙に際し、公開討論会を行い、立候補者 21 名中 14 名が参加した。四日市市でも市長選挙の際に実施しているため、できないことはないのではないか。議員のことがよく分からないという意見も多いため、ぜひ実現してほしい。

⇒議員 国会議員や県議会議員よりも市民に近い「市議会議員」であることに誇りを持って仕事をしている。いかに市議会が大事な役割を果たしているか市民に見てもらえるよう取り組むことは重要であり、個々の議員の立場としても、議会としてもより市議会活動に関心を持ってもらえるよう努めたい。

⇒議員 若い世代へのアピールについて、個々の議員においても活用している SNS 等からの繋がりができればよいと考える。

⇒議員 市政に関する課題を抱える地区においても、個人の市政報告会への参加は少ない状況である。このような機会を見かけたら、ぜひ多くの方に参加してもらいたい。

⇒議員 議会の中でも様々な議論、討論があるため、特段公開討論会の必要性は感じない。また、立会演説会については、市議会議員選挙の場合、40 名ほどの候補者が一堂に会することとなり、時間も長くなるためあまり関心を持ってもらえないのではないか。議会報告会については、参加者が少ない状況であり、知人の方等にも広く参加を呼びかけてもらいたい。

Q 7. これまで議員のイメージは良かったか。

⇒14 名が良い（どちらかと言えば良い）、11 名が悪い（どちらかと言えば悪い）、1 名がどちらでもないと回答。

Q 8. 議員のイメージが良い（悪い）理由は何か。

⇒○最初は何をしているのか分からないというイメージであったが、幼稚園保育料の改定の際、少しでも保護者負担を軽減すべく努力してもらい、さらに、幼稚園へのエアコンの設置等、求めている項目まで実現しつつあることから、良いイメージに変わった。もう少し効果的なPR活動を行えば、市民と議員がより近づくのではないか。

○アンケートからは、高校生の議員に対するイメージは良くないことが分かるが、国会中継を見ても居眠りをしている議員もおり、また、報道も悪いニュースばかりが取り上げられるため、このように感じて仕方がないと感じる。

○高校生はあまり議員と関わる機会がないが、市議会議員選挙の街宣の際、手を振っても振り返してくれない候補者がおり、街宣車に候補者が乗っていない場合もある等、あまり議員のイメージは良くない。前回選挙の際は中学生であったが、子供にとっては手を振り返してもらっただけでもイメージは変わると考える。

○報道では議員の悪いニュースをクローズアップしているように感じられるため、もう少し議員の活躍等を取り上げることで、周囲の目線が改善されるように感じる。

○日常的な報道からはイメージは良くないが、本日議会報告会に参加して、市民のために頑張っていることが分かり、良い印象を持った。

⇒議員 議会のPRについては、広報広聴委員会を中心に検討していきたい。

Q 9. 議会報告会に参加して以前よりもイメージが良くなったか。

⇒23 名が良くなった、3 名が良くならなかったと回答。

Q10. イメージが良くならなかった理由は何か。

⇒○イメージという捉え方は非常にあいまいである。本来であれば、中学校給食や図書館等の政策課題について、各委員がどのような考えを持っているのか聞きたかった。議会において、傍聴者は発言・質問することができない中、シティ・ミーティングの場で「市議会・市議会議員のイメージ」をテーマに据えたのは、非常に残念であ

る。

⇒議員 意見として承る。

【議会報告会】

○小中学校へのエレベーターの設置について、改築の際に設置すると聞いているが、朝明中学校の改修に際しては設置されるのか。

⇒議員 今回の改修については設置はないが、中学校の全員給食の実施に当たり、給食用リフトの設置が必要となることから、これを人も乗れるようなものにしてはどうかとの意見も出されており、議論が始まったところである。

○大矢知興譲小学校前のあさけ通りの道幅が狭く、暴走する車も多いことから通学する生徒にとっては危険な状態となっている。拡幅や交通規制はできないのか。

⇒議員 あさけ通りは県道であり、市の判断で拡幅はできないが、道の東側に路側帯を設けて自転車通行を可とするなど、地域からの要望に基づき、安全対策は行っているところである。交通量の増加については、近鉄富田駅への送迎車が増えていることが主な要因であり、時代の変化に道路整備が追い付いていないという状況である。小中学校の児童・生徒は可能な限りあさけ通りを通らないように、四日市高校の生徒も東側の路側帯を通るように対応し、車との接触を防いでいるが、完全には危険を回避できる状況ではない。市内には同様の箇所が複数あり、優先順位を付けて対応しているところであり、あさけ通りのみ対応することはできないが、いただいた意見を受け、より一層あさけ通りの安全確保に力を入れるよう行政側に申し伝えたい。

○笹川地区を南北に走る中央通りの交通量が多い状況であるが、東西笹川小学校の統合に当たり、通学路の安全対策はどのように考えているのか。

⇒議員 中央通りをどのように横断するかは一番の課題である。見守り隊等、地域住民によるサポートだけでは不十分であり、保護者や地域住民からは横断歩道の設置要望が出されているが、どれほど利用者があるのか、経費はどの程度かといった点で検証が必要であり、結論は出ていない。しかし、設置する方向で話が進んでいるとは聞いている。

○東西に公園があり、これを有効に活用することができることから、長期的に見れば、

横断歩道の設置は非常に効果的と考えるため、ぜひ進めてほしい。

⇒議員 一議員としてしっかり受け止める。

○障害者差別解消法が施行された状況において、笹川小学校通学路への歩道橋の設置は当然のことである。また、バリアフリーの視点も取り入れ、誰もが利用できる構造とするなど、法の趣旨に現状が追い付かないということがないようにしてほしい。

⇒議員 歩道橋の構造や場所についてはまだ議会に提案されておらず、議論もない。意見についてはしっかり受け止める。

○特別支援教育において、障害児と地域住民との交流を図るなど、誰もが共生できる社会を目指してほしい。

⇒議員 意見として承る。

○学校の大規模改修においてもエレベーターは設置されないとのことだが、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者当事者の意見を聞くなど、これまでとは視点を変えて取り組みを進めるべきである。

⇒議員 笹川中学校の建替えにおいては、障害児も乗れる構造のエレベーターを設置している。また、エレベーターのない学校においては、階段昇降機等で児童・生徒の昇降を支援しており、今後はさらに法の精神を活かした学校づくり・環境づくりが必要であるとする。

○民間保育所等整備事業において、地域型保育事業所3施設の給食設備改修工事に要する経費の一部を補助するとされているが、具体的にどの施設か把握しているか。小規模保育施設も含め、どの施設でも安心・安全な給食が提供できるようにしてほしい。

⇒議員 委員会審査の中では、整備を行う施設がどこかを問う質疑はなかったため、確認の上、回答する。

○中学校給食の実施に向け、1センター方式で進めることについて議会ではどのような議論があったのか確認したい。中学校給食・基本構想策定委員会の結論では、1センター方式がもっとも安心・安全とのことだが、広い市域をカバーできるのか、災害や食中毒

発生の際に適切に対応できるか疑問である。また、策定委員会の委員が市民の多様な意見を集約できているとは思えず、本件については、慎重に丁寧に議論してほしい。

⇒議員 本件については、市民から請願の提出があり、1センター方式で進めることについて、安全性の面で不安がある、保護者や生徒に対してもう少し意見を聴取すべきではないかという趣旨の説明がなされた。請願については委員会及び本会議において全会一致で採択され、また、基本構想・基本計画策定事業に係る予算については、複数センター方式も検討すべきこと、基本構想策定前に議会の意見を聞くことについて附帯決議を付し、1センター方式が望ましいとの提案に対し、議会からはさらに議論が必要との判断を示したところである。

○大矢知興譲小学校の改築について、周囲は住宅と田畑ばかりである土地に5階建ての建物を建てることは非常識ではないか。賛成者は、なぜ、5階建てで良いと判断したのか。

⇒議員 大矢知興譲小学校の教育環境課題解決に向け、一度は朝明中学校移転建替えによる解決方針が示されたところであるが、新市長は、大矢知興譲小学校と朝明中学校の課題は別々に解決を図るべきとの考えを持っている。（仮称）大矢知中学校分離新設方針が示されて以降、8年間置き去りとなっている大矢知地区の子供たちの教育環境を少しでも早く改善しなければならないとの思いで、5階建てもやむなしと判断した。

○一度5階建てを建てれば、その建物が長年にわたって残ることとなる。5階建ての場合、災害発生時に低学年の生徒が避難するに当たっても問題があると考えますが、周囲の住居等への日照には問題はないのか。近隣住民の理解は得ているのか。

⇒議員 事業に当たり、日照権を侵すような建物は建てないと理解している。予算への附帯決議において、市長自ら地元保護者及び未就学児童保護者に対して改築内容の周知及び意向確認のアンケート調査を実施することを求めていることから、今後、地区とも協議しながら事業が進められていくものと考えているため、積極的に意見を発信してほしい。

○耕作地については、日が当たらなくなれば損害が発生すると考えるため、法律上の基準とは別に考えるべき問題であると考えます。また、地域でのアンケートで5階建ての建築に反対の声が多ければどのように対応するのか。

⇒議員 附帯決議については拘束力はないが、市と議会の紳士協定のようなものであるた

め、適切に地域の理解を得た上でなければ、予算執行できないものと考えている。

○大矢知興譲小学校の改築において、運動場が使用できない期間が発生する。大矢知地区にはほとんど公園がなく、代替をどのように考えているのか。

⇒議員 学校の改築に際して運動場が使用できなくなる場合、地域と協議して代替地の確保に努めている。今回の改築においては、地区内で代替地を確保することが難しい面もあると考えるが、地区から近い場所で代替地が確保できるよう、教育委員会に申し伝えたい。また、本市は他都市に比べて地区内の公園が少ないと聞いており、今後も都市整備部に意見を伝えていきたい。

○笹川地区や桜地区と比べても大矢知地区は、圧倒的に公園の数が足りない。地区内の子供の数が増える中、道路で遊ぶこと等による不慮の事故を防ぐためにも、早急に整備すべきである。

⇒議員 大矢知興譲小学校の改築整備に当たり、地域や保護者からの意見を受け止める場は設けられると考えるため、指摘の課題についても積極的に意見を述べていただきたい。

○朝明中学校の改修に当たり、バリアフリー化の一環として、南校舎2階から体育館への渡り廊下を設置するとのことだが、2階へ上がるためのエレベーターは設置されるのか。

⇒議員 現段階では、1階から2階へ上がるエレベーターの設置予定はないとのことであるが、将来的に設置に向けた改修が必要となるのではないかと感じている。

○高低差解消のためのスロープについて、距離の長いものもあるが、降雨・降雪時に危ないのではないか。

⇒議員 スロープについては、同様に危険であると考えているが、あくまで現段階の図面については素案であり、今後、附帯決議を踏まえて地域住民や保護者との協議の場は設けられると考える。スロープの安全性の検証をする必要はあると考えるため、いただいた意見は教育委員会に申し伝えたい。

○津波到来時は垂直避難が必要となるが、防災の観点から、小中学校の大規模改修においては、上階に上がるスロープを設置する必要があるのではないか。

⇒議員 全ての学校に一度にスロープを設置することは、予算の関係上、困難と考える。

今後、障害者への対応の一環として、順次計画されていくものと考えている。

⇒議員 正面玄関については、スロープ化されている学校もある。予算上の問題もあるが、本市でも障害者差別解消法に基づく条例を、現在、議員提案で策定しており、バリアフリー化の必要性については、しっかり意識を持っている。

⇒議員 防災に係る事項として、総務常任委員会にも意見を申し伝えたい。

○エレベーター設置等、バリアフリー化に係る本市の考え方については、障害者差別解消法を制定した国の方針とまったくそぐわないと考える。各議員がもう少し意識を持たなければ、本市の障害者を取り巻く環境は、他の自治体よりも遅れていくと感じる。

⇒議員 意見として、しっかり受け止める。

○新しい笹川小学校においては、外国人が多く生活する笹川地区特有の環境を活かし、他の小学校とは異なる多文化共生の教育・取り組みを積極的に進めていくべきである。

⇒議員 意見として承る。

○小古曾3丁目の交差点について、複数の道が交差しており、点滅信号が一つしかないため、事故寸前となっている光景をよく見る。小学生も通学する道であるため、安全性について確認するとともに、初めて通行する人でも分かりやすい道としてほしい。

⇒議員 通学路の安全性について教育委員会に申し伝えるとともに、いただいた意見を都市・環境常任委員会にも申し伝えることとする。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：教育民生常任委員会の所管事項全般について》

グループAにおいて出された主な意見

○あけぼの学園の職員体制について、相談支援事業での居宅訪問が実施できていなかったことを踏まえ、職員が増員されるとのことだが、療育については待機が多い状況である。児童が、必要な時に必要な支援を受けられるよう対応すべきである。

○公立幼稚園の給食について、アレルギー対応が必要なときは弁当持参となるとのことであるが、食育の観点からは、代替メニューによる給食の提供も検討すべきである。

○公立幼稚園の教材費の無償化が新年度より行われるが、年度ごとに検証を行い、無駄が

- 発生しないよう配慮してほしい。また、新たに設置される保育室のエアコンについても、扇風機を併用することで設定温度を下げるなど、費用を抑えるための工夫も必要である。
- 津市には公立幼稚園に養護教諭を配置していると聞いている。保護者の安心につながることから、ぜひ本市においても検討してほしい。
 - 市議会を傍聴し、現在の課題は、本市にとどまらず全国共通のものもあると感じた。民主主義ではどうしても少数派は負けてしまうが、少数意見も根気よく伝えていくことで市民の幸せにつながると考える。
 - 通学路の危険箇所には歩道橋を設置するに当たっては、経費はかかるものの、自転車通行も可能なバリアフリー仕様とすることで、全ての人が共存できる社会に繋がると考える。市や地域だけにこだわるのではなく、視野を広げることが重要であり、バリアフリー化を進めることで、市民だけでなく観光で訪れた障害者等にも優しいまちとなり、誰もが幸せになれるのではないかと考える。
 - 通学路にある子供の絵の描かれた立て看板は連合自治会の管理であるとのことだが、子供の安全を守るためにも増やしてほしい。
 - 新たに誕生する笹川小学校については、外国人の多い地域性を活かし、多文化共生のモデル校となれるようさらなる取り組みを進めてほしい。
 - 中学校給食について、1センター方式で全ての中学校に調理後2時間以内に配送できるのか疑問である。保育園や小学校と同様に自校方式とすることがもっとも望ましいと考えるが、安全でおいしい給食を提供するためにも、複数センター方式も検討してほしい。
 - 富田小学校での地区防災訓練において、自主防災組織や消防分団、消防職員等、指導者側がもたついており、実際の災害現場では助かる命も助からないと感じた。

グループBにおいて出された主な意見

- 小学校の改築等については、全国的にも地域住民や学生とのワークショップや協議会を経ることが通例であるが、大矢知興譲小学校についてはそれを行わないことに疑問が残る。改築後の学校については、長期的に見て価値の高いものを作るべきであると考えるが、そのような配慮がないと感じており、5階建て校舎への改築が行われた場合は、それが普通になってしまうのではないかと危惧する。
- 小中学校は、地域の中心であり、地域住民は学校と一緒に育っていくものと考えている。小中学校それぞれが持つ歴史こそ教育の原点であると考えるが、その根本部分を、その

ときの事情で弄るのは適当ではなく、歴史的経緯を踏まえて地域住民と協議していくことが重要である。

- 中学校給食について、もっともよいのは自校方式であると考えます。現状での実施は難しいが、大規模改修や改築の際に給食室の整備も行うべきではないか。また、広い給食室を持つ小学校から、近隣中学校へ配送するという選択肢もあると考えますが、現在の市の方針は、センター方式ありきで進んでいると感じています。
- 現在の財政状況で自校方式は難しい。しかし、センター方式とするのであれば、1カ所の整備ではなく、複数箇所から市内各校へ短時間で配送できるようにしなければ教育にも影響するのではないかと考えます。また、現在使われていない下水処理場もあると考えますが、そのような用地に給食センターが整備できるのではないかと考えます。
- 現在は食の安全を考えられない大人が増えており、様々な病気も発生しています。小学校や保育園が自校（自園）方式で給食を実施する中、それを引き継いだ食育を行うことが、思春期の中学生にとっては重要と考えます。常に食の安全・安心を念頭に、センター方式での中学校給食実施から、徐々に自校方式へ転換していくべきではないかと考えます。

7. 4 常任委員会報告会において出された意見

4 常任委員会報告会において出された意見（教育民生常任委員会）

【四日市市における介護予防の現状と課題について】

- 本市においても地域包括ケアシステムの構築や、介護予防の取り組みが進められているところであるが、地域の実態としては、よりきめ細かい対応が求められるようになっており、住民が真に必要とする支援にまでは手が届いていないように感じている。NPO 団体等の活用により、医療や介護の受け方から薬の飲み方に至るまで、個々の状況に応じた相談が受けられるような仕組みを構築することによって、より一層の健康づくりや医療費の削減にもつながると考えるため、もう少し掘り下げて検討すべきである。
- 本市は平成29年度に総合事業を開始したばかりであり、住民主体サービス（サービス B）について、通所型、訪問型ともに全地区で同様に実施できるよう整備を進めるべきである。また、当事業の先行実施により出てきた課題もあると考えるため、今後はサービスの立ち上げ補助だけでなく、こうした課題の解決に向けた取り組みについても議論を進めるべきである。
- 介護予防や生活支援に資する活動の実施に当たり、事業開始時に必要となる経費について市が助成を行っているが、活用制限が多く、使い勝手が悪いとの意見を聞いているため、新体制の教育民生常任委員会で実態を確認し、議論してほしい。
- 所管事務調査報告書からは、教育民生常任委員会として、本市の介護予防についてどのような課題があると整理したのか読み取りにくい。第7次四日市市介護保険事業計画・第8次四日市市高齢者福祉計画の策定年度であったからこそ、前計画の進捗状況や課題について、もう少し深掘りして検証し、次につなげる必要があったのではないかと感じる。

【教職員の負担軽減に向けた取り組みについて】

- 授業・学習指導や生徒指導が教職員の本来の業務であると考えているが、中学校の教職員は個々の希望にかかわらず部活動の指導に当たることが求められ、結果として時間外勤務が発生している状況である。教職員が自分たちの生活を犠牲にせず、健康に本来業務に当たれる環境作りが重要であり、生徒も含めて、部活動への所属の有無を選択できるような対応も検討すべきと考える。平成30年度には、モデル的に部活動協力員や学校業務アシスタントが配置されるとのことであるが、これだけで真に教職員の負担が軽減されるのか疑問を感じる。

○部活動指導が強制であってはならないが、部活動指導を楽しむ教職員もいることから、教職員が部活動指導に当たれない環境は望ましくないとする。総合型地域スポーツクラブを活用し、学校との連携を進めることにより、部活動の量の確保を図ることができるとともに、地域との絆の育成にもつながると考えるため、教育委員会としても積極的に検討すべきである。また、PTA活動についても、学校教育外活動であることから消極的な自治体もあるが、PTAは学校・地域で子供を育てるため、保護者と教職員が連絡協議を行う重要な場であり、これを義務であると感じる環境にも問題があるとする。部活動指導やPTA活動について、辛いと感じないような教職員の意識改革も必要ではないか。

⇒上記の意見につき、平成30年度についてはスポーツ施策に関して教育民生常任委員会の所管外となるが、このことにより学校教育や部活動に関する議論とスポーツ施策に関する議論が切り離されることのないよう配慮いただきたい旨を委員長より申し述べた。

○従来から行ってきた業務に加え、新たな教育課題等への対応が必要となっていることから教職員が多忙化しているという現状は、本市や三重県だけでなく、他県についても同様であるとする。今後は、三重県における教職員の配置状況が、他の県と比較してどのような状況にあるかということも確認の上、教職員の負担軽減に向けてどのような対策が必要であるのか議論すべきである。

○近年、不登校の児童・生徒が増加しているが、多忙化している教職員では対応が難しい状況にある。スクールカウンセラーも徐々に増員されており、有効に機能しているとは考えるが、それでも不登校が目立つ現状においては、従来からの取り組みだけでなく、新たな視点からの取り組みも必要である。例えば、引きこもりの社会復帰支援を行うNPO法人等、専門的な知識を持つ者と連携した取り組みを行うことも有効ではないか。

【障害者（児）福祉について】

＜タクシー料金の助成について＞

○タクシー料金の助成の見直しについて、平成31年度を初年度とする第4次四日市市障害者計画に位置付ける方針が示されているが、結論を出す時期については明確に示されていないとのことである。行政として課題をより深刻に捉え、さらにスピード感を持って対応していくべきである。

- 1乗車につき複数枚の利用券の使用を求める声がある一方、その分障害者の外出機会が減る可能性があるため、慎重に検討すべきであるとの意見もある。障害者団体の意見も確認しながら、早期に制度の改善が図れるよう、新体制の教育民生常任委員会においても集中的に議論していくべきである。
- 例えば郊外の自宅から中心市街地にある病院へ向かおうとする場合、長距離の移動となることから、1乗車につき1枚の利用のままでは、電車とタクシーを複数回乗り継ぐようなケースもあると考えられ、不便であると考え。このような状況の解消に向け、より利便性の高い仕組みとなるよう議論していくべきである。
- 当助成制度については利用率の低い状況が続いているが、本市のタクシー事業者の拠点の多くは中心市街地にあり、郊外地区の住民がタクシーを呼んでも配車許否される例があると聞いている。そのようなことがないよう、市からタクシー事業者への働きかけを行っているとのことであるが、近隣市町に事業所を有するタクシー事業者とも協定を結ぶことにより、当制度がより使いやすいものとなり、利用率も向上すると考えるため、今後議論してほしい。

【その他】

- 平成29年度においては、教育民生常任委員会が行った所管事務調査のテーマと行政視察の内容については関連性がないように感じる。行政視察については、視察先との日程調整等の関係上、必ずしも想定通りにいかない場合もあるが、今後、委員会の行政視察や管内視察と所管事務調査の連動については検討していくべきであると考え。委員会メンバーを複数グループに分けて視察を行い、視察内容を委員会の場で報告し合うという手法も検討すべきではないか。